

大 分 類	共通（研修関係）
中 分 類	講習、研修関係書類
名称（小分類）	研修資料
保存期間（満了日）	会3年（令和10年3月末）

徴収事務新任者研修I
資料 第1号

令和6年8月6日

徴収システムの概要

大阪国税局

徴収部 徴収課

徴収事務新任者研修Ⅰ

徴収システムの概要

目次

- KSKシステムの概要
- 徴収システムの概要
- ログイン方法
- 滞納整理事績の入力
- 従事事務事績の入力
- カレンダー機能
- トピックス機能
- 進行管理ツールの紹介
- 徴収システムのQ & A等
- 参考資料

KSKシステムの概要

KSKシステム

■ 納税者情報を総合的に管理

⇒ 納税者から提出された申告書及び申請書等の情報を一括管理

■ 収納情報を管理

⇒ 徴収システム上の収納情報、滞納情報はKSKから連絡

KSKシステム(国税総合管理システム)

滞納者の基本情報の確認

終了 よく使う機能整理 事務運営指針等

処理中：大阪局（03001）

- + 管理運営事務 1
- 管理運営事務 2
 - 口座照会・カード作成
 - 徴収決定口座リスト作成
 - 徴収決定口座照会・カード作成
 - 納税者別照会・カード作成
 - 納税者別カード作成（連記）
 - 未納税金目録作成
 - 還付金口座照会・カード作成等
 - + 未到来債権管理カード作成
 - + 債権管理
 - + その他個別事務
 - 帳票出力
 - 書式出力
 - 処理状況表示
 - 徴収
 - + 内部事務
 - + 滞納整理事務
 - + 課税情報の照会等
 - 納税者情報の管理
 - 名簿の検索・照会
 - 最新名簿情報の検索

一件別徴収カード確認が可能

納税者情報登録確認が可能

徴収システムの概要

システム導入の目的

■ 内部事務削減による滞納整理(外部)事務への投下事務量確保

⇒ 手作業で行っていた事務が廃止される等により内部事務が削減

■ システムによる組織的・一律的な進行管理の実施

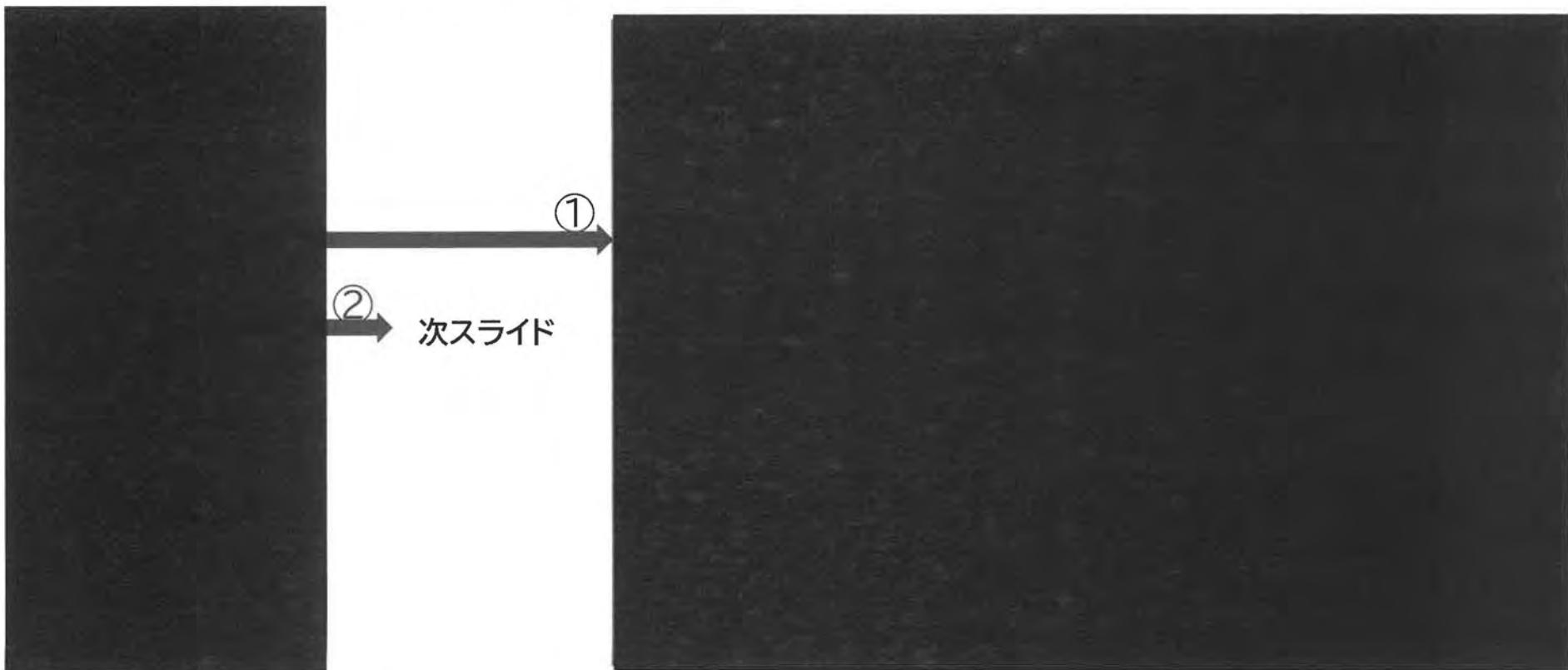
⇒ 事案の処理状況を効率的に把握できるようになり組織的・一律的な進行管理が可能

■ 多種多様な情報の把握・分析に基づく事務運営の実施

⇒ 多数の所掌事案から様々な条件による事案や帳票の抽出が可能

ログイン方法

①局WAN上のログイン画面と②認証ポータルサイトの2通りでログイン可能

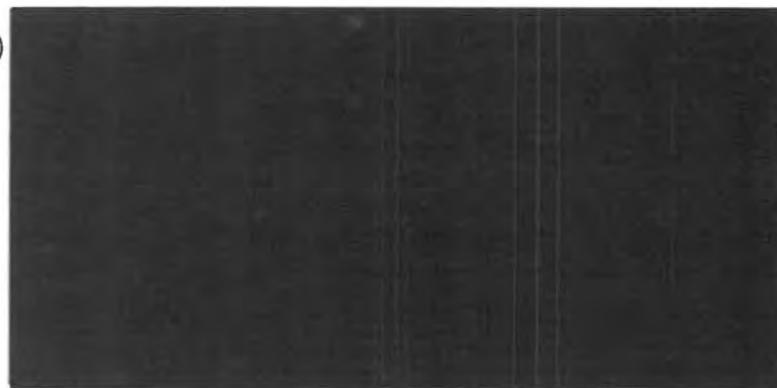


ログインの画面遷移

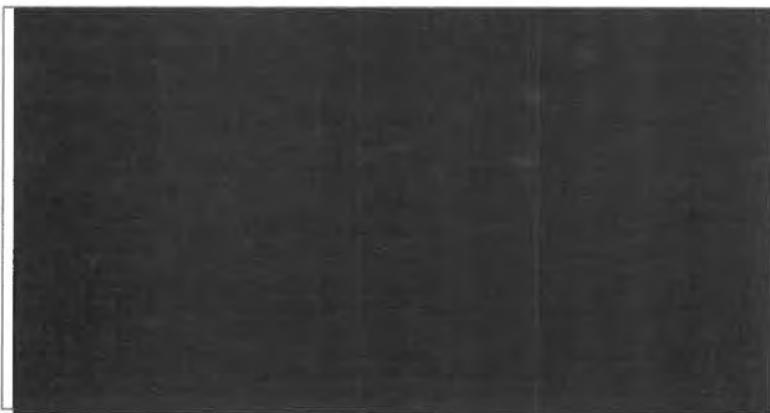
①



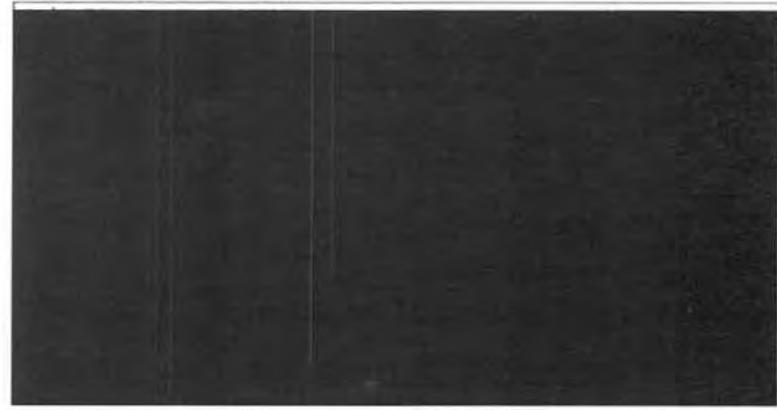
②



③



④

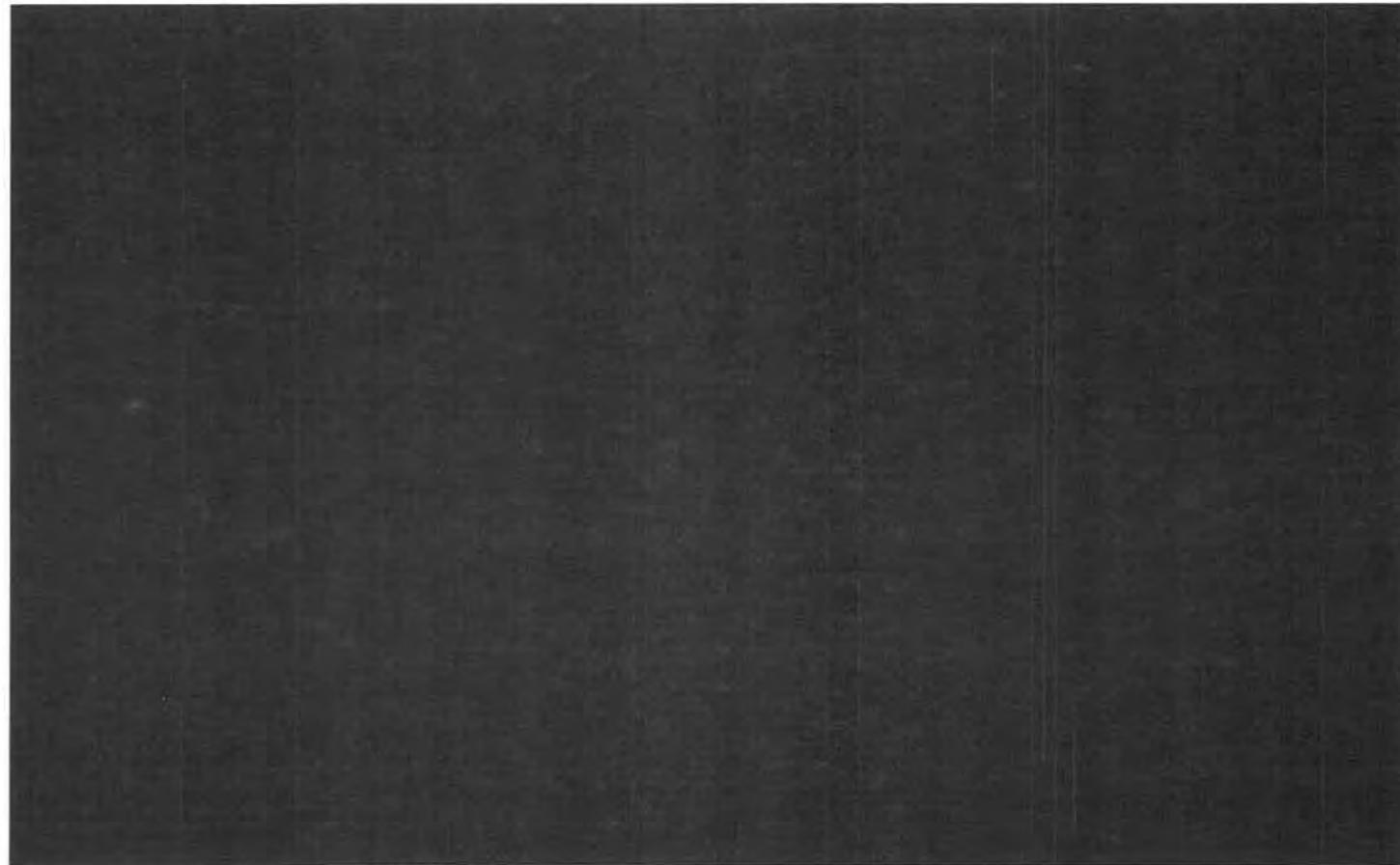


滞納整理事績の入力

徴収システム

滞納整理事績の入力

滞納者的基本情報の確認



徴収システム

滞納整理事績の入力

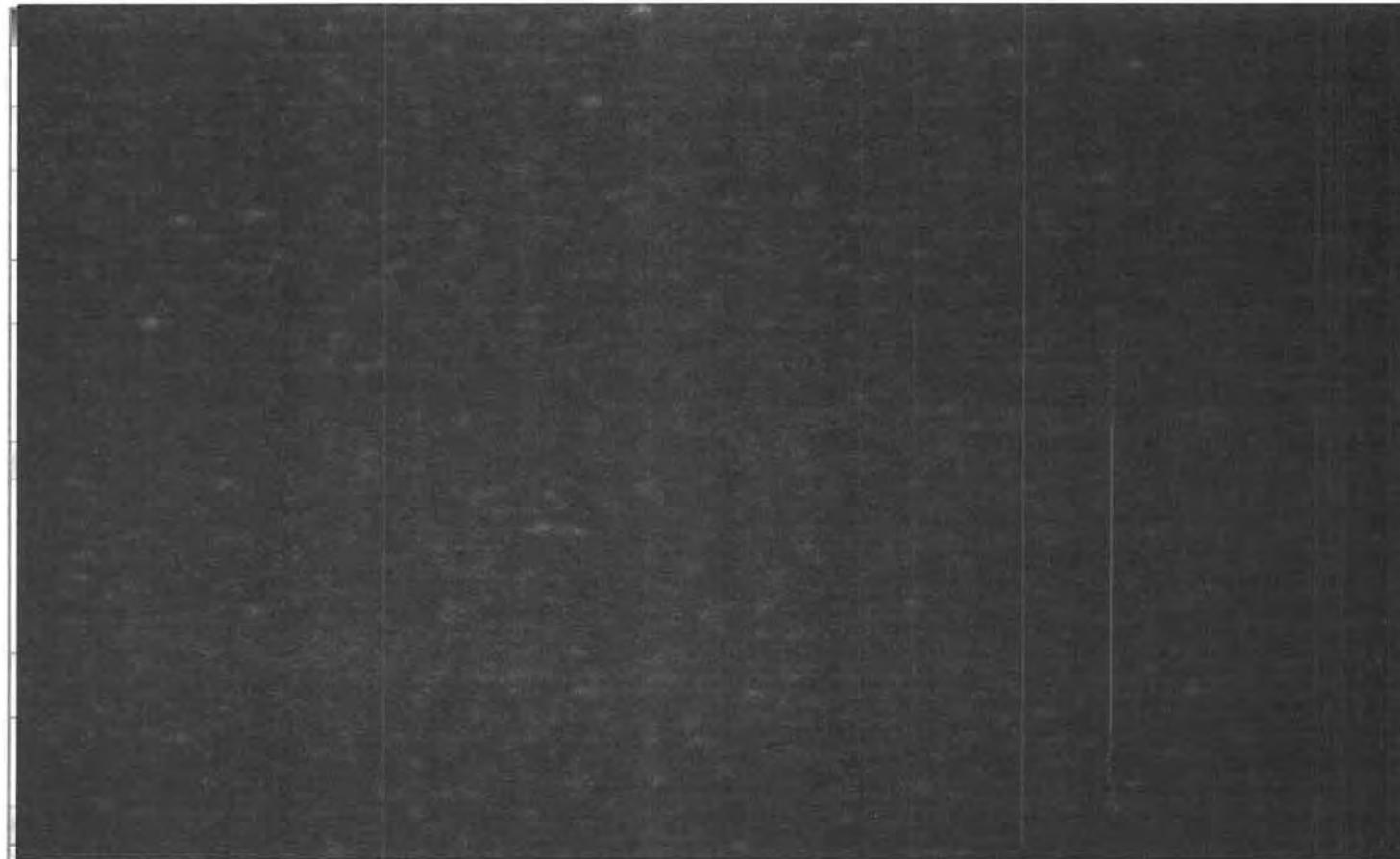
担当事案の一覧表示



徴収システム

滞納整理事績の入力

事案の絞り込み



徴収システム

滞納整理事績の入力

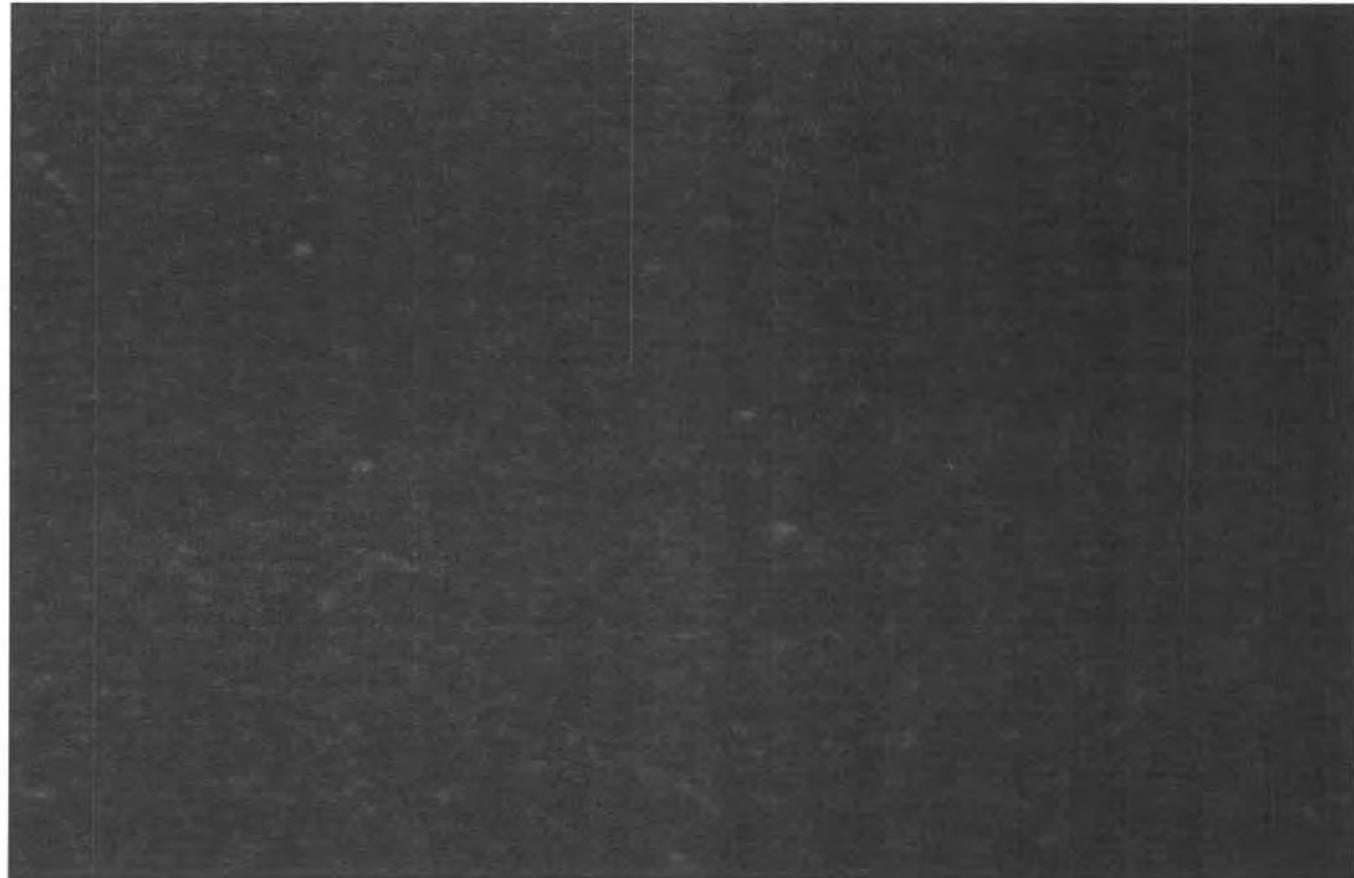
滞納者の基本情報画面



徴収システム

滞納整理事績の入力

滞納整理記事一覧



徴収システム

滞納整理事績の入力

事案の内容に応じて事績内容を選択



従事事務事績の入力

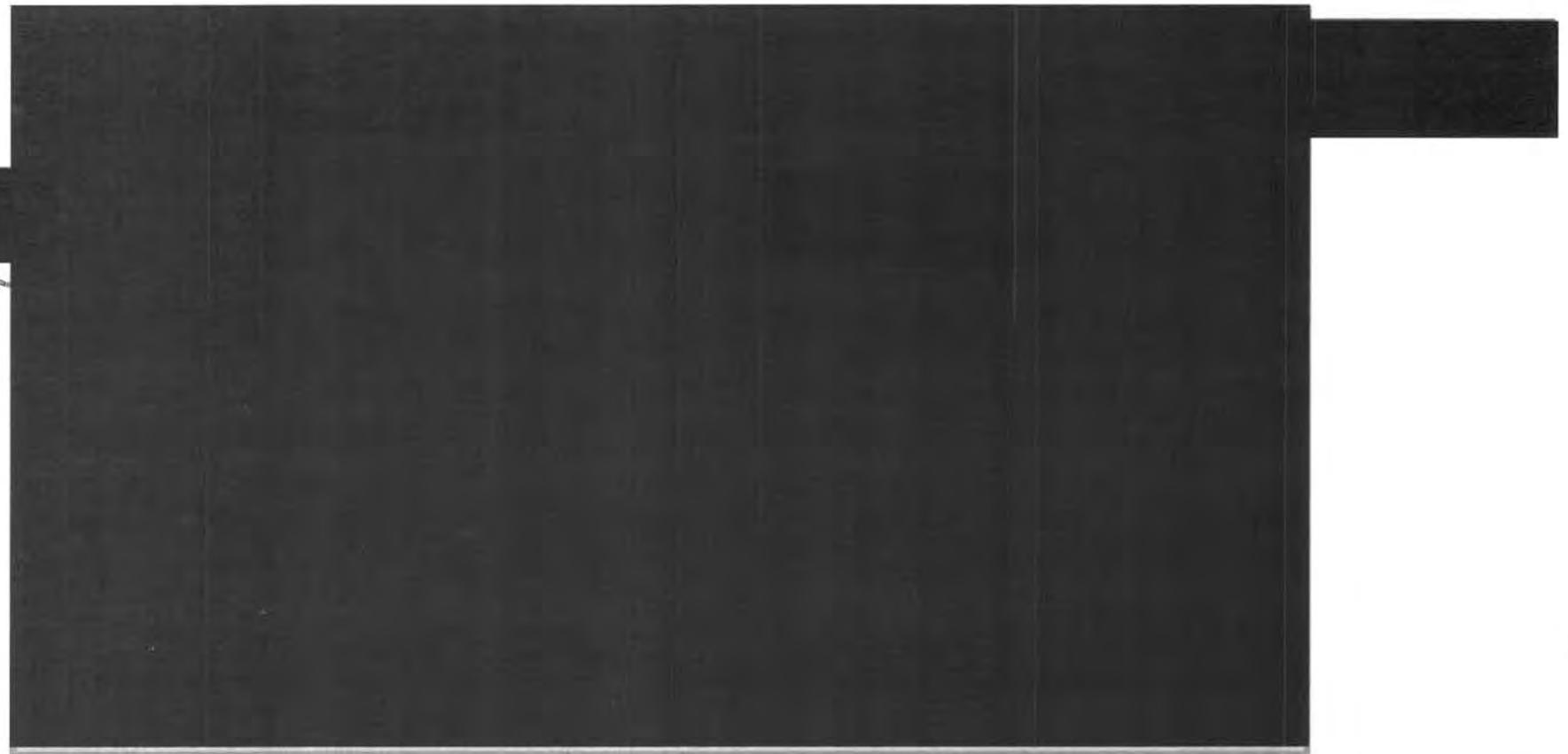
従事事務事績の確認方法



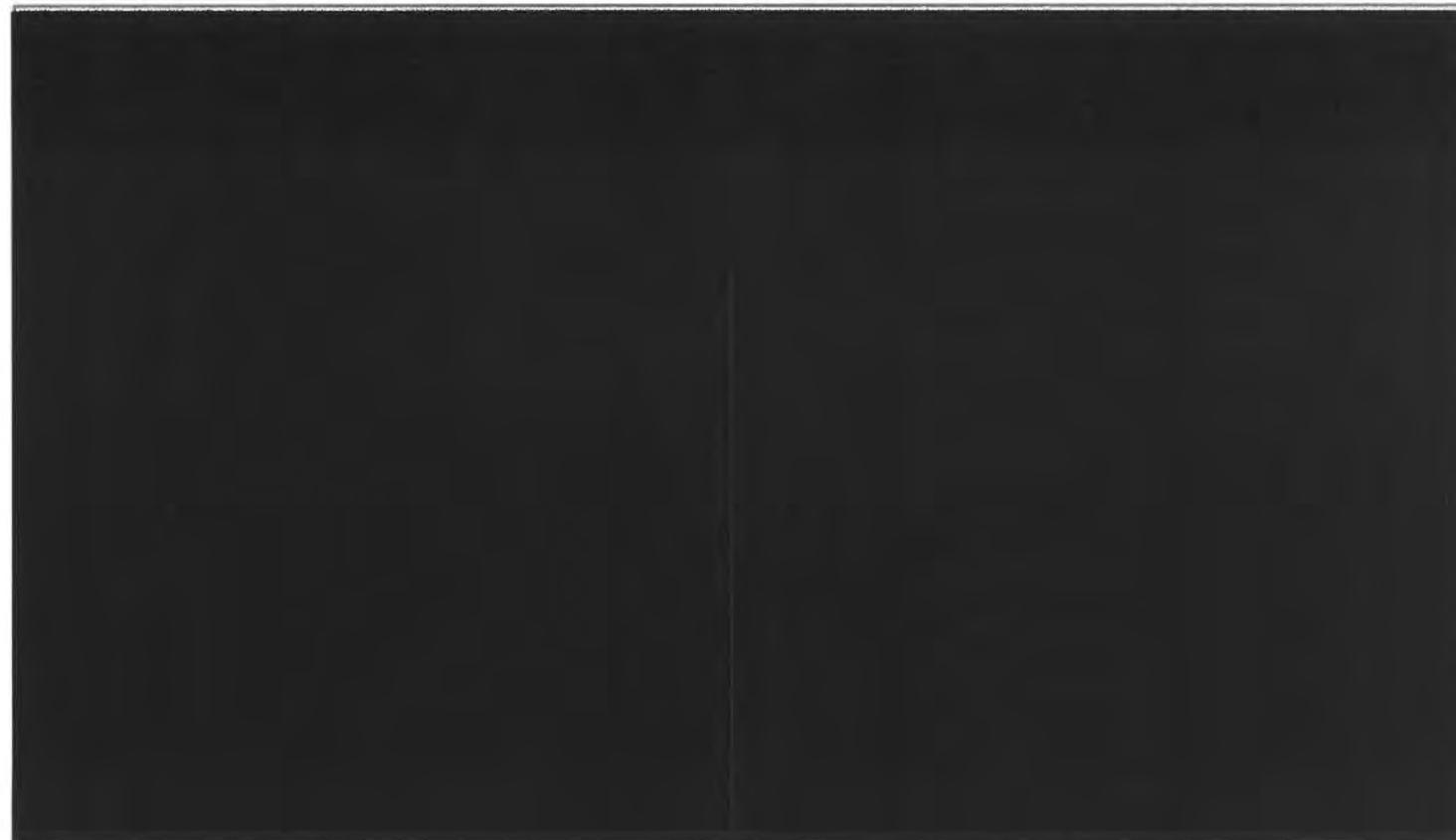
徴収システム

従事事務実績

従事事務事績の過不足の確認



過不足がある場合の時間調整方法



カレンダー機能

徴収システム

カレンダー機能

1か月間の署内面接及び納付予定等が表示される



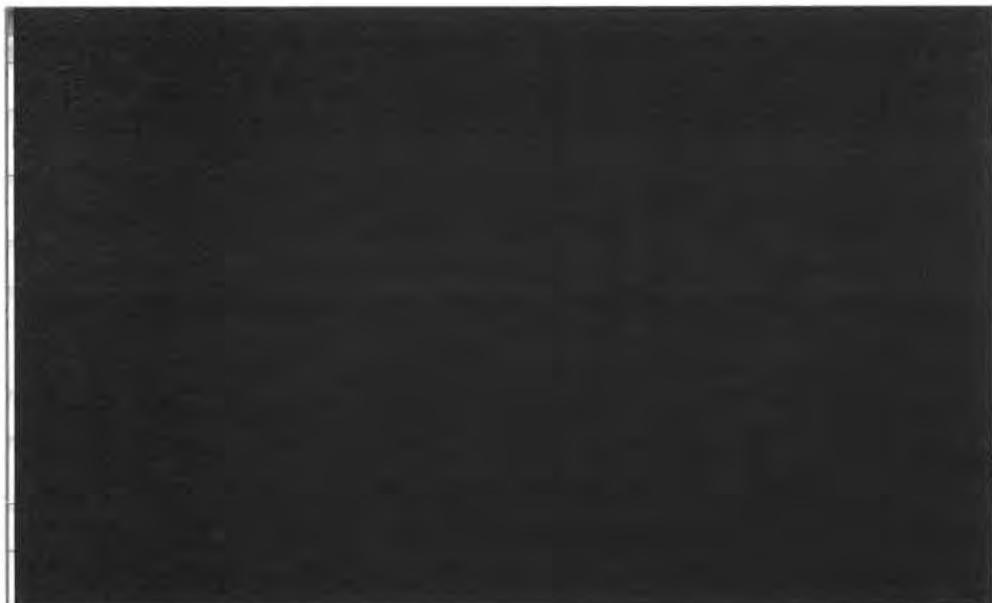
- …納付予定
- …署内面接予定
- …臨場予定
- 他…その他予定

トピックス機能

徴収システム

トピックス機能

面接・臨場予定や [REDACTED] 事案等の状況が表示



該当事案の件数が表示されており、青字をクリックすると詳細を確認できる



徴収システム

トピックス機能

トピックスにより確認可能な項目を抜粋

項目名	件数の表示条件

進行管理ツールの紹介

概要

- ・ 徴収システムの [REDACTED] であり、[REDACTED] を強化するためのツールとして開発・運用
- ・ 局WANポータルサイトの [REDACTED] に格納することで局署で事案の進捗等の共有が可能

構成

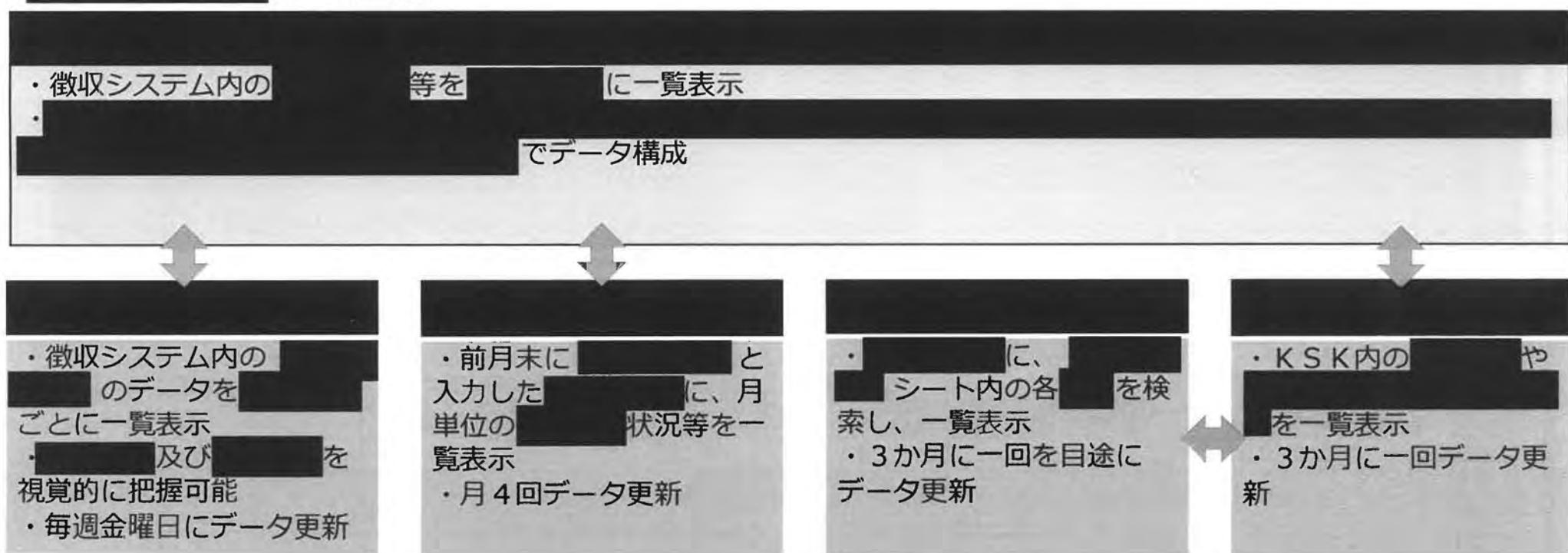
- ・ Excelファイルに [REDACTED] を一覧表示
- ・ 局徴収課において稼働日ごとにデータ更新をしており、[REDACTED] を登載
- ・ [REDACTED] のほか、[REDACTED] で構成

機能

- ・ 徴収システムに入力した内容が、[REDACTED] に反映
- ・ [REDACTED] を活用し、任意の条件に応じて、事案抽出
- ・ [REDACTED] 及び [REDACTED] とデータ連携しており、[REDACTED] や [REDACTED] を即座に把握

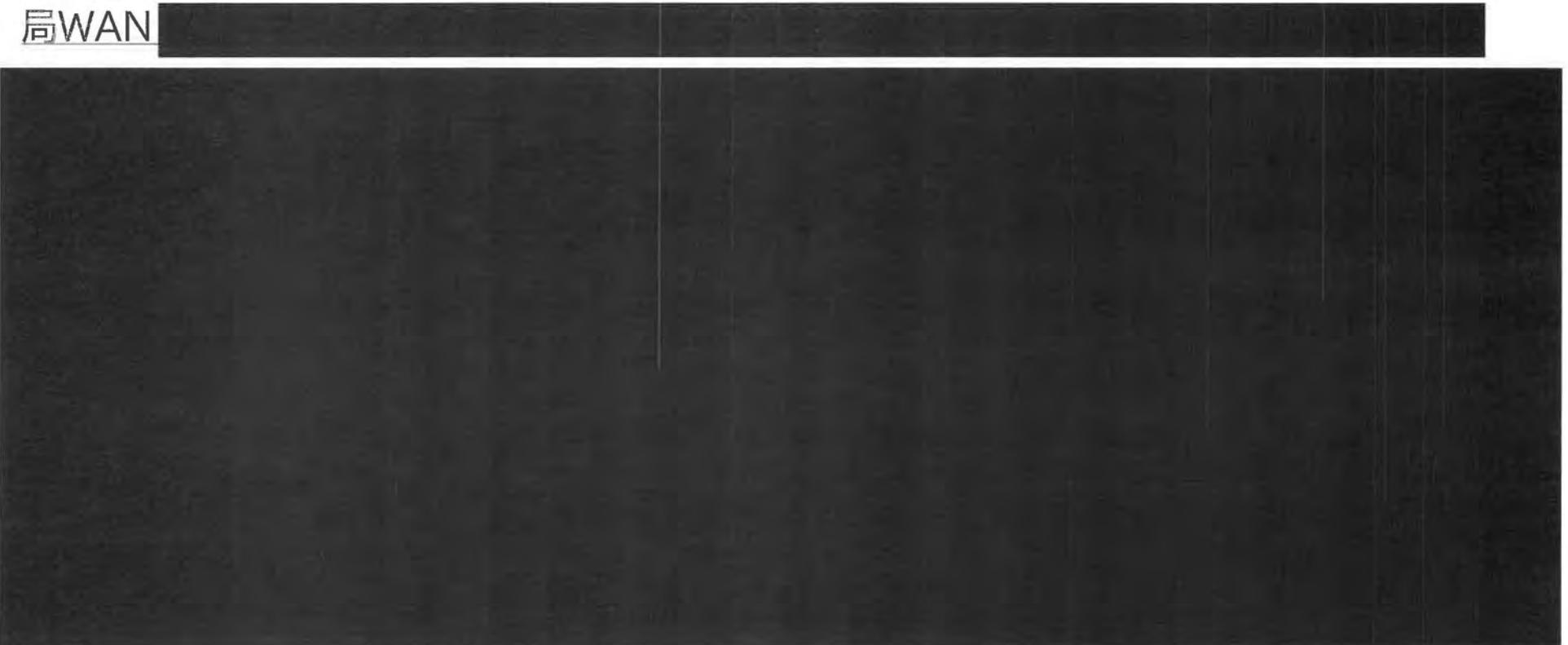
- ・ [REDACTED]は、[REDACTED]のExcelシートで構成(関連するシート間で、互いにデータ連携)

データ構成図



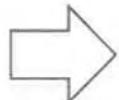
- ・令和5事務年度に引き続き、局WANポータルサイトの [REDACTED]において管理・運用
- ・局徴収課において日々データ更新作業を実施し、格納
- ・格納場所

局WAN [REDACTED]



- ・ [REDACTED] シートは、[REDACTED] で構成
- ・ 各項目名の変更や、列や行の削除・追加は行わない(列の非表示は可能)

- ・ メインメニューには [REDACTED] 等を備えている。



項目番	名称	詳細
①	[REDACTED]	[REDACTED]
②	[REDACTED]	[REDACTED]
③	[REDACTED]	[REDACTED]
※	[REDACTED]	

- 署内の [REDACTED] を一覧表示したツール
 - [REDACTED] の種類、期間及び [REDACTED] を [REDACTED]
- 

- 滞納者の主な [REDACTED] が、[REDACTED] に検索可能なツール
- [REDACTED] を保有
- [REDACTED] については [REDACTED] がベースとなっている。

([REDACTED] 操作画面)



※ [REDACTED]

[REDACTED]の情報を利用し[REDACTED]を行う場合

① [REDACTED]の入力

徴収システムで照会文書を作成する際に、[REDACTED]

と入力

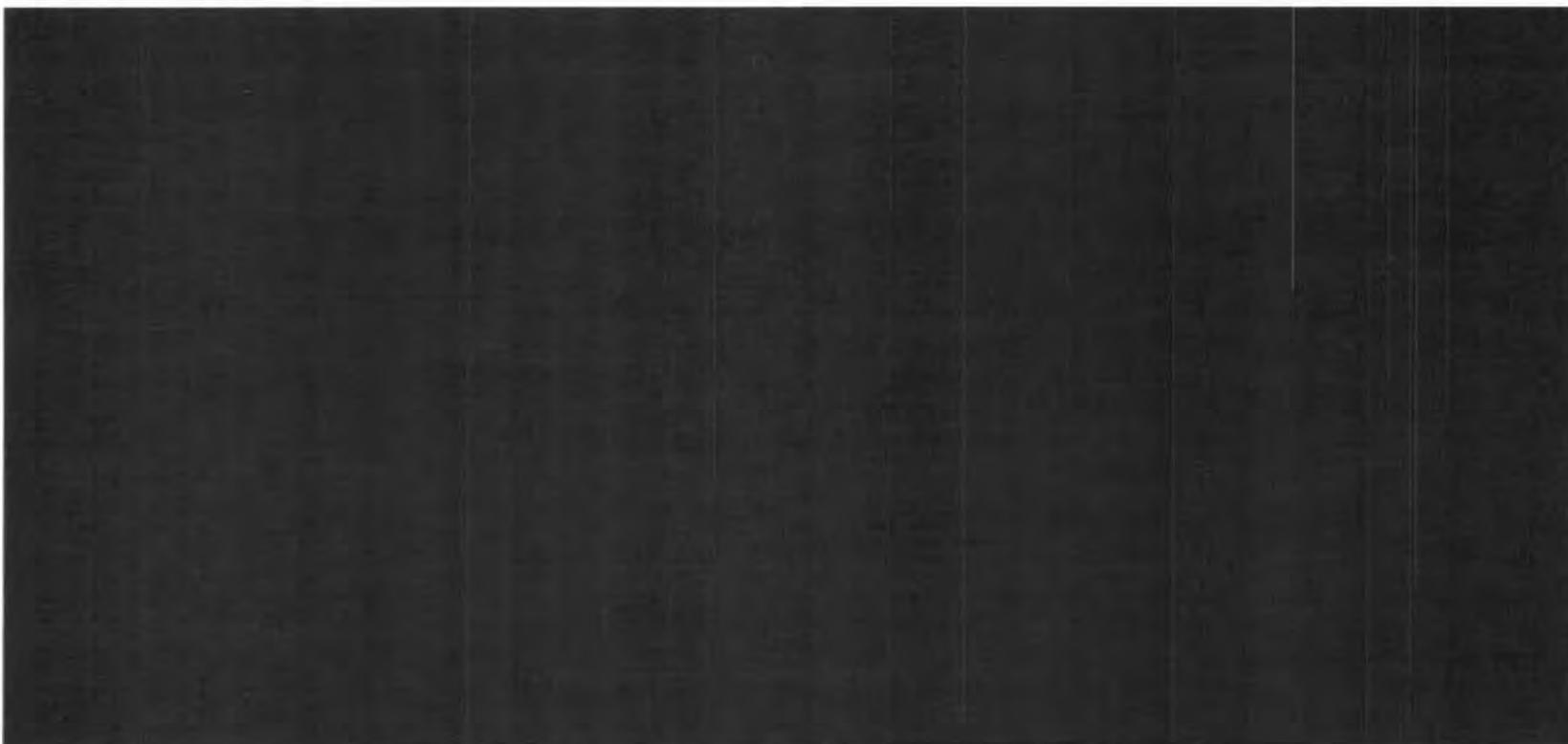
(記事入力例)

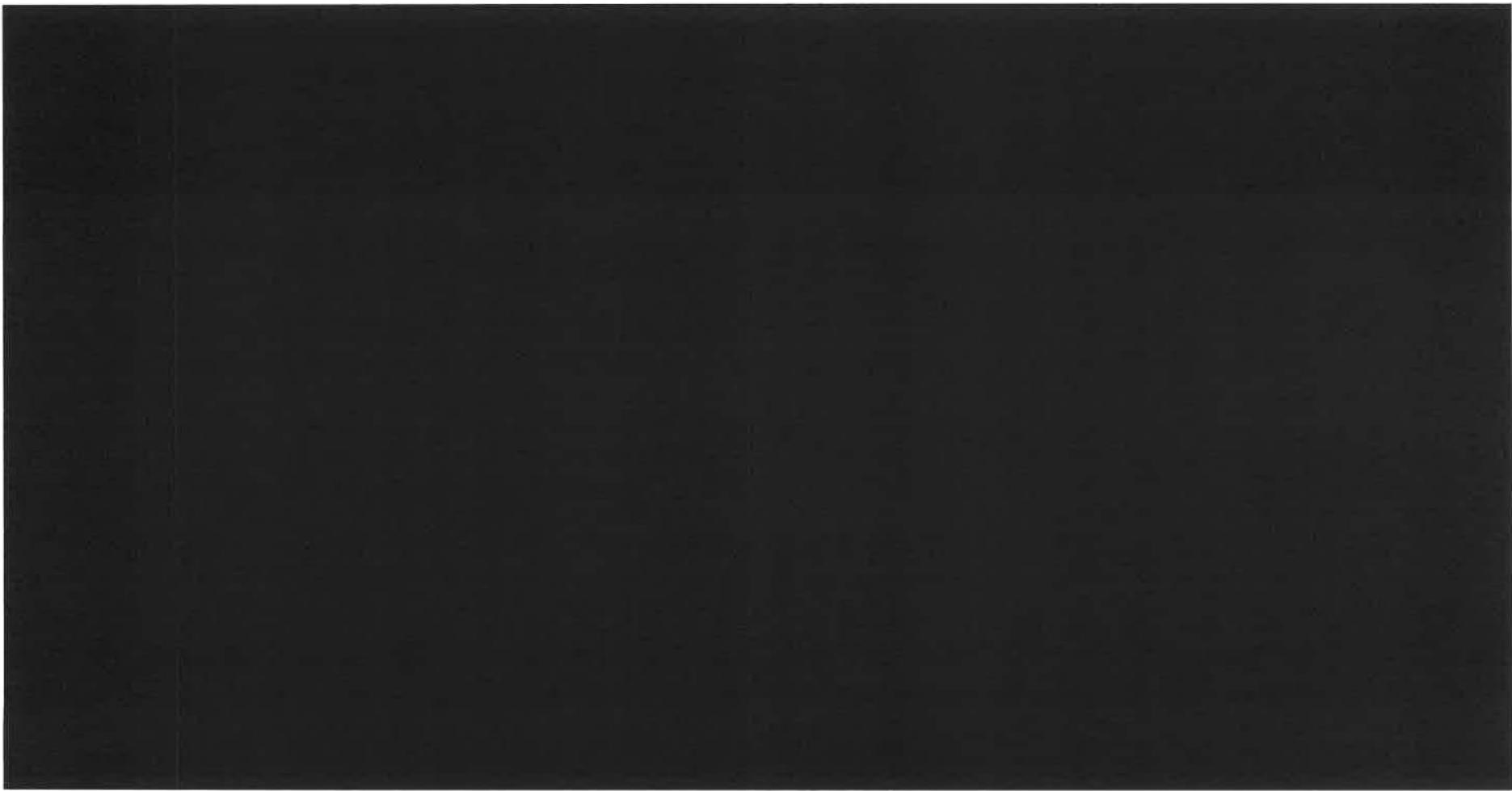
(入力文言のルール)

入力文言	備考
[REDACTED]	隅付き括弧+全角・大文字 [REDACTED] + 隅付き括弧

② [REDACTED]の実施

[REDACTED]が保有する情報は、最新情報とはラグがあるため、[REDACTED]を行い[REDACTED]を確認した上で差押等を実施すること

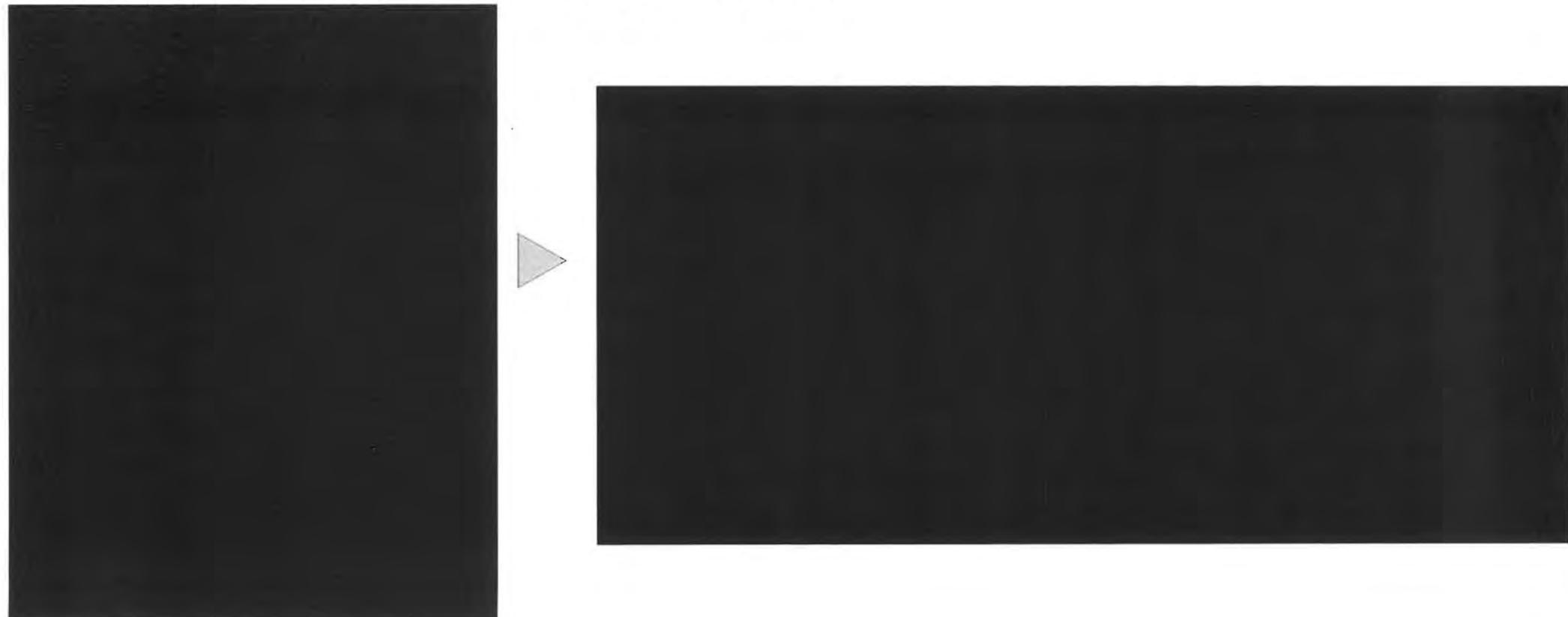
- ・ [REDACTED]したツール
 - ・ [REDACTED]と連動し、任意の条件で事案を抽出
- 



徴収システムのQ&A等

徴収システムのQ&A等

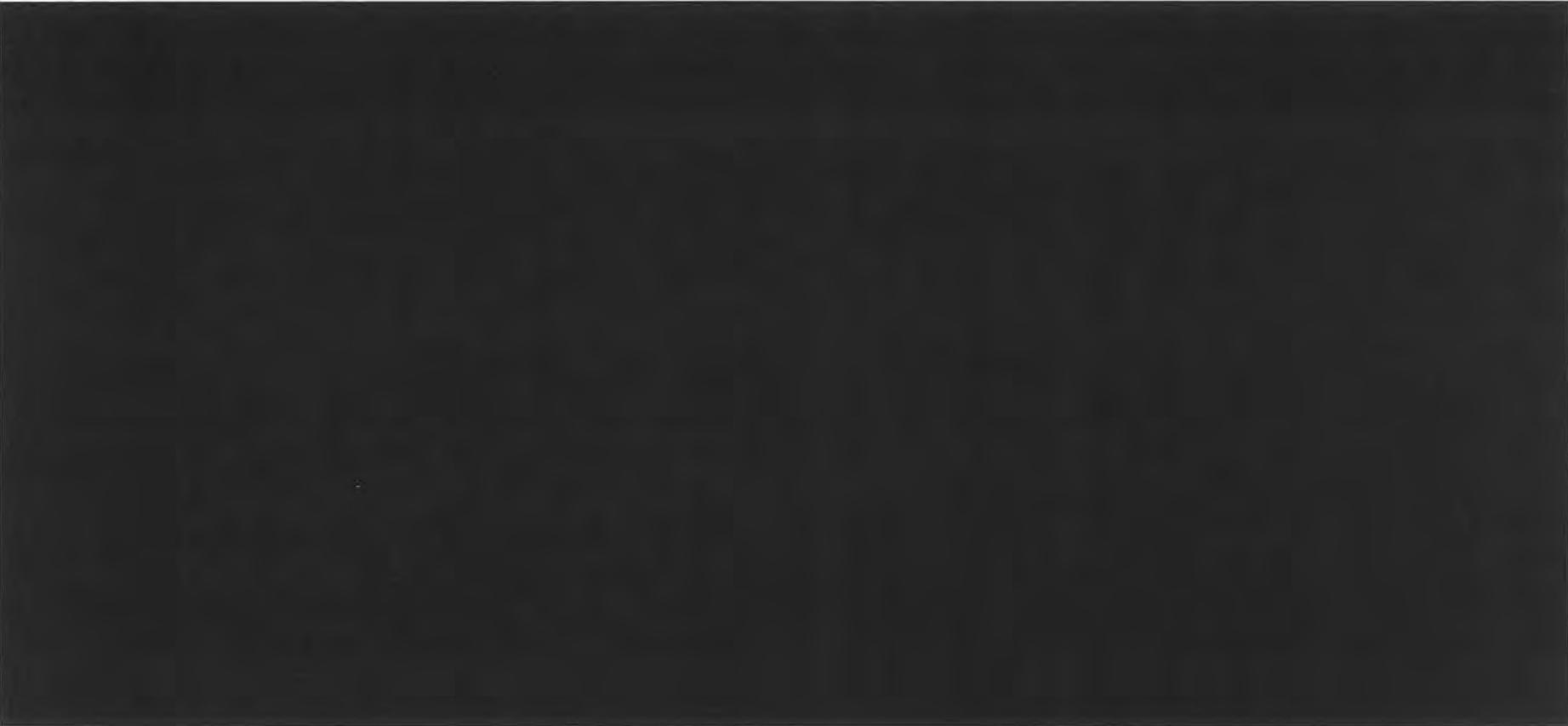
徴収システムの操作要領・質疑応答集の掲載場所



參考資料

参考資料

事案ごとに [REDACTED] によって [REDACTED] を設定





とは

概要

- ・ 徴収システムの[REDACTED]であり、[REDACTED]を強化するためのツールとして開発・運用
- ・ 局WANポータルサイトの[REDACTED]に格納することで局署で事案の進捗等の共有が可能

構成

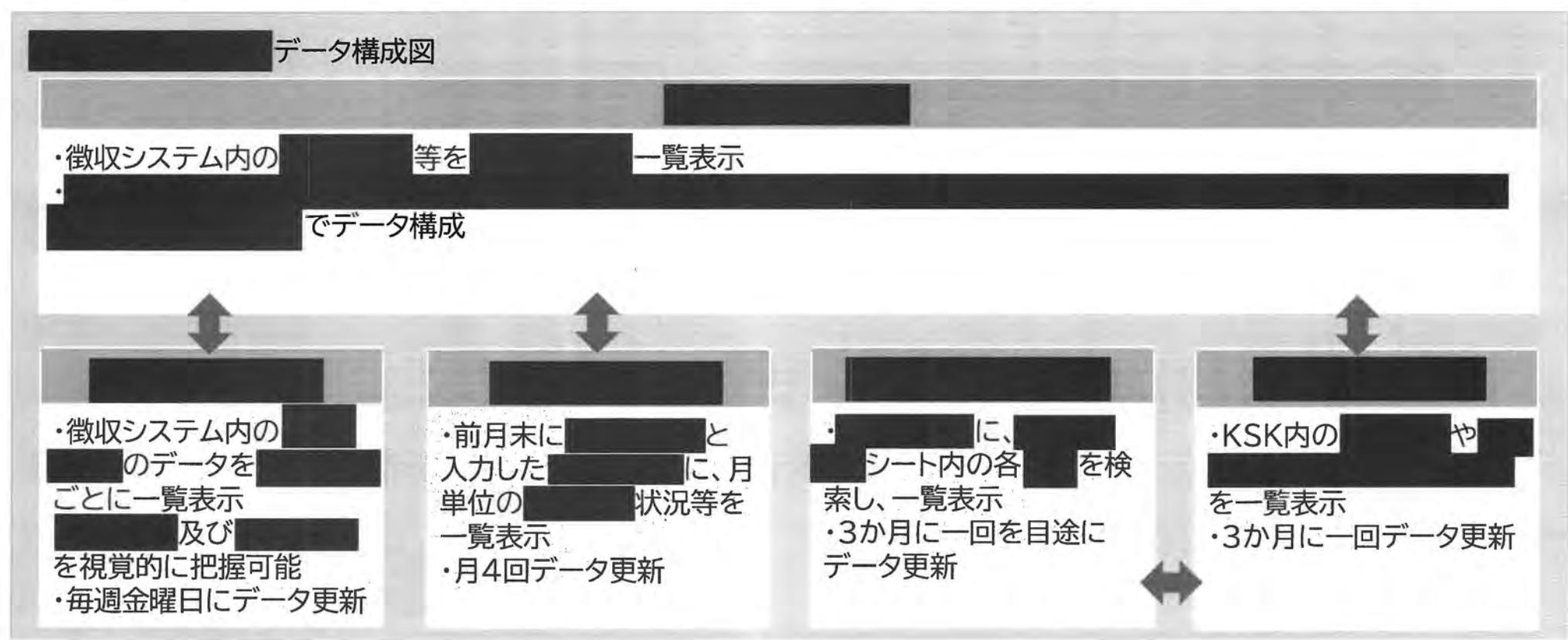
- ・ Excelファイルに[REDACTED]を一覧表示
- ・ 局徴収課において稼働日ごとにデータ更新をしており、[REDACTED]を登載
- ・ [REDACTED]のほか、[REDACTED]で構成

機能

- ・ 徴収システムに入力した内容が、[REDACTED]に反映
- ・ [REDACTED]を活用し、任意の条件に応じて、事案抽出
- ・ [REDACTED]及び[REDACTED]とデータ連携しており、[REDACTED]や[REDACTED]を即座に把握

シート構成・データ連携

- は、■■■のExcelシートで構成(関連するシート間で、互いにデータ連携)



データ項目詳細(■)

項目	内容

データ項目詳細(■■■■■)

項目	内容

データ項目詳細([REDACTED])

項目		内容
[REDACTED]		[REDACTED]

データ項目詳細([REDACTED])

項目	内容
[REDACTED]	[REDACTED]

データ項目詳細([REDACTED])

項目	内容
[REDACTED]	[REDACTED]

データ項目詳細([REDACTED])

項目	内容
[REDACTED]	[REDACTED]

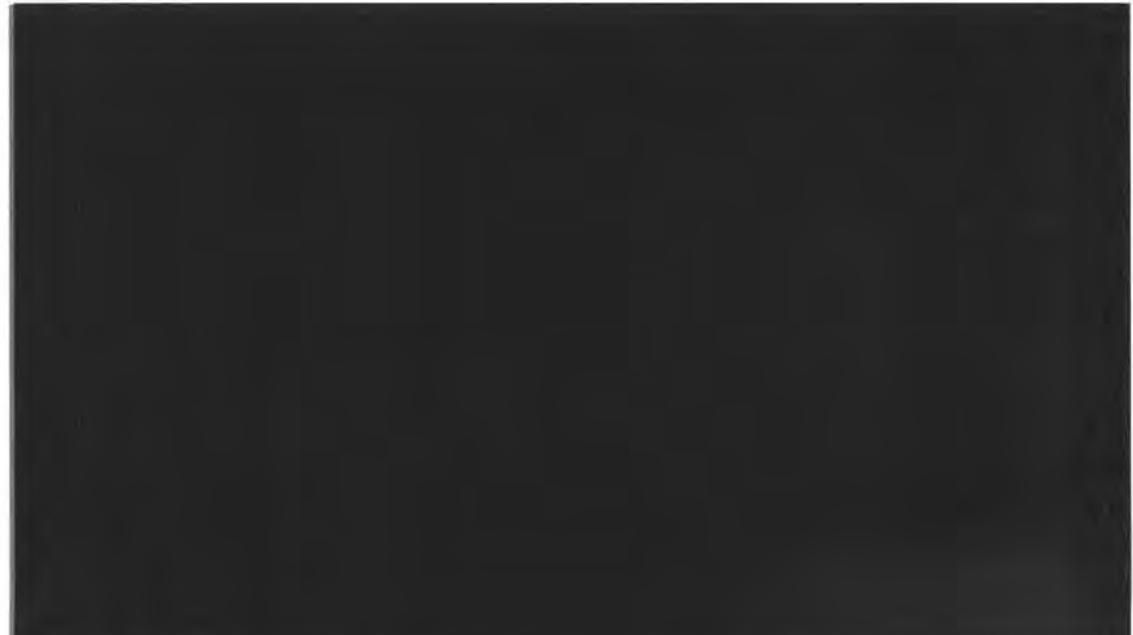
データ項目詳細([REDACTED])

項目	内容
[REDACTED]	[REDACTED]

格納場所

- 令和5事務年度に引き続き、局WANポータルサイトの [REDACTED]において管理・運用
 - 局徴収課において日々データ更新作業を実施し、格納
 - 格納場所
局WAN [REDACTED]
- 

収受簿への記載

- データが格納されていることを確認し、[REDACTED]を開く
 - [REDACTED]を入力することで、必要事項が自動入力
 - [REDACTED]は不要
- 
- 

閲覧・編集

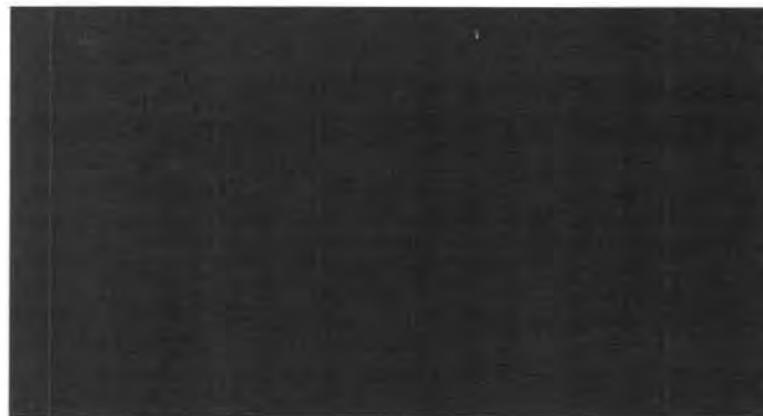
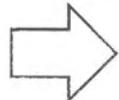
- 閲覧(編集)をする場合は、[REDACTED]データを開く
- [REDACTED]ボタンをクリック

画面

- [REDACTED] は、[REDACTED] で構成
 - 各項目名の変更や、列や行の削除・追加は行わない(列の非表示は可能)
- 

メインメニュー

- メインメニューには [] 等を備えている。

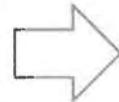


項目番号	名称	詳細
①	[]	[]
②	[]	[]
③	[]	[]
※	[]	[]

メインメニュー

①

- ・
- ・



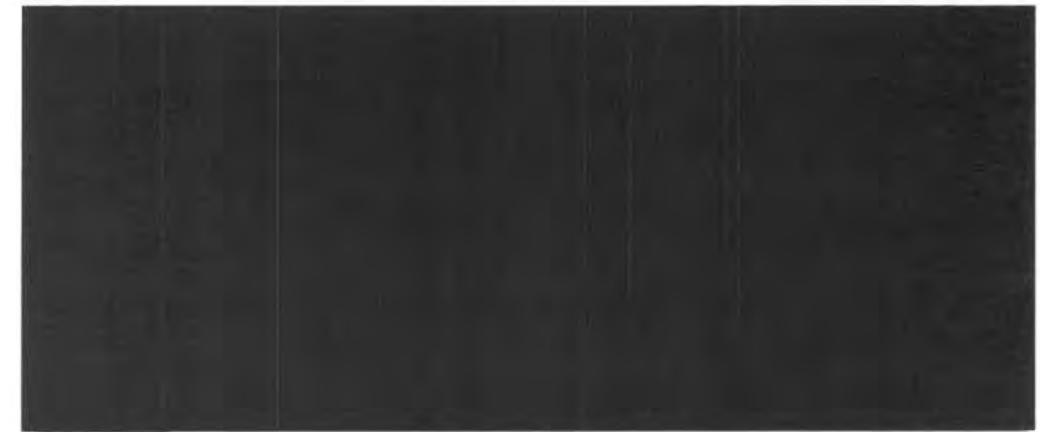
メインメニュー

②

- ・ [] をクリック
- ・ [] ボタンをクリック



- [] をクリックした場合



主要データ([REDACTED])

- ・[REDACTED] を登載
- ・[REDACTED] データを開くと一定件数以上の [REDACTED] の設定漏れ又は設定誤りがあると注意メッセージが表示されるため、[REDACTED] の設定状況を確認



主要データ([REDACTED])

- ・ [REDACTED] を入力することで、[REDACTED] に反映
- ・ [REDACTED] を押下することで、[REDACTED] シート
にそれぞれ画面遷移

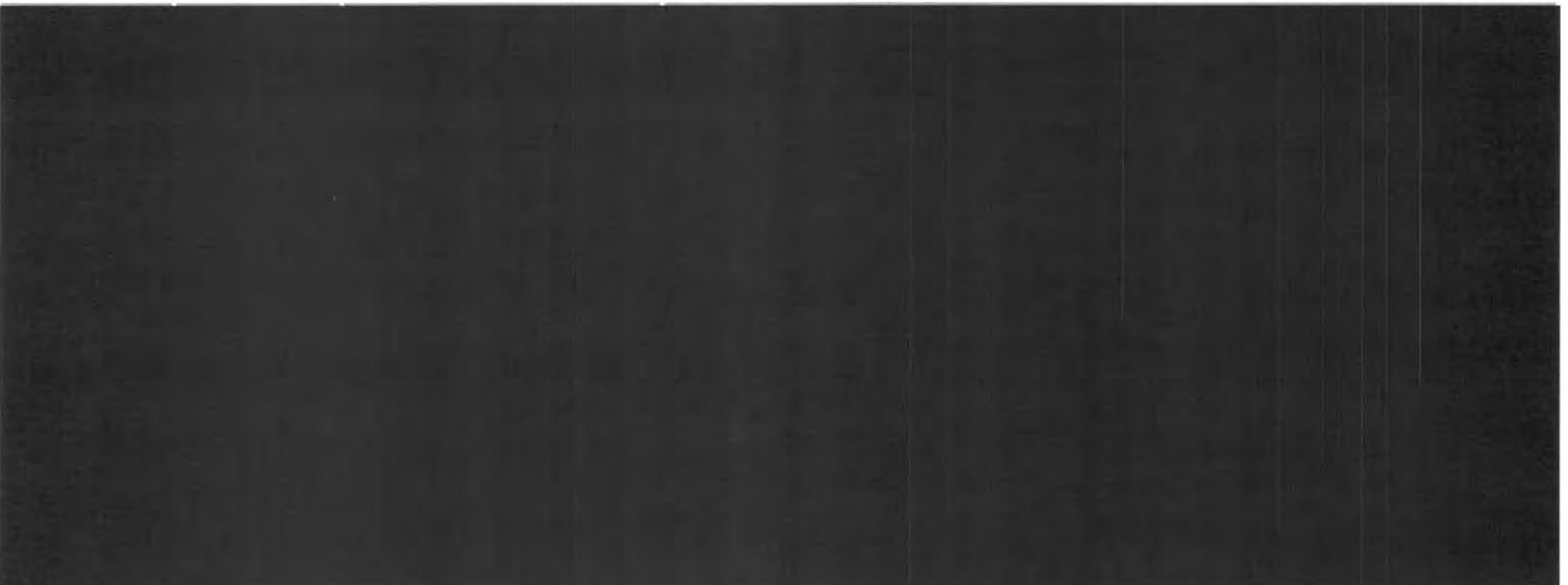
[REDACTED]の詳細について

[REDACTED]を設定

- ・ 徴収システム内に [REDACTED] を分析
- ・ [REDACTED] を設定
- ・ [REDACTED] も合わ
せて付与

[REDACTED] の詳細について

[REDACTED] について



※1 [REDACTED]

※2 [REDACTED]

[REDACTED] の入力方法

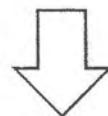
- [REDACTED] に使用



【留意事項】

- ・ [REDACTED]
- ・ [REDACTED]
- ・ [REDACTED]

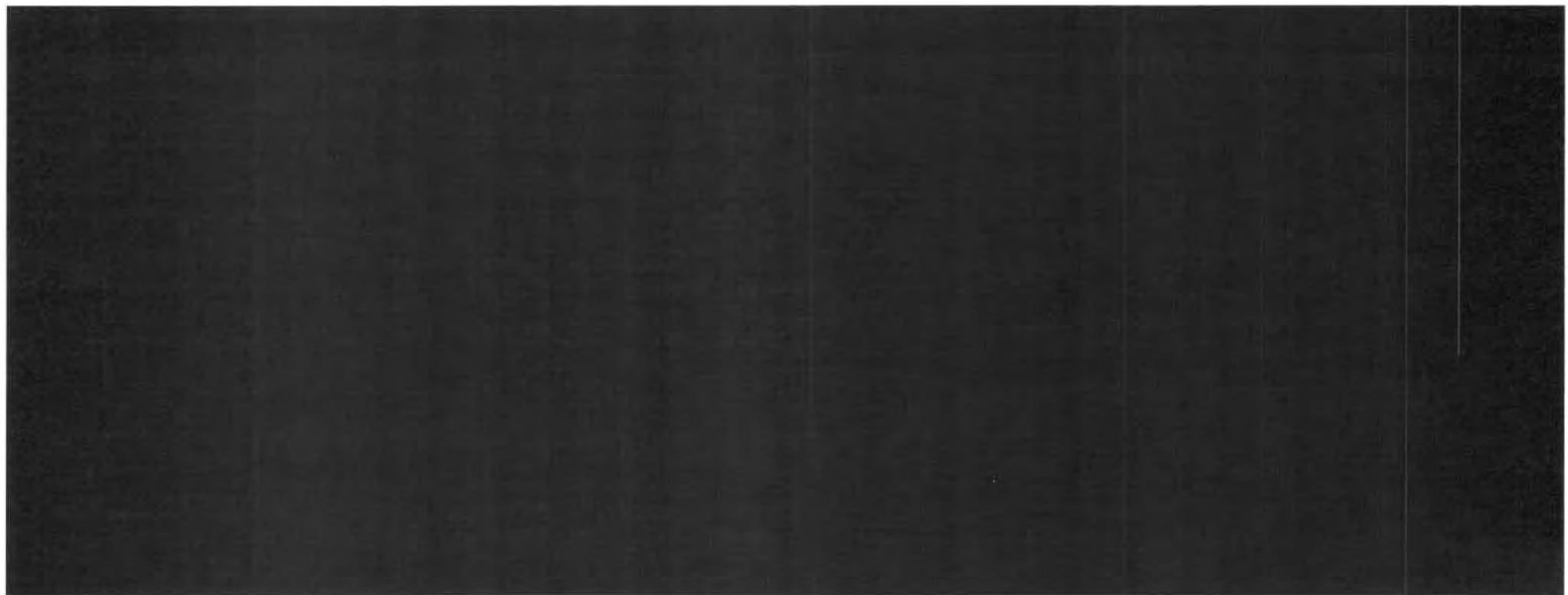
([REDACTED])



※ [REDACTED]

主要データ([REDACTED])

- [REDACTED]
のデータを登載



主要データ([REDACTED])

- [REDACTED] を表示
 - [REDACTED] を入力
- 

■ 主要データ()

- ・ [] を表示
- ・ []において、自由に編集・入力が可能
(入力したデータが、[]に引き継がれる)

とは

- 署内の [REDACTED] を一覧表示したツール
- [REDACTED] の種類、期間及び履行状況を [REDACTED]



(表示項目)

主な表示項目について

項目名	詳細
	連動

※

(活用方法)

の抽出

- ① 抽出したい月のフィルタータブをクリック



- ② 色フィルターを選択し、赤色をクリック



③

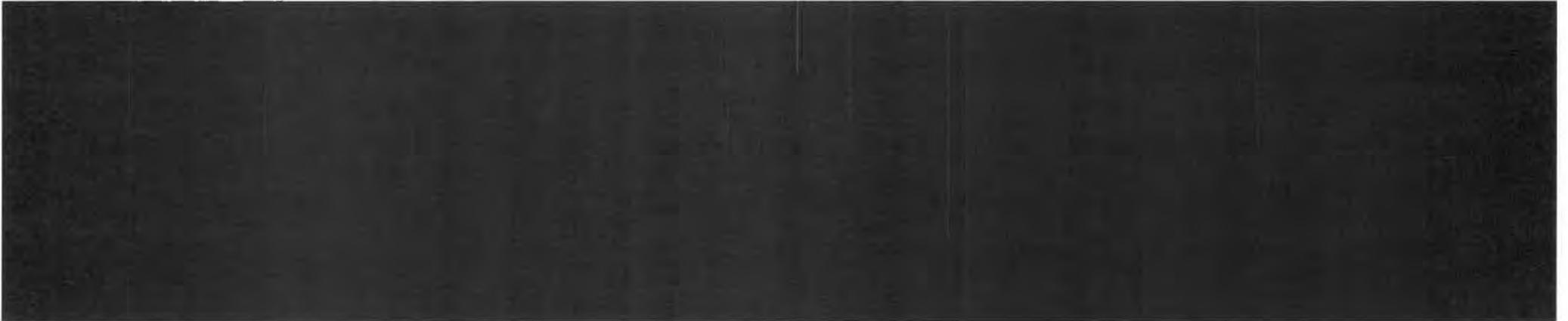
が抽出



とは

- ・ 滞納者の主な [REDACTED] が、[REDACTED] に検索可能なツール
- ・ [REDACTED] を保有
- ・ [REDACTED] については [REDACTED] がベースと
なっている。

([REDACTED] 操作画面)



([REDACTED])

表示項目について

項目名

詳細

([REDACTED] 情報画面)

(留意事項)

の情報を利用しを行う場合

① の入力

徴収システムで照会文書を作成する際に、

と入力

(記事入力例)

(入力文言のルール)

入力文言	備考
	隅付き括弧 + 全角・大文字 + 隅付き括弧

② の実施

が保有する情報は、最新情報とはラグがあるため、
を行い
を確認した上で差押等を実施すること

大 分 類	共通（研修関係）
中 分 類	講習、研修関係書類
名称（小分類）	研修資料
保存期間（満了日）	令和3年（令和10年3月末）

徵 収 事 務 新 任 者 研 修 I
資 料 第 2 号

令 和 6 年 8 月 6 日

滯納整理事務の概要

大 阪 国 稅 局

徵 収 部 徵 収 課

第1章 基本的事項

第1節 徴収事務の基本的な考え方

税務行政の使命は、税法を適正に執行し、租税收入を円滑に確保することにあるが、申告納税制度の下における税務行政運営の課題は、納税者の全てが租税の意義を認識し、適正な申告と納税を行うことにより、自主的に納税義務を遂行することである。

なお、納税者の納税道義を高め、適正な自主申告と納税を期待するには、同じような立場にある納税者は全て同じように適正に納税義務を果たすという保証が必要である。

このような租税負担の公平の理念は、適正に課された租税を確実に徴収することによって初めて達成されるものである。

徴収事務は、このことを十分に認識し、滞納国税について、国税徴収法その他関係法令の定めるところに従い、適正かつ適切な滞納整理を行って確実に徴収することを目的として実施する必要がある。

したがって、徴収職員は、法令に定められた要件に従い滞納整理手順を遵守した上で、滞納者個々の実情に即した処理展開を図るとともに、納税に誠意の認められない悪質滞納者等に対しては、厳正な態度で、適時・的確な滞納処分を実施するなどにより、租税収入の確保に努めなければならない。

～徴収職員に要求されること～

① 過去、現在、未来を見抜く力

過去	現在	未来
過去の金銭等財産の動きから、隠匿財産の有無を検討	現在所有する財産や事業状況等を把握	将来の収入等を予測し、今後の納付能力を調査

② 慎重かつ的確な判断力

徴収職員一人一人が執行機関であり、一次的には、職員自身が差押え、捜索等の実施を判断

③ 滞納整理に必要な知識の習得（徴収関係法令以外）

- ・ 民法等の一般私法の法律知識
- ・ 簿記、経営分析等の会計学の知識
- ・ 不動産の評価等の専門的な知識

第2節 滞納整理要領

滞納処分の執行は、滞納者の権利・利益に強い影響を及ぼすことから、滞納者との納付折衝の際には、滞納者の事業の概況、収支や財産の状況等、納税についての誠実な意思の有無を確認するとともに、納付能力調査を中心として滞納者個々の実情を十分に把握した上で、処理方針を決定する。

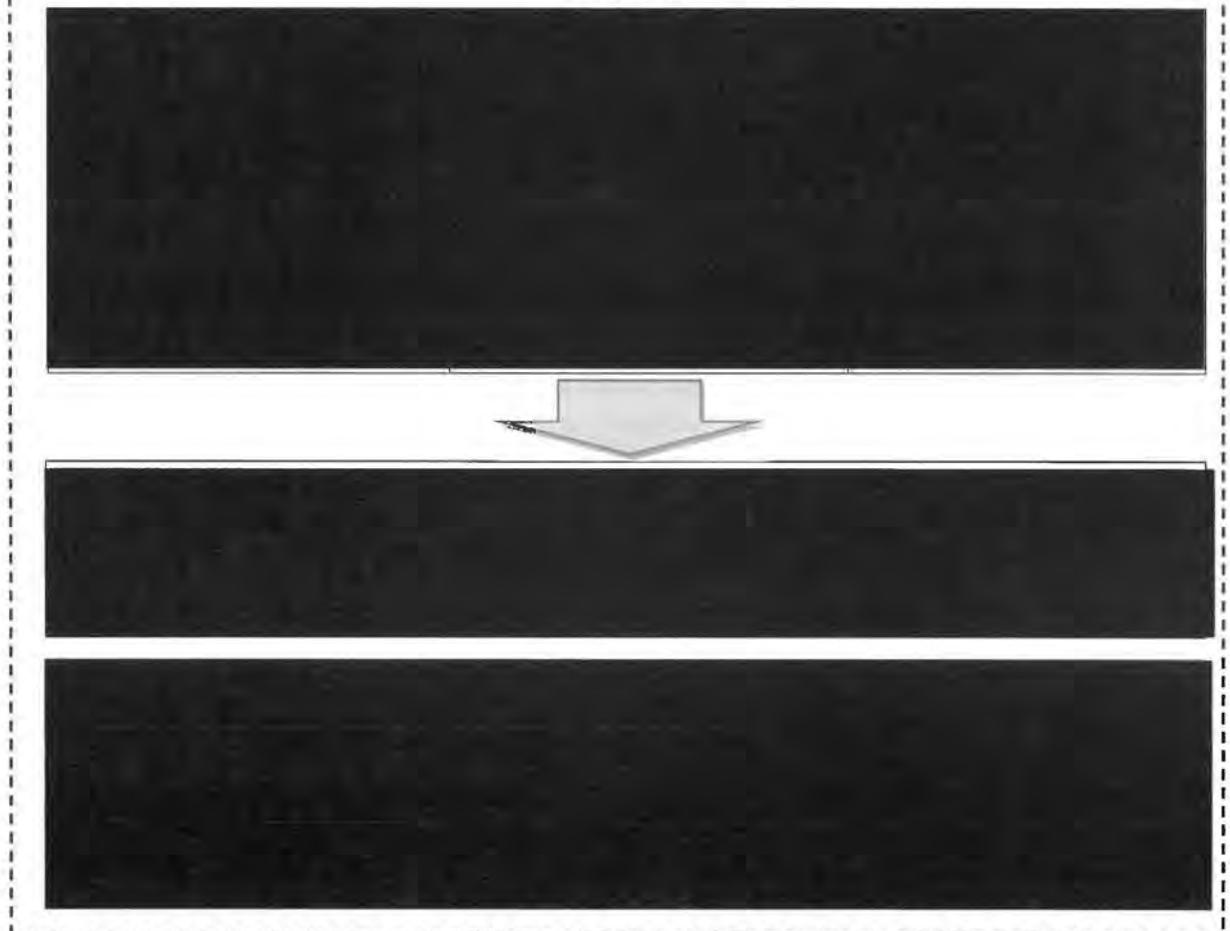
なお、処理方針を決定するに当たり、納税に対する誠実な意思が認められない滞納者に対しては、財産の差押え等の厳正な滞納処分により滞納国税を徴収する一方、納税の猶予等の法令要件に該当する滞納者に対しては、納税緩和制度を適用するなど、適切に対応する（別表1「滞納整理事務の流れ」参照）。

1 事前準備

(1) 署内調査

署内調査においては、[REDACTED] を把握するため、滞納者の[REDACTED]をはじめとした内部資料を活用する。

～ 署内調査 ～



(2) 出張準備

イ 予定の登録

滞納者宅等への臨場又は庁舎内で面接を行う場合は、あらかじめ、徴収システムにおいて次のいずれかの方法により、臨場予定又は署内面接予定を登録する。

- ・ 「予定登録」画面において、臨場予定又は署内面接予定を登録する方法
- ・ 「面接資料出力」画面において、滞納者総合検索により滞納者を抽出・選択し、臨場予定又は署内面接予定を登録する方法

これらの方法により登録した予定は、徴収システムの「カレンダー」及び「トピックス」画面に表示されることから、統括官等及び担当者は、これらの機能を活用して的確に期日管理を行う。

ロ 出張時の事前手続

出張する場合は、携行書類を準備した上で次の手続を行う。

- ① 「行政文書等持ち出し整理票」又は、徴収システムの「面接資料出力」画面から出力した「臨場予定表」及び「臨場予定表（管理者用）」に必要な事項を記入する。
- ② 専用ファイルに持ち出し書類を編てつし、統括官等へ臨場予定の滞納事案の概要、処理方針等を説明した上で、持ち出し書類の確認決裁を了する。

(注) 1 面接資料を出力する前に臨場予定表を出力した場合は、出力した（持ち出す）面接資料の種類、枚数等が臨場予定表上に反映されないため、手書きで補正する。

2 金融機関の預貯金等の調査証、交付（閲覧）申請書、照会文書等を持ち出しする場合は、「金融機関の預貯金等の調査証交付簿」又は「照会文書等決議兼整理簿」にて取得した文書番号を記載する。

なお、モバイルPCを活用する場合は、令6.3.29付大局総企（一）第38号ほか6課共同『『庁舎外における事務用モバイルパソコン等及び携帯用プリンタの使用に係る実施要領』について（指示）』を参照する。

2 滞納整理

(1) 臨場による滞納者個々の実情の把握

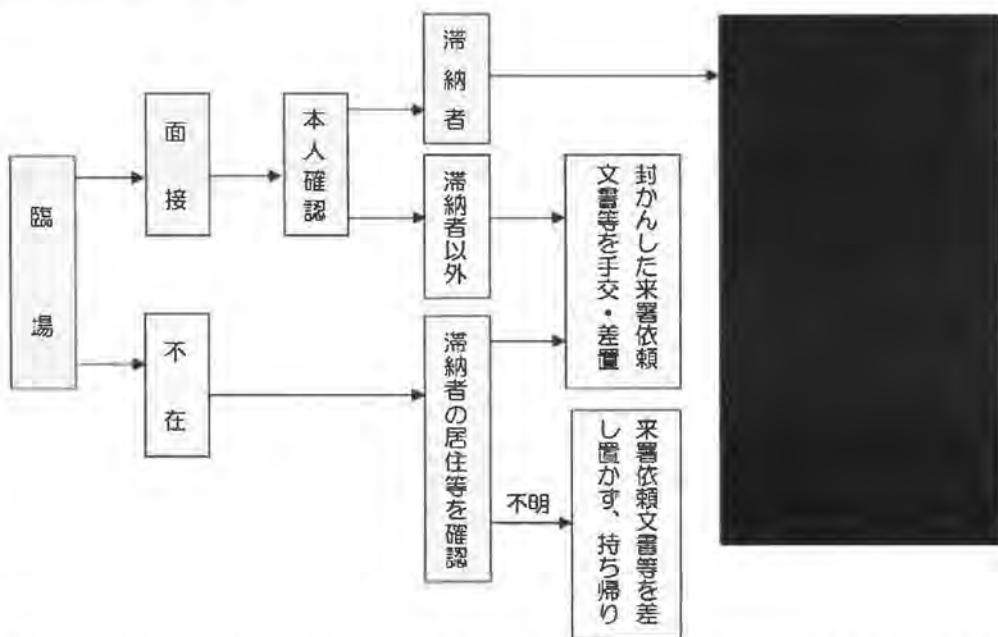
滞納整理に当たっては、滞納国税を適正かつ確実に徴収するため、原則として、滯納発生後速やかに臨場し、滞納者と面接して、自主的な納付を促し、事業実態や財産状況等を確認の上、適切に納付能力調査を実施する。

～ 滞納者等との応接に当たっての留意事項 ～

- ・ 滞納者等との応接は、礼儀正しく、親切・丁寧な態度で接し、応接中の言動には十分注意する。
- ・ 必要な事項について十分な聞き取りを行うとともに、処理方針を踏まえて滞納者等に伝えるべき事項について確実かつ明確に伝える。
- ・ 滞納者等からの質問に対しても、曖昧な態度をとることなく、即答が困難な場合は、統括官等と協議の上、改めて回答することを伝え、可能な限り、速やかに回答する。

～ 臨場時の留意事項 ～

- ・ 滞納者宅等に臨場した際には、身分証明書を呈示し、身分・氏名を明らかにするとともに、滞納者に面接したい旨を伝える。
- ・ 応接した者が本人以外の場合、詳細な内容の説明は避け、来署依頼文書等を封かんした上で手交し、滞納者へ手渡すよう依頼する。
- ・ 滞納者宅等が閉戸不在であった場合には、地番、表札等を十分確認し、来署依頼文書等の不在用文書を、確実に封かんした上で郵便受け等に差し置く。
- ・ 表札等で滞納者宅かどうか判明しない場合には、来署依頼文書等の不在用文書を差し置かずに持ち帰る。



(2) 財産調査・差押え等

滞納者個々の実情を把握した結果、財産差押え等の処分が必要と認められた場合には、[REDACTED] 法令に定められた要件及び滞納整理手順を遵守する（別表3「臨場からの財産差押えの事務処理の流れ」参照）。

イ 財産調査

財産調査は、[REDACTED]

ロ 差押え

(注)

ハ 捜索

滞納者所有の物又は住居その他の場所を検索する。

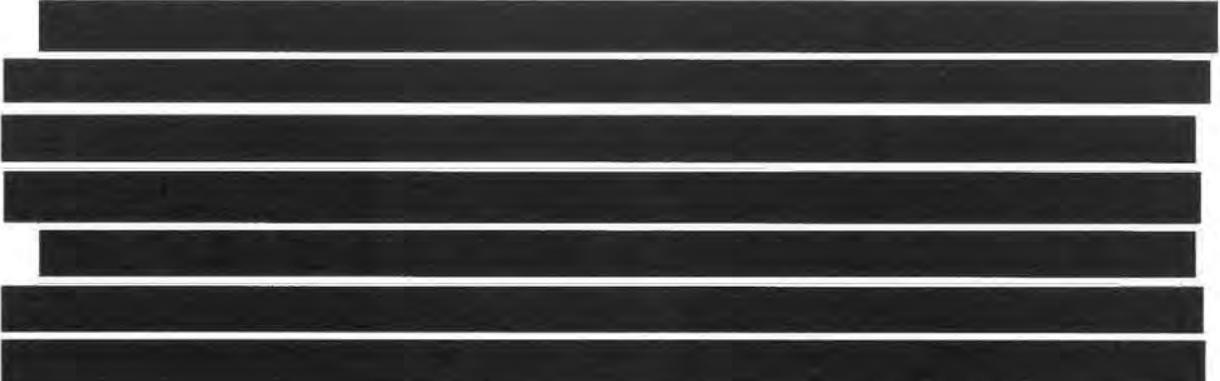
なお、検索に当たっては、[REDACTED]



(3) 猶予

滞納者によっては、災害、疾病等により直ちに納付することができない場合や、差押財産を直ちに換価すれば、その者の事業の継続や生活の維持を困難にするおそれがあるなどの事情が存在する場合がある。

このような事情がある滞納者から分割納付等の申出があった場合は、法的猶予制度について適切に説明するとともに、納付能力調査を中心として滞納者個々の実情を把握した上で、法令に規定する要件に該当する場合は、確実に納税の猶予又は換価の猶予を行う。





(4) 滞納処分の停止

滞納処分の停止は、滞納者が滞納処分の執行をすることができる財産を保有していない場合や滞納処分の執行をすることによりその生活の維持を著しく窮屈させるおそれがある場合など、一定の要件に該当するときに、その者について滞納処分の執行を停止するもので、納税の猶予等の猶予措置とともに、納税緩和措置の一環をなすものである。

滞納国税については、租税負担の公平性を確保する観点から、その確実な徴収に努める必要がある一方で、滞納者につき、法令に規定する滞納処分の停止の要件に該当する場合には、納税緩和措置の適切な適用の観点から、適時・適切に滞納処分の執行を停止する必要がある（別表5「滞納処分の停止の事務処理の流れ」参照）。

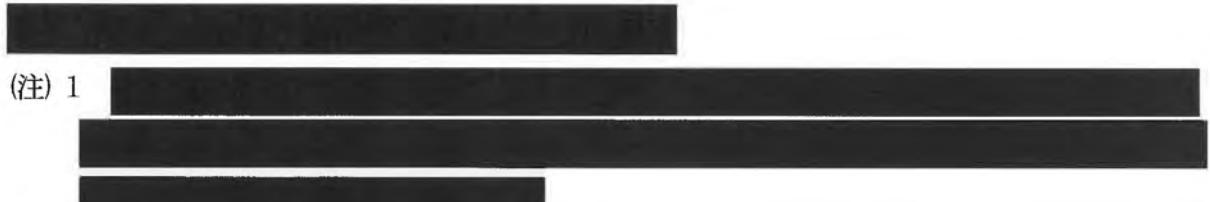
3 滞納整理事績の整理

(1) 復命

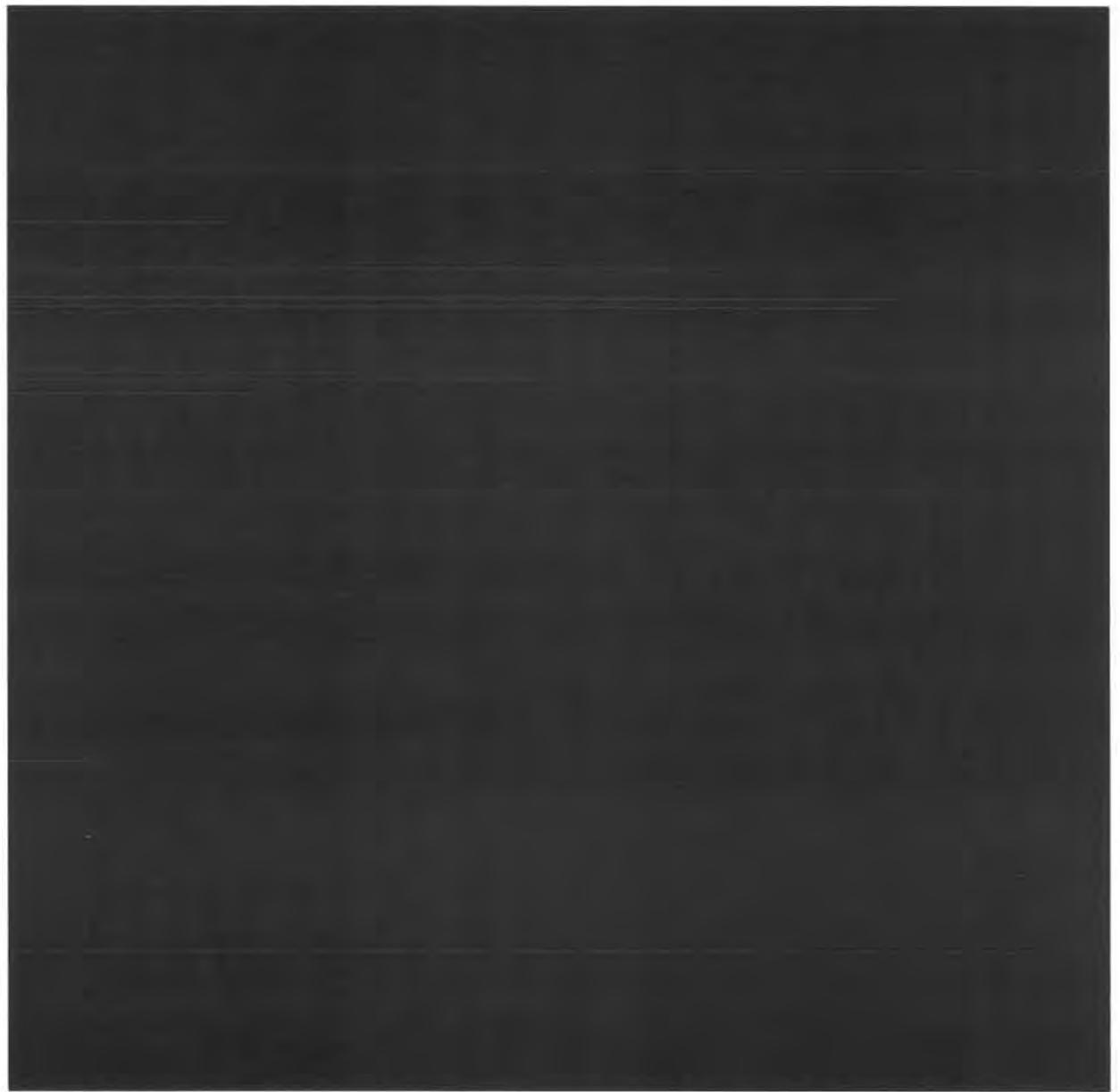
担当者は、滞納者等との面接を終えた場合又は出張から帰署（局）した場合は、速やかに滞納者等との応接の概要及び滞納整理の状況等について、統括官等に口頭で復命する。

また、持ち出した面接資料等の持ち帰り状況を確認するとともに、持ち帰った面接資料等を統括官等に返戻して確認決裁を受ける。

(注) 1



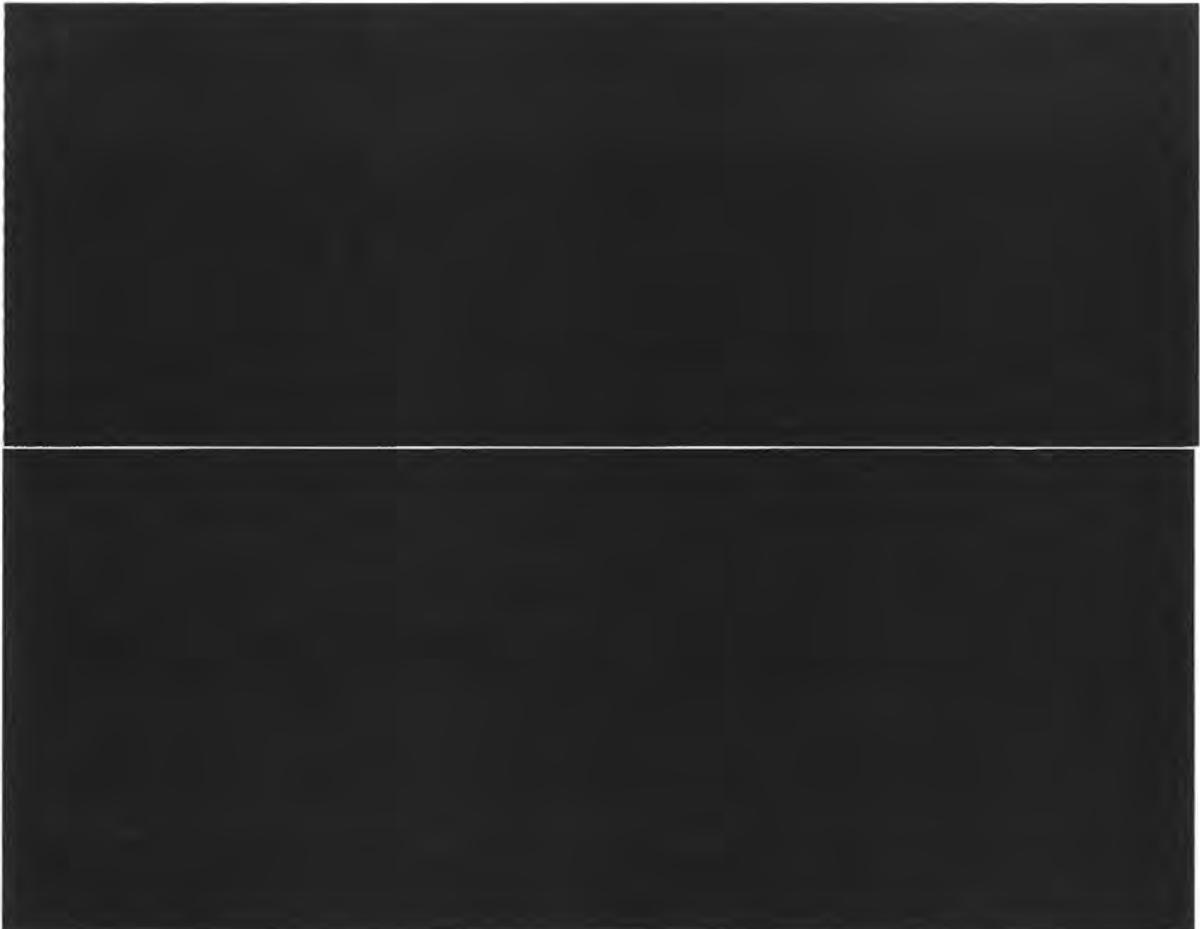
(注) 2



(3) 滞納処分票の編てつ

滞納処分票は、滞納整理を通じて作成、収集又は受領した各種文書や徵収シス

ム等から出力した各種帳票等を、滞納事案ごとにおおむね次に掲げる順序により一
体として編てつする。



4 滞納事案の管理

するとともに、

行う必要がある。

なお、

また、

(1) 滞納事案の

滞納事案は、個々の実情に応じた適切な滞納整理を実施するため、



(2) 滞納事案の進行管理

徴収システムのカレンダー機能及びトピックス機能を活用して的確に事案管理を行う。

イ カレンダー機能

カレンダーには、各担当者等が入力した事務の予定が表示される。必要な入力を確實に行うことでの、個々の滞納事案の期日管理を行うほか、自己の予定を管理することができる。

ロ トピックス機能

トピックスには、進行管理を行う期日、滞納の発生・異動等、決裁に関する情報等、個別事案の処理に関する項目の件数が表示される。



○ 徴収システム入力

「カレンダー」画面



各事案担当者は、「カレンダー」及び「トピックス」画面を日々確認することにより、事案の進行管理を的確に行う。

<進行管理>

- ・
- ・
- ・
- ・
- ・

徴収システムの機能を有効活用するためには、データを正しく入力することが不可欠であることから、把握した情報等については、正確かつ確実に徴収システムへ入力することに留意する。

「トピックス」画面



5 完結時の処理

滞納事案（全ての滞納口座）が完結した場合は、徴収システムの「トピックス」画面の「完結」項目にその該当事案が表示される。

また、一部の滞納口座が完結した場合は、「税額異動一覧表」の備考欄に「完結（口座）」と表示されるので、その内容を確認するとともに、次により適切に処理する。

① 差押え等事案及び担保を徴取していた事案が完結等（滞納処分の停止を含む。）となった場合は、速やかに決議を了した上で、差押え等の解除手続を行う。

なお、「トピックス」画面の「差押等解除漏れ」は、対象口座について完結連絡を受信し、解除決議（確認日）が入力されていないときに件数が表示されるため、件数が計上されている場合は、事案の処理状況を確実に確認する。

② 納付受託中の証券がある場合には、「納付（弁済）受託取消決議書」に基づき、決議を了した上で、確実に証券の返還手続を行う。

③ 猶予事績がある場合には、「トピックス」画面の「延滞税免除未了」項目から完結事案の有無を確認し、必要に応じて延滞税免除決議を行う。

④ 完結処分票（完結した滞納事案に係る滞納処分票をいう。納税義務が消滅したものも含む。）は、「滞納者概況票」を先頭に編てつした上で、完結した会計年度ごとに保存期間別に編てつし、耐火書庫に収蔵する（別表8「完結した滞納処分票の保

存期間フローチャート」参照)。

なお、完結（納税義務が消滅したもの及び滞納処分の停止を含む。）した滞納処分票については、適宜余白に「完結等処分票用ゴム印」を押印するとともに、保存期間、差押解除及び担保解除について確認する。

第3節 滞納の未然防止

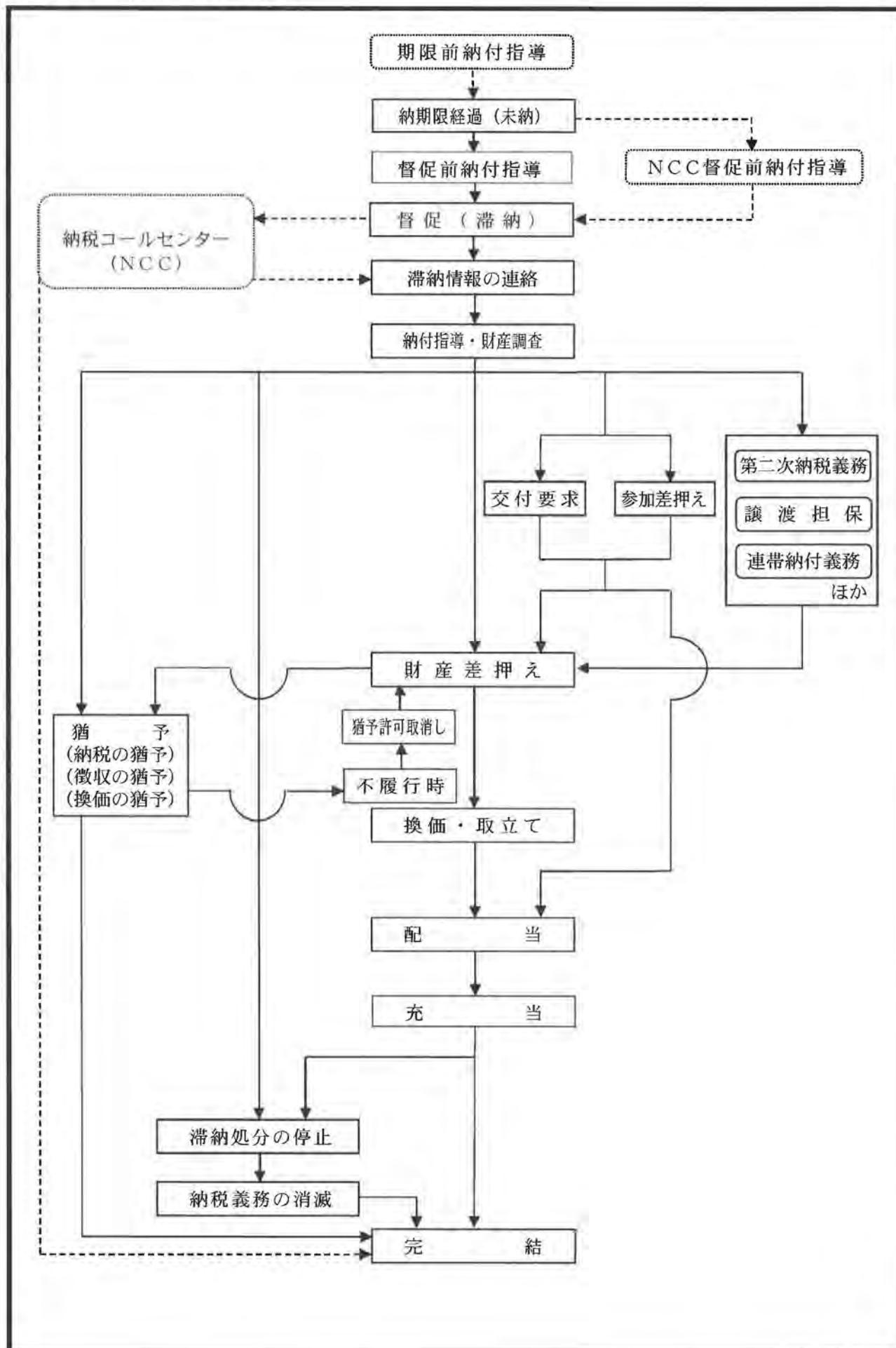
滞納整理とは、滞納となった国税（督促状が発付されたもの）を徴収する事務をいうが、滞納の圧縮を図るために、それに加えて滞納の発生を未然に防止することが必要不可欠である。

滞納の未然防止は、国税組織全体として取り組む事務であり、「期限内収納の確保は、税務職員共通の課題」であるとの認識の下、納税コールセンター、管理運営部門及び賦課部門と緊密に連携した上で、滞納の未然防止に取り組む。

また、滞納の未然防止の観点から、滞納整理に当たっては、滞納が常習的なものにならないよう、以後発生する国税の期限内納付を確実に指導する。



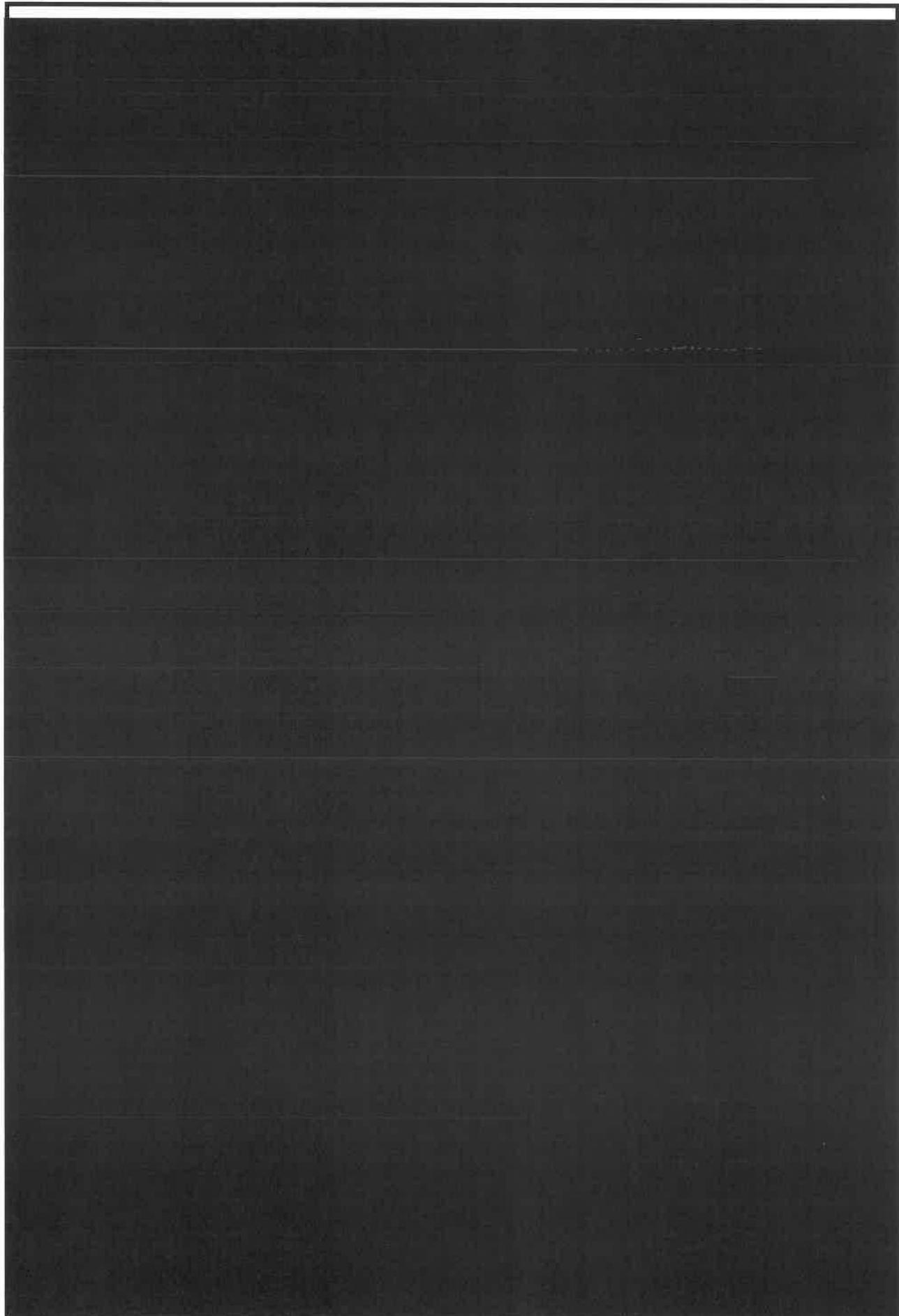
別表1 滞納整理事務の流れ



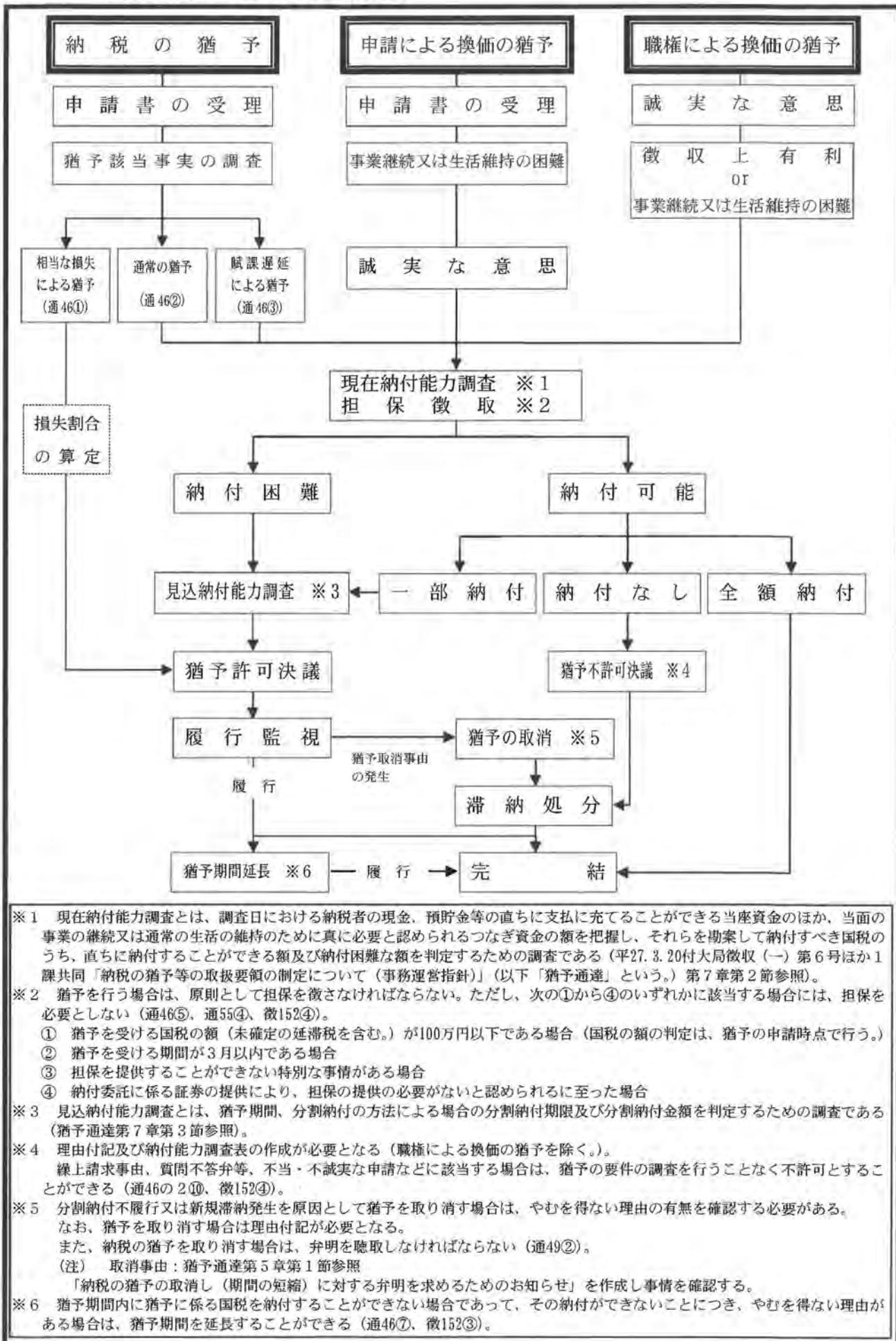
別表2 出張時の標準的な携行書類等

携 行 書 類 等	保 管 等
（赤面）	（赤面）

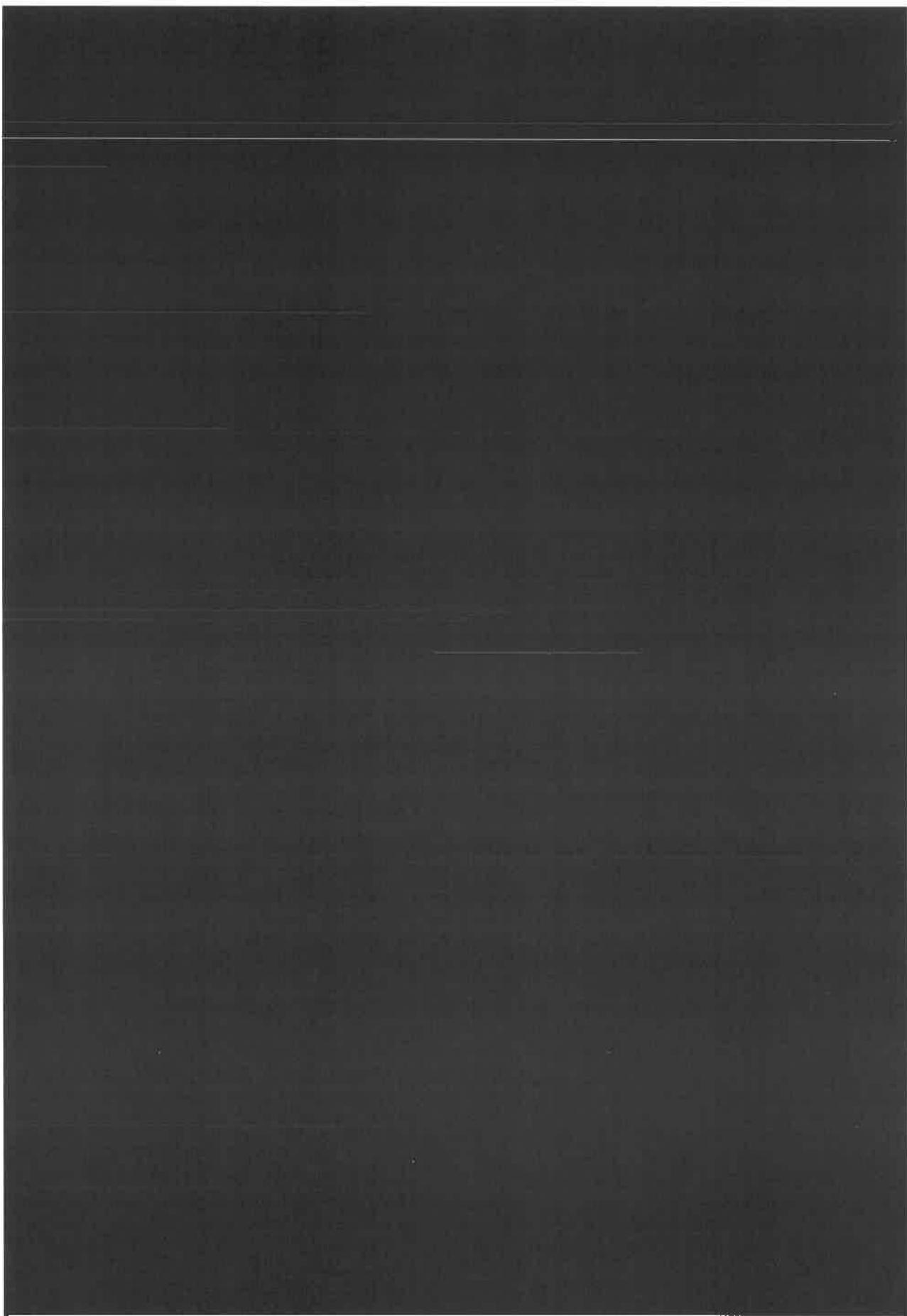
別表3 臨場から財産差押えまでの事務処理の流れ



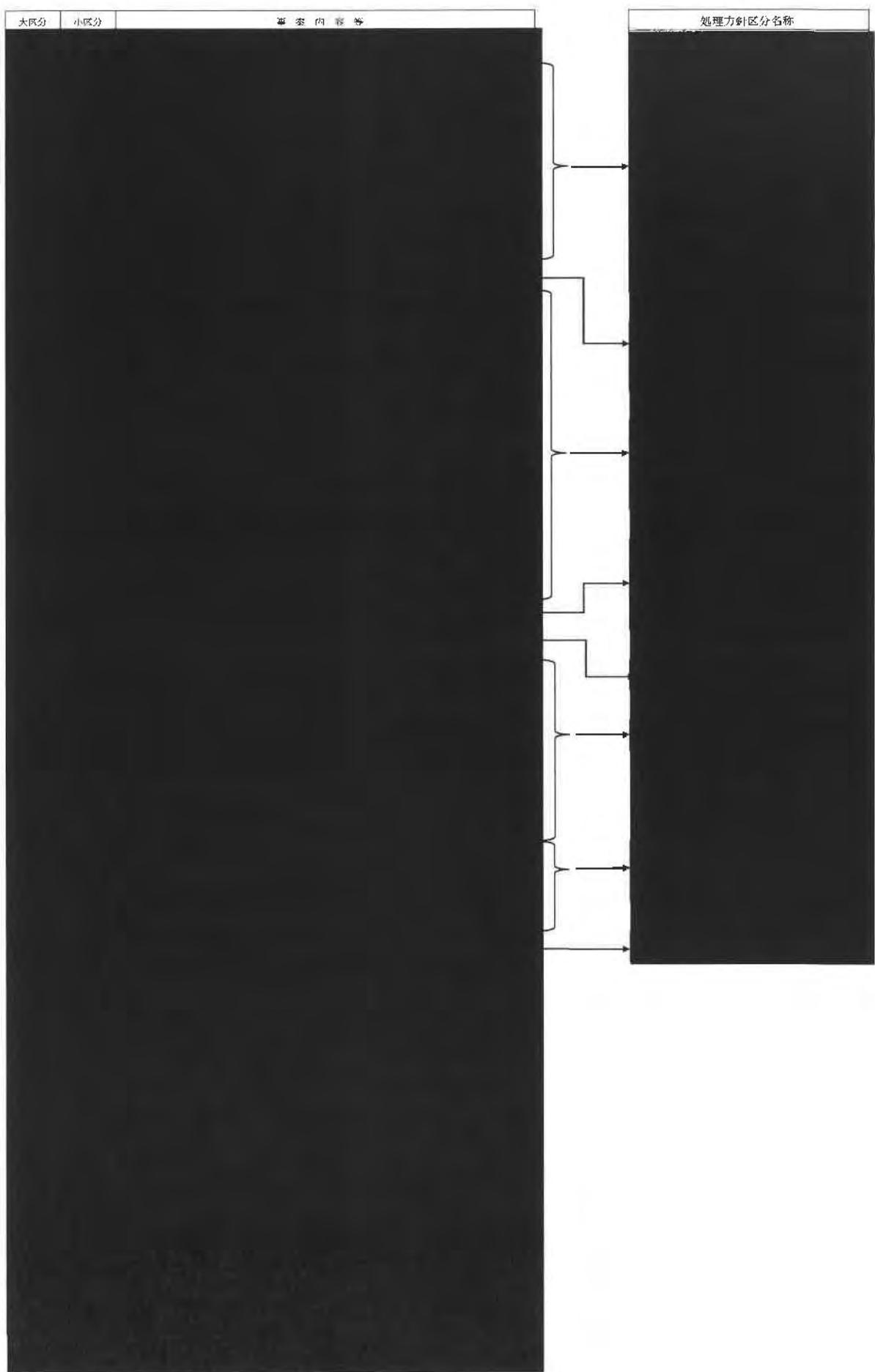
別表4 納税の猶予等の事務処理の流れ



別表5 滞納処分の停止の事務処理の流れ



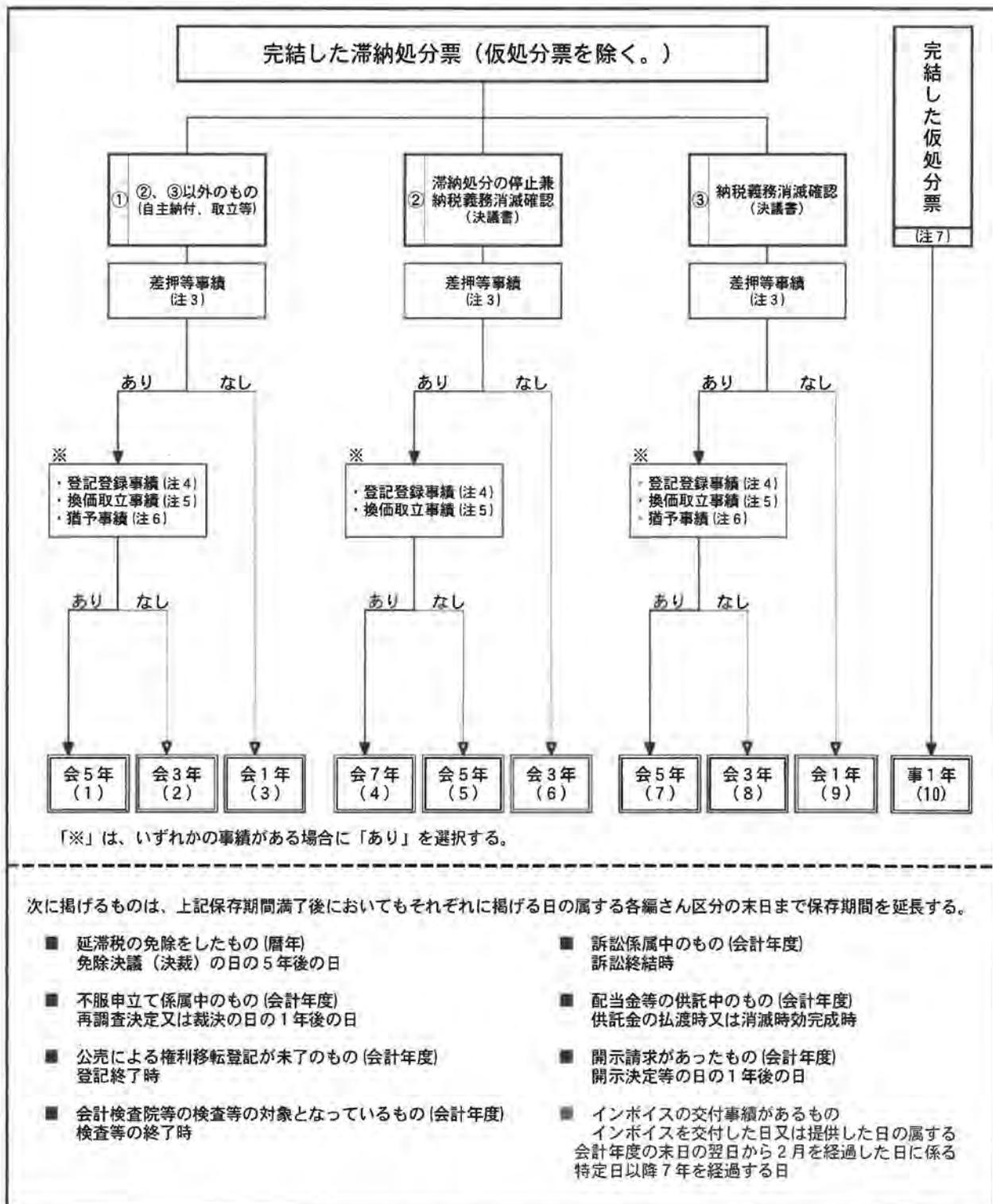
別表6 整理区分一覧表



別表7 处理方針区分一覧表

处理方針区分		事案内容
大区分	小区分	

別表8 完結した滞納処分票の保存期間フローチャート



- (注) 1 保存期間の括弧内の数字は、微収事務提要第3編第1章第2節第39の4(6)に掲げる「滞納処分票の標準的な保存期間基準」の番号を示している。
- 2 保存期間満了後における滞納処分票の廃棄処理に当たっては、保存期間延長の事由に該当するか否かを確認した上で、延長事由に該当する場合は適切に保存期間を延長し、誤って廃棄することがないよう留意する。
- 3 「差押等事績」は差押え、参加差押え、交付要求、検索、猶予事績及び抵当権設定の事績である。
- 4 「登記登録事績」は差押え、参加差押え及び抵当権設定に係る登記・登録事績である。
- 5 「換価取立事績」は歳入歳出外現金の受入れを行った事績である。
- 6 「猶予事績」は納税の猶予申請書又は換価の猶予申請書を受理し、許可又は不許可とした事績である。
- 7 完結した仮処分票のうち猶予事績のあるものは、「会計年度5年」の保存期間とする。
- 8 「特定日」とは、文書管理規則第15条第12項の保存期間が確定することとなる日の属する年度の4月1日をいう。

大 分 類	共通（研修関係）
中 分 類	講習、研修関係書類
名称（小分類）	研修資料
保存期間（満了日）	会3年（令和10年3月末）

徴収事務新任者研修 I
資料 第 3 号

令和 6 年 8 月 6 日

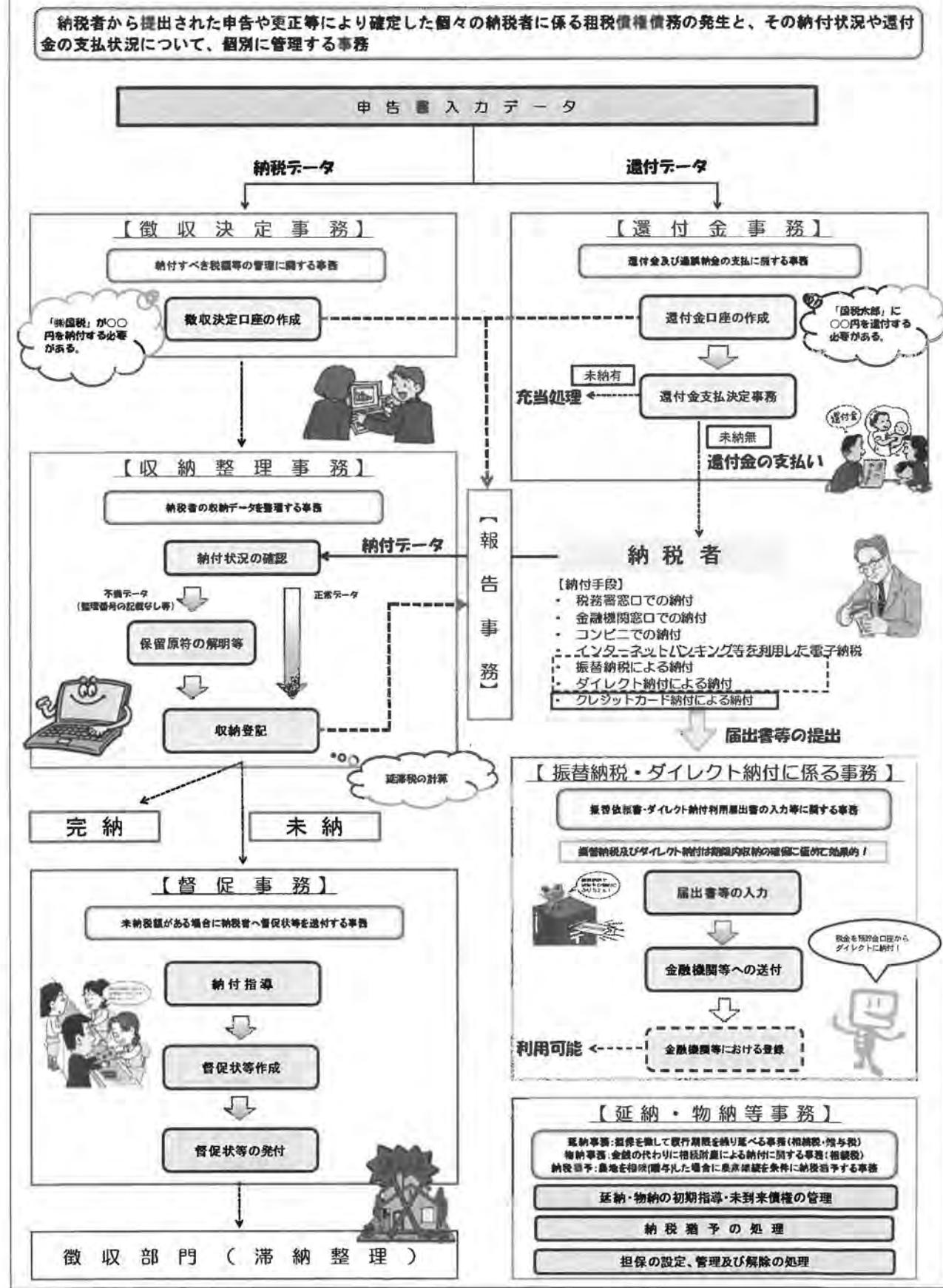
債権管理事務の概要

大阪国税局
徴収部 徴収課

令和5年7月付「債権管理事務処理マニュアル」より抜粋

【管理運営部門における債権管理事務の概要】

債権管理事務の概要



第1 共通

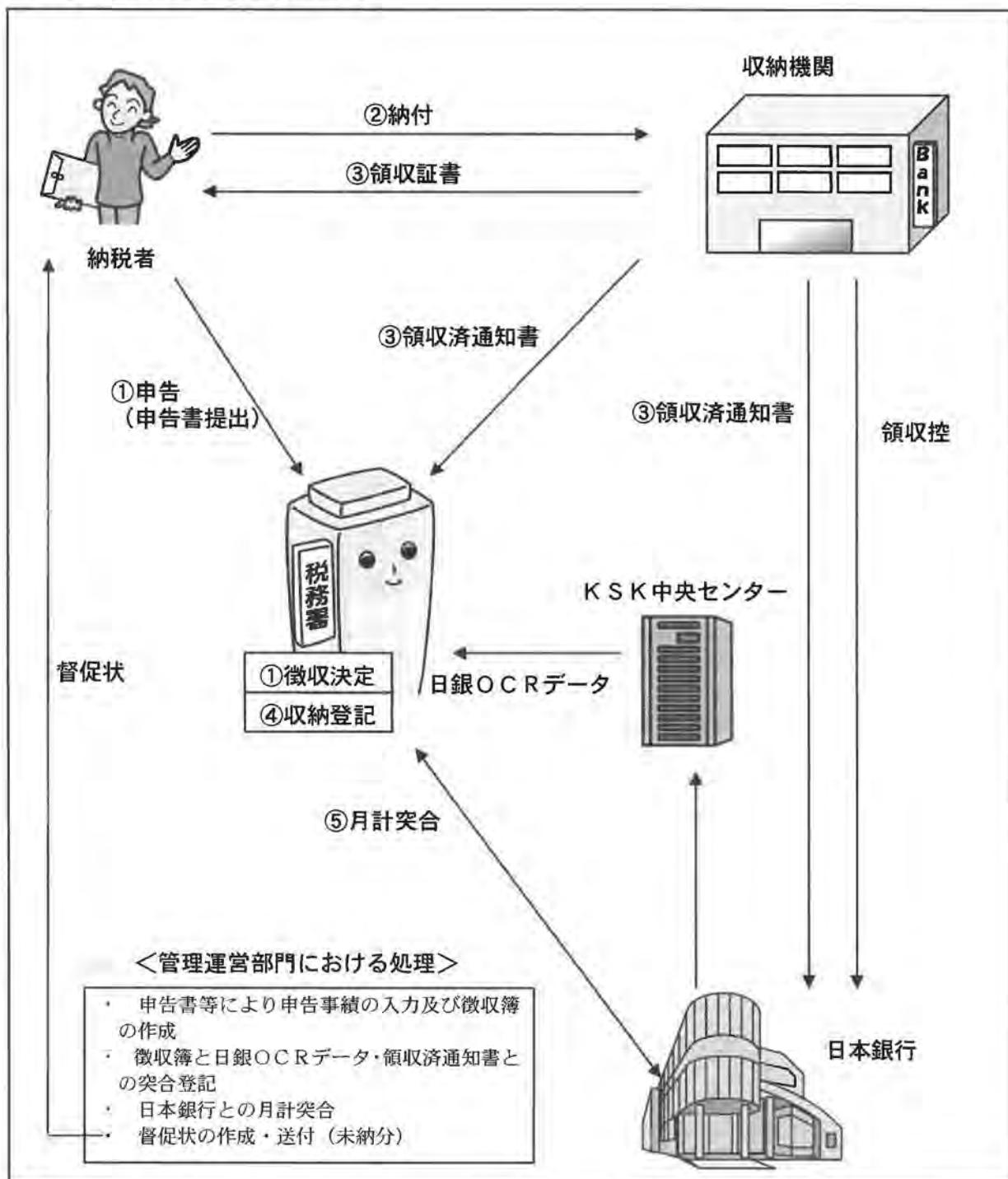
1 徴収決定及び収納整理事務の概要

徴収決定とは、「申告や更正、決定等により確定した個々の納税者に係る租税債権の発生を管理する事務」をいい、収納整理とは、「納付等による個々の納税者に係る租税債権の消滅を管理する事務」をいう。

これらの事績については、債権管理台帳（資金徴収簿）を作成して個別に管理する。

管理運営部門では、毎月の收支について「国税収納金整理資金徴収済額報告書」という報告書を作成するとともに、会計検査院の検査を受けるため、「国税収納金整理資金徴収額計算書」という計算書を作成する。

【徴収決定及び収納整理の仕組み】



① 申告・徴収決定

申告書入力担当者が納税者から提出のあった申告書に基づき、納税額等をKSKシステムに入力し、債権管理システムに連絡することにより、「資金徴収簿」（一件別徴収カード等）が自動的に作成される。ただし、申告書を提出した後、納税者が亡くなった場合などは、相続人の「資金徴収簿」を個別に作成するケースもある。

② 納付

納税者は、納付書を添えて収納機関に国税を納付する。

【参考】国税の納付方法

- 1 現金に納付書を添えて、①金融機関、②所轄の税務署及び③コンビニエンスストア（バーコード付納付書及び二次元バーコードを使用する場合に限る。）で納付
- 2 指定した金融機関の預貯金口座から振替納税
- 3 ダイレクト納付、インターネットバンキング又はクレジットカード納付を利用して電子納税
- 4 不動産、株券等による物納（相続税の納付で一定の条件を満たす場合に限る。）

③ 領収証書・領収済通知書

収納機関は、納税者に「領収証書」を交付し、日本銀行へ「領収済通知書」を送付する。日本銀行では、「領収済通知書」をOCR処理して、KSK中央センターへデータ連絡する。

なお、OCR処理できない納付書で領収した場合などは、収納機関が「領収済通知書」を直接税務署に送付する場合がある。

④ 収納登記

管理運営部門では、「資金徴収簿」とKSK中央センターから連絡される「日銀OCRデータ」との確認を行い、「資金徴収簿」に収納登記を行うが、収納機関から直接送付される「領収済通知書」（非OCR処理分）については、KSKシステムにおいて個別に入力する。

⑤ 月計突合

収納額については、毎月、日本銀行の収納額と突合し、一致していることを確認する。

「収納機関」とは、日本銀行本・支店、代理店、歳入代理店、ゆうちょ銀行、税務署（国税収納官吏）をいい、収納機関に納付された国税は、「国税収納金整理資金」として日本銀行において集中管理されます。



署名 (国税庁コード)

* * * 一件別徵収力一下 * * *

平成 24年 10月22日

※振替納税ではなく、国庫金振替の略

2 還付金事務の概要

還付金事務とは、「納税者の国に対する債権である還付金及び過誤納金の支払に関する事務」のことである。

還付金を大別すると、所得税法その他の個別税法に規定する還付金と国税通則法に規定する過誤納金とがあり、これらを総称して「還付金等」という。

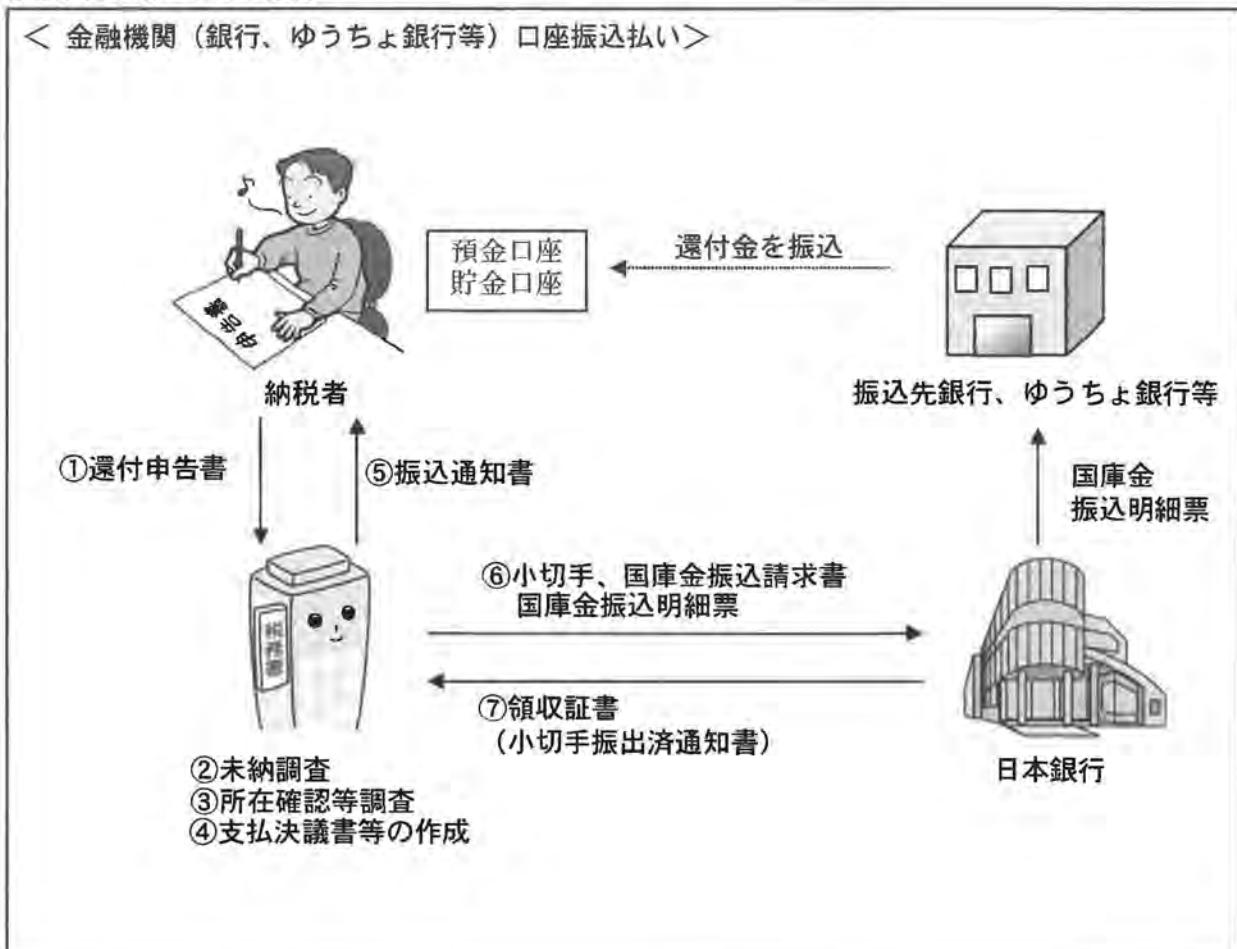
なお、過誤納金は、納付のときには正当な納付額であったけれども、後に課税処分の取消し等により納付すべき金額が減少した結果、超過納付となった「過納金」と、納付すべき税額がないのに納付した又は納付すべき税額を超えて納付したという「誤納金」に分類される。

還付金の支払は、①金融機関（銀行、ゆうちょ銀行等）の預貯金口座への振込払い、②郵便局窓口送金払いの二つの支払方法がある。

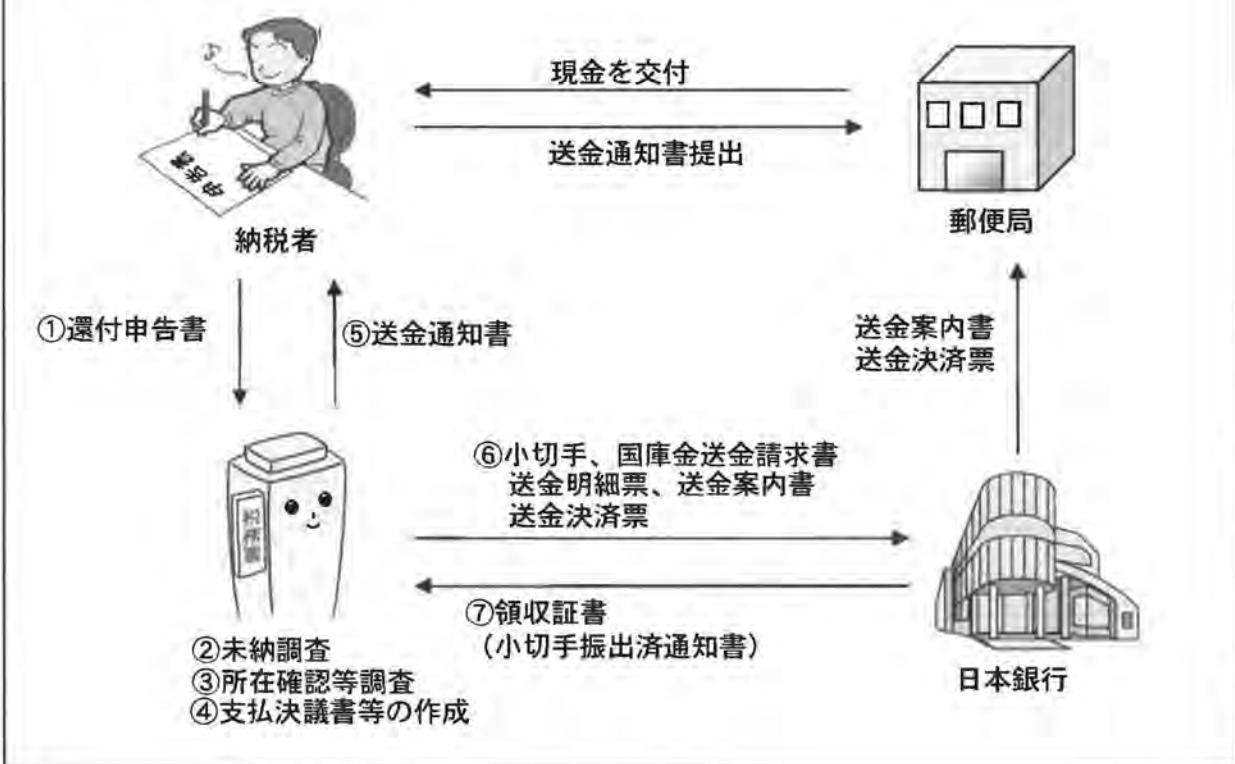
また、管理運営部門では、毎月の支払について「国税収納金整理資金支払命令済額報告書」という報告書を作成するとともに、会計検査院の検査を受けるため、「国税収納金整理資金支払命令済額計算書」という書類を作成する。

【還付金事務の主な概要】

< 金融機関（銀行、ゆうちょ銀行等）口座振込払い >



<郵便局窓口送金払いの場合>



① 還付申告書

納税者が、還付を受けるために提出する申告書をいう。

② 未納調査

管理運営部門において、還付申告書を提出した納税者の還付データが連絡（KSK課税システムからの連絡又は連絡せんなどの原資料の回付）されると、その納税者について未納の国税がないかを調査する。

未納の国税がある場合は、還付金を充当（委託納付）する。

③ 所在確認等調査

納税者（債権者）の住所・氏名、支払科目、支払の方法等の事項を調査する。

④ 支払決議書等の作成

所在確認等調査の結果、適正であると認めたときは、支払決議書等を作成し支払決定する。

※ 還付金の支払又は充当までの期間に応じ、還付加算金を計算して併せて支払決定する。

⑤ 振込通知書（送金通知書）

預貯金口座に振込した場合は、振込通知書を送付する。

郵便局の窓口払いの場合は、送金通知書を送付する。

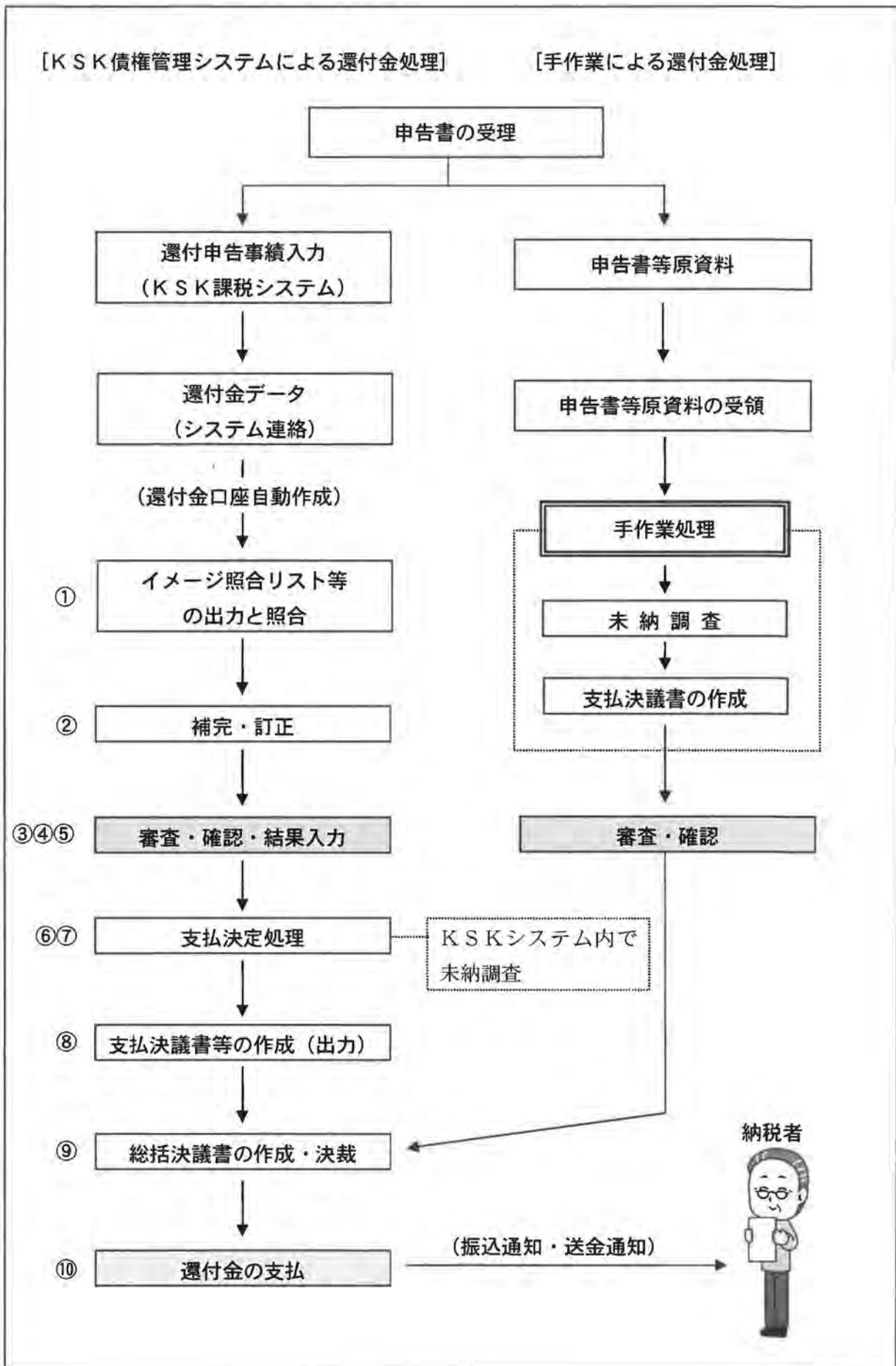
⑥ 小切手等

支払決定日において、日本銀行代理店（取引店）に対し、日本銀行代理店宛の小切手、日本銀行に対する国庫金振込（送金）請求書及び納税者各人別の振込口座（送金先）を指定した国庫金振込（送金）明細票等を交付する。

⑦ 領収証書（小切手振出済通知書）

日本銀行代理店（取引店）より、交付した小切手に係る小切手振出済通知書を受領する。

【申告書の収受から還付金の支払までの流れ】



① イメージ照合リスト等の出力と照合

KSKシステムにおける事務処理では、担当者はシステム連絡されたデータ（「還付金照合リスト」と「申告書データ」両方の内容を一覧できる「イメージ照合リスト」）を帳票出力して、還付申告の内容と還付金データの内容とを個別に照合する。

なお、電子申告による還付申告の場合は、還付金イメージ照合リスト（電子）の照合結果を確認する（以下③、④においても同様）。

※ 申告所得税及復興特別所得税、法人税及び消費税以外の税目は、「イメージ照合リスト」の帳票出力ができないため、申告書等の原資料と「還付金照合リスト」とを照合することになる。

② 補完・訂正

照合した結果、支払先金融機関や郵便局名など訂正、補完が必要なものについては、KSKシステムへ補完入力する。

③ 審査

審査担当者は、「還付金照合リスト」と「イメージ照合リスト」等の審査を行う。

④ 統括官等による確認

統括官等は、「還付金照合リスト」と「イメージ照合リスト」等を確認し、審査を行う。

⑤ 監査入力

統括官等は、KSKシステムへ監査入力を行う。

⑥ 支払決定抽出処理

統括官等が支払決定抽出処理をすると、KSKシステムにより監査入力したものの中から、支払可能な還付金のデータを抽出して、支払決定に必要な処理を行う。

※ 支払決定抽出処理によりKSKシステムは還付対象者等の未納の有無を確認する。

⑦ 支払決定日処理

統括官等は、支払決定抽出処理をしたものの中から充当等を行った後、支払決定金額の確定を行う。

⑧ 支払決議書等の作成

担当者は、KSKシステムにより支払決議書等を作成する。

⑨ 総括決議書の作成

代行機関等の補助者は1回の支払ごとに、還付金等の発生、充当、支払命令の額を集計した「総括決議書」を作成して、支払命令官の決裁を受ける。

⑩ 支払

支払方法の態様に応じて、預貯金口座への振込払い又は郵便局窓口送金払いの方法で、還付金を支払う。

*** 一件別還付金カード ***

216 材料費 ニシクトボリ 1-100000		還付金の発生額（還付加算金が発生する場合は内書に表示する。）		振込金融機関情報（コード欄に「伝送」の表示がある場合は、オンラインの振込みとなるため、「一般分」に比べ口座への入金が早い。）	
大阪市西区土佐堀1丁目100000					
発生税目	申告所得税	発生額 (内還加)	456,500	支払	金融機関 名称
課税期間	H18	年税額	56,500		三井住友銀行
発生事由	更正（申告）	申告延長区分	200,000		店舗名称
勘定区分	33 徴定順位 00				預金始期 判定日
発生区分	00 分納回数 00	申告期限	H19.3.15		コード
	異動番号 000	支払決定日	H22.4.30	先	預金種別
発生年月日	H19.3.19	時効中	支払決定日		口座番号
被相続人等番号		時効中	H22.4.30	TEL	
回数	異動年月日 管理年月事実発生日 データ種類		還付未済 (還付加算金)		備考
ユーザーID 支払税目 (特例日)					
001 H22.4.1 H22.4.1 EHOKJ23	金融機関に振込手続を開始した日（入金まで、金融機関の休日を除き4・5日程度要する場合がある。）		予/20/00/本税/	100,000/181201～220430/ 0/	15,373
002 H22.4.1 H22.4.1 EHOKJ23			過/31/00/本税/	300,000/190420～220430/ 0/	41,137
003 H22.4.1 H22.4.1 H22.4.30 申所	発生増（加）	56,500	他/ / / 還加/	56,500/ ~ / 0/	
004 H22.4.1 H22.4.30 EHOKJ01 申所	支払命令増	400,000	100430-00001		
005 H22.4.1 H22.4.1 H22.4.30 申所	支払命令増（ 引）	56,500	100430-00001		
006 申告又は更正等に基づき支払決定された還付金及び還付加算金	/ (旧) 本人 (新) 本人	0			
007 H22.4.1/漢字住所	/ (旧) 大阪市西区土佐堀1丁目20	0			
008 H22.4.1/カナ住所	(新) 大阪市西区土佐堀1丁				
009 H22.4.1/カナ氏名	/ (旧) カタカナニシクトボリ 1-20 (新) カタカナニシクトボリ 1-10		期限等変更入力、別途監査を要する事務処理により、還付金の情報変更を行ったもの (異動事績の破線より下段部分)		
010 H22.4.1/カナ氏名	/ (旧) コセイヒロキ (新) コセイヒロイ				

4月 1日 15時 2分42秒 1ページ
還付企番号 10-0000003
整理番号 -
発行バッチ番号 00-1004-F-0003
バッチ内一連 0001
個別監査 H22.4.1 EHOKJ01
進行状況 完結

進行状況が「完結」以外の表示となっている場合は、署内において作業中であるため、還付留保等の有無を確認して、適切に対応する。

記号番号（「国税還付金振込通知書」の表面の右下に表示あり。）
XXXXXX-XXXXX-XXXXXXX-X

(送金払の場合)
郵便局から送金通知書亡失届の提出に基づき、「送金通知書番号(ゆうちょ銀行においては「送金明細管理キー」という)」の確認依頼があった場合、この番号を参照する。

/ (入) EHOKJ23
(監) EHOKJ01
(入) EHOKJ23
(監) EHOKJ01
(入) EHOKJ23
(監) EHOKJ01
(入) EHOKJ23
(監) EHOKJ01
(入) EHOKJ23
(監) EHOKJ01

大分類	共通（研修関係）
中分類	講習、研修関係書類
名称（小分類）	研修資料
保存期間（満了日）	令和3年（令和10年3月末）

徴収事務新任者研修I
資料 第4号

令和6年8月6日

滞納整理事務において留意すべき事項

大阪国税局
徴収部 徴収課

滞納整理において 留意すべき事項

～滞納整理要領～

○ 滞納者個々の実情を踏まえた滞納整理

滞納処分は、滞納となった国税を早期かつ確実に徴収するための一連の強制的な執行手続であることから、証拠書類の収集と保全を行うなど事実関係を正確に把握し法令及び滞納整理手順を遵守するとともに、滞納者個々の実情を踏まえた滞納整理を実施する。

※ （「令和6事務年度 徴収事務実施要領」抜粋）

○ 滞納整理を行う際の具体的なポイント

- 1 滞納者等の概況等の把握
- 2 財産調査・差押え等
- 3 公売
- 4 国際徵収
- 5 納税緩和措置の適切な適用
- 6 滞納処分の停止等

○ 滞納整理を行う際の具体的なポイント

1 滞納者の概況等の把握

(1) 接触前

これまでの経緯、処分状況等を確実に把握するほか、署内調査等により
処理方針を検討

(2) 滞納者との面接

誠実な納付意思の有無を確認するとともに、個々の実情を十分把握する
ことが必要

(3) [REDACTED] の活用

[REDACTED]

○ 滞納整理を行う際の具体的なポイント

2 財産調査・差押え等

(1) 財産調査

滞納者の[REDACTED]させるため、あらゆる調査手法を駆使し財産を把握

イ [REDACTED]

[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

ロ [REDACTED]

[REDACTED]
[REDACTED]

○ 滞納整理を行う際の具体的なポイント

2 財産調査・差押え等

(2) 差押え・検索

イ 差押え

厳正な対応が必要であると判断した事案については、

差押えを実施

ロ 検索

公表財産のみでは、処理の進展が見込めない事案については、必要に応じて検索を実施

○ 滞納整理を行う際の具体的なポイント

3 公売

- ・ 差押財産等の公売は、期限内に納税した納税者との公平性を確保する観点から、換価事務提要及び徴収事務提要により適切に実施
- ・ 「換価執行制度」を活用するなど、換価権がない事案であっても、徴収方途の有無を検討

○ 滞納整理を行う際の具体的なポイント

4 国際徴収

- ・ 滞納者からの聴取、署内調査など、滞納整理の過程において、積極的に国外財産等の情報を収集
- ・ [REDACTED]と接触する場合は、[REDACTED]や国外財産等を把握するほか、[REDACTED]や国外財産等の資料の写しを徴取
- ・ インターネットを活用した情報収集の実施

○ 滞納整理を行う際の具体的なポイント

5 納税緩和措置の適切な適用

(1) 分割納付等の申出への対応

納税者個々の実情を把握した上で、法令に規定する要件に該当する場合は、納税の猶予等を適用

(2) 猶予事務の適切な実施

納税者から猶予の申請書が提出された場合は、徴収事務提要及び猶予通達等に基づき適切に処理

○ 滞納整理を行う際の具体的なポイント

6 滞納処分の停止等

(1) 停止相当事案の管理

統括官等が選定した停止相当事案について、徴収システム等を使用し、適切に管理

(2) 「滞納処分の停止適否点検表」の活用

計画的かつ確実な補完調査を実施

(3) 滞納処分の停止に関する審理等

滞納処分の停止処理に当たっては、金額基準に従って審理を実施

滞納整理において 留意すべき事項

～厳正・的確な事務処理の確保～

～厳正・的確な事務処理の確保～

- 滞納処分票の適切な管理等
- 不適切な事務処理等の防止
- 滞納者との応接に当たっての留意点
- 滞納整理における立会い

○ 滞納処分票の適切な管理等

- 1 滞納処分票の編てつ
- 2 滞納処分票の取扱い
- 3 滞納処分票の存否確認
- 4 滞納処分票の保管及び管理
- 5 仮処分票の保管及び管理等

○ 滞納処分票の適切な管理等

1 滞納処分票の編てつ

滞納処分票については [REDACTED] を活用し、適切に編てつ

※ 滞納処分票には、真に必要な書類のみを編てつすることとし、特に、
交付・収集した書類については、日付・相手方が明らかとなるよう配意

○ 滞納処分票の適切な管理等

2 滞納処分票の取扱い

(1) 滞納処分票の取扱い

滞納処分票編てつ用ファイルに編てつし、汚損、破損、紛失等のないよう、適切に管理・保管

(2) 完結処分票の取扱い

滞納事案が完結した場合において、当該事案の滞納処分票があるときは、滞納整理中の滞納処分票等と明確に区分し、完結処分票として管理

○ 滞納整理を行う際の具体的なポイント

3 滞納処分票の存否確認

(1) 実施時期

各事務年度の 6 月中

(2) 実施方法

事案担当者以外の 2 名以上の職員が、滞納者一覧表と滞納処分票を
突合

(3) 引継事項

上記(2)で使用した滞納者一覧表の後任者への引継ぎ

○ 滞納整理を行う際の具体的なポイント

4 滞納処分票の保管及び管理

滞納処分票は、原則として耐火書庫に保管

なお、次に掲げる滞納処分票については、それぞれ別途収蔵した上で保管

(1) 完結処分票

完結した会計年度ごとに保存期間別に編てつし、耐火書庫に収蔵

(2) 滞納処分票（停止処分票）

停止した会計年度ごとに耐火書庫に収蔵

○ 滞納処分票の適切な管理等

5 仮処分票の保管及び管理等

(1) 仮処分票の作成

督促状送付前に納付相談を受けた事案について、各種文書を受領、作成した時は、仮処分票を作成

(2) 仮処分票の管理

仮処分票を作成した事案について、定期事案設定を行う前に納付すべき国税が収納等により完納となった場合は、仮処分票を完結処分票として管理

○ 不適切な事務処理等の防止

1 法令で差押えが禁止されている各種給付金等の取扱い

2 [REDACTED]

○ 不適切な事務処理等の防止

1 法令で差押えが禁止されている各種給付金等の取扱い

児童手当などの法令で差押えが禁止されている各種給付金について、その支給を受ける権利等の差押えは禁止



○ 不適切な事務処理等の防止

2

は行わない

よう留意

【 の具体例】

- ・
- ・
- ・

○ 滞納者との応接に当たっての留意点

- 1 臨場時には、身分証明書を提示し、身分及び氏名を明らかにするとともに、
滞納者に面接したい旨通知
- 2 滞納者との応接は、目的をはっきりと伝え、礼儀正しく丁寧に
- 3 滞納者に伝えるべきことは確実に伝え、滞納者からの質問に対しては、責任
をもって回答
- 4 滞納者が不在の場合は、面接した者に来署依頼文書等を封をした上で滞納者
へ手渡すよう依頼

○ 滞納整理における立会い

- 1 第三者の立会い
- 2 税理士法違反行為に関する情報の報告

○ 滞納整理における立会い

1 第三者の立会い

- (1) 滞納整理において、税務代理人以外の第三者の立会いがある場合には、税務代理人であるかどうかを確認の上、第三者の立会いを厳に排除
- (2) 税理士等であっても、「税務代理権限証書」の提出が必要であることに留意

○ 滞納整理における立会い

2 税理士法違反行為に関する情報の報告

税理士等又は、税理士等でない者の税理士法に違反するおそれがある行為等を把握した場合には、「税理士等情報せん」を作成し、総務課長へ報告

滞納整理において 留意すべき事項

～補足～

○ 行政文書等の適切な管理

- 1 行政文書等の庁舎外への持ち出し
- 2 行政文書等の廃棄
- 3 行政文書等の誤発送・誤交付の防止

○ 行政文書等の適切な管理

1 行政文書等の庁舎外への持ち出し

行政文書等の庁舎外への持ち出しには、事前に徴収システムから出力した「臨場予定表」又は「持ち出し整理票」に必要事項を記入し、行政文書等を持ち出し専用ファイルに編てつの上、許可者（統括官等）の許可が必要

➤ 証票の持ち出し及び持ち帰り時には、許可者（統括官等）の現物確認が必要

○ 行政文書等の適切な管理

2 行政文書等の廃棄

(1) 保存期間が満了する行政文書を廃棄する場合には、局総務課から別途連絡する指示に基づき廃棄を実施

➤ 当該指示があるまでの間は、廃棄しないよう留意

(2) 保存期間が1年未満の行政文書等は、廃棄すべき文書を各人別の廃棄専用ファイルにより管理

➤ 統括官が確認の上、シュレッダー

○ 行政文書等の適切な管理

3 行政文書等の誤発送・誤交付の防止

(1) 出力時

- ・ 資料等をプリンタから出力する都度、自らが出力した帳票かどうか現物確認を実施
- ・ 出力した書類を長時間放置せず、確実に回収

(2) 発送時

- ・ 他の書類が混入しないよう整理整頓された専用スペースで作業
- ・ 文書の宛名等を複数の職員で確認
- ・ 発送文書全件について、発送簿に記録

○ 行政文書等の適切な管理

3 行政文書等の誤発送・誤交付の防止

(3) 交付時

- ・ 複数の職員により書類の宛名を確認し、納税者等の本人確認をした上で交付
- ・ 交付する書類をクリアファイルに入れて管理するなど、他の書類等の混入を防止

大 分 類	共通（研修関係）
中 分 類	講習、研修関係書類
名称（小分類）	研修資料
保存期間（満了日）	令和3年（令和10年3月末）

徵 収 事 務 新 任 者 研 修 I
資 料 第 5 号

令 和 6 年 8 月 6 日

差押調書等の記載方法

大 阪 国 稅 局
徵 収 部 徵 収 課

1 差押え

(1) 差押えの意義

滞納処分による差押えは、徴収職員が滞納者の特定の財産について法律上の処分（売買、贈与等）又は事実上の処分（き損・廃棄等）を禁止し、国が換価できる状態におく強制的な処分である。

(2) 差押えの性質

- ① 差押えは、徴収職員が行う強制的な行為であるため、滞納者の同意は不要
- ② 差押財産を保管中に、天災その他の不可抗力により、その財産が滅失し、亡失し、又はき損したときは、その損害はすべて滞納者が負担（徴基通 60-5）
- ③ 納税の猶予等を行った場合において、担保としての機能を持つ（通46⑥、徴152）。

(3) 差押えの要件

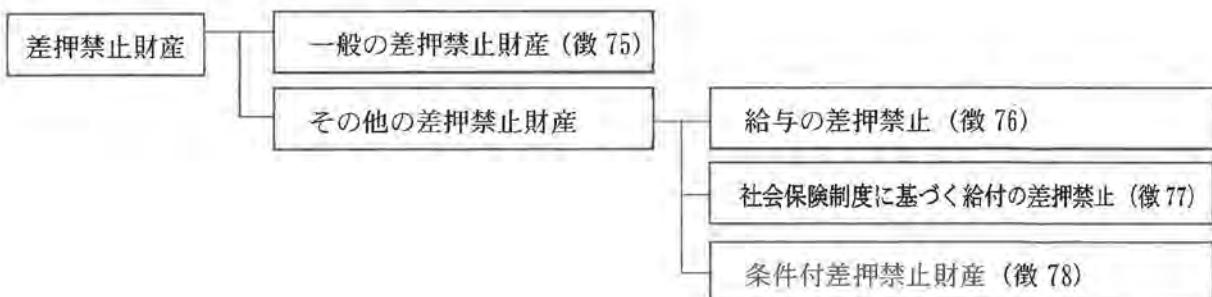
督促状を発した日から起算して10日を経過した日又は繰上請求により指定された納期限までに、国税を完納しないとき（徴47①一、二）。

なお、督促を受けた滞納者について、督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに繰上請求の事由（通38①）が生じた場合には、直ちに差押えができる（徴47②）。

(4) 差押対象財産の要件

- ① 財産が国税徴収法の施行地域内にあること（徴基通 47-6）
- ② 財産が差押え時に滞納者に帰属していること（徴基通 47-5）
- ③ 財産が金銭的価値を有すること（徴基通 47-7）
- ④ 財産が譲渡又は取立てができるものであること（徴基通 47-8）
- ⑤ 財産が差押禁止財産でないこと（徴 75~78）

(5) 差押禁止財産の種類



※ なお、国税徴収法に規定する財産以外の財産であっても、他の法令により差押えが禁止されているものがあるため、注意が必要である。

(6) 差押財産の選択

差押財産の選択は、徴収職員の裁量に委ねられている。

しかしながら、差押えは、滞納者及び第三者の権利に重大な影響を及ぼすことから、差押財産の選択に当たっては、次の事項に十分に留意する必要がある（徴基通47-17）。

留
意
事
項

- ① 第三者の権利を害することが少ない財産であること
- ② 滞納者の生活の維持又は事業の継続に与える支障が少ない財産であること
- ③ 換価が容易な財産であること
- ④ 保管又は引揚げに便利な財産であること

イ 超過差押えの禁止（徴48①）

国税を徴収するために必要な財産以外の財産は差し押さえることができない。ただし、差押財産が不可分物である場合には、その財産の価額が差押えに係る国税の額を超過する場合であっても、その差押えは違法とはならない。

なお、不可分物とは、おおむね次に掲げるものをいう（徴基通48-3）。

不
可
分
物

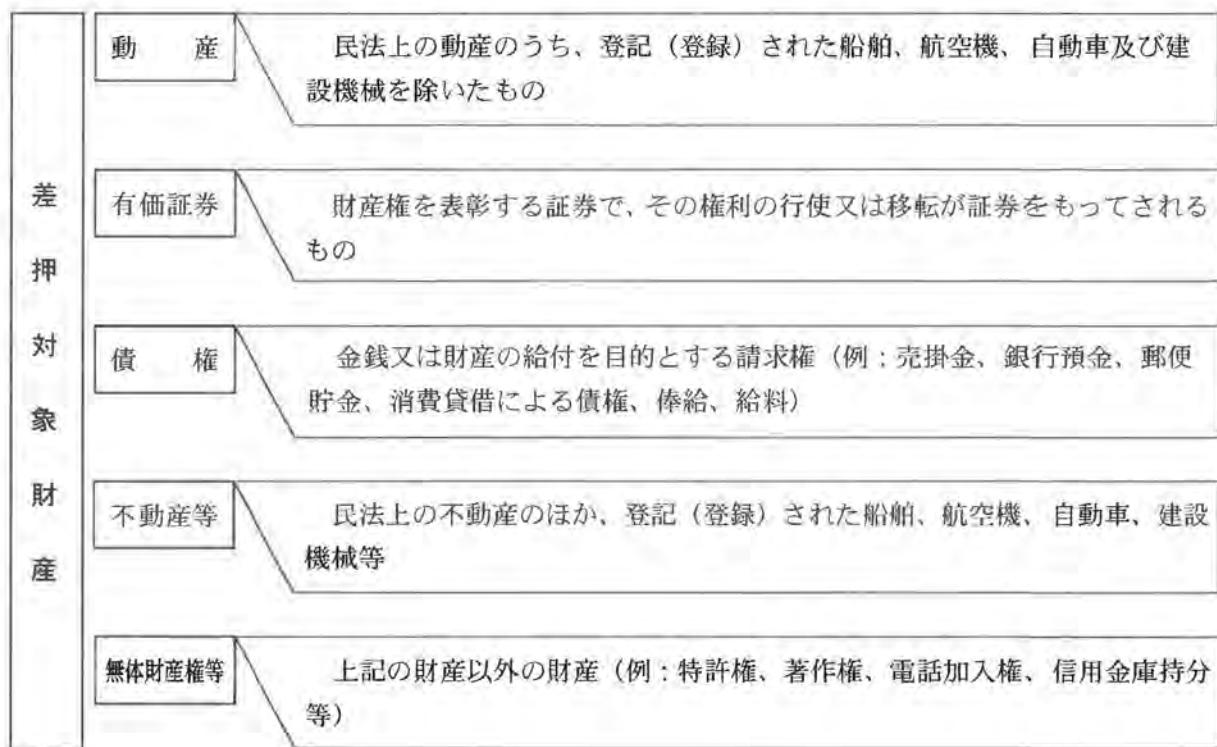
- ① 物の性状から分割することができないもの（例：1つの絵画、宝石）
- ② 分割することはできるが、分割することにより物の経済的価値を著しく害するもの（例：1棟の家屋）
- ③ 法律上分割して売却することができないもの（例：工場財団の組成物件）

ロ 無益な差押えの禁止（徴48②）

差し押さえることができる財産の価額が、その差押えに係る滞納処分費及び徴収すべき国税に先立つ他の国税、地方税、その他の債権の金額の合計額を超える見込みがないときは、その財産は差し押さえることができない。

なお、これに反して行われた無益な差押えは、超過差押えの場合と同様に、取消しの原因となることがある。

(7) 徴収法上の財産の区分



2 差押えの手続及び効力

(1) 各種財産に共通する差押手続

イ 差押調書の作成

徴収職員は、滞納者の財産を差し押さえたときは、差押調書を作成し、これに署名押印（記名押印を含む。）しなければならない（微54、微令21）。

ロ 滞納者への差押えの通知

徴収職員は、滞納者の財産を差し押さえたときは、次の差押財産の区分により差押調書謄本又は差押書を交付又は送達しなければならない。

差押調書謄本を交付する差押財産 (微54)	① 動産又は有価証券
	② 債権
	③ 第三債務者等のある無体財産権等
	④ 振替社債等
差押書を交付する差押財産 (微68①、70①、71①、72①)	① 不動産
	② 登記（登録）された船舶及び航空機
	③ 登録を受けた自動車及び建設機械
	④ 第三債務者等のない無体財産権等

八 質権者等への差押えの通知

税務署長は、次に掲げる財産を差し押さえたときは、それぞれの権利者等のうち知れている者に対し、差押えをした旨の通知をしなければならない（徵55）。

差 押 財 産	通 知 の 相 手
質権、抵当権、先取特権、留置権、賃借権、その他の第三者の権利（担保のための仮登記に係る権利を除く。）の目的となっている財産	権利を有する者
仮登記がある財産	仮登記の権利者
仮差押え又は仮処分がされている財産	仮差押え又は仮処分をした保全執行裁判所又は執行官

(2) 差押えの一般的効力

イ 処分禁止の効力

差押えは、その差押財産について、法律上の処分（売買、贈与等）又は事実上の処分（き損・廃棄等）で国税を徴収するのに不利益となる処分を禁止する効力がある（徵基通47-51）。

ロ 時効の完成猶予及び更新の効力

差押えは、徴収権の消滅時効の完成猶予の効力がある（通72③、民148①一、徵基通47-55）。この時効の完成猶予の効力は、差押えを解除するまで継続し、解除した時から新たに時効が進行する。

差押財産を換価した場合	換価に基づく配当が終了した時
差押財産が滅失した場合	滅失した時
差押えを解除した場合	解除した時

八 相続等があった場合の効力

滞納処分執行後に、滞納者が死亡又は滞納者である法人が合併により消滅したときは、その財産につき滞納処分を続行することができる（徵139①）。

二 従物に対する効力

主物（例：建物）を差し押さえた場合には、従物（例：畳、建具）に対しても差押えの効力が及ぶ（民87②）。

木 果実に対する効力

天然果実に対する効力	差押えの効力は、差押財産から生ずる天然果実（民88①、例：乳牛を差し押された場合の牛乳）にも及ぶ（微52①）。
法定果実に対する効力	差押えの効力は、差押財産から生ずる法定果実（民88②、例：貨物を差し押された場合の貨料）には及ばない（微52②）。 ※ ただし、債権を差し押された場合における差押後の利息には差押えの効力が及ぶ（微52②ただし書）。

ヘ 保険金に対する効力

差押財産が損害保険に付され、又は共済の目的となっているときは、その差押えの効力は、保険金又は共済金の支払を受ける権利に及ぶ（微53①）。ただし、財産を差し押された旨を保険者又は共済事業者に通知しなければ、その差押えをもってこれらの者に対抗することができない（微53①ただし書）。

(3) 財産の種類と差押手続等

財産の種類	差 押 手 続				差押えの効力 発 生 時 期
	差押えの方法	差押調書 の作成	滯納者へ の通知	権利者 への通知	
動 產 有 価 証 券	① 占有（微56①） ② 封印などの表示（微60②）		差押調書謄本の交付（微54一）		① 占有时（微56②） ② 表示時（微60②）
債 権	○ 第三債務者に対する債権差押通知書の送達（微62①）		差押調書謄本の交付（微54二）		○ 債権差押通知書が送達された時（微62③）
不 動 產 等	① 差押書の送達（微68①） ② 登記（微68③）	いずれの場合でも差押調書の作成が必要（微54）	差押書の送達（微68①）	いずれの場合でも差押財産上の権利関係人に差押えの通知が必要（微55）	① 差押書が送達された時（微68②） ② ①より前に差押えの登記がされた場合は、その時（微68④）
第三債務者等のない無体財産権	○ 差押書の送達（微72①）		差押書の送達（微72①）	差押えの通知が必要（微55）	○ 差押書が送達された時（微72②）
第三債務者等のある無体財産権	○ 第三債務者等に対する差押通知書の送達（微73①）		差押調書謄本の交付（微54三）		○ 差押通知書が送達された時（微73②）
振替社債等	○ 発行者及び振替機関等に対する差押通知書の送達（微73の2①）		差押調書謄本の交付（微54三）		○ 差押通知書が送達された時（微73の2③）

他の法令により差押えが禁止されている財産

法令名(差押えの禁止について規定する条項)	差押えが禁止される財産
独立行政法人医薬品医療機器総合機構法(第36条)	副作用救済給付又は感染救済給付(第15条第1項、第16条、第20条)を受ける権利
恩給法(第11条第3項)	恩給(第45条から第46条の2まで、第60条、第63条、第73条、第74条、第74条の2、第81条、第82条)を受ける権利(増加恩給と併給するものを除いた普通恩給及び一時恩給を受ける権利を除く。)
介護保険法(第25条)	介護給付(第40条から第42条の3まで、第44条から第49条まで、第51条から第51条の3まで)、予防給付(第52条から第54条の4まで、第56条から第61条の4まで)又は市町村特別給付(第62条)を受ける権利
海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律(第7条により警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律第10条を準用)	療養給付、疾病給付、障害給付、介護給付、遺族給付、葬祭給付又は休業給付(第5条)を受ける権利
確定給付企業年金法(第34条第1項)	障害給付金(第43条)の受給権
確定拠出年金法(第32条第1項、第73条)	障害給付金(第37条)の受給権
(旧)簡易生命保険法(第81条) (郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備に関する法律(附則第16条)により、法施行時に契約を締結しているものに限る。)	被保険者が死亡したことにより支払う場合の保険金、被保険者の特定要介護状態が保険約款の定める期間継続したことにより支払う場合の保険金、第76条「保険金支払等の特例」第1項及び第2項の規定により支払う場合の保険金又は特約に係る保険金(被保険者の生存中にその保険期間又は保険約款の定める期間が満了したことにより支払うものを除く。)
北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律(第12条)	拉致被害者等給付金又は滞在援助金(第5条)の支給を受ける権利

他の法令により差押えが禁止されている財産

法令名(差押えの禁止について規定する条項)	差押えが禁止される財産
旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法(第16条の2第1項、第3項)	給付(第3条、第4条、第7条の2、第7条の3)を受ける権利(旧国家公務員共済組合法に規定する退職年金、退職一時金に相当するものを受けける権利を除く。)
漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法(第14条により雇用対策法第21条を準用)	職業転換給付金(第13条)の支給を受ける権利(事業主に係るものを除く。)
警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律(第10条)	療養給付、疾病給付、障害給付、介護給付、遺族給付、葬祭給付又は、休業給付(第2条、第5条)を受ける権利
刑事補償法(第22条)	不当な刑の執行又は抑留、拘禁に対する補償の請求権(第1条)及び補償払渡しの請求権(第20条)
健康保険法(第61条)	保険給付(第63条、第85条から第88条まで、第97条、第99条から第102条まで、第110条から第115条の2まで)を受ける権利
原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(第45条)	医療費(第17条)、一般疾病医療費(第18条)、医療特別手当(第24条)、特別手当(第25条)、原子爆弾小頭症手当(第26条)、健康管理手当(第27条)、保険手当(第28条)、介護手当(第31条)、葬祭料(第32条)又は特別葬祭給付金(第33条)の支給を受ける権利及び第34条《特別葬祭給付金の額又は記名国債の交付》に規定する国債
原子力損害の賠償に関する法律(第9条第3項、第11条)	原子力損害賠償責任保険契約(第8条)の保険金請求権(第9条第1項、第2項)又は原子力損害賠償補償契約(第10条)に基づく補償金(第11条)

他の法令により差押えが禁止されている財産

法令名(差押えの禁止について規定する条項)	差押えが禁止される財産
公害健康被害の補償等に関する法律(第16条)	療養(第19条)、療養費(第24条)、障害補償費(第25条)、遺族補償費(第29条)、遺族補償一時金(第35条)、児童補償手当(第39条)、療養手当(第40条)又は葬祭料(第41条)の支給を受ける権利
厚生年金保険法(第41条第1項)	障害厚生年金(第47条)、障害手当金(第55条)、又は遺族厚生年金(第58条)に係る保険給付を受ける権利
公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律(第8条第2項)	療養補償、休業補償、疾病補償、障害補償、介護補償、遺族補償又は葬祭補償(第2条、第3条)を受ける権利
公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律(第12条)	就学支援金(第7条)の支給を受ける権利
高齢者の医療の確保に関する法律(第62条)	療養の給付(第64条)、又は入院時食事療養費(第74条)、入院時生活療養費(第75条)、保険外併用療養費(第76条)、療養費(第77条)、訪問看護療養費(第78条)、特別療養費(第82条)、移送費(第83条)、高額療養費(第84条)、高額介護合算療養費(第85条)、又は後期高齢者医療広域連合の条例で定めるところにより行う給付(第86条)を受ける権利
国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法(第8条)	訓練待期手当、就職促進手当、技能習得手当、移転費、自営支度金、再就職奨励金又は雇用奨励金(第7条)の支給を受ける権利(事業主に係るものを除く。)
国民健康保険法(第67条)	保険給付(第36条、第52条から第54条の2まで、第54条の3、第54条の4、第57条の2、第58条)を受ける権利

他の法令により差押えが禁止されている財産

法令名(差押えの禁止について規定する条項)	差押えが禁止される財産
国民年金法(第24条)	障害基礎年金(第30条)、遺族基礎年金(第37条)、付加年金(第43条)、寡婦年金(第49条)又は死亡一時金(第52条の2)の給付を受ける権利
(旧)国会議員互助年金法（第6条第2項）(国会議員互助年金法を廃止する法律(附則第2条第1項)により、同法施行前に権利を有する者は従来の例による。)	公務傷病年金(第10条)、遺族扶助年金(第19条)又は遺族一時金(第19条の3)を受ける権利
国家公務員共済組合法(第49条)	給付(第41条、第51条、第72条)を受ける権利(退職共済年金又は休業手当金を受ける権利を除く。)(第54条、第55条の2から第57条の4まで、第60条の2から第63条まで、第66条、第67条、第68条の2、第68条の3、第70条、第71条、第81条、第87条の5、第88条)
国家公務員災害補償法(第7条第2項)	療養補償(第10条)、休業補償(第12条)、疾病補償年金(第12条の2)、障害補償(第13条)、介護補償(第14条の2)、遺族補償(第15条)、遺族補償年金(第16条)、遺族補償一時金(第17条の4)又は葬祭補償(第18条)を受ける権利
子ども・子育て支援法(第17条)	子どものための教育・保育給付を受ける権利
雇用対策法(第21条)	職業転換給付金(第18条)の支給を受ける権利(事業主に係るものを除く。)
雇用保険法(第11条)	失業等給付を受ける権利(第10条、第13条、第36条、第37条から第38条まで、第43条、第56条の2、第58条、第59条、第60条の2、第61条、第61条の2、第61条の4、第61条の6、第61条の7)

他の法令により差押えが禁止されている財産

法令名(差押えの禁止について規定する条項)	差押えが禁止される財産
災害弔慰金の支給等に関する法律(第5条の2及び 第9条)	災害弔慰金(第3条)、災害障害見舞金(第8条)の支給を受けた金銭
砂防法(第37条第2項)	保証金(第37条第1項)の返還請求権
自然災害義援金に係る差押禁止等に関する法律(第 3条第1項、第2項)	自然災害義援金の交付を受ける権利及び交付を受けた金銭
自動車損害賠償保障法(第18条、第74条)	保険会社に対する損害賠償額(第16条第1項)若しくは仮渡金(第17条第1項)又は政府に対する損害 賠償額(第72条第1項)の請求権
児童手当法(第15条)	児童手当(第4条)の支給を受ける権利
児童福祉法(第57条の5第2項、第3項)	療育の給付(第20条)、又は障害児通所給付費(第21条の5の3)、特例障害児通所給付費(第21条の5 の4)、高額障害児通所給付費(第21条の5の12)、肢体不自由児通所医療費(第21条の5の28)、障害児 相談支援給付費(第24条の26)、特例障害児相談支援給付費(第24条の27)、障害児入所給付費(第24条 の2)、高額障害児入所給付費(第24条の6)、特定入所障害児食費等給付費(第24条の7)、障害児入所 医療費(第24条の20)の支給を受ける権利又は支給金品(既に支給を受けたものであるとないと関わら ない。)
児童扶養手当法(第24条)	児童扶養手当(第4条)の支給を受ける権利

他の法令により差押えが禁止されている財産

法令名(差押えの禁止について規定する条項)	差押えが禁止される財産
障害者自立支援法(第13条)	自立支援給付を受ける権利(第6条、第28条から第30条まで、第34条、第35条、第52条、第70条、第71条、第76条)
証人等の被害についての給付に関する法律(第10条)	療養給付、疾病給付、障害給付、介護給付、遺族給付、葬祭給付又は休業給付(第3条、第5条)を受ける権利
消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律(第55条)	消防団員等公務災害補償(第1条)を受ける権利
新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法(第8条)	医療費及び医療手当、障害児養育年金、障害年金、遺族年金又は遺族一時金並びに葬祭料(第3条、第4条)の給付を受ける権利
じん肺法(第37条)	転換手当(第22条)の支払を受ける権利
生活保護法(第58条)	生活扶助(第31条)、教育扶助(第32条)、住宅扶助(第33条)、医療扶助(第34条)、介護扶助(第34条の2)、出産扶助(第35条)、生業扶助(第36条)若しくは葬祭扶助(第37条)により給付を受けた保護金品又はこれを受ける権利
石炭鉱業年金基金法(第20条により厚生年金保険法第41条第1項を準用)	坑内員等の死亡を支給理由とする一時金たる給付
船員の雇用の促進に関する特別措置法(第4条)	就職促進給付金(第3条)の支給を受ける権利(事業主に係るものを除く。)

他の法令により差押えが禁止されている財産

法令名(差押えの禁止について規定する条項)	差押えが禁止される財産
船員法(第115条)	失業手当(第45条)、雇止手当(第46条)、送還の費用(第48条)、送還手当(第49条)又は災害補償(第89条から第94条まで)を受ける権利 給料その他の報酬と失業手当、送還手当、傷病手当又は行方不明手当をともに支払うべき期間についての給料その他の報酬を受ける権利のうち、これらの手当の額に相当する部分に関するもの(第114条)
船員保険法(第51条)	保険給付(第29条、第53条、第61条から第65条まで、第68条、第69条、第72条から74条まで、第76条、第78条から第81条まで、第83条から第85条まで、第87条、第91条から第93条まで、第97条、第101条、第102条)を受ける権利
戦傷病者戦没者遺族等援護法(第47条)	障害年金、障害一時金(第7条)、遺族年金、遺族給与金(第23条)又は弔慰金(第34条)を受ける権利 及び第37条《弔慰金の額及び記名国債の交付》に規定する国債
戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法(第9条)	特別給付金を受ける権利(第3条)及び第4条第1項《特別給付金の額及び記名国債の交付》に規定する国債
戦傷病者特別援護法(第26条)	療養費(第17条)、療養手当(第18条)、葬祭費(第19条)、更生医療に要する費用(第20条)又は補装具(購入又は修理に要する費用を含む。)(第21条)を受ける権利
戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法(第11条)	特別弔慰金を受ける権利(第3条)及び第5条第1項《特別弔慰金の額及び記名国債の交付》に規定する国債
戦没者等の妻に対する特別給付金支給法(第9条)	特別給付金を受ける権利(第3条)及び第4条第1項《特別給付金の額及び記名国債の交付》に規定する国債

他の法令により差押えが禁止されている財産

法令名(差押えの禁止について規定する条項)	差押えが禁止される財産
戦没者の父母等に対する特別給付金支給法(第11条)	特別給付金を受ける権利(第3条)及び第5条第1項《特別給付金の額及び記名国債の交付》に規定する国債
地方公務員災害補償法(第62条第2項)	療養補償(第26条)、休業補償(第28条)、疾病補償年金(第28条の2)、障害補償(第29条)、介護補償(第30条の2)、遺族補償(第31条)、遺族補償年金(第32条)、遺族補償一時金(第36条)又は葬祭補償(第42条)を受ける権利
地方公務員等共済組合法(第51条、第167条の3)	給付(第42条、第53条、第74条)を受ける権利(退職共済年金又は休業手当金を受ける権利を除く。)(第56条、第57条の3から第59条の4まで、第62条の2から第65条まで、第68条、第69条、第70条の2、第70条の3、第72条、第73条、第84条、第96条、第99条) 共済給付金(第158条)を受ける権利(退職年金又は退職一時金を受ける権利を除く。)(第162条、第163条、第163条の3)
中小企業退職金共済法(第20条)	退職金等(第10条)の支給を受ける権利(被共済者の退職金等の支給を受ける権利を除く。)
特別児童扶養手当等の支給に関する法律(第16条により児童扶養手当法第24条を準用)	特別児童扶養手当(第3条)、障害児童福祉手当(第17条)又は特別障害者手当(第26条の2)の支給を受ける権利
独立行政法人日本医薬品医療機器総合機構法(第36条第1項)	副作用救済給付(第16条)及び感染救済給付(第20条)を受ける権利
独立行政法人日本学生支援機構法(第17条の5)	学資支給金(第17条の2)の支給を受ける権利

他の法令により差押えが禁止されている財産

法令名(差押えの禁止について規定する条項)	差押えが禁止される財産
独立行政法人日本スポーツ振興センター法(第33条)	災害共済給付(第16条)を受ける権利
独立行政法人農業者年金基金法(第26条)	死亡一時金(第35条)の受給権
農業災害補償法(第89条)	共済金(第84条)の支払を受ける権利
犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律(第17条)	犯罪被害者等給付金(第3条、第4条)の支給を受ける権利
ハンセン病問題の解決の促進に関する法律(第23条第2項)	援護として支給される金品(すでに支給を受けたものであるとないと関わらない。)
ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律(第8条)	補償金(第3条)の支給を受ける権利
東日本大震災関連義援金に係る差押禁止等に関する法律(第2項)	東日本大震災関連義援金(第3項)の交付を受ける権利及び交付を受けた金銭
引揚者給付金等支給法(第20条)	遺族給付金の支給を受ける権利(第8条)及び第11条《遺族給付金の額及び記名国債の交付》に規定する国債
被災者生活再建支援法(第20条の2)	被災者生活再建支援金(第3条)の支給を受ける権利

他の法令により差押えが禁止されている財産

法令名(差押えの禁止について規定する条項)	差押えが禁止される財産
平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律(第14条)	子ども手当(第4条)の支給を受ける権利
平成二十三年度における子ども手当の支給に関する特別措置法(第14条)	子ども手当(第4条)の支給を受ける権利
平成二十三年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律(第12条)	仮払金(第5条)の支払を受ける権利
平成二十八年熊本地震災害関連義援金に係る差押禁止等に関する法律(第1項及び第2項)	平成二十八年熊本地震災害関連義援金(第3項)の交付を受ける権利及び交付を受けた金銭
平成三十年特定災害関連義援金に係る差押禁止等に関する法律(第1項及び第2項)	平成三十年特定災害関連義援金(第3項)の交付を受ける権利及び交付を受けた金銭
平和条約国籍離脱者等である戦没者遺族等に対する弔慰金等の支給に関する法律(第16条)	弔慰金等(第9条)の支給を受ける権利
母子保健法(第24条)	第20条《養育医療》の規定により金品の支給を受ける権利
未帰還者に関する特別措置法(第11条)	弔慰料(第3条)の支給を受ける権利

他の法令により差押えが禁止されている財産

法令名(差押えの禁止について規定する条項)	差押えが禁止される財産
未帰還者留守家族等援護法（第31条）	留守家族手当(第5条)、帰郷旅費(第15条)、葬祭料(第16条)、遺骨引取経費(第17条)又は障害一時金(第26条)を受ける権利
予防接種法(第16条)	医療費、医療手当、障害児養育年金、障害年金、死亡一時金又は葬祭料(第12条)の給付を受ける権利
(旧)らい予防法の廃止に関する法律(第10条第2項) (ハンセン病問題の解決の促進に関する法律(附則第3条)により同法施行前の援護については従来の例による。)	入所者の親族等の生活を援護(第6条)するため、支給された金品又はこれを受ける権利
令和二年七月豪雨災害関連義援金に係る差押禁止等に関する法律(第1項及び第2項)	令和二年七月豪雨災害関連義援金(第3項)の交付を受ける権利及び交付を受けた金銭
令和三年度子育て世帯等臨時特別給付金に係る差押禁止等に関する法律(第1項及び第2項)	令和三年度子育て世帯等臨時特別給付金の支給を受ける権利 令和三年度子育て世帯等臨時特別給付金として支給を受けた金銭その他の財産
令和四年度電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金に係る差押禁止等に関する法律(第2条)	令和四年度電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の支給を受ける権利 令和四年度電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金として給付を受けた金銭
連合国占領軍等の行為等による被害者等に対する給付金の支給に関する法律(第23条)	療養給付金(第7条)、休業給付金(第8条)、障害給付金(第9条)、遺族給付金(第10条)、葬祭給付金(第13条)、打切給付金(第14条)、特別障害給付金(第14条の3)、特別遺族給付金(第14条の4)又は特別打切給付金(第14条の5)の支給を受ける権利

他の法令により差押えが禁止されている財産

法令名(差押えの禁止について規定する条項)	差押えが禁止される財産
労働基準法(第83条第2項)	療養補償(第75条)、休業補償(第76条)、障害補償(第77条)、遺族補償(第79条)、葬祭料(第80条)、打切補償(第81条)又は分割補償(第82条)を受ける権利
労働者災害補償保険法(第12条の5第2項)	療養補償給付(第13条)、休業補償給付(第14条)、障害補償給付(第15条)、遺族補償給付(第16条)、葬祭料(第17条)、傷病補償年金(第18条)、介護補償給付(第19条の2)、療養給付(第22条)、休業給付(第22条の2)、障害給付(第22条の3)、遺族給付(第22条の4)、葬祭給付(第22条の5)、傷病年金(第23条)、介護給付(第24条)又は二次健康診断等給付(第26条)を受ける権利

[3-2-02 差押調書（債権用） 普通預金の場合]

差 押 調 書 欄	債務者連絡書の送達方法	効力発生日時	管理書類及び添付の有無	差押調書（債権用）						滞納番号 年月 平成 年 月 日	
	交付送達	平成20年4月7日 午前後10時00分	第三債務者受領署名 押印又は送達記録書 (有・無)	平成20年8月7日							
	郵便送達	年月日 時~時	與便物記録證明書 (有・無)	大阪税務署 財務事務官 徴収本部							
下記の滞納国税・地方消費税及び滞納処分費を徴収するため 下記の財産を差し押さえましたので、国税徴収法第54条の規定 により、この調書を作ります。											
債 権 用 欄	滞納者 (債務者)	住(居)所	大阪市中央区天満橋1-2-3			氏名 又は名称	甲本三郎				
	年度	税目	納期限	本 税	加 算 税	延 滞 税	利 子 税	滞納処分費	法定納期取扱	備 考	
	平成18	消費税及 地方消費税	平成19.4.2	1,000,000円	—	内 由起による金額 円 をす	—	内 由起による金額 円 平成19.4.2	—	—	
				以下全台							
差 押 財 産 欄	債務者	住(居)所	大阪市西区南堀江1丁目2番3号			氏名 又は名称	株式会社 東西銀行				
	滞納者（債務者）が債務者に対して有する下記差押預金の払戻請求権及び債権差押通知書が債務者に到達した日までの利息 の支払請求権。										
	記										
	口座番号 1234567			預金金額 1,000,000円							
履行期限		平成 年 月 日	当税務署から請求があり次第即時								
差押調書謄本（滞納者あて）を受領しました。				債権差押通知書（第三債務者あて）を受領しました。							
平成20年8月7日（郵送） 落 曜 書 留 還				平成20年8月7日午前10時00分（西支店長） 金田一郎							
(連絡先 管理課長 第2課門 電話 (06) 7234-5678番 直接 指定 本部) (款1083-4)											
備 考 1 この差押元は、国税の前付がないときに国が滞納者の債権を取立て等ができる範囲におく強制的な処分であり、これにより、 滞納者は、追押を受けた債権を取り立てたり処分したりすることが禁止されます。 2 滞納者に対しては差押通告書の謄本を交付します。また、第三債務者に対しては債権差押通知書を送達します。 3 滞納債権（金銭）を国が取り立てたときは、該日、税務署から「配当計算書」（取り立てた金銭を回収等に配当する旨を記載 した書類）を送付します。											

作成目的

この差押調書は、徴収法第54条第2号に掲げる債権を、徴収法第62条第1項の規定により差し押された場合に作成する。

記載要領

- 年月日は、現地で差し押さえるときはその年月日を、署内で差押調書を作成するときは決裁を了した年月日を記載する。
- 「債務者」欄は、金融機関の本店所在地及び金融機関名称を記載する。
- 「差押財産」欄は、差し押さえる債権の金額（滞納金額にかかわらず、原則としてその全額とする。）及び給付の内容等について、第三債務者が被差押債権を明確に認識できるよう具体的に表示する。
- 「履行期限」欄は、「当税務署から請求があり次第即時」と記載する。
- 「差押調書謄本（滞納者あて）を受領しました。」欄のかっこ内は、滞納者と「差押調書（謄本）」を受領した者との続柄又は関係を記載する（「差押調書（謄本）」を滞納者あて書留郵便などにより送付したときは、その旨記載する。）。
- 「債権差押通知書（第三債務者あて）を受領しました。」欄は、かっこ内に「債権差押通知書」を送達すべき第三債務者と「債権差押通知書」の受領者との続柄又は関係を記載する（「債権差

押通知書」を第三債務者あて配達証明郵便により送付したときは、その旨記載する。なお、配達証明書は調書裏面にちょう付する。)。

7 整理欄には、送達方法、送達日時及び管理書類等の有無を記載する。

留 意 事 項

郵便貯金の取立てに当たっては、「差押債権取立通知書」を送達することに留意する。

1 即時に取り立てる場合

貯金事務センターに対し、債権差押通知書と併せて「差押債権取立通知書」を送達する。

2 後日に取り立てる場合

取り立てる際に、貯金事務センターに「差押債権取立通知書」を送付する。

※ 「差押債権取立通知書」を送達してから、郵便貯金払戻証書が送付されるまで、おおむね1週間程度要する。

【差押債権取立通知書】

平成 年 月 日	
株式会社ゆうちょ銀行 ○○貯金事務センター所長 殿	○○税務署長 財務事務官 ○○ ○○
差押債権取立通知書	
下記の差押債権について、国税徴収法第67条第1項の規定に基づき取り立てますので、郵便貯金払戻証書の発行をお願いします。	
記	
1. 差押年月日 平成○年○月○日	
2. 債権者（滞納者） 住所 氏名	
3. 差押債権 滞納者（債権者）が、債務者に対して有する○○郵便貯金の払戻請求権及び債権差押通知書到達日までの利息の支払請求権。	
4. 通帳記号番号 ○○-○○○○○	
5. 第三債務者 株式会社ゆうちょ銀行	
6. 差押金額 円（差押通知書到達時（○年○月○日）の債権額）	
(担当者) ○○税務署 管理・徴収部門 ○○ ○○ TEL ○○-○○○○-○○○○ (内線○○○)	

[3-2-01 差押調書(債権用) 売掛金の場合]

整 理 欄	債権登録番号 (送達方法)	効力発生日時	債権書類及び所附の有無	差押調書(債権用)						書類番号 第 号		
	交付送達	平成20年8月7日 (午前) 時 10時 00分	第三債務者受領者名 押印又は送達記跡書 (有 無)	平成 20 年 8 月 7 日								
郵便送達	年 月 日 時 ~ 時	郵便物配達証明書 (有 無)										
(債 権 用 滞 納 國 税 等 差 押 財 産 栏)		大阪市中央区天満橋1-2-3				氏名 又は名称	甲本 三郎					
		年度	税目	納期限	本税	加算税	延滞税	利子税	滞納処分費	法定納期延滞	備考	
		平成18 消費税及 地方消費税		平成19.4.2	1,000,000 円	-	円(前項による金額) 未支 付	-	円(法 令による金額) 未支 付	平成19.4.2		
					返下余白							
		債権者	住(居)所	大阪市福島区玉川2丁目4番6号				氏名 又は名称	大福商事株式会社			
		滞納者(債権者)が債務者に対して有する下記売掛金の支払請求権。										
記 E社製コピー機(WW-777)10台の売却代金1,260,000円(消費税及地方消費税含む。)												
履行期限		平成 20 年 9 月 30 日										
差押調書原本(滞納者あて)を受領しました。				債権差押通知書(第三債務者あて)を受領しました。								
平成20年8月7日(郵送) 菊 基 留 留				平成20年8月7日午前10時00分(代表者) 乙 川 次 郎								
<small>(送給先 管理課 受取 2 部門 電話 (06) 1234-5678 担当 徵収 本部) (1083-4)</small> 説 明 1 この差押えは、国税の納付がないときに国が滞納者の債権を取立て等ができる状態に近く強制的な処分であり、これにより、 滞納者は、差押えを受けた債務を取り立てたり処分したりすることが禁止されます。 2 滞納者に対しては差押調書の原本を交付します。また、第三債務者に対しては債権差押通知書を送達します。 3 差押債権(金銭)多額が取り立てたときは、後日、税務署から「配当計算書」(取り立てた金銭を国税等に配当する旨を記載した書類)を送付します。												

作成目的

この差押調書は、徵収法第54条第2号に掲げる債権を、徵収法第62条第1項の規定により差し押された場合に作成する。

記載要領

- 年月日は、現地で差し押さえるときはその年月日を、署内で差押調書を作成するときは決裁を了した年月日を記載する。
- 「債務者」欄は、第三債務者の住(居)所又は所在地及び氏名又は商号(法人)を記載する。
第三債務者が、国又は地方公共団体であるときは、直接その支払権限を有する支出官、資金前渡官吏等(これらの者が判明しないときはその行政機関の長)を記載する。
- 「差押財産」欄は、差し押さえる債権の金額(滞納金額にかかわらず、原則としてその全額とする。)及び給付の内容等について、第三債務者が被差押債権を明確に認識できるよう具体的に表示する。
- 「履行期限」欄は、差し押された債権について履行期日の定めのある場合には、その履行期日、履行期日が既に到来しているものについては「当税務署から請求あり次第即時」と記載する。
- 「差押調書原本(滞納者あて)を受領しました。」欄のかっこ内は、滞納者と「差押調書(謄本)」を受領した者との続柄又は関係を記載する(「差押調書(謄本)」を滞納者あて書留郵便等

により送付したときは、その旨記載する。)。

- 6 「債権差押通知書（第三債務者あて）を受領しました」欄は、かつて内に「債権差押通知書」を送達すべき第三債務者と「債権差押通知書」の受領者との続柄又は関係を記載する（「債権差押通知書」を第三債務者あて配達証明郵便により送付したときは、その旨記載する。なお、配達証明書は調書裏面にちょう付する。)。
- 7 整理欄には、送達方法、送達日時及び管理書類等の有無を記載する。

留 意 事 項

- 1 履行期限は、当事者の意思及び取引開始時から現在までの取引状況を調査し、記載する。
なお、手形による履行を行っている場合には、履行期限に留意する。
- 2 売掛金、貸付金等の債権を差し押さえる場合、その債権の発生の起因となった契約書・請求書等の写しをできるだけ収集する。



[2-5-01 検索調書(その1)]

(住所又は所在地) 〒539-0000 大阪市中央区天満橋1-2-3				検索調書(その1) 平成20年8月5日 大阪 税務署 財務事務官 徴収 本郎 印 下記の滞納国税・地方消費税及び滞納処分費につき、滞納 処分のため、下記のとおり検索しましたので、国税徴収法 第146条第1項の規定により、この調書を作ります。						
滞納者 滞納国税等	住(居)所	大阪市中央区天満橋1-2-3			氏名又は 名 称	甲本 三郎				
	年度	税目	納期限	本税	加算税	延滞税	利子税	滞納処分費	法定納期限	備考
	平成19	消費税及地方消費税	平成20.3.31	3,000,000	—	要す	—	—	平成20.3.31	
				以下	余白					
検索した場所又は物		大阪市中央区天満橋1-2-3 甲本 三郎 居宅内								
検索した日時		平成20年8月5日 午前午後10時10分から 午前午後11時40分まで								
備考		事務用机1 カラーテレビ1 たんす(洋服たんす1 整理たんす1)の財産を 発見したが、差押可能財産の処分予定価格がきん少のため差押えは見合わせた。								
上記の検索に立会い、検索調書謄本を受領しました。					検索調書謄本(検索を受けた者あて)を受領しました。 平成 年 月 日					印
(本人)甲本 三郎 印 ()										
(連絡先 管理徴収 2 部門 電話(06)1234局5678番 担当 徴収 本郎) (備考 1081) 1 この検索調書は、国税徴収法第142条の規定により滞納者又は第三者の者又は住居その他の場所を検索した場合 に作成するものです。 2 検索を受けた滞納者に対しては検索調書の謄本を交付します。 3 財産を差し押さえたときは、滞納者に対して、差押書又は差押調書謄本を交付します。										

作成目的

この検索調書は、徴収法第142条第1項及び第2項の規定により、滞納者及び第三者の物又は住所その他の場所を検索した場合に作成する。

ただし、「検索調書(その2)(検索して自動車又は建設機械を占有した場合)」又は、「検索調書(その3)(検索して差押財産の搬出又は債権証書を取り上げた場合)」を作成した場合には不要である。

記載要領

- 「延滞税」欄は、延滞税が確定しているときは、その金額を、未確定のときは「要す」と記載する。
- 「検索した場所又は物」欄には、検索した物又は場所をできるだけ詳しく記載する。
- 「備考」欄には、検索のてん末、第三者宅又は日没後検索した理由等を必要に応じ記入する。
- 「上記の検索に立ち会い検索調書謄本を受領しました。」欄には立会人の署名押印を受ける(署名押印をしないときは、その旨記載し、末尾に徴収職員が押印する。)。

なお、かっこ内は検索を受けた者と、検索に立ち会い「検索調書謄本」を受領した者との続柄又は関係を記載する。

- 「検索調書謄本(検索を受けた者あて)を受領しました。」欄には、検索に立ち会った者と検索を受ける者が異なる場合に、検索を受けた者に交付すべき検索調書謄本(検索を受けた者あて)を受領した者の署名押印を受ける(署名押印をしないときは、上記4と同じである。)。

なお、かっこ内には、検索を受けた者と検索調書謄本(検索を受けた者あて)を受領した者との続柄又は関係を記載する。

「滞納整理の手引」から抜粋

別 表

別表 10 差押対象財産の特定表示例一覧表

1 銀行等

財産	差押財産の特定表示例	履行期限									
普通預金	<p>滞納者（債権者）が、債務者に対して有する下記預金の払戻請求権及び債権差押通知書到達日までの利息の支払請求権。</p> <p>記</p> <table> <tr> <td>1 預金の種類</td> <td>普通預金</td> <td rowspan="4">当税務署から請求あり次第即時</td> </tr> <tr> <td>2 口座番号</td> <td>1 2 3 4 5 6 7</td> </tr> <tr> <td>3 金額</td> <td>1,000,000 円</td> </tr> <tr> <td>4 取扱店</td> <td>○○銀行○○支店</td> </tr> </table> <p>留意事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 第三債務者は、法人としての銀行であるから、「第三債務者の表示」欄には、本店の所在地・名称を記載し、「債権差押通知書」は支店等取扱店へ送達することとする。 第三債務者（支店長等）に「債権差押通知書」を交付するときは、他の債権者との競合を考慮して「差押調書」にその交付した時間を記入しておく。 元帳により、残高等を確認した上で差し押さえる。 	1 預金の種類	普通預金	当税務署から請求あり次第即時	2 口座番号	1 2 3 4 5 6 7	3 金額	1,000,000 円	4 取扱店	○○銀行○○支店	
1 預金の種類	普通預金	当税務署から請求あり次第即時									
2 口座番号	1 2 3 4 5 6 7										
3 金額	1,000,000 円										
4 取扱店	○○銀行○○支店										
<hr/>											

財産	差押財産の特定表示例	履行期限									
当座預金	<p>滞納者（債権者）が、債務者に対して有する下記預金の払戻請求権。</p> <p>記</p> <table> <tr> <td>1 預金の種類</td> <td>当座預金</td> <td rowspan="4">当税務署から請求あり次第即時</td> </tr> <tr> <td>2 口座番号</td> <td>1 2 3 4 5 6 7</td> </tr> <tr> <td>3 金額</td> <td>1,000,000 円</td> </tr> <tr> <td>4 取扱店</td> <td>○○銀行○○支店</td> </tr> </table> <p>留意事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 第三債務者は、法人としての銀行であるから、「第三債務者の表示」欄には、本店の所在地・名称を記載し、「債権差押通知書」は支店等取扱店へ送達することとする。 第三債務者（支店長等）に「債権差押通知書」を交付するときは、他の債権者との競合を考慮して、差押調書にその交付した時間を記入しておく。 元帳により、残高等を確認した上で差し押さえる。 当座預金には、利息はつかない。 	1 預金の種類	当座預金	当税務署から請求あり次第即時	2 口座番号	1 2 3 4 5 6 7	3 金額	1,000,000 円	4 取扱店	○○銀行○○支店	
1 預金の種類	当座預金	当税務署から請求あり次第即時									
2 口座番号	1 2 3 4 5 6 7										
3 金額	1,000,000 円										
4 取扱店	○○銀行○○支店										
<hr/>											

財産	差押財産の特定表示例	履行期限											
定期預金	<p>滞納者（債権者）が、債務者に対して有する下記預金の払戻請求権及び債権差押通知書到達日までの利息の支払請求権。</p> <p>記</p> <table> <tr> <td>1 預金の種類</td> <td>定期預金</td> <td rowspan="5">満期日</td> </tr> <tr> <td>2 口座番号</td> <td>1 2 3 4 5 6 7</td> </tr> <tr> <td>3 金額</td> <td>1,000,000 円</td> </tr> <tr> <td>4 満期日</td> <td>令和〇年〇月〇日</td> </tr> <tr> <td>5 取扱店</td> <td>○○銀行○○支店</td> </tr> </table> <p>留意事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 第三債務者は、法人としての銀行であるから、「第三債務者の表示」欄には、本店の所在地・名称を記載し、「債権差押通知書」は支店等取扱店へ送達することとする。 第三債務者（支店長等）に「債権差押通知書」を交付するときは、他の債権者との競合を考慮して差押調書にその交付した時間を記入しておく。 元帳により、残高等を確認した上で差し押さえる。 満期日までは取立てできないことに留意する。 	1 預金の種類	定期預金	満期日	2 口座番号	1 2 3 4 5 6 7	3 金額	1,000,000 円	4 満期日	令和〇年〇月〇日	5 取扱店	○○銀行○○支店	
1 預金の種類	定期預金	満期日											
2 口座番号	1 2 3 4 5 6 7												
3 金額	1,000,000 円												
4 満期日	令和〇年〇月〇日												
5 取扱店	○○銀行○○支店												
<hr/>													

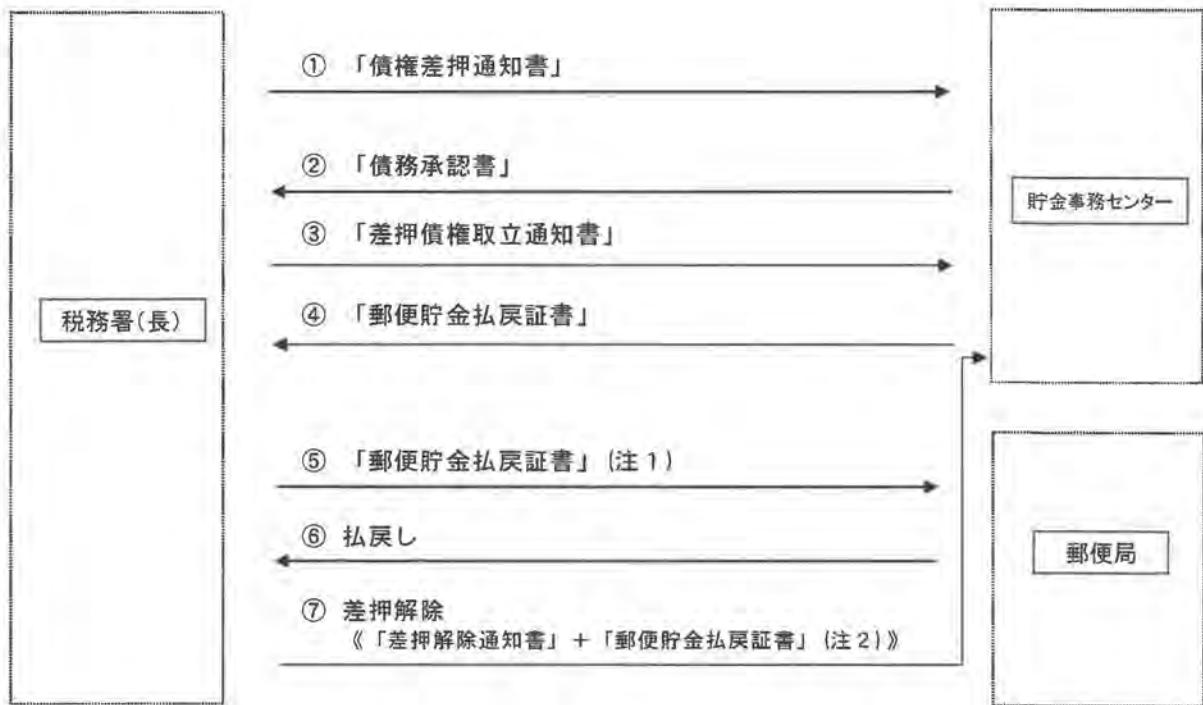
財産	差押財産の特定表示例	履行期限											
定期積金	<p>滞納者(債権者)が、債務者に対して有する下記定期積金契約に基づく給付契約金請求権。</p> <p>記</p> <table> <tr> <td>1 契約年月日</td><td>令和〇年〇月〇日</td><td rowspan="5">満期日</td></tr> <tr> <td>2 証書番号</td><td>A B - 4 5 6 7</td></tr> <tr> <td>3 給付契約金</td><td>1,000,000 円</td></tr> <tr> <td>4 満期日</td><td>令和〇年〇月〇日</td></tr> <tr> <td>5 取扱店</td><td>〇〇銀行〇〇支店</td></tr> </table>	1 契約年月日	令和〇年〇月〇日	満期日	2 証書番号	A B - 4 5 6 7	3 給付契約金	1,000,000 円	4 満期日	令和〇年〇月〇日	5 取扱店	〇〇銀行〇〇支店	
1 契約年月日	令和〇年〇月〇日	満期日											
2 証書番号	A B - 4 5 6 7												
3 給付契約金	1,000,000 円												
4 満期日	令和〇年〇月〇日												
5 取扱店	〇〇銀行〇〇支店												
留意事項													
<p>1 第三債務者は、法人としての銀行であるから、「第三債務者の表示」欄には、本店の所在地・名称を記載し、「債権差押通知書」は支店等取扱店へ送達することとする。</p> <p>2 第三債務者(支店長等)に「債権差押通知書」を交付するときは、他の債権者との競合を考慮して「差押調書」にその交付した時間を記入しておく。</p> <p>3 元帳により、差押日現在の残高等を確認する。</p> <p>4 満期日までは取立てできないことに留意する。</p> <p>5 定期積金には利息はつかないが、給付補填金が加算される。</p> <p>6 差押えの対象は差押時の掛金残額にかかわらず、定期積金契約に基づく給付契約金請求権である。この給付契約金請求権を差し押された場合には、積金累計額及び給付補填金相当額にも差押えの効力が及ぶ。</p>													

財産	差押財産の特定表示例	履行期限					
通常貯金	<p>滞納者(債権者)が、債務者に対して有する下記通常貯金の払戻請求権及び債権差押通知書到達日までの利息の支払請求権。</p> <p>記</p> <table> <tr> <td>1 通帳記号番号</td><td>1 2 - 4 5 6 7 8</td><td rowspan="2">当税務署から 請求あり次第即時</td></tr> <tr> <td>2 金額</td><td>この通知書到達時点の残高 (〇年〇月〇日現在の残高〇〇円)</td></tr> </table>	1 通帳記号番号	1 2 - 4 5 6 7 8	当税務署から 請求あり次第即時	2 金額	この通知書到達時点の残高 (〇年〇月〇日現在の残高〇〇円)	
1 通帳記号番号	1 2 - 4 5 6 7 8	当税務署から 請求あり次第即時					
2 金額	この通知書到達時点の残高 (〇年〇月〇日現在の残高〇〇円)						
留意事項							
<p>1 第三債務者は株式会社ゆうちょ銀行であり、「第三債務者の表示」欄には、「東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 株式会社ゆうちょ銀行」と記載する。「債権差押通知書」の送付先は「貯金原簿を所管する貯金事務センター」とする。</p> <p>2 郵便貯金の差押えに当たっては、貯金事務センターから債務承認書を徵取する。</p> <p>3 郵便貯金の取立てに当たっては、取り立てる際に、貯金事務センターに「差押債権取立通知書」を送付する。</p> <p>4 郵便貯金の取立ては、貯金事務センターから郵便貯金払戻証書の送付を受け、最寄りの郵便局に呈示して払戻しを受ける。</p> <p>なお、郵便貯金払戻証書の「受取人」欄には、税務署長名で差し押された場合には、税務署長名と官印、徵收職員名で差し押された場合には、徵收職員名と私印を記名なつ印する。</p> <p>5 歳入歳出外現金領収証書は、第三債務者である株式会社ゆうちょ銀行宛に発行し、領収証書は滞納処分票に編てつする。</p>							

財産	差押財産の特定表示例	履行期限					
郵便振替口座 (振替貯金)	<p>滞納者(債権者)が、債務者に対して有する下記郵便振替口座(振替貯金)の支払請求権。</p> <p>記</p> <table> <tr> <td>1 通帳記号番号</td><td>〇〇1-123456</td><td rowspan="2">当税務署から 請求あり次第即時</td></tr> <tr> <td>2 金額</td><td>この通知書到達時点の残高 (〇年〇月〇日現在の残高〇〇円)</td></tr> </table>	1 通帳記号番号	〇〇1-123456	当税務署から 請求あり次第即時	2 金額	この通知書到達時点の残高 (〇年〇月〇日現在の残高〇〇円)	
1 通帳記号番号	〇〇1-123456	当税務署から 請求あり次第即時					
2 金額	この通知書到達時点の残高 (〇年〇月〇日現在の残高〇〇円)						
留意事項							
郵便振替口座(振替貯金)は、銀行の当座預金に類似したものであり、利息はつかない。							

財産	差押財産の特定表示例	履行期限
定額郵便貯金	滞納者(債権者)が、債務者に対して有する下記定額郵便貯金の払戻請求権及び債権差押通知書到達日までの利息の支払請求権。 記 1 通帳記号番号 ○○1-123456 2 金額 この通知書到達時点の残高 (○年○月○日現在の残高○○円) 3 預入年月日 平成○年○月○日	払戻開始期日
	留意事項	
	1 第三債務者は、差し押さえるべき定額郵便貯金の預入年月日によって次のとおりとなる。 ① 平成 19 年 9 月 30 日以前 東京都港区虎ノ門五丁目 13 番 1 号 虎ノ門 40 MT ビル 3 階 独立行政法人 郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構 ② 平成 19 年 10 月 1 日以降 東京都千代田区丸の内二丁目 7 番 2 号 株式会社 ゆうちょ銀行	
	2 履行期限は、定額郵便貯金の場合には「払戻開始期日」とするが、差押え時において既に払戻開始期日が経過している場合には「当税務署からの請求があり次第即時」とする。 3 「債権差押通知書」の送付先は、「貯金原簿を所管する貯金事務センター」宛とする。	

(郵便貯金差押えの流れ)



- (注) 1 「郵便貯金払戻証書」の受領後は、速やかに郵便局において払戻しを受けること。
2 払戻し前に完納となった場合などやむを得ない事情があるときには、差押解除を行う。
この場合には、差押解除通知書に郵便貯金払戻証書を同封し、貯金事務センターに送付する。

～預貯金債権の差押え等に当たっての留意事項について～

1 差押え時

金融機関調査を実施する際には、単なる預貯金残高の確認にとどまらず、必ず、入出金履歴を確認し、滞納者の実情把握に努める。

また、差押禁止債権等が振り込まれていないことを確認した上で差押えを実施するなど慎重に対応する。

なお、差押えに当たっては、財産の帰属認定（例えば、滞納者の住所・氏名・生年月日等との照合など）を確実に実施する。

2 [REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

(注) [REDACTED]

[REDACTED]

3 郵送による差押え・取立て

(1) 郵送による差押えの実施

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

なお、差押えを実施するときは、債権差押通知書の送付に併せて照会書（預貯金等用）を送付又は同封するなどして、差押え前に確認した入出金状況に係る異動履歴の最終地点から債権差押通知書が到達した時までの間に差押禁止債権等が振り込まれていないか確実に調査する。

おって、差押禁止債権等が振り込まれていた場合において、実質的に差押禁止債権等を差し押されたものと同視できると判断されるおそれがあるときは、差押を解除（国税徴収法第152条第2項等）するなど適切に対応する。

(2) 取立ての時期

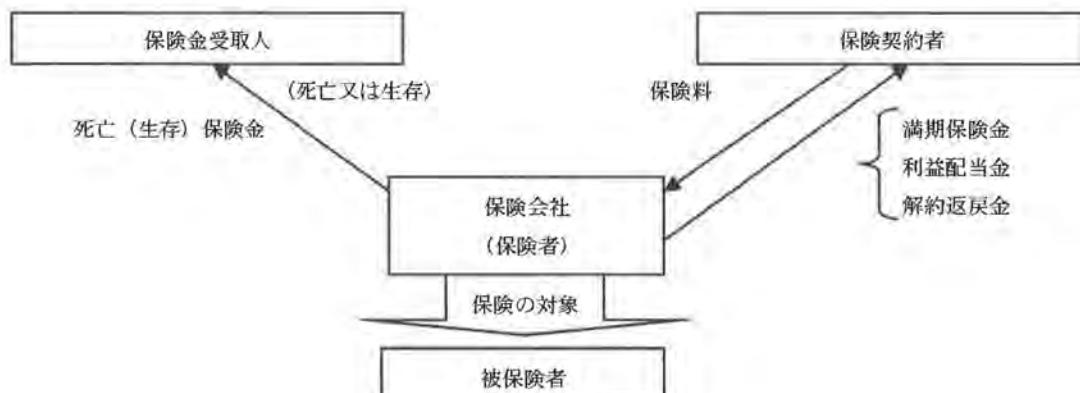
上記(1)なお書きの調査による確認を終えるまでは、差し押された預貯金債権の取立ては行わない。

財産	差押財産の特定表示例	履行期限
信用金庫 (信用組合) の会員の持分	○○信用金庫(信用組合)に対する下記出資持分。 記 1 出資口数 100口 2 出資金額 500,000円	—
	留 意 事 項	
<p>1 第三債務者は、法人としての信用金庫(信用組合)であるから、「第三債務者の表示」欄には、本店の所在地・名称を記載し、「債権差押通知書」は支店等取扱店へ送達することとする。</p> <p>※ 差押調書(第三債務者等がある無体財産権等用)を手書きで作成する場合は、特定表示例に加え、「第三債務者 本店所在地(○○市○○) ○○信用金庫(組合) (取扱 ○○支店)」を記載する必要があることに留意する。</p> <p>2 会員(組合員等)の持分の譲受け等の請求は、微収法74条1項各号に掲げる理由がある場合に行なうことができる。</p> <p>3 また、法定脱退事由(会員たる資格の喪失、死亡又は解散、破産、除名等、信用金庫法17条)がある場合には、持分の全部又は一部の払戻しができる(信用金庫法18条)。</p> <p>4 信用金庫(信用組合)に対し持分の譲受けの請求をするときは、3の場合を除き、<u>1万円以下の金額</u>の部分(信用組合においては、1口以下の部分)については、その譲受けの請求をしないものとする。</p> <p>5 払戻請求の予告については、信用金庫(信用組合)定款で期間制限を加えている場合が多いので、定款を調査する。</p> <p>6 差押えに際し、権利証券を取上げる場合には、差押調書に「出資証券を取り上げる。」旨を付記し、その証券の記号番号を記載する。</p>		

2 保険会社等

財産	差押財産の特定表示例	履行期限														
生命保険金	<p>滞納者（債権者）が、下記生命保険契約に基づき債務者に対して有する満期保険金又は解約返戻金の支払請求権及び剩余金配当請求権。</p> <p>記</p> <table> <tr><td>1 契約年月日</td><td>平成〇年〇月〇日</td></tr> <tr><td>2 保険の種類</td><td>終身保険</td></tr> <tr><td>3 証券番号</td><td>12-34567</td></tr> <tr><td>4 保険金額</td><td>10,000,000円</td></tr> <tr><td>5 保険契約者</td><td>滞納者</td></tr> <tr><td>6 被保険者</td><td>滞納者</td></tr> <tr><td>7 保険金受取人</td><td>甲野 花子</td></tr> </table>	1 契約年月日	平成〇年〇月〇日	2 保険の種類	終身保険	3 証券番号	12-34567	4 保険金額	10,000,000円	5 保険契約者	滞納者	6 被保険者	滞納者	7 保険金受取人	甲野 花子	保険事故発生の時、満期時又は解約の時
1 契約年月日	平成〇年〇月〇日															
2 保険の種類	終身保険															
3 証券番号	12-34567															
4 保険金額	10,000,000円															
5 保険契約者	滞納者															
6 被保険者	滞納者															
7 保険金受取人	甲野 花子															
留意事項																
<p>1 第三債務者は、保険会社である。</p> <p>2 生命保険契約を確認した上で差し押さえる。</p> <p>3 生命保険契約の解約返戻金支払請求権を差し押さえた場合、徵収法67条の規定に基づき、解約権を行使することができる（最高裁平成11年9月9日判決）。</p>																

（生命保険契約のしくみ）



（保険金支払請求権等の種類及び帰属）

	満期保険金	死亡保険金	利益配当金	解約返戻金
債権者 (受取人の指定なし)	保険契約者	被保険者の相続人 (固有の財産)	保険契約者	保険契約者
債権者 (受取人の指定あり)	指定受取人	指定受取人 (固有の財産)	保険契約者	保険契約者

（死亡保険金の差押え）

契約者	被保険者	受取人	死亡保険金
甲	甲	指定なし	甲の相続財産となるので、甲の滞納国税につきA、Bに納稅義務の承継を行うとともに、相続人A、Bが法定相続分に応じて原始取得した死亡保険金を各々差押えを行う。
甲	甲	相続人A	受取人である相続人A固有の財産となるので、甲の滞納国税につきA、Bに納稅義務の承継を行うとともに、受取人である相続人の滞納国税についてAが原始取得した死亡保険金につき差押えを行う。
甲	甲	相続人（相続放棄）	相続人固有の財産となるため、差押えはできない。
甲	乙	甲	甲の財産として差押えを行う。

（注）甲の相続人として、A、Bがいる場合とする（法定相続分は各2分の1）。

財産	差押財産の特定表示例	履行期限																
かんぽ生命保険 (簡易生命保険)	<p>滞納者(債権者)が、下記簡易生命保険契約に基づき債務者に対して有する満期保険金、生存保険金、還付金及び契約者配当金の支払請求権。</p> <p>記</p> <table> <tr><td>1 契約者番号</td><td>1234-5678</td></tr> <tr><td>2 保険契約者</td><td>(住所) (氏名)</td></tr> <tr><td>3 被保険者</td><td>(氏名)</td></tr> <tr><td>4 保険金受取人</td><td>(氏名)</td></tr> <tr><td>5 契約年月日</td><td>平成〇年〇月〇日</td></tr> <tr><td>6 満期日</td><td>令和〇年〇月〇日</td></tr> <tr><td>7 保険の種類</td><td>全期間払込〇年満期養老保険</td></tr> <tr><td>8 保険金額</td><td>1,000,000円</td></tr> </table>	1 契約者番号	1234-5678	2 保険契約者	(住所) (氏名)	3 被保険者	(氏名)	4 保険金受取人	(氏名)	5 契約年月日	平成〇年〇月〇日	6 満期日	令和〇年〇月〇日	7 保険の種類	全期間払込〇年満期養老保険	8 保険金額	1,000,000円	
1 契約者番号	1234-5678																	
2 保険契約者	(住所) (氏名)																	
3 被保険者	(氏名)																	
4 保険金受取人	(氏名)																	
5 契約年月日	平成〇年〇月〇日																	
6 満期日	令和〇年〇月〇日																	
7 保険の種類	全期間払込〇年満期養老保険																	
8 保険金額	1,000,000円																	
留 意 事 項																		
<p>1 第三債務者は、差し押さえるべきかんぽ生命保険の契約年月日によって次のとおりとなる。</p> <p>(1) 平成19年9月30日以前(簡易生命保険) 東京都港区虎ノ門五丁目13番1号 虎ノ門40MTビル3階 独立行政法人 郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構</p> <p>(2) 平成19年10月1日以後(かんぽ生命保険) 東京都千代田区大手前二丁目3番1号 株式会社 かんぽ生命保険</p> <p>2 「債権差押通知書」の送付先は、当該簡易生命保険を取り扱う郵便局を管轄する「各契約に係るかんぽ生命保険サービスセンター」宛とする。</p> <p>3 還付請求権を差し押された場合、徵収法67条の規定に基づき、解約権行使することができる。</p>																		

(簡易生命保険に係る保険金等の差押えの可否)

1 平成3年4月1日以後に効力が発生した保険契約に係るもの

以下のものについては旧簡易生命保険法81条により差し押さえることができない。

- ① 死亡保険金
- ② 介護保険金
- ③ 重度障害による死亡保険金
- ④ 特約に係る保険金
- ⑤ 介護割増年金付終身年金保険契約に係る介護割増年金

2 平成3年3月31日以前に効力が発生した保険契約に係るもの

剰余金を除いて差し押さえることができない。

なお、旧郵便年金法(平成3年4月1日廃止、旧簡易生命保険法に統合された。)により、年金にあっては2分の1、返還金にあっては5分の1に相当する部分は差し押さえることができない。

3 取引先等

財産	差押財産の特定表示例	履行期限
売掛金	<p>滞納者(債権者)が、債務者に対して有する下記売掛金の支払請求権。</p> <p>記</p> <p>令和〇年〇月〇日売却に係る△△製コピー機3台の売却代金 1,500,000円(消費税及地方消費税を含む。)</p>	支払日
留 意 事 項		
<p>1 取引先において、買掛金元帳、請求書及び納品書等の関係書類を調査した上で差し押さえる。</p> <p>2 債権額に消費税及地方消費税相当額が含まれていない場合は、消費税及地方消費税相当額を含めた合計額で債権の特定することに留意する。</p>		

財産	差押財産の特定表示例	履行期限							
運送代金	<p>滞納者（債権者）が、下記運送請負契約に基づき債務者に対して有する運送代金 500,000 円（消費税及地方消費税を含む。）の支払請求権。</p> <p>記</p> <table> <tr> <td>1 契約日</td> <td>令和〇年〇月〇日</td> <td rowspan="3">契約による日</td> </tr> <tr> <td>2 運送物</td> <td>〇〇会社製プリンター 100 箱</td> </tr> <tr> <td>3 運送場所</td> <td>〇〇市〇〇町 3 丁目 3 番 2 号 株式会社〇〇 △△工場</td> </tr> </table> <p>留 意 事 項</p> <p>1 運送請負契約を確認した上で差し押さえる。 2 債権額に消費税及地方消費税相当額が含まれていない場合は、消費税及地方消費税相当額を含めた合計額で債権の特定をすることに留意する。</p>	1 契約日	令和〇年〇月〇日	契約による日	2 運送物	〇〇会社製プリンター 100 箱	3 運送場所	〇〇市〇〇町 3 丁目 3 番 2 号 株式会社〇〇 △△工場	
1 契約日	令和〇年〇月〇日	契約による日							
2 運送物	〇〇会社製プリンター 100 箱								
3 運送場所	〇〇市〇〇町 3 丁目 3 番 2 号 株式会社〇〇 △△工場								

財産	差押財産の特定表示例	履行期限							
工事代金	<p>滞納者（債権者）が、下記工事請負契約に基づき債務者に対して有する工事代金 3,000,000 円（消費税及地方消費税を含む。）の支払請求権。</p> <p>記</p> <table> <tr> <td>1 契約日</td> <td>令和〇年〇月〇日</td> <td rowspan="3">契約による日</td> </tr> <tr> <td>2 工事名</td> <td>〇〇市〇〇町第 3 号道路工事</td> </tr> <tr> <td>3 工期</td> <td>令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日</td> </tr> </table> <p>留 意 事 項</p> <p>1 請負契約を確認した上で差し押さえる。 2 請負代金債権は、請負工事完成前であっても、請負契約が有効に成立した後は差押えができる（微基通 62-1）。 3 債権額に消費税及地方消費税相当額が含まれていない場合は、消費税及地方消費税相当額を含めた合計額で債権の特定をすることに留意する。 4 支払時期（民 633） 特約がない場合には、 (1) 目的物の引渡しを要するときは、目的物の引渡時 (2) 目的物の引渡しを要しないときは、請負工事の完成の時</p>	1 契約日	令和〇年〇月〇日	契約による日	2 工事名	〇〇市〇〇町第 3 号道路工事	3 工期	令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日	
1 契約日	令和〇年〇月〇日	契約による日							
2 工事名	〇〇市〇〇町第 3 号道路工事								
3 工期	令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日								

財産	差押財産の特定表示例	履行期限											
不動産 仲介報酬	<p>滞納者（債権者）が、債務者に対して有する下記不動産売買に係る宅地建物取引業者としての仲介報酬 1,638,000 円の支払請求権。</p> <p>記</p> <table> <tr> <td>1 契約日</td> <td>令和〇年〇月〇日</td> <td rowspan="5">契約による日</td> </tr> <tr> <td>2 売主</td> <td>甲野一郎</td> </tr> <tr> <td>3 買主</td> <td>乙野次郎</td> </tr> <tr> <td>4 物件</td> <td>〇〇市〇〇町 3 丁目 3 番 2 宅地 100.00 m²</td> </tr> <tr> <td>5 売買代金</td> <td>50,000,000 円</td> </tr> </table> <p>留 意 事 項</p> <p>1 売主又は買主において、仲介契約書又は売買契約書を確認した上で差し押さえる。 2 仲介報酬は、売主と買主の双方から受領する場合もある。</p>	1 契約日	令和〇年〇月〇日	契約による日	2 売主	甲野一郎	3 買主	乙野次郎	4 物件	〇〇市〇〇町 3 丁目 3 番 2 宅地 100.00 m ²	5 売買代金	50,000,000 円	
1 契約日	令和〇年〇月〇日	契約による日											
2 売主	甲野一郎												
3 買主	乙野次郎												
4 物件	〇〇市〇〇町 3 丁目 3 番 2 宅地 100.00 m ²												
5 売買代金	50,000,000 円												

財産	差押財産の特定表示例	履行期限				
クレジット販売に係る債権	<p>滞納者（債権者）と債務者との間の令和〇年〇月〇日付クレジットカード加盟店契約に基づき滞納者が債務者に対して有する下記信用販売債権の譲渡代金（立替代金）のうち、令和〇年〇月〇日以降譲渡された順序で上記滞納税額に満つるまでの支払請求権。</p> <p>記</p> <table> <tr> <td>1 加盟店番号</td> <td>1 2 3 4 5 6</td> </tr> <tr> <td>2 店名</td> <td>株式会社〇〇商店</td> </tr> </table> <p>留意事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 加盟店契約はカード会社により異なるため、契約内容の把握に努める。 クレジット会社の加盟店が、クレジットカードを所有する会員に対して商品等を販売し、信販会社等が集金をする場合、販売債権の譲渡代金を差し押さえることができる。 信販会社等が立替払いする場合は、立替仮金を差し押さえる。 	1 加盟店番号	1 2 3 4 5 6	2 店名	株式会社〇〇商店	各履行期日ごと
1 加盟店番号	1 2 3 4 5 6					
2 店名	株式会社〇〇商店					

4 貸付金等

財産	差押財産の特定表示例	履行期限										
貸付金	<p>滞納者（債権者）が、債務者に対して有する下記貸付金現在額1,000,000円の返還請求権及び債権差押通知書到達日までの約定利息の支払請求権。</p> <p>記</p> <table> <tr> <td>1 貸付年月日</td> <td>平成〇年〇月〇日</td> </tr> <tr> <td>2 貸付元本額</td> <td>2,000,000円</td> </tr> <tr> <td>3 約定利息</td> <td>年5%</td> </tr> <tr> <td>4 遅延損害金</td> <td>年10%</td> </tr> <tr> <td>5 弁済期</td> <td>令和〇年〇月〇日</td> </tr> </table> <p>留意事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 契約の内容を確認した上で差し押さえる。 債務者から債務承認書を徴する。 貸付金の差押えに当たっては、必要に応じ金銭消費貸借契約書、金銭借用証書、受領証書等を取り上げる（微65）。 利息については、 <ol style="list-style-type: none"> 無利息の約定があるとき・・・請求不可（民589） なお、商人間の金銭消費貸借は、当然に利息付となる（商513①）。 利息の約定があるとき・・・請求可 なお、単に利息を付する旨の約定の場合の利率は、民事債権については年5分（旧民404）、商事債権については年6分（旧商514）となる。 ※ 契約時が改正民法施行日以後であるとき、民事債権及び商事債権ともに年3分である（民404）。 弁済期が到達している場合は、 <ol style="list-style-type: none"> 履行期限は、「当税務署から請求あり次第即時」とする。 遅延損害金が発生する場合は、別途差し押さえる。 	1 貸付年月日	平成〇年〇月〇日	2 貸付元本額	2,000,000円	3 約定利息	年5%	4 遅延損害金	年10%	5 弁済期	令和〇年〇月〇日	契約による弁済期
1 貸付年月日	平成〇年〇月〇日											
2 貸付元本額	2,000,000円											
3 約定利息	年5%											
4 遅延損害金	年10%											
5 弁済期	令和〇年〇月〇日											

財産	差押財産の特定表示例	履行期限
家賃	<p>滞納者（債権者）が、下記不動産の賃貸借契約に基づき債務者から受領すべき令和〇年〇月分以降の家賃の支払請求権。</p> <p>ただし、上記滞納国税に満つるまで。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 不動産の表示 ○○市○○町三丁目3番地2 家屋番号 3番 木造瓦葺2階建 居宅 1階 150.00 m² 2階 100.00 m²</p> <p>2 賃料 月額○○○○円 共益費月額○○○円</p> <p>3 支払日 翌月分を前月末までに支払う</p>	毎月の支払日
留意事項		

- 1 賃貸借契約の内容を確認した上で差し押さえる。
- 2 管理費・共益費といった名目で契約書上家賃とは別に定められている場合に、それらが清掃費や給水管のメンテナンス費用等に使用されており、それらを取り立てることによって、賃貸人による物件の維持管理ができなくなると認められるときは、それらの管理費・共益費については、差し押さえない取扱いとして差し支えない。
- 3 差押え後、当事者間で家賃を増額する旨の合意がなされた場合は、当該増額相当部分に係る家賃債権は差押えの効力が及ばないことから、当該増額相当部分に係る家賃債権について、改めて差押えを行う。
- 4 抵当権の物上代位の目的物（家賃）に対する差押えと、当該目的物（家賃）に対する滞納処分による差押えとが競合した場合における優先関係は、抵当権の設定日と差押国税の法定納期限等との先后により判定する（微基通15-19、16-4、東京地裁平成11年3月26日判決）。

財産	差押財産の特定表示例	履行期限
敷金	<p>滞納者（債権者）が、下記不動産の賃貸借契約に基づき平成〇年〇月〇日債務者に差し入れた敷金の返還請求権。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 賃貸人 乙野二郎 2 賃借人 甲野一郎 3 不動産の表示 ○○市△△町三丁目3番地2 家屋番号 3番 木造瓦葺2階建 居宅 1階 150.00 m² 2階 100.00 m²</p> <p>4 敷金額 500,000円</p>	返還条件成就の時
留意事項		

- 1 契約書等により、賃貸借契約の内容を確認した上で差し押さえる。
- 2 不動産明渡しの時に、未納の家賃等があれば、控除した残額が返還される。

財産	差押財産の特定表示例	履行期限
入居保証金	<p>滞納者（債権者）が、下記不動産の賃貸借契約に基づき平成〇年〇月〇日債務者に差し入れた入居保証金の返還請求権。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 賃貸人 乙野二郎 2 賃借人 甲野一郎 3 不動産の表示 ○○市△△町三丁目3番地2 家屋番号 1番 木造瓦葺2階建 店舗 1階 150.00 m² 2階 100.00 m²</p> <p>4 保証金額 2,000,000円</p>	返還条件成就の時
留意事項		

- 1 契約書等により、賃貸借契約の内容を確認した上で差し押さえる。
- 2 不動産明渡しの時に、未納の家賃等があれば、控除した残額が返還される。

財産	差押財産の特定表示例	履行期限
営業保証 供託金	<p>滞納者（債権者）が、宅地建物取引業者営業保証金として供託した下記供託金の取戻請求権及び債権差押通知書到達日までの利息の支払請求権。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 供託年月日 令和〇年〇月〇日 2 供託番号 令和〇年度（金）第〇号 3 供託金額 〇〇〇〇〇円</p>	取戻公告後、 6ヶ月を経過した時
留 意 事 項		
<p>1 上記の特定表示例は、宅地建物取引業者の場合である。</p> <p>2 各都道府県の所轄課で調査し、登録簿を確認の上で差し押さえる。</p> <p>3 第三債務者は、「国 代表者 〇〇法務局供託官 〇〇〇〇」である。</p> <p>4 差し押された際、既に払渡期日を経過した供託金利息がある場合は、即時に取り立てる。</p> <p>5 差押え後、毎年、供託金利息を取り立てることが可能であるため、確実に取り立てる。</p>		

財産	差押財産の特定表示例	履行期限
給料等	滞納者(債権者)が、債務者に対して有する令和〇年〇月分以降の給料(扶養手当、時間外手当、宿日直手当等を含む。)の支払請求権。 ただし、別紙による金額を控除した残額とし、上記滞納国税に満つるまで。	毎月の給料支給日
留意事項		
1 給与台帳又は源泉徴収簿等を確認した上で差し押さえる。 2 給料のほか、賃金、歳費、退職年金及びこれらの性質を有する給与に係る債権の差押えも同様に行う。		

(別紙)

給料等から控除する金額

- 1 その給料等から徴収すべき源泉所得税及び復興特別所得税相当額
- 2 その給料等から徴収すべき道府県民税、都民税、市町村民税及び特別区民税相当額
- 3 その給料等から徴収すべき社会保険料相当額
- 4 月額本人100,000円及び、本人と生計を一にする親族一人につき45,000円を加算した金額
- 5 その給料等から上記1~4までの金額を控除した残額の100分の20に相当する金額
ただし、その金額が上記4の金額の2倍を超える場合は2倍相当額を限度とします。

(注) 差押債権の履行に際して、その具体的な金額、手続等についてご不明の点があるときは、当税務署徴収部門(担当)にお問い合わせください。

なお、差押債権の履行の際は、給料支払明細書(写)を添付してください。

(計算例)

給料等債権の差押可能金額の計算表(令和〇年〇月分)

区分		金額	摘要
給料等の金額	基本給に相当する金額	円 287,100	
	扶養手当、日当直料、通勤手当等	21,300	
	時間外手当等	18,820	
	計	① 327,000	1,000円未満切捨て
差押禁止め額	給料等から差引かれる所得税額	給与所得についての源泉所得税額 年末調整額 計	12,000 — ② 12,000 1,000円未満切上げ
	給料等から差引かれる住民税額	③ 14,000	1,000円未満切上げ
	給料等から差引かれる社会保険料の金額	健康保険料 共済掛金 計	26,000 — ④ 26,000 1,000円未満切上げ
	生活保障費	滞納者 生計を一にする配偶者及び他の親族等 計	100,000 135,000 45,000円 ×親族数(3) ⑤ 235,000
額	体面維持費	⑥ 8,000	ただし、⑤の金額の2倍を超えるときはその2倍の金額とする 1,000円未満切上げ
	差押禁止額 ②+③+④+⑤+⑥	⑦ 295,000	
差押可能金額 ①-⑦		32,000	

財産	差押財産の特定表示例	履行期限
退職手当等	<p>滞納者（債権者）が、債務者に対して有する退職手当の支払請求権。 ただし、国税徵収法第76条第4項各号に規定する金額（下記に例示する金額）を控除した残額とする。</p> <p>記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 その退職手当等から徴収すべき源泉所得税及び復興特別所得税相当額 2 その退職手当等から徴収すべき道府県民税、都民税、市町村民税及び特別区民税相当額 3 その退職手当等から徴収すべき社会保険料相当額 4 本人300,000円及び滞納者と生計を一にする親族一人につき135,000円を加算した金額 5 支給の基礎となった期間が5年を超える場合には、その超える年数1年につき、上記4の金額の100分の20に相当する金額 なお、支給の基礎となった期間に1年未満の端数があるときは、切り上げて計算する。 	退職手当等の支給日
留意事項		
		徵収法76条4項4号の規定による差押禁止額に加算すべき金額を計算する場合において、同号の「5年をこえる場合には、そのこえる年数1年」に「1年未満の端数があるときは、すべて切り上げて計算する。」

【別紙】演習問題

大 阪 国 稅 局
徵 収 部 徵 収 課

(演習問題 1)

次の内容を基に、差押調書を作成しなさい。

令和 6 年 8 月 8 日、国税銀行・徵収支店に臨場し、預金調査を実施したところ、普通預金口座を発見した。

1 滞納者

名 称 : 甲野 太郎
住 所 : 大阪市中央区天満橋 1 丁目 2 番 3 号
生年月日 : 平成 5 年 4 月 22 日

2 滞納国税

課税期間 : 令和 5 年
税 目 : 消費税及び地方消費税（確定申告分）
申告年月日 : 令和 6 年 3 月 15 日
督促年月日 : 令和 6 年 5 月 23 日
滞納税額 : 500,000 円（本税）

3 口座情報

口座名義 : 甲野 太郎 H 5. 4. 22 生
登録住所 : 大阪市中央区天満橋 1 丁目 2 番 3 号
口座番号 : 123456
口座残高 : 300,000 円（調査日現在）
反対債権 : なし

4 銀行に関する情報

名 称 : 株式会社国税銀行
住 所 : 大阪府大阪市中央区大手町 1 丁目 5 番 63 号

(演習問題2)

次の内容を基に、差押調書を作成しなさい。

令和6年8月8日、滞納者の取引先であるA工業株式会社に臨場し、滞納者との契約内容を確認した。

1 滞納者

名 称 : 乙木 二郎
住 所 : 大阪府大阪市中央区大手前1-5-63

2 滞納国税

課税期間 : 令和5年
税 目 : 消費税及び地方消費税（確定申告分）
申告年月日 : 令和6年3月15日
督促年月日 : 令和6年5月23日
滞納税額 : 1,500,000円（本税）

3 契約に関する情報

債務者 : A工業株式会社（本店所在地：大阪府大阪市中央区大手前1-1-1）
契約事項 : 道路整備工事請負契約
工事代金 : 1,000,000円（消費税及地方消費税を含む。）
契 約 日 : 令和6年7月10日
工 事 名 : 寝屋川市〇〇町第10号道路工事
工 期 : 令和6年8月1日～令和6年8月31日
支払期日 : 令和6年10月31日

(演習問題3)

次の内容を基に、検索調書を作成しなさい。

令和6年8月8日、滞納者の自宅に臨場、滞納者を立会人として検索を実施した。

検索を行ったが、差押可能な財産は発見できなかった。

検索調書謄本は同日滞納者に手交した。

1 滞納者

名 称 : 丙本 三郎

納 税 地 : 大阪府大阪市中央区天満橋1丁目2番3号(〒540-8541)

業 種 : 会社員

2 滞納国税

課 税 期 間 : 令和5年

税 目 : 所得税及復興所得税

申告年月日 : 令和6年3月15日(確定申告分)

督促年月日 : 令和6年5月26日

滞 納 税 額 : 120,000円(本税)

3 発見した財産

- ・ 天板に傷があるテーブル
- ・ 経年劣化が見られる液晶テレビ(32型)
- ・ 滞納者が使用している長財布(CHO-SHUKAと刻印あり)
※ 現金の残高は僅少

4 検索

令和6年8月8日 午後2時00分 から 午後3時30分 まで

【演習問題1】

整 理 欄	債権差押通知書の送達方法	効力発生日時		管理書類及び添付の有無		<p style="text-align: center;">差押調書(債権用)</p> <p style="text-align: center;">令和 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">税務署 財務事務官 ㊞</p> <p>下記滞納国税・地方消費税が、督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納されていないことから、当該滞納国税・地方消費税及び滞納処分費を徴収するため、国税徴収法第47条第1項第1号の規定によりあなた(貴社)の下記財産を差し押さえましたので、同法第54条の規定により、この調書を作ります。</p> <p>なお、この差押え後は、下記財産の取立て、その他の処分をすることができません。</p>					
	交付送達	令和 年 月 日 午前・後 時 分	第三債務者受領署名・ 押印又は送達記録書 ()	有・無							
	郵便送達	年 月 時～ 日 時	郵便物配達証明書 ()	有・無							
(債 権 用) 滞 納 国 税 等	滞納者 (債権者)	住(居)所				氏名 又は名称					
	年度	税目	納期限 督促等年月日	本税	加算税	延滞税	利子税	滞納処分費	法定納期限等	備考	
				円	円	法律による金額 円	円	法律による金額 円			
						"		"			
						"		"			
差 押 財 産	債務者	住(居)所				氏名 又は名称					
履行期限		令和 年 月 日									
差押調書謄本(滞納者宛)を受領しました。				債権差押通知書(第三債務者宛)を受領しました。							
令和 年 月 日 () ④				令和 年 月 日 時 分 () ④							

書類番号 第 号
決裁
署長
令和
副署長
年
総務課長
月
特官・統括官
担当
日

(連絡先 部門 電話 () 担当) (微1083-4A)

- 備考 1 この差押えは、国税の納付がないときに国が滞納者の債権を取り立て等ができる状態におく強制的な処分であり、これにより、滞納者は、差押えを債権を取り立てたり処分したりすることが禁止されます。
- 2 滞納者に対しては差押調書の謄本を交付します。また、第三債務者に対しては債権差押通知書を送達します。
- 3 差押債権(金銭)を国が取り立てたときは、後日、税務署から「配当計算書」(取り立てた金銭を国税等に配当する旨を記載した書類)を送付します。
- 4 「滞納処分費」欄に掲げた金額は、この調書作成の日までのものです。

【演習問題2】

整 理 欄	債権差押通知書の送達方法	効力発生日時	管理書類及び添付の有無
	交付送達	令和 年 月 日 午前・後 時 分	第三債務者受領署名、 押印又は送達記録書 () 有・無
	郵便送達	年 月 時~ 日 時	郵便物配達証明書 () 有・無

差押調書(債権用)

令和 年 月 日

税務署 財務事務官 ㊞

下記滞納国税・地方消費税が、督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納されていないことから、当該滞納国税・地方消費税及び滞納処分費を徴収するため、国税徴収法第47条第1項第1号の規定によりあなた(貴社)の下記財産を差し押さえましたので、同法第54条の規定により、この調書を作ります。

なお、この差押え後は、下記財産の取立て、その他の処分をすることができません。

書類番号 第 号	合 和 年 月 特官・統括官 担 当 日
決 裁	
署 長	
副署長	
総務課長	

(債 権 用)	滞納者 (債権者)		住(居)所					氏 名 又は名称				
	年度	税 目	納 期 限 督促年月日	本 税	加 算 税	延 滞 税	利 子 税	滞納処分費	法定納期限等	備 考		
滞納国税等				円	円	法律による金額 円	円	法律による金額 円				
					"		"					
					"		"					
					"		"					
差 押 財 産	債務者	住(居)所				氏 名 又は名称						
履行期限	令和 年 月 日											
差押調書謄本(滞納者宛)を受領しました。				債権差押通知書(第三債務者宛)を受領しました。								
令和 年 月 日() ㊞				令和 年 月 日 時 分 () ㊞								

(連絡先 部門 電話 () 担当) (微1083-4A)

- 備考 1 この差押えは、国税の納付がないときに国が滞納者の債権を取立て等ができる状態におく強制的な処分であり、これにより、滞納者は、差押えを債権を取り立てたり処分したりすることが禁止されます。
- 2 滞納者に対しては差押調書の謄本を交付します。また、第三債務者に対しては債権差押通知書を送達します。
- 3 差押債権(金銭)を国が取り立てたときは、後日、税務署から「配当計算書」(取り立てた金銭を国税等に配当する旨を記載した書類)を送付します。
- 4 「滞納処分費」欄に掲げた金額は、この調書作成の日までのものです。

【演習問題 3】

(住所又は所在地)		搜索調書(その1)									
(氏名又は名称)		令和 年 月 日 税務署 財務事務官									
下記滞納国税・地方消費税及び滞納処分費につき、滞納処分のため、下記のとおり搜索しましたので、国税徴収法第146条第1項の規定により、この調書を作成します。											
(債権用) 滞納国税等	滞納者	住(居)所				氏名 又は名称					
	年度	税目	納期限 督促等年月日	本 稅	加 算 税	延 滞 税	利 子 税	滞納処分費	法定納期限等	備 考	
				円	円	法律による金額 円	円	法律による金額 円			
					"		"				
					"		"				
検索した 場所又は物											
検索した日時											
備 考											
	上記の検索に立会い、検索調書謄本を受領しました。					検索調書謄本(検索を受けた者あて)を受領しました。 令和 年 月 日					
	()		()			()		()			

書類番号 第 号
決 裁
署 長
副署長
年
総務課長
月
特官・統括官
日
担当

(連絡先 部門 電話 () 担当 () (微 1081)

- 備 考 1 この検索調書は、国税徴収法第142条の規定により滞納者又は第三者の物又は住居その他の場所を検索した場合に作成するものです。
 2 検索を受けた滞納者に対しては検索調書の謄本を交付します。
 3 財産を差し押さえたときは、滞納者に対して、差押書又は差押調書謄本を交付します。

【演習問題1・解答】

整 理 欄	債権差押通知書の送達方法	効力発生日時	管理書類及び添付の有無
	交付送達	令和 年 月 日 午前・後 時 分	第三債務者受領署名・ 押印又は送達記録書 () 有・無
	郵便送達	年 月 日 時~ 時	郵便物配達証明書 () 有・無

差押調書(債権用)

令和6年8月8日

大阪税務署

財務事務官 国税 太郎㊞

下記滞納国税・地方消費税が、督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納されていないことから、当該滞納国税・地方消費税及び滞納処分費を徴収するため、国税徴収法第47条第1項第1号の規定によりあなた(貴社)の下記財産を差し押さえましたので、同法第54条の規定により、この調書を作ります。

なお、この差押え後は、下記財産の取立て、その他の処分をすることができません。

滞納者(債権者)	住(居)所	大阪府大阪市中央区天満橋1丁目2番3号			氏名 又は名称		甲野 太郎			
債 權 用 滞 納 國 稅 等	年度	税目	納期限 督促等年月日	本 稅	加 算 税	延 滞 税	利 子 税	滞納処分費	法定納期限等	備 考
	令 5	消費税及び 地方消費税	令和6.4.1 令和6.5.23	500,000 円	-	円 法律による金額 要す	円 法律による金額 要す	円 法律による金額 要す	令和6.4.1 令和5.1.1~ 令和5.12.31 確定	
				以 下	余 白					
差 押 財 產	債務者	住(居)所	大阪府大阪市中央区大手前1丁目5番63号			氏名 又は名称		株式会社国税銀行		
	滞納者(債権者)が、債務者に対して有する下記預金の払戻請求権及び債権差押通知書が債務者に到達した日までの利息の支払請求権。									
	記									
	1 預金の種類 普通預金			2 口座番号 1 2 3 4 5 6						
	3 金額 300,000円			4 取扱店 国税銀行徴収支店						
履行期限	令和 年 月 日			当税務署から請求あり次第即時						
差押調書謄本(滞納者宛)を受領しました。				債権差押通知書(第三債務者宛)を受領しました。						
令和 年 月 日()				令和6年8月8日 10時30分 (支店長代理) 三菱 花子 ㊞						

書類番号 第 号
決 裁
署 長
副署長
年 和
総務課長
月
特官・統括官
担当
日

- (連絡先 徴収第一部門 電話 (06) 1234-5678 担当 国税 太郎 ㊞) (税1083-4A)
- 備考 1 この差押えは、国税の納付がないときに国が滞納者の債権を取り立て等ができる状態におく強制的な処分であり、これにより、滞納者は、差押えを受ける権利を取り立てたり処分したりすることが禁止されます。
- 2 滞納者に対しては差押調書の謄本を交付します。また、第三債務者に対しては債権差押通知書を送達します。
- 3 差押債権(金銭)を国が取り立てたときは、後日、税務署から「配当計算書」(取り立てた金銭を国税等に配当する旨を記載した書類)を送付します。
- 4 「滞納処分費」欄に掲げた金額は、この調書作成の日までのものです。

【演習問題2・解答】

整理欄	債権差押通知書の送達方法	効力発生日時	管理書類及び添付の有無		<p style="text-align: center;">差押調書(債権用)</p> <p style="text-align: center;">令和6年8月8日</p> <p style="text-align: center;">大阪税務署</p> <p style="text-align: center;">財務事務官 国税太郎</p> <p>下記滞納国税・地方消費税が、督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納されていないことから、当該滞納国税・地方消費税及び滞納処分費を徴収するため、国税徴収法第47条第1項第1号の規定によりあなた(貴社)の下記財産を差し押さえましたので、同法第54条の規定により、この調書を作ります。</p> <p>なお、この差押え後は、下記財産の取立て、その他の処分をすることができません。</p>						
	交付送達	令和 年 月 日 午前・後 時 分	第三債務者受領署名・ 押印又は送達記録書 ()	有・無							
	郵便送達	年 月 時~ 時	郵便物配達証明書 ()	有・無							
債権用 滞納国税等	滞納者(債権者)	住(居)所	大阪府大阪市中央区大手前1-5-63			氏名 又は名称	乙木二郎				
	年度	税目	納期限 督促等年月日	本 稅	加 算 税	延 滞 税	利 子 税	滞納処分費	法定納期限等	備 考	
	令5	消費税及び 地方消費税	令和6.4.1 令和6.5.23	1,500,000 円	- 円 法律による金額 要す	- 円 法律による金額 要す	- 円 法律による金額 要す	- 円 法律による金額 要す	令和6.4.1 令和6.12.31確定		
					以下 余白						
債務者	住(居)所	大阪府大阪市中央区大手前1-1-1			氏名 又は名称	A工業株式会社					
滞納者(債務者)が、下記道路整備工事請負契約に基づき債務者に対して有する工事代金1,000,000円(消費税及地方消費税を含む。) の支払請求権。											
財産	記										
	1 契約日 令和6年7月10日										
	2 工事名 寝屋川市〇〇町第10号道路工事										
	3 工期 令和6年8月1日 ~ 令和6年8月31日										
履行期限	令和 年 月 日		契約による日								
差押調書謄本(滯納者宛)を受領しました。			債権差押通知書(第三債務者宛)を受領しました。								
令和 年 月 日()			令和6年8月8日 11時15分 (代表者) 大阪一郎								

書類番号 第 号	決裁 署長 副署長 総務課長 特定官・統括官 担当
合和	
年	
月	
日	

(連絡先 微収第一部門 電話 (06) 1234-5678 担当 国税太郎) (微1083-4A)

備考 1 この差押えは、国税の納付がないときに國が滯納者の債権を取り立て等ができる状態におく強制的な処分であり、これにより、滯納者は、差押えを受け債権を取り立てたり処分したりすることが禁止されます。

2 滞納者に対しては差押調書の謄本を交付します。また、第三債務者に対しては債権差押通知書を送達します。

3 差押債権(金銭)を国が取り立てたときは、後日、税務署から「配当計算書」(取り立てた金銭を国税等に配当する旨を記載した書類)を送付します。

4 「滞納処分費」欄に掲げた金額は、この調書作成の日までのものです。

【演習問題3・解答】

(住所又は所在地) 〒 540-8541 大阪市中央区天満橋1丁目2番3号		検索調書(その1)		書類番号 第 号						
(氏名又は名称) 丙本 三郎 殿		令和6年8月8日 大阪 税務署 財務事務官 国税 太郎 ㊞		決裁						
		下記滞納国税・地方消費税及び滞納処分費につき、滞納処分のため、下記のとおり検索しましたので、国税徴収法第146条第1項の規定により、この調書を作成します。		署長 令和 副署長 年 総務課長 月 特官・統括官 担当 日						
(債権用) 滞納国税等	滞納者	住(居)所	大阪府大阪市中央区天満橋1丁目2番3号	氏名 又は名称 丙本 三郎						
	年度	税目	納期限 督促等年月日	本税	加算税	延滞税	利子税	滞納処分費	法定納期限等	備考
	令5	申告所得税及復興所得税	令和6.3.15 令和6.5.23	120,000 円	-	円 法律による金額 要す	-	円 法律による金額	令和6.3.15 令和5年分確定	
					以下	余白				
検索した場所又は物	大阪市中央区天満橋1丁目2番3号 丙本 三郎 居宅内									
検索した日時	令和6年8月8日 午前・午後 2時00分から 午前・午後 3時30分									
備考	テーブル1、液晶テレビ(32型)1台、CHO-SHUKAと刻印のある長財布1枚の財産を発見したが、処分予定価額がきん少のため差押えは見合せた。									
上記の検索に立会い、検索調書謄本を受領しました。 (本人) 丙本 三郎 ㊞			検索調書謄本(検索を受けた者あて)を受領しました。 令和 年 月 日 ㊞							

(連絡先 徴収第一部門 電話 (06) 1234-5678 担当 国税 太郎) (識 1081)

- 備考 1 この検索調書は、国税徴収法第142条の規定により滞納者又は第三者の物又は住居その他の場所を検索した場合に作成するものです。
 2 検索を受けた滞納者に対しては検索調書の謄本を交付します。
 3 財産を差し押さえたときは、滞納者に対して、差押書又は差押調書謄本を交付します。

大 分 類	共通（研修関係）
中 分 類	講習、研修関係書類
名称（小分類）	研修資料
保存期間（満了日）	令和3年（令和10年3月末）

徵 収 事 務 新 任 者 研 修 I
資 料 第 6 号

令 和 6 年 8 月 6 日

納税緩和制度の概要

大 阪 国 稅 局
徵 収 部 徵 収 課

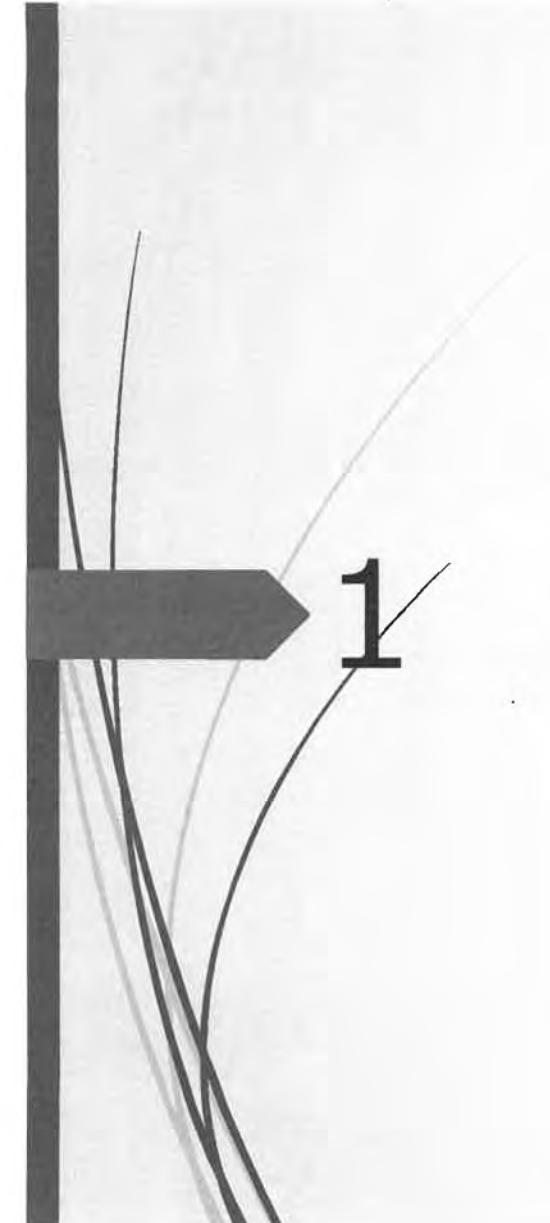


納税緩和制度の概要



目次

- 1 滞納整理の進め方
- 2 納税緩和制度
 - (1) 換価の猶予
 - (2) 納税の猶予
 - (3) 猶予の取消し
 - (4) 滞納処分の停止



1

滞納整理の進め方

基本的な滞納整理の姿勢

滞納者の事業概況、収支及び財産状況等から
納付能力調査を行い、滞納者個々の実情を明確
に把握した上で、滞納整理の処理方針を決定

納税について誠実な意思を
有するなど法令の要件に該当
する滞納者

⇒ 納税緩和制度の適用

左記以外の滞納者

⇒ 財産の差押え等の厳正な滞納処分
の執行

納付相談時の対応

- 納付能力調査を中心とした実情の把握
 - 納付能力調査を中心として滞納者の実情を確認した上で処理方針を決定
 - ※ 必要に応じて、帳簿調査等を実施

納付能力調査

【現在納付能力調査】

現在納付可能
資金額

納付を困難
とする金額

【見込納付能力調査】

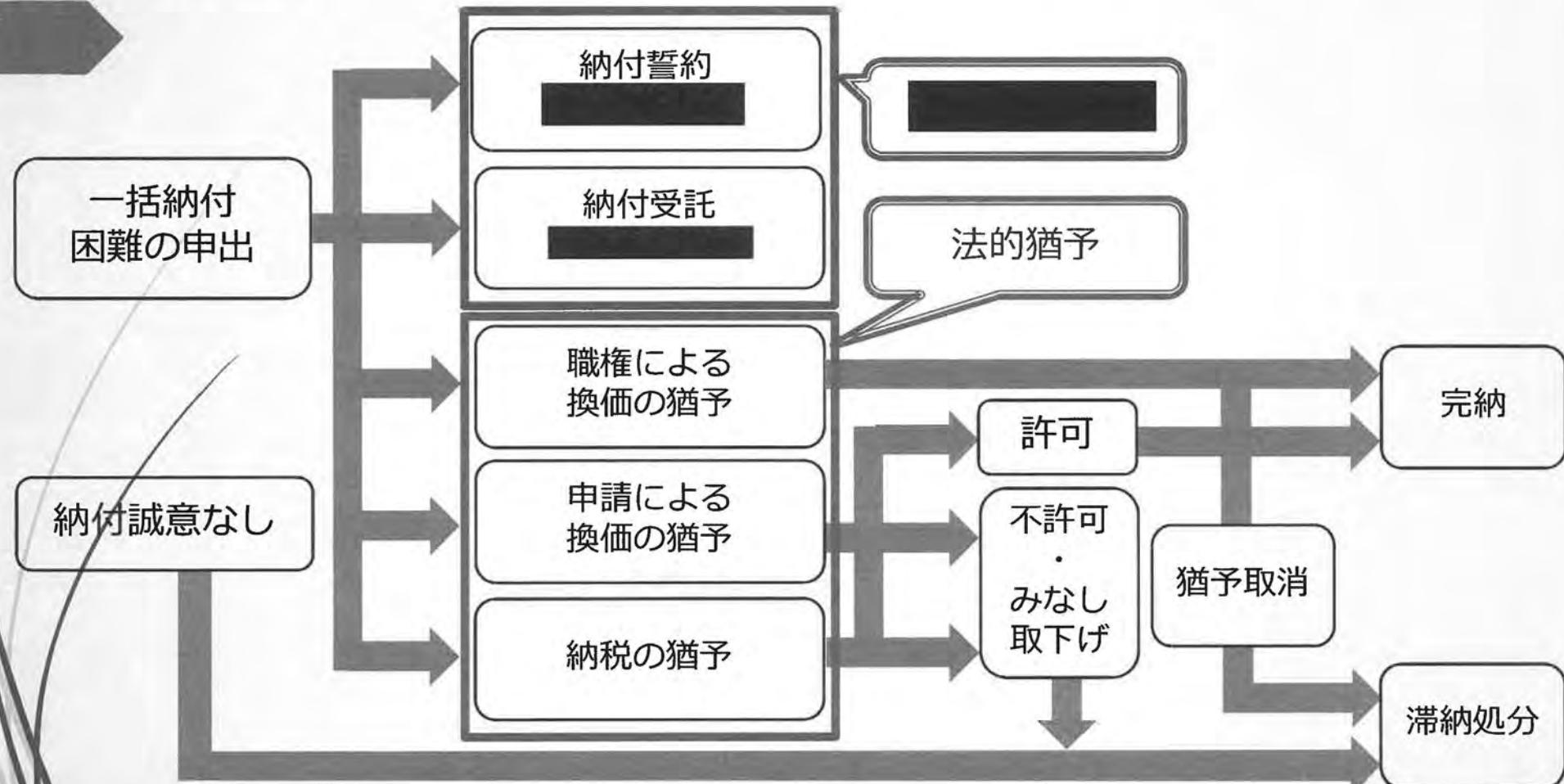
猶予期間

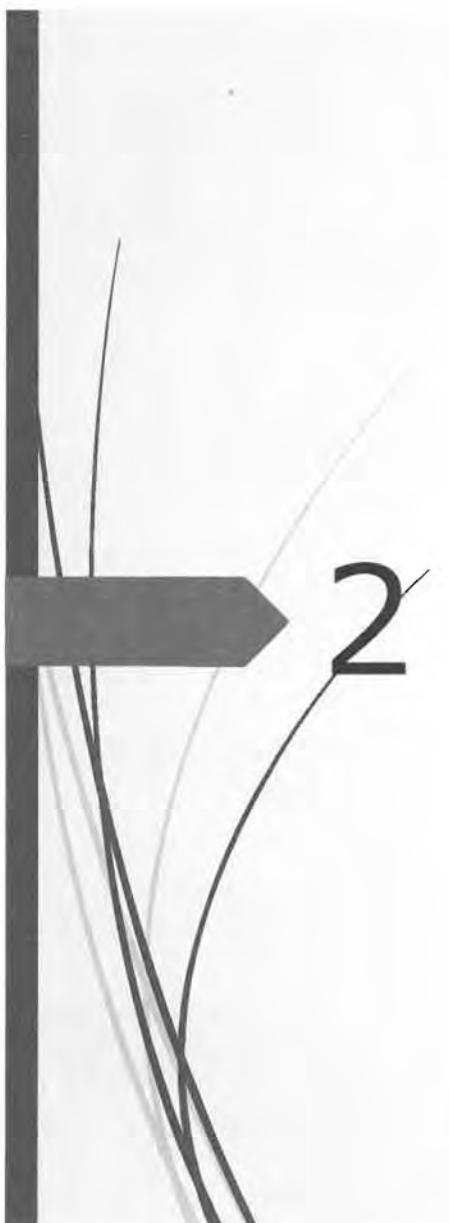
分割納付
期限

分割納付
金額

- 納税について誠実な意思を有するなど法令の要件に該当する場合
 - 猶予制度について確實に説明し、換価の猶予又は納税の猶予の申請をしようよう
- 上記以外の場合
 - 猶予はできない旨を伝えるとともに、財産調査を実施の上、滞納処分を検討することとなる旨説明

1 滞納整理の進め方





2

納稅緩和制度

納税緩和制度の種類

- 国税徴収法に規定されるもの

換価の猶予（徵151,151の2）

滞納処分の停止（徵153）

- 国税徴収法以外の法令に規定されるもの

納期限等の延長（通11）、納税の猶予（通46）

徴収の猶予（通105②など）

所得税の延納（所131,132）

納税猶予（措70の4など）など

2 納税緩和制度（換価の猶予）

(1)

換価の猶予

換価の猶予の種類

- 職権による換価の猶予（徵151）
 - 税務署長の権限によって行うもの
- 申請による換価の猶予（徵151の2）
 - 滞納者の申請に基づいて行うもの



職権による換価の猶予と、申請による換価の猶予では、効果は同じですが要件は異なります。確認していきましょう。

→換価の猶予の効果

- ① 換価の制限（徵151①、徵151の2①）
- ② 差押えの猶予又は解除（徵152②）
- ③ 時効の不進行（通73④、徵基通151-12）
- ④ 延滞税の免除（通63①、通63③、徵基通151-11）
- ⑤ 差押財産の果実等の換価及び充当（通48③、徵152③）

職権による換価の猶予

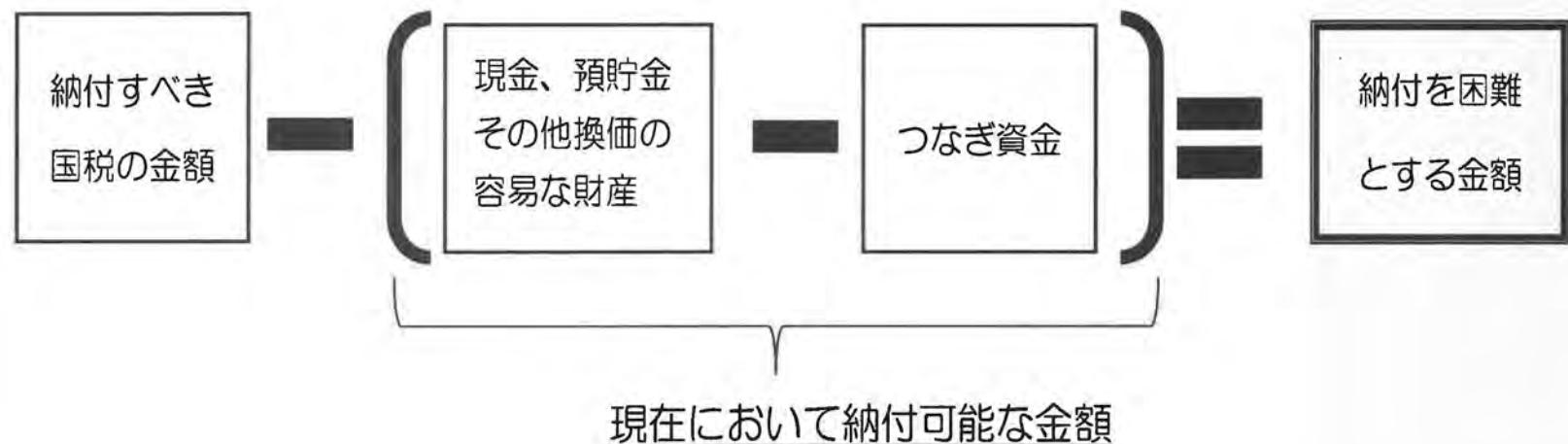
【要件（徴151）】

- ① 納税について誠実な意思を有すると認められること
- ② 納税の猶予又は申請による換価の猶予の適用を受けている国税ではないこと
- ③ 次のいずれかに該当すると認められる場合であること
 - ・ 財産の換価を直ちにすることにより、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあるとき
 - ・ 財産の換価を猶予することが、直ちに換価することに比し、国税の徴収上有利であるとき
- ④ 原則として、国税の額に相当する財産の差押え又は担保の提供があること

2 納税緩和制度（換価の猶予）

猶予金額

- 納付を困難とする金額（徴152①、徴基通152-1）



猶予期間

- 納付能力に応じた期間

- 1年を限度として、合理的かつ妥当な金額で分割して納付した場合において、最も早く国税を完納することができると認められる期間
(徴152①、徴基通151-5-2)

猶予期間の始期

- 換価の猶予をする日（＝判断した日）



判断した旨及び日付を、徴収システムの滞納
整理事績記事に確実に入力しましょう！

例外

換価の猶予をする日より前に
納付受託を行った場合
⇒ その納付受託を行った日

換価の猶予をする日が、猶予に係る
国税の法定納期限以前の日である場合
⇒ その法定納期限の翌日

申請による換価の猶予

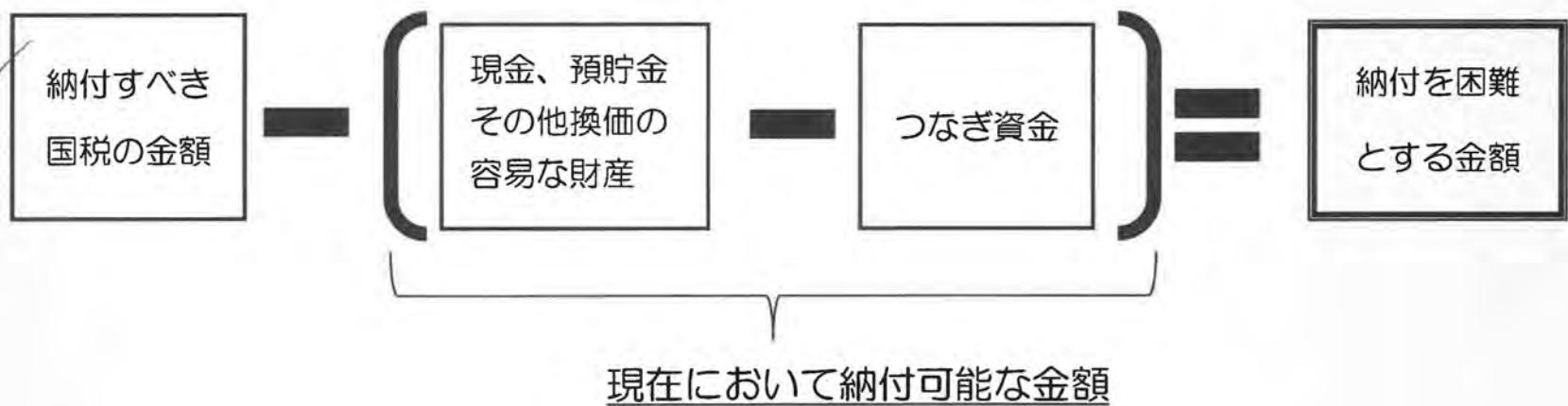
【要件（徵151の2）】

- ① 納付すべき国税を一時に納付することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあること
- ② 納税について誠実な意思を有すると認められること
- ③ 納付すべき国税の納期限から6月以内に申請書の提出があること
- ④ 納税の猶予を受けている国税ではないこと
- ⑤ 原則として、換価の猶予の申請に係る国税以外の滞納がないこと
- ⑥ 原則として、換価の猶予の申請に係る国税の額に相当する担保の提供があること

2 納税緩和制度（換価の猶予）

猶予金額

- 納付を困難とする金額（徴152①、徴基通152-1）



猶予期間

- 納付能力に応じた期間

- 1年を限度として、合理的かつ妥当な金額で分割して納付した場合において、最も早く国税を完納することができると認められる期間
(徴152①、徴基通151の2-7)

猶予の始期

- 換価の猶予申請書が提出された日

例外

猶予申請書の提出日が、申請に係る
国税の法定納期限以前の日である場合
⇒ その法定納期限の翌日

QUESTION. 1

郵送により申請書が提出された場合において
「申請日」はいつになるか？

発信主義 or 到達主義



2 納税緩和制度（納税の猶予）



(2) 納税の猶予

納税の猶予の効果

- ① 督促及び滞納処分の制限（通48①）
- ② 差押えの解除（通48②）
- ③ 時効の不進行（通73④）
- ④ 延滞税の免除（通63①、通63③）
- ⑤ 差押財産の果実等の換価及び充当（通48③）

納税の猶予の種類

- 災害により相当な損失を受けた場合の猶予（通46①）
 - 相当な損失を受けた場合の納税の猶予
- 災害、病気、事業の廃止等の場合の猶予（通46②）
 - 通常の納税の猶予
- 納付すべき税額の確定が遅延した場合の猶予（通46③）
 - 一定期間経過後に税額が確定した場合の納税の猶予

→ 相当な損失を受けた場合の納税の猶予

【要件（通46①）】

- ① 災害により納税者がその財産につき相当の損失を受けたこと
- ② 災害のやんだ日から 2 月以内に納税者から申請書の提出があること
- ③ 損失を受けた日以後 1 年以内に到来する国税で、通46①各号に掲げるものであること

通常の納税の猶予

【要件（通46②）】

- ① 納税者に猶予該当事実があること
- ② 納付困難であること
- ③ 納税者から申請書の提出があること
- ④ 相当な損失を受けた場合の納税の猶予（通46①）の適用を受ける場合でないこと
- ⑤ 原則として担保提供があること

猶予該当事実

- ① 納税者がその財産につき、震災、風水害、落雷、火災その他の災害を受け、又は盜難にかかったこと（通46②一）
- ② 納税者又はその者と生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したこと（通46②二）
- ③ 紳税者がその事業を廃止し、又は休止したこと（通46②三）
- ④ 纳税者がその事業につき著しい損失を受けたこと（通46②四）
- ⑤ 纳税者に災害、盜難又は病気、負傷に類する事実があつたこと（通46②五）（一、二号類似）
- ⑥ 纳税者に事業の休廃止又は事業上の著しい損失に類する事実があつたこと（通46②五）（三、四号類似）

一定期間後に税額が確定した場合の納税の猶予

【要件（通46③）】

- ① 法定申告期限から 1 年を経過した日以後に納付すべき税額が確定するなど、通46③各号に掲げる場合に該当すること
- ② 納付困難であること
- ③ 原則として国税の納期限内に申請書が提出されていること
- ④ 原則として担保提供があること

申請のための書類

- 猶予を受けようとする国税の金額によって、添付書類が異なる



申請のための書類

【猶予金額が100万円以下の場合】

換価（納税）の
猶予申請書

財産収支状況書

※ 職権による換価の猶予の場合は、申請書の提出は不要であるが、分割納付計画書及び財産収支状況書の提出を求めることができる。

申請のための書類

【猶予金額が100万円を超える場合】

換価（納税）の
猶予申請書

財産目録

収支の明細書

担保関係書類

※ 職権による換価の猶予の場合は、申請書の提出は不要であるが、分割納付計画書、財産目録、収支の明細書及び担保関係書類の提出を求めることができる。

QUESTION. 2

猶予を受けようとする国税について、本税のみの金額は100万円以下ですが、猶予期間終了までに課される延滞税を含めると100万円を超えると見込まれる場合は、申請書の添付書類として「財産目録」及び「収支の明細書」の提出が必要でしょうか？



QUESTION. 3

猶予を受けようとする国税について、本税のみの金額は100万円以下ですが、猶予期間終了までに課される延滞税を含めると100万円を超えると見込まれる場合、担保を徴すべきでしょうか？



QUESTION. 4

担保提供を受けることができる財産はどれ？

- ① 土地
- ④ ゴルフ会員権
- ② 国債・地方債
- ⑤ 保証人
- ③ 金地金

2 納税緩和制度（滞納処分の停止）



(3) 猶予の取消し

→ 猶予の取消し

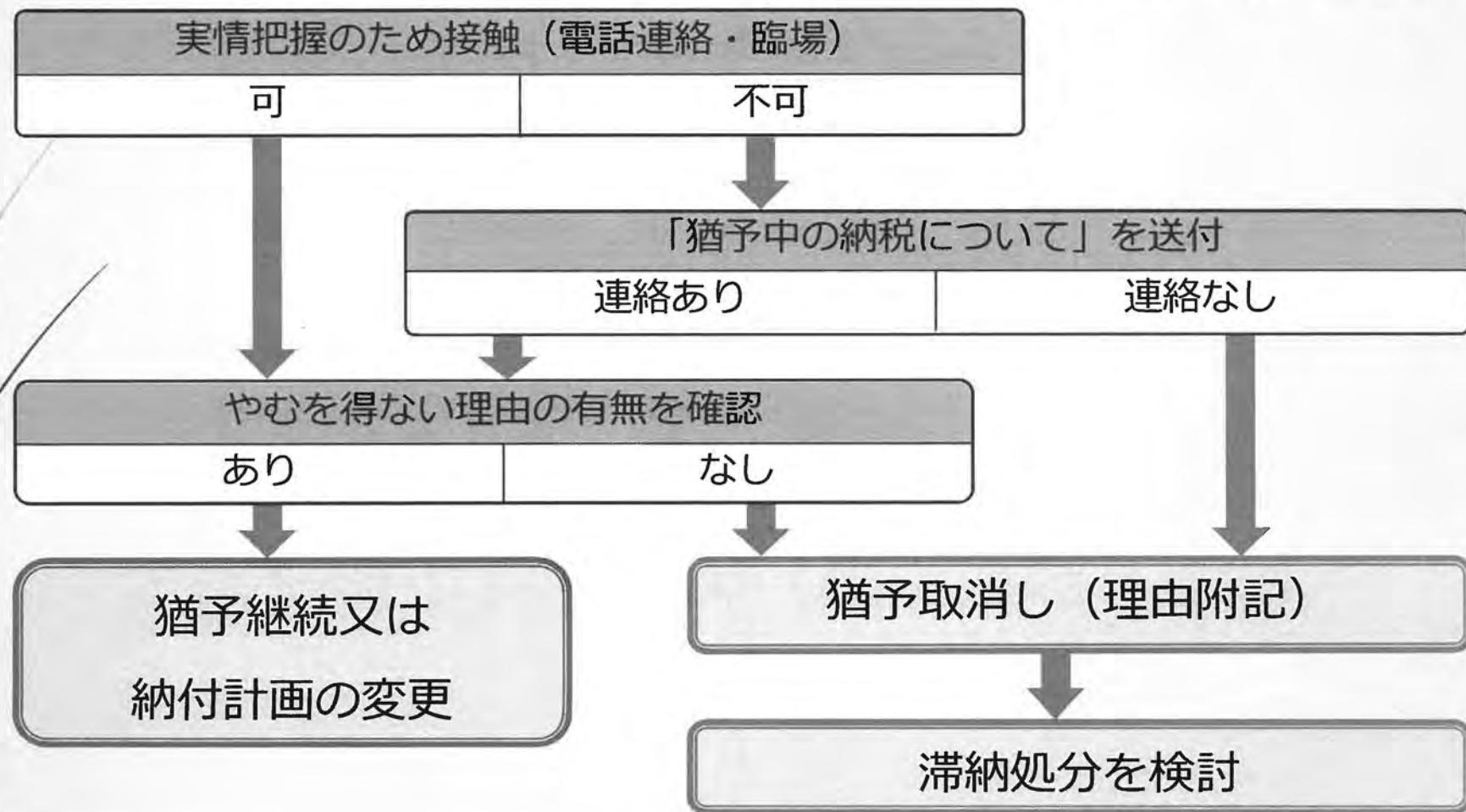
【要件（通49①等）】

次のいずれかに該当するときは、猶予を取り消し、又は猶予期間を短縮することができる。

- ① 繰上請求 (通49①一、徵152③、徵152④)
- ② 分納不履行 (通49①二、徵152③、徵152④)
- ③ 担保不変更 (通49①三)
- ④ 併有滞納発生 (通49①四)
- ⑤ 不正申請 (通49①五)
- ⑥ 事情変更 (通49①六、通基通49-5)

2 納税緩和制度（換価の猶予）

分納不履行及び併有滞納発生時の対応



○ 実情把握のため接触（電話連絡・臨場）

- 猶予の取消しや納付計画の変更などの処理方針を決定するため、電話連絡や臨場により、速やかに滞納者の実情を把握
- 滞納者と接触した場合には、「なぜ」納付ができないかったか、理由を聴取し、その理由が「やむを得ない理由」に当たるか検討



- 「猶予中の納税について」を送付
 - 滞納者の実情を把握できない場合は、「猶予中の納税について」を送付し、指定日までに滞納者から連絡等がない場合は、「やむを得ない理由」はないものとして、猶予を取消し

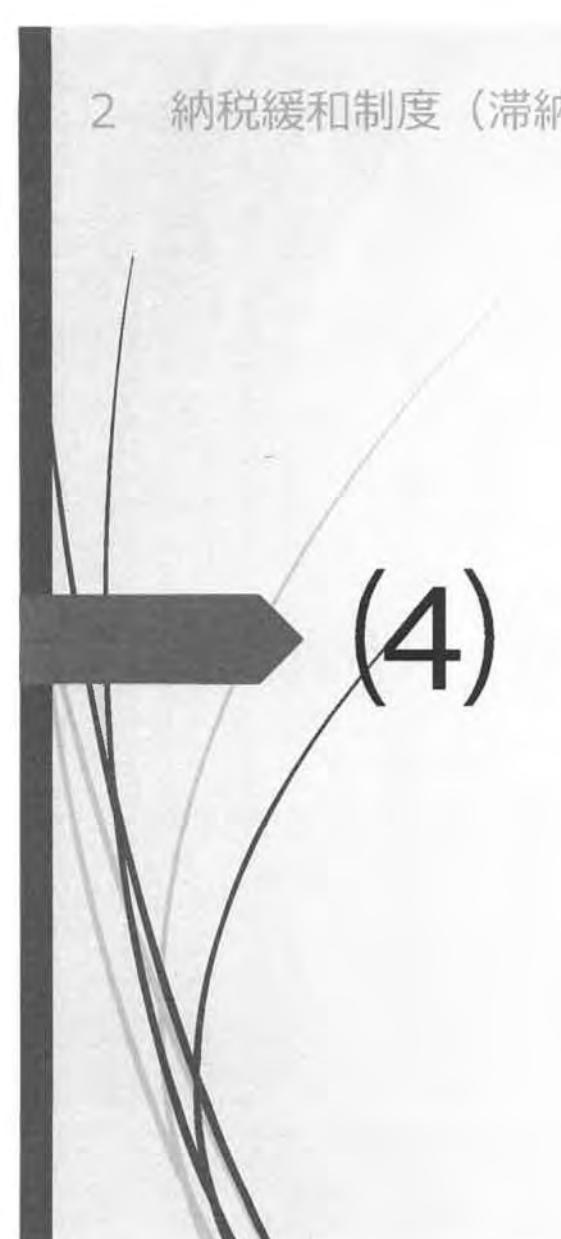


文書を送達した場合は、送達事績を確認するため、追跡可能な手段（特定記録郵便等）を利用して下さい。

○ やむを得ない理由の有無を確認

- 猶予をした時に予見できなかつた事実の発生により分割納付金額をその分割納付期限までに納付することができなかつたとき
- おおむね次の分割納付期限までに納付することができるとき
- 猶予をした時から新たに納付すべき国税の納期限までの期間が短く、その新たに納付すべき国税を期限内に納付できなかつたとき

2 納税緩和制度（滞納処分の停止）



(4) 滞納処分の停止

滯納処分の停止

【要件（徵153①）】

次のいずれかに該当するときは、滞納処分の停止をすることができる。

- ① 滞納処分の執行及び租税条約等の規定に基づく当該租税条約等の相手国等に対する共助対象国税の徴収の共助の要請による徴収（以下「滞納処分の執行等」という。）をすることができる財産がないとき（1号）
- ② 滞納処分の執行等をすることによって滞納者の生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき（2号）
- ③ 滞納者の所在及び滞納処分の執行等をすることができる財産が共に不明であるとき（3号）

滞納処分の停止の手続

○ 事実の確認

滞納処分の停止が安易に行われることになれば、租税負担の公平が損なわれるのみならず、税務行政に対する国民の信頼をも失うことになりかねない。

➢ 滞納処分の停止の要件に該当する事実の確認が確実に行われることが重要！

滞納処分の停止の手続

○ 滞納者への通知

滞納処分の停止をしたときは、その旨を滞納者に通知しなければならない（徵153②）。

➢ 滞納処分の停止は、滞納処分の停止の要件に該当することとなったときに、滞納者の申請に基づくことなく税務署長の職権により行うもの（徵基通153-5）

滞納処分の停止の効果

- ① 差押えの解除及び新たな差押えの禁止
(徴153③、徴基通153-10)
- ② 納税義務の消滅 (徴153④)
- ③ 延滞税の免除 (通63①)

A N S W E R . 1

発信主義

※ 通信日付印により表示された日に提出が
されたものとみなします（通22）。

ANSWER. 2

不要

- ※ 申請書の添付書類については、未確定の延滞税を除いた税額が100万円を超えるか否かで判断するため、質問の事例のような場合は、「財産収支状況書」を添付書類として提出することとなります。

ANSWER. 3

徴すべき

※ 担保は、原則として納付すべき国税の全額（未確定の延滞税を含む。）を保全するために徴するものであるため、質問の事例のような場合は、原則として担保を徴すべきとなります。

ANSWER. 4

- ① 土地
- ② 国債・地方債
- ⑤ 保証人

※ 国税の担保とすることができる財産は、国税通則法第50条各号に規定されている財産のみです。



おわり

大 分 類	共通（研修関係）
中 分 類	講習、研修関係書類
名称（小分類）	研修資料
保存期間（満了日）	令和3年（令和10年3月末）

徵 収 事 務 新 任 者 研 修 I
資 料 第 7 号

令 和 6 年 8 月 6 日

納付相談実習

大 阪 国 稅 局
徵 収 部 徵 収 課

【納付相談実習（電話編）】

1 納税の誠意がある滞納者から、署に納付相談の電話が架かってきた。

【申告所得税及び復興特別所得税確定分：48万円、申告期限：3月15日】

（メモ）

① 3月5日受電（納期限前）

② 5月15日受電（督促状送付後）

③ 8月30日受電（督促状送付後）

2 納付催告の電話をかける。

（1）督促状送付前

④ 個人の滞納（4月22日架電）

【申告所得税及び復興特別所得税確定分：60万円、申告期限：3月15日】

⑤ 法人の滞納（累積ではないが常習・9月20日架電）

【消費税及び地方消費税中間分：60万円、申告期限：8月31日】

（メモ）

④ 4月22日架電

④ 9月20日架電

(2) 督促状送付後

- ⑥ 個人の納付誓約が不履行（8月末の納付分（2回目）が不履行・9月15日架電）
【源泉所得税及び復興特別所得税告知分：30万円、7月末から月10万円の納付
誓約】
- ⑦ 法人の滞納（期限前納付指導では、認識が今一つ・10月15日架電）
【消費税及び地方消費税中間分：60万円、納期限：8月31日】
- ⑧ 法人の調査に係る滞納（本税の納付を確認済・9月15日架電）
【法人税加算税（決定）：10万円、納期限：7月31日】

（メモ）

⑥ 9月15日架電

⑦ 10月15日架電

⑧ 9月15日架電

【納付相談実習（応接編）】

1 納税の誠意のある者が来署した。

⑨ 滞納分を計画どおり分納中（11月10日来署）

【消費税及び地方消費税中間分：150万円、納期限：8月31日、9月末から月50万円の納付誓約】

⑩ 店舗が1年前に火事（8月29日来署）

【消費税及び地方消費税中間分：60万円、納期限：8月31日】

（メモ）

⑨ 11月10日来署

⑩ 8月29日来署

2 紳士の誠意のない者が来署した。

（1）滞納者及び団体職員

【消費税及び地方消費税確定分：120万円、納期限：9月30日】

⑪⑫ 不満を申出（10月4日来署）

（メモ）

⑪ 10月4日来署

⑫ 10月4日来署

(2) 滞納者及び弁護士

【消費税及び地方消費税確定分：滞納残 90 万円、月 30 万円の分割納付中】

- ⑬ 売上不振等を申出（9月4日来署）

- ⑭ 証券の取戻しを申出（9月1日来署）

【受託証券あり：9月5日決済分、額面 30 万円の小切手（2回目）】

（メモ）

- ⑯ 9月4日来署

- ⑭ 9月1日来署

3 納税に関する知識に乏しい者が来署した。

【消費税及び地方消費税中間分：72 万円、納期限：8月31日】

- ⑮ 滞納法人の従業員（9月4日来署）

- ⑯ 滞納者の妻（9月4日来署）

（メモ）

- ⑯ 9月4日来署

- ⑯ 9月4日来署

4 少額分納を繰り返す者が来署した。

【消費税及び地方消費税本税（督促後）：152万円】

⑯ 滞納者及び税理士1（少額分納を継続的に履行・9月4日来署）

⑯ 滞納者及び税理士2（少額分納の不履行の繰り返し・9月4日来署）

（メモ）

⑯ 9月4日来署

⑯ 9月4日来署

5 納税証明書（その3）を請求したい者が来署した。

【消費税及び地方消費税：100万円、納期限：8月31日】

⑯ 滞納者来署（分納中・11月3日来署）

⑯ 滞納法人の経理担当者から受電（分納中・11月20日）

（メモ）

⑯ 11月3日来署

⑯ 11月20日来署

6 財産がない滞納者が来署した。

【令和5年分申告所得税及復興所得税確定分：890万円（譲渡所得）】

② 滞納者（5月15日来署）

（メモ）

② 5月15日来署

【納付相談実習（応接・差押え編）】

1 債権差押え時の対応（取引先（第三債務者）へ臨場し差押え）

【コロナの影響はないものとする。】

（1）滞納者情報等

イ 滞納者名：株式会社甲建設（建設業）

ロ 滞納税金

課税期間	税目	納期限	督促年月日	本税
令和4.1.1～ 令和4.12.31	消費税及び 地方消費税	令和5.2.28	令和5.3.24	1,400,000円

ハ 滞納整理の経緯

滞納発生後、納付相談を実施し、3か月での納付計画書を徴し、納付誓約としたが、一度の履行もない。

臨場や電話による接触を図るも接触できず、来署依頼書を送付するも応答なし。

差押予告書を送付するも連絡がなく、差押予告期限までに納付もないことから、取引先へ臨場し、売掛金の差押えを執行することとした。

（2）取引先の概要等

イ 取引先の法人名：株式会社A建設

ロ 滞納者との取引：補修工事請負契約

② 取引先株式会社A建設の代表者及び経理担当者（8月7日臨場）

(メモ)

② 8月7日臨場

2 債権差押え時の対応（差押えに対する滞納者からの苦情）

【滞納者情報等の前提事項は、上記1に同じ】

③ 滞納者株式会社甲建設の代表者及び謎の人物（8月9日来署）

(メモ)

③ 8月9日来署

【納付相談実習（応接・換価の猶予申請編）】

○ 換価の猶予申請を想定した模擬面接

【パターン1】

④ 納税者が、確定申告書の写しを持参し、「振替納税予定であったが、資金繰りが悪く完納することができない」旨の申し出があった場合

【消費税及び地方消費税確定分：納税額90万円、月15万円の分納】

(メモ)

㉔ 4月10日来署

【パターン2】

㉕ 納税者が、確定申告書の写し及び小切手 12 枚を持参し、「振替納税予定であったが、資金繰りが悪いので、分納してほしい」旨の申出があった場合

【消費税及び地方消費税確定分：納税額 90 万円】

(メモ)

㉕ 4月10日来署

大 分 類	共通（研修関係）
中 分 類	講習、研修関係書類
名称（小分類）	研修資料
保存期間（満了日）	会3年（令和10年3月末）

徵 収 事 務 新 任 者 研 修 I 資 料 8 号

令 和 6 年 8 月 7 日

基本的 I C T 調査法

大 阪 国 稅 局

徵 収 部 徵 収 課

滞納整理における I C T調査とは

1
2

Y

I C T調査とは

I C T調査の対象（例）



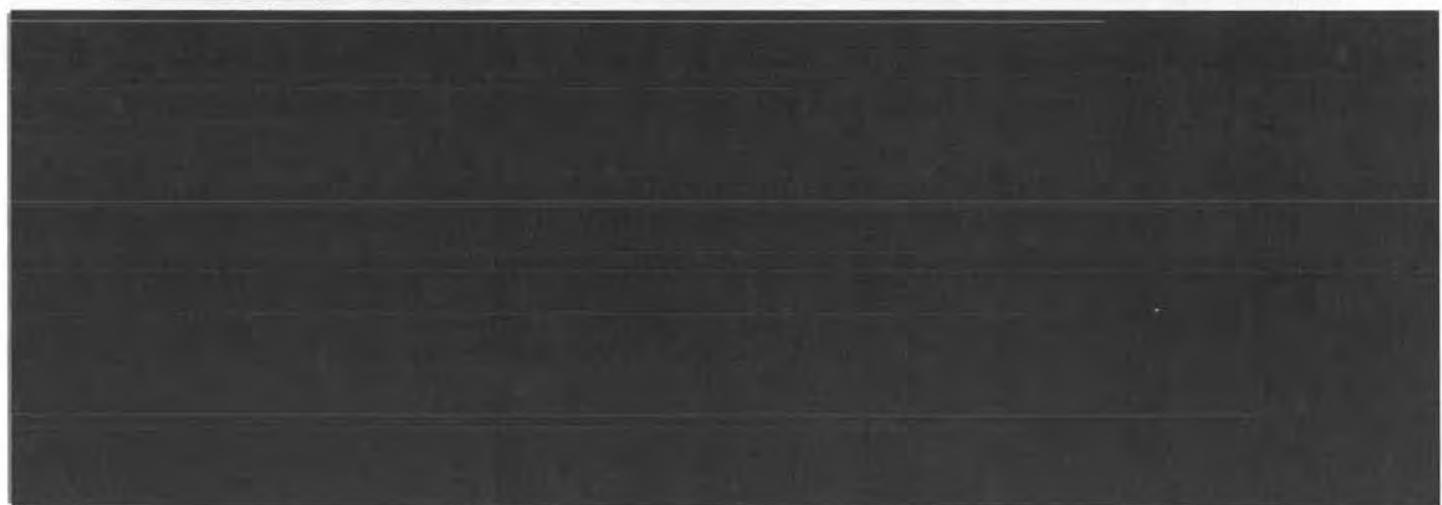
I C T調査の事前準備①

1

～

I C T調査の事前準備②

2



本研修において習得すべき事項

- 1
- 2
- 3
- 4
- 5



パソコンを使用した
演習を行います！



ICT調査の実施①～法的根拠～

ICT調査の実施に当たっては、その法的根拠を理解し、調査範囲を認識しておくことが重要

【国税徴収法第141条（質問検査権）】

徴収職員は、滞納処分のため滞納者の財産を調査する必要があるときは、その必要と認められる範囲内において、滞納者又はその他の者に質問し、その者の財産に関する帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録）その他の物件を検査し、又は当該物件（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求めることができる。

令和5年度税制改正

- 1 提示・提出を求めることができる権限の整備
 - 電子帳簿書類等のダウンロードの請求が可能
- 2 対象に「帳簿書類」のほか、「その他の物件」を追加
 - 帳簿書類作成のための原始記録、電子メールによる取引記録などが該当
- 3 質問検査権の行使先について、滞納者に「現に債権・債務がある者」のほか、「過去に債権・債務があつた者」が含まれることを明確化
- 4 検査拒否等の罪（徴188）について、「提示・提出の要求に対して偽りの記載や記録をした帳簿書類等を提示した場合」が追加

※ 上記の改正は、施行日（令和6年1月1日）以後に滞納となった国税に係る調査についてのみ適用
施行日前に滞納となった国税と施行日以後に滞納となった国税が混在している場合には、改正後の規定が適用

滞納整理における I C T 調査の法的根拠

滞納整理における I C T 調査を実施する際の法的根拠や関係法令は次のとおりである。

1 質問検査権（国税徵収法第 141 条）

法 141 徵収職員は、滞納処分のため滞納者の財産を調査する必要があるときは、その必要と認められる範囲内において、下記(2)に掲げる者に質問し、又はその者の財産に関する帳簿書類（電磁的記録によるものを含む。）その他の物件を検査し、又は当該物件（写しを含む。）の提示若しくは提出を求めることができる。

(1) 質問、検査又は提示若しくは提出の要求をすることができる場合

法第 141 条の「滞納処分のため滞納者の財産を調査する必要があるとき」とは、法第 5 章（滞納処分）の規定による滞納処分のため、滞納者の財産の有無、所在、種類、数量、価額、利用状況、第三者の権利の有無等（第 141 条関係において「財産の状況等」という。）を明らかにするため調査する必要があるときをいう。

この場合において、質問の内容、検査の方法及び提示又は提出を求めることができる物件の範囲等は、財産の状況等を明らかにするために必要であると認められる範囲内に限られる（微基通 141-1）。

(2) 質問、検査又は提示若しくは提出の要求の相手方（微 141、微基通 141-2～4）

号	質問・検査の相手方	具体的な相手方
1号	滞納者	—
2号	滞納者の財産を占有する第三者	
	滞納者の財産を占有していると認められるに足りる相当の理由がある第三者	
3号	滞納者に対し債権若しくは債務があった、若しくはあると認めるに足りる相当の理由がある者	
	滞納者から財産を取得したと認めるに足りる相当の理由がある者	
4号	滞納者が株主又は出資者である法人	

(3) 質問、検査又は提示若しくは提出の要求の方法

法第 141 条の「質問」及び「物件の提示又は提出の要求」は、口頭又は書面（質問の内容を記録した電磁的記録を含む。）のいずれによっても差し支えない。この場合において、口頭による質問の内容が重要な事項であるときは、必ずてん末を記録することとし、そのてん末を記載した書類には答弁者の署名を求め、その者が署名をしないときは、その旨を付記しておくものとする（微基通 141-5）。

(4) 質問、検査又は提示若しくは提出の要求の対象

法第 141 条の「財産に関する帳簿書類…その他の物件」とは、法第 141 条第 1 号から第 4 号までに掲げる者の有する金銭出納帳、売掛帳、買掛帳、土地家屋等の賃貸借契約書、預金台帳、売買契約書、株主名簿、出資者名簿等これらの者の債権若しくは債務又は財産の状況等を明らかにするため必要と認められる一切の帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。）その他の物件をいう（微基通 141-6）。

また、「その他の物件」とは、滞納者の財産の状況等を明らかにするために必要と認められる一切の物件（電磁的記録を含む。）をいい、例えば、帳簿書類作成のための原始記録や、電子メールによる取引記録などが該当する。

(5) 物件の提示又は提出の意義

法第 141 条の「物件の提示」とは、徴収職員の求めに応じ、遅滞なく当該物件（その写しを含む。）の内容を徴収職員が確認し得る状態にして示すことを、「物件の提出」とは、徴収職員の求めに応じ、遅滞なく徴収職員に当該物件（その写しを含む。）の占有を移転することをいう（微基通 141-6-2）。

なお、電子データ等のダウンロードの求めについては、「物件の提示又は提出の求め」として行われることとなり、メールでの取引記録や有価証券・暗号資産の取引明細等についても対象となる。

(6) I C T 調査実施時に留意すべき点

また、電子データ等の提示又は提出を求める場合には、当該電子データ等の名称等を相手方に十分説明し、「電子情報確認リスト」を作成した上で、写しを交付する。

※ 質問検査権（微 141）については、令和 5 年度税制改正において、質問検査等の対象に、帳簿書類のほか「その他の物件」が追加されたことで、パソコン等も質問検査等の対象になり、保存されている電子データ等について提示又は提出を求めることができる。

明確化された。

2 個人情報の保護に関する法律

第三者提供の制限

法 27① 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

1 法令に基づく場合

(中略)

2 國の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

3 参考

電子帳簿保存法と徵収事務の関係について

(1) 電子帳簿保存制度の概要

電子帳簿保存制度とは、税法上保存が必要な「帳簿」や「領収書・請求書・決算書など（国税関係書類）」を、紙ではなく電子データで保存することに関する制度をいい、次の3つの制度に区分される。

イ 国税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等

国税関係帳簿書類のうち電子計算機を使用して作成している国税関係帳簿書類については、一定の要件の下で、電磁的記録等による保存等（国税関係帳簿の場合はには備付け及び保存をいう。）が認められる（法4①②、5）。

ロ スキャン文書による保存

取引の相手先から受け取った請求書等及び自己が作成したこれらの写し等の国税関係書類（決算関係書類を除く。）について、書面による保存に代えて、一定の要件の下で、スキャン文書による保存が認められる（法4③）。

ハ 電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存（法7条）

所得税（源泉徴収に係る所得税を除く。）及び法人税の保存義務者がいわゆるEDI取引等の電子取引を行った場合には、電子取引により授受した取引情報（注文書、領収書等に通常記載される事項）を電磁的記録により保存しなければならない（法7）。

なお、改竄など課税上問題となる行為を防止する観点から、保存方法等について、真実性・可視性の確保に係る一定の要件が設かれている。

(2) 各種電磁的記録に対する質問検査

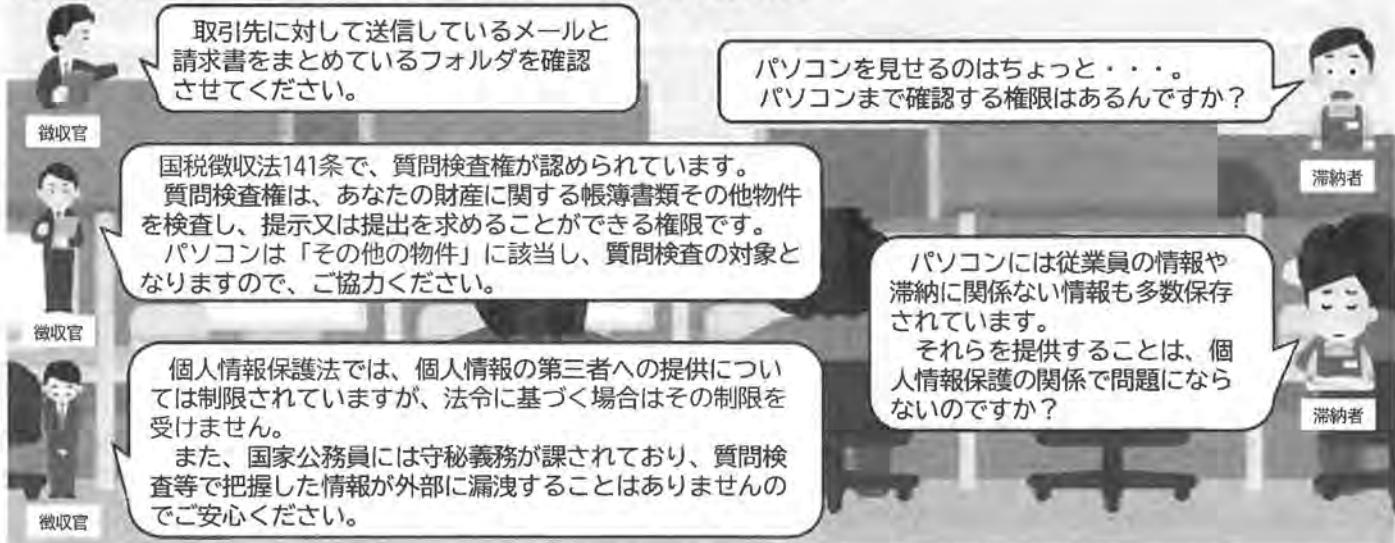
各種電磁的記録は、「税務職員による質問検査権に基づく電磁的記録の提示又は提出の要求に応じること」が保存要件の一つになっている。

ここでいう「電磁的記録の提示又は提出の要求に応じること」とは、法の定めるところにより備付け及び保存が行われている国税関係帳簿又は保存が行われている国税関係書類若しくは電子取引の取引情報に係る電磁的記録について、税務職員から提示又は提出の要求（4-14において「ダウンロードの求め」という。）があった場合に、そのダウンロードの求めに応じられる状態で電磁的記録の保存等を行い、かつ、実際にそのダウンロードの求めがあった場合には、その求めに応じることをいうのであり、「その要求に応じること」とは、当該職員の求めの全てに応じた場合をいう（電子帳簿保存法取扱通達4-14）。

(3) 国税徴収法との関係

令和3年度税制改正における電子帳簿等保存制度の見直しにより、帳簿書類等を電子的に保存する際の手続きについて抜本的に簡素化されるなど、今後、更に電子帳簿書類等の普及及び一般化が見込まれる中、滞納処分に関する調査に係る質問検査権については、電子帳簿書類のダウンロード（帳簿書類の提示又は提出）を求めることができる明文の規定がないこと等から、こうした電子化に対応するための調査手法等の整備として、令和5年税制改正において、国税徴収法第141条の質問検査権が改正された。

【想定問答①】 滞納者が使用しているパソコン内の電子情報の調査



【参考法令/国税徴収法】

第一百四十一條 徴収職員は、滞納処分のため滞納者の財産を調査する必要があるときは、その必要と認められる範囲内において、次に掲げる者に質問し、その者の財産に関する帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。第一百四十六条の二（事業者等への協力要請）及び第百八十八条第三号（罰則）において同じ。）その他の物件を検査し、又は当該物件（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求めることができる。

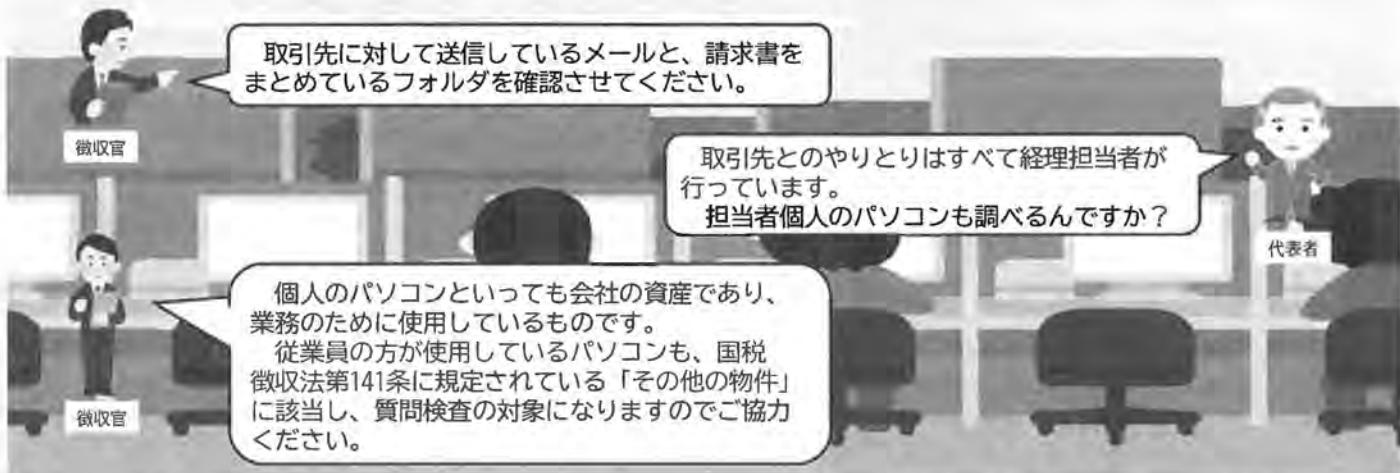
一 滞納者

二 滞納者の財産を占有する第三者及びこれを占有していると認めるに足りる相当の理由がある第三者

三 滞納者に対し債権若しくは債務があつた、若しくはあると認めるに足りる相当の理由がある者又は滞納者から財産を取得したと認めるに足りる相当の理由がある者

四 滞納者が株主又は出資者である法人

【想定問答②】 滞納法人の従業員が使用しているパソコン内の電子情報の調査



【参考法令/国税徴収法】

第一百八十八条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第百四十一條（徴収職員の滞納処分に関する調査に係る質問検査権）の規定による徴収職員の質問に対して答弁をせず、又は偽りの陳をしたとき。

二 第百四十一條の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

三 第百四十一條の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応じず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出したとき。

四 第百九十条 法人の代表者（人格のない社団等の管理人を含む。）又は法人若しくは人の代理人、使用人、その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して第百八十七条又は第二百八十八条（罰則）の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に對し各本条の罰金刑を科する。

五 人格のない社団等について前項の規定の適用がある場合においては、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

I C T調査の実施②～情報セキュリティの確保～

I C T調査の実施に当たっては、滞納者等のパソコン（タブレット・スマートフォン等を含む）に保存されている帳票類やメール等（電子情報）を確認・抽出するほか、その電子情報の提示又は提出を要求

- 電子情報の漏洩がないよう、定められた事務処理手順を遵守し、情報セキュリティの確保を徹底
- 財産調査関係書類を電子情報の形式で収集する場合には、ダウンロードする電子情報の名称等を滞納者等に十分説明し、必ず同意を得るとともに、「電子情報確認リスト」を作成し、写しを滞納者等へ交付
- パソコンの操作は、納税者等に依頼

電子情報確認リスト

令和 年 月 日

殿

署 徴収 部門
財務事務官

(電話番号 - - - 内線)

※ 税務署へお電話をおかけの際に自動音声
が流れましたら、音声案内に従って『2』
を選択してください。

ダウンロード（コピー）した電子情報は、下記のとおりです。

記

番号	電子情報の名称	形 式	期間・年分等	容量	備 考
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					

暗号化操作

1 パソコン等現物確認

(1) パソコン等の現物確認について

ICT調査は、調査全般を補完する調査手法であり、効率的に調査展開を図る上でも必要不可欠な調査手法といえます。そのICT調査の手法の一つとしてパソコン等の現物確認調査がありますが、どのように調査展開すればよいのでしょうか。

イ [REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

ロ [REDACTED]

[REDACTED]



(2) パソコン等の現物確認・データ取得における留意事項

イ [REDACTED]

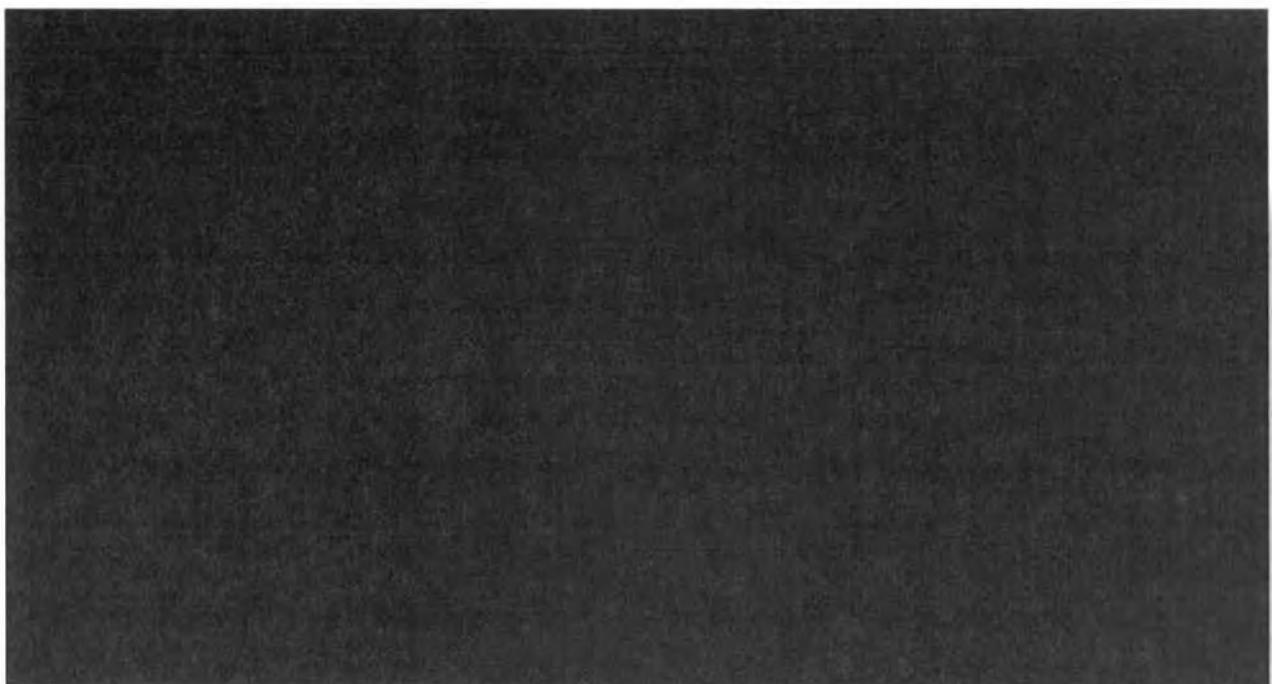
[REDACTED]

[REDACTED]

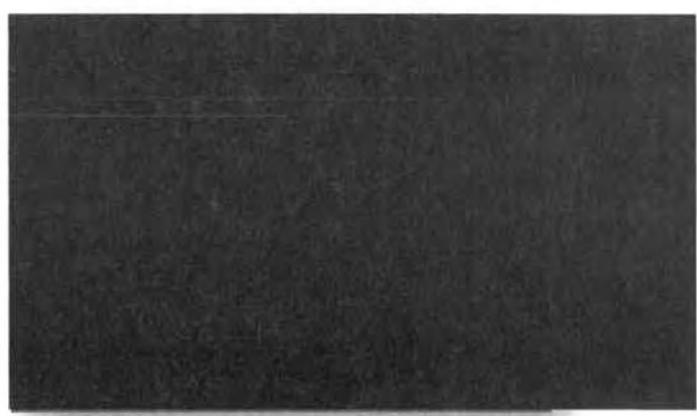
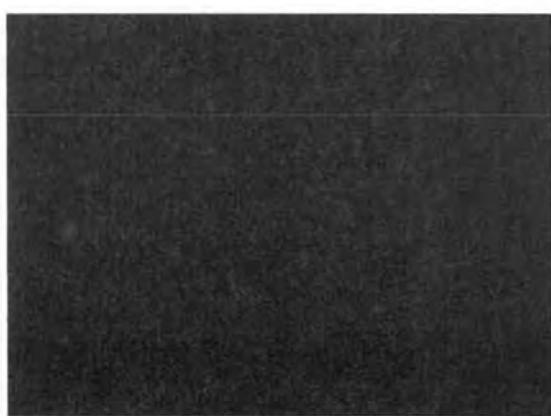
[REDACTED]

[REDACTED]

2



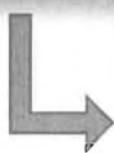
3



※



4



※

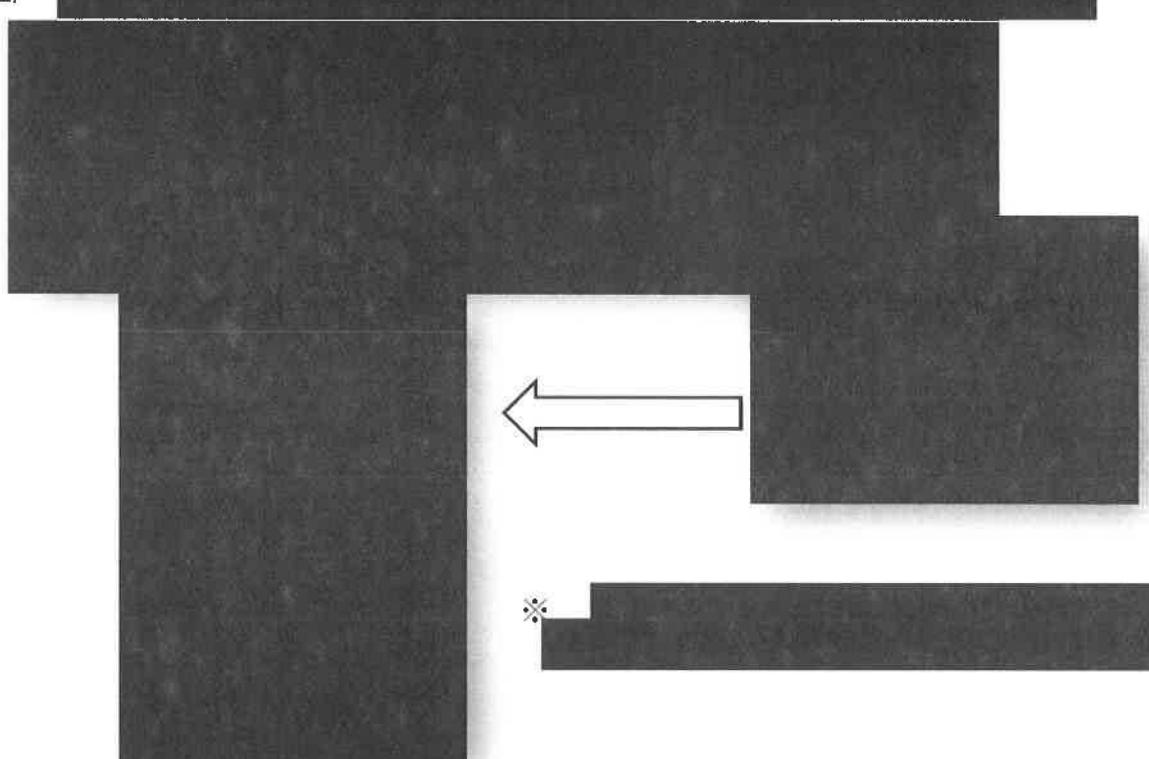
5



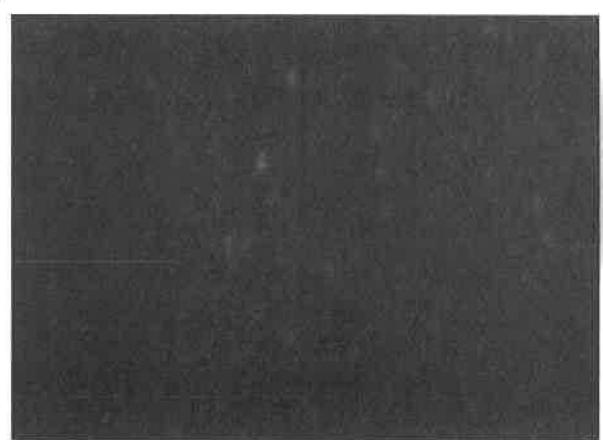
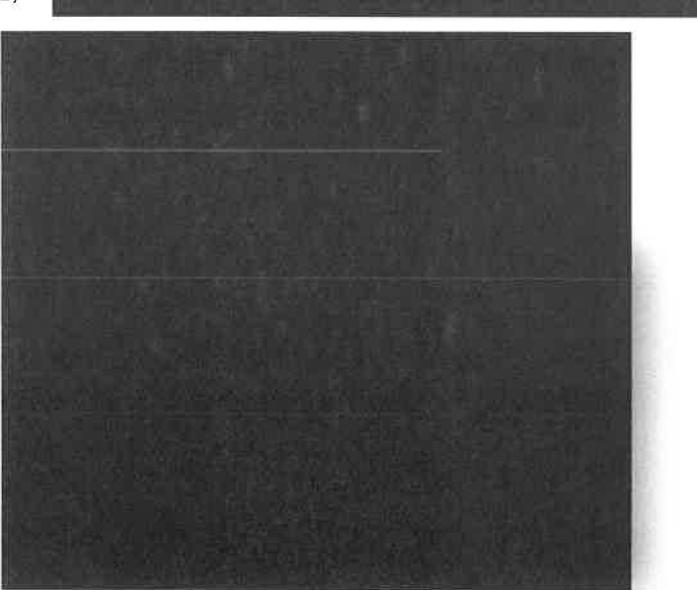
(1)

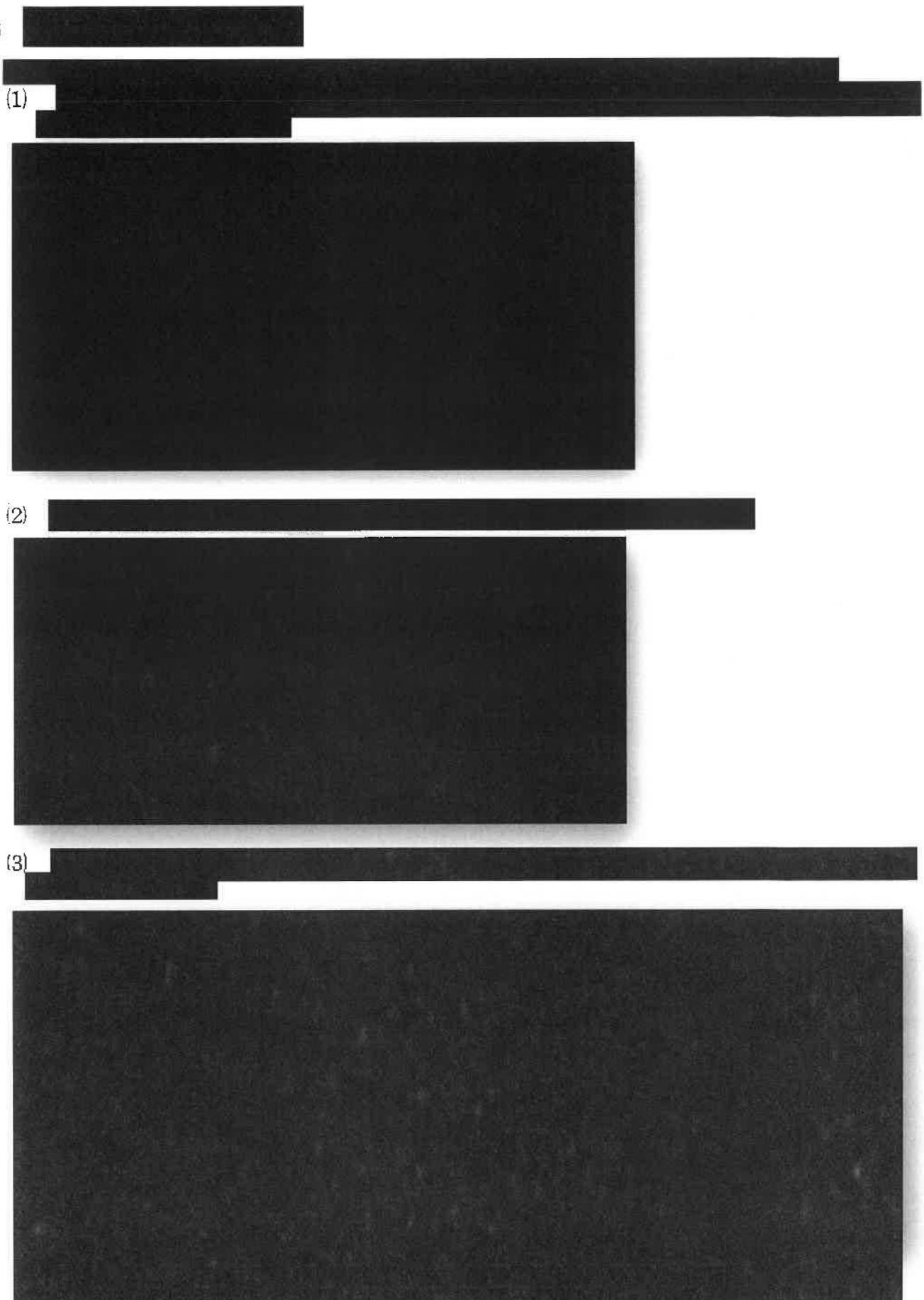


(2)



(3)





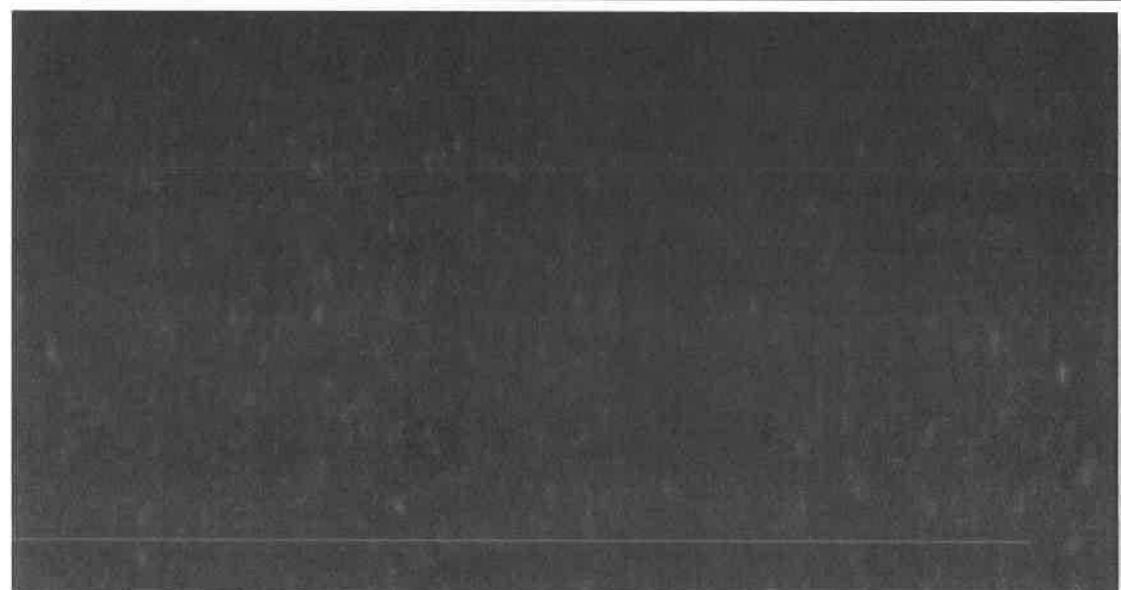
[参考]



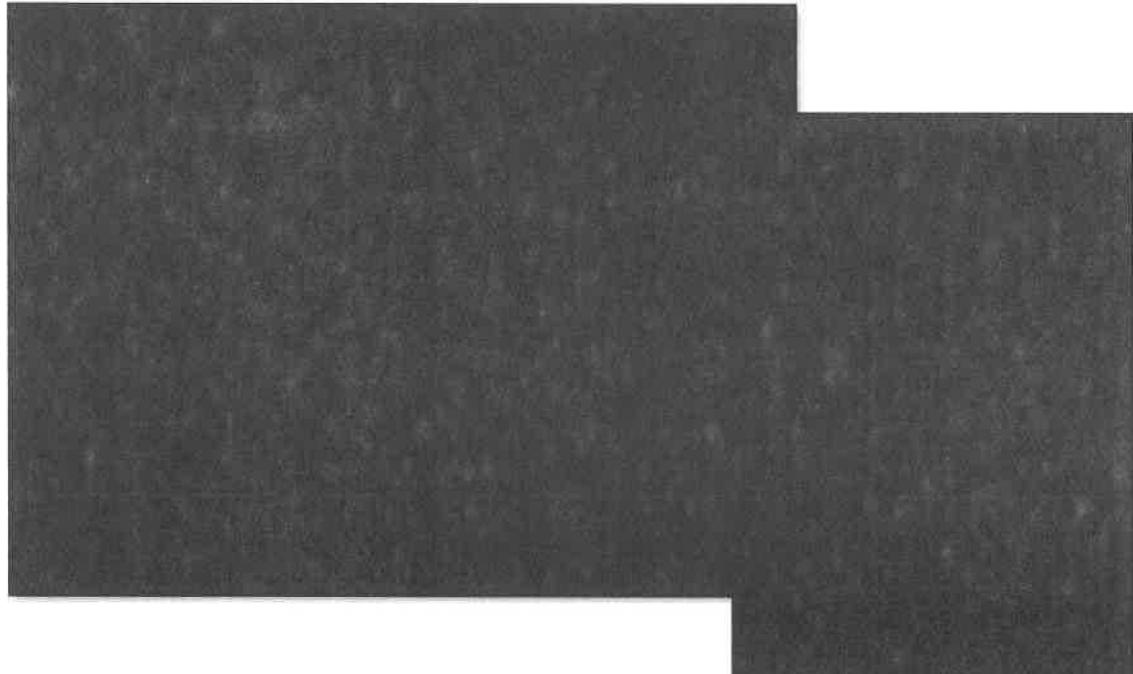


(1)

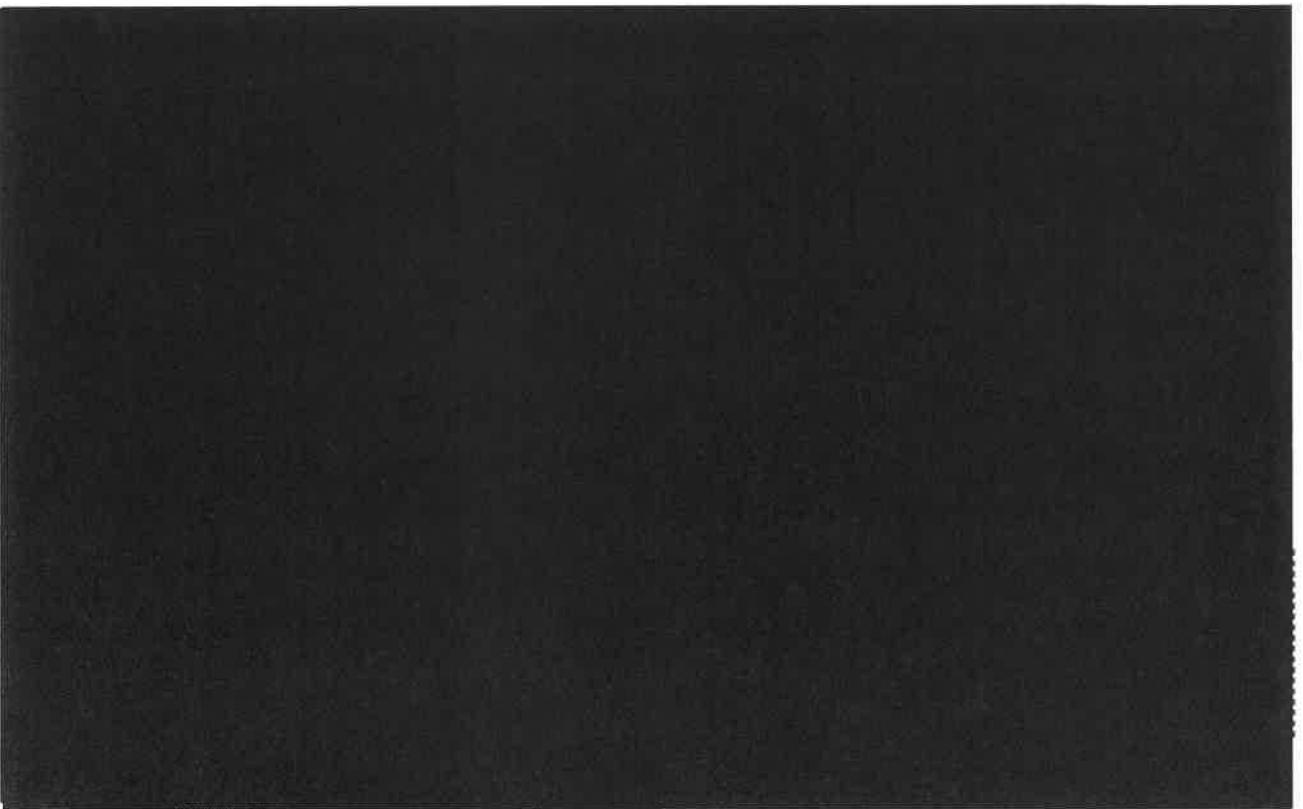
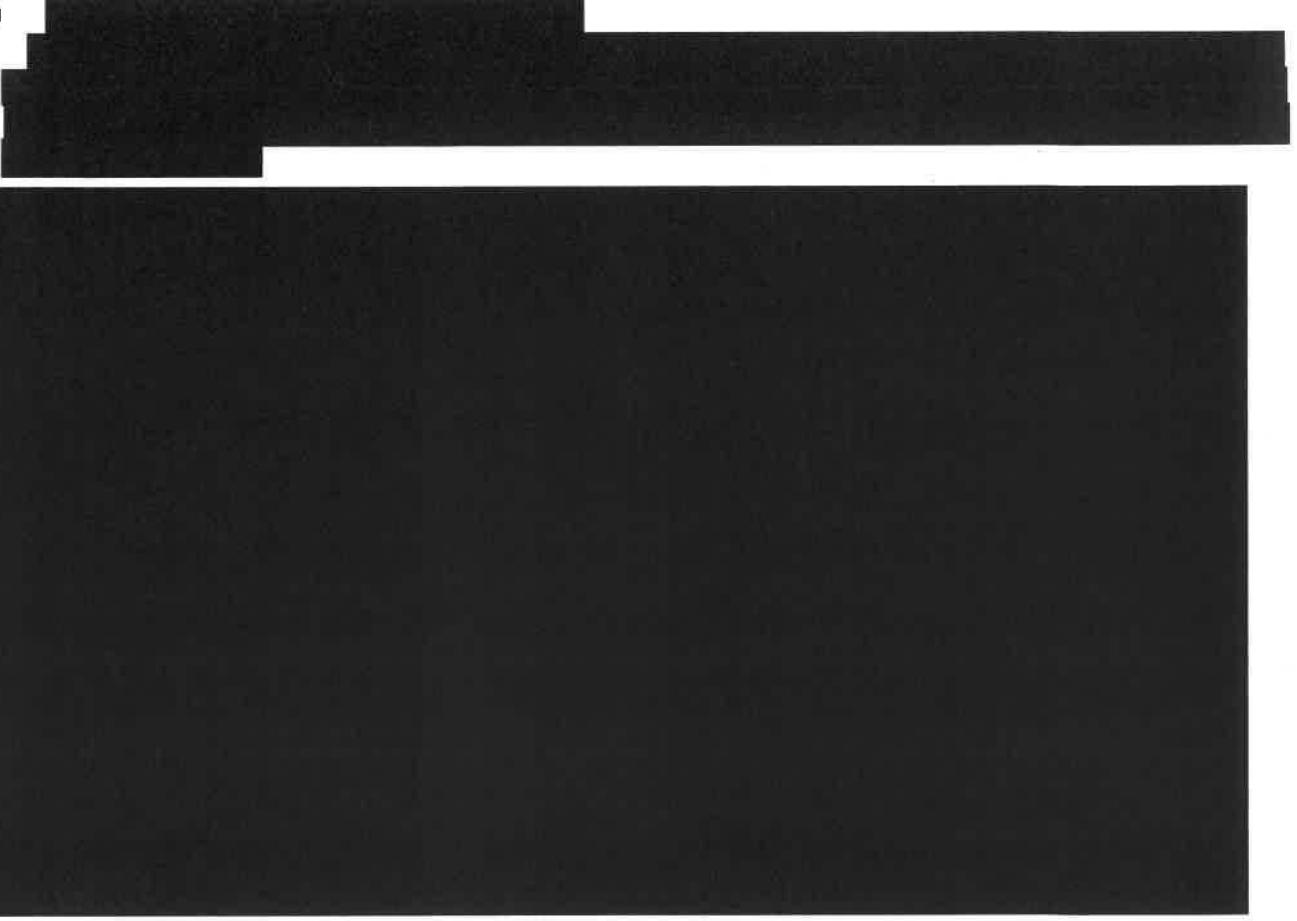
※



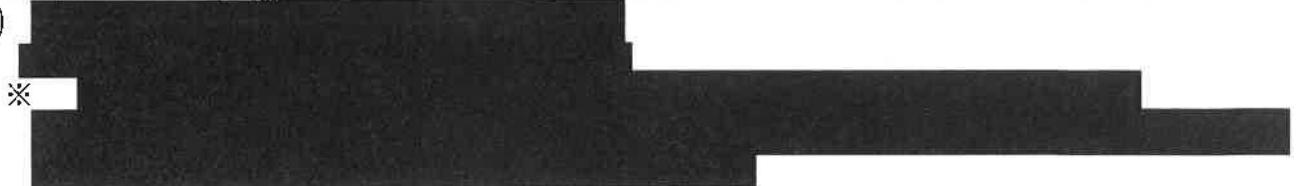
(2)



(3)

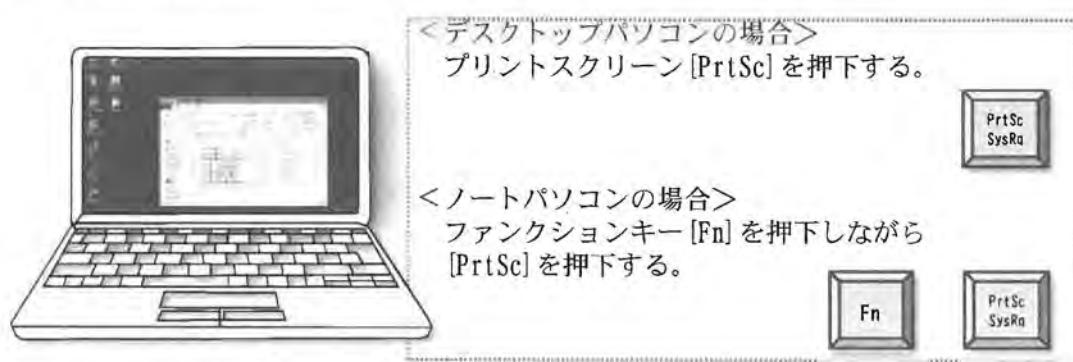


(4)

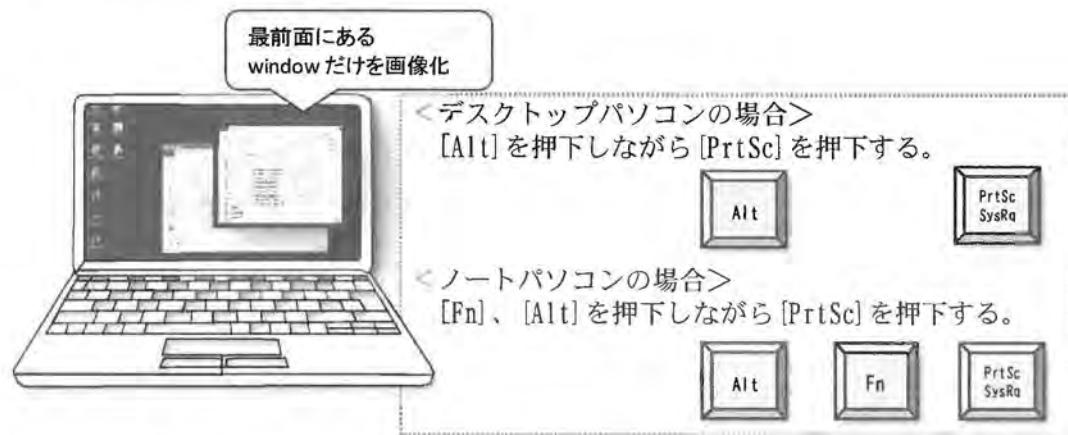


8 プリントスクリーン（PCの画面をコピーする機能）の活用

【全画面プリントスクリーンの方法】



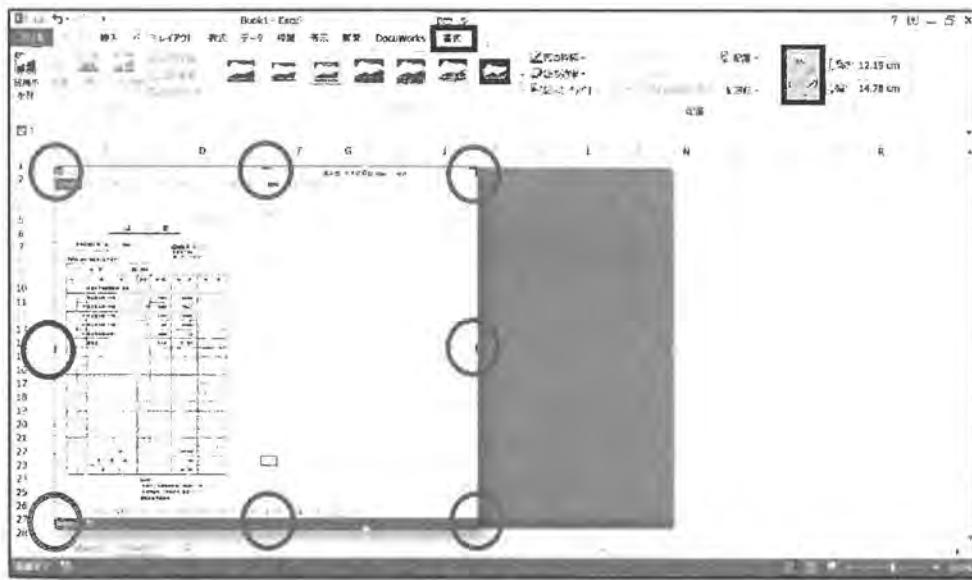
【最前面プリントスクリーンの方法】



※ メーカー、機種によりキーの印字等に違いあり。

【参考】

貼り付けた画像の不要な箇所はトリミング機能を活用する。



[REDACTED]

[REDACTED]

(1) [REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

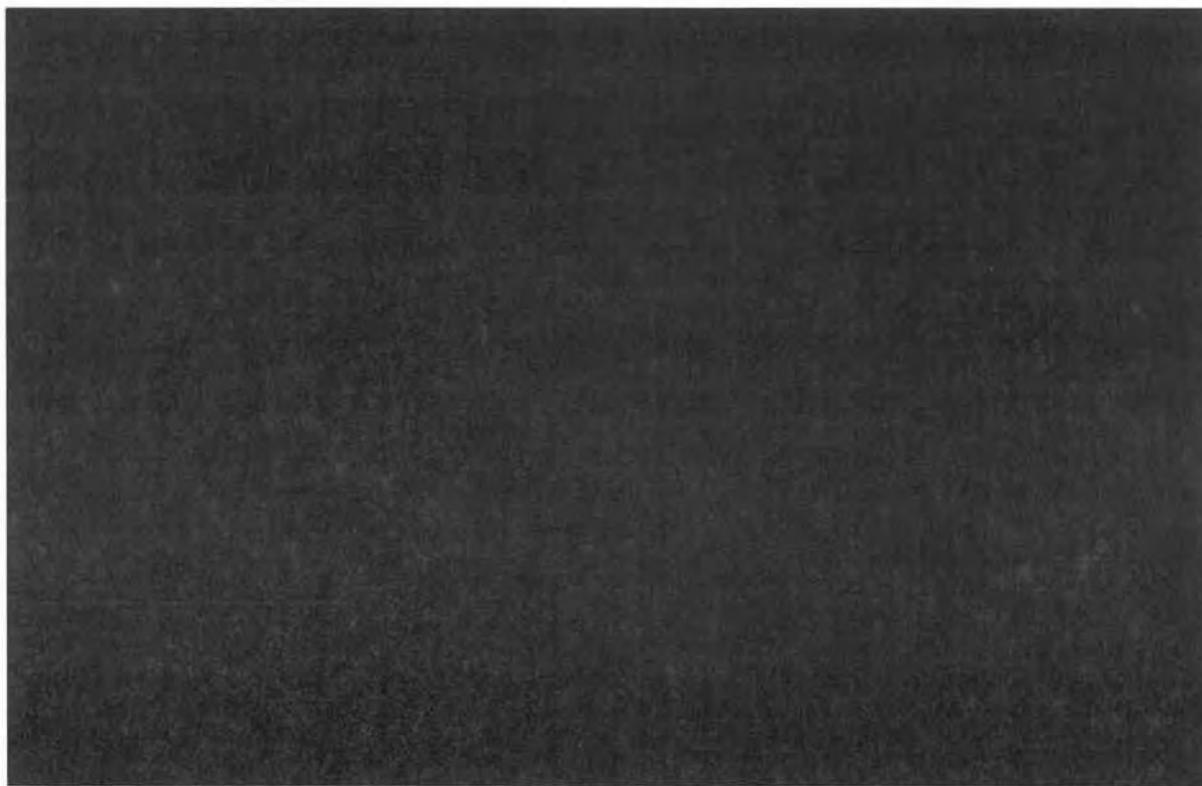
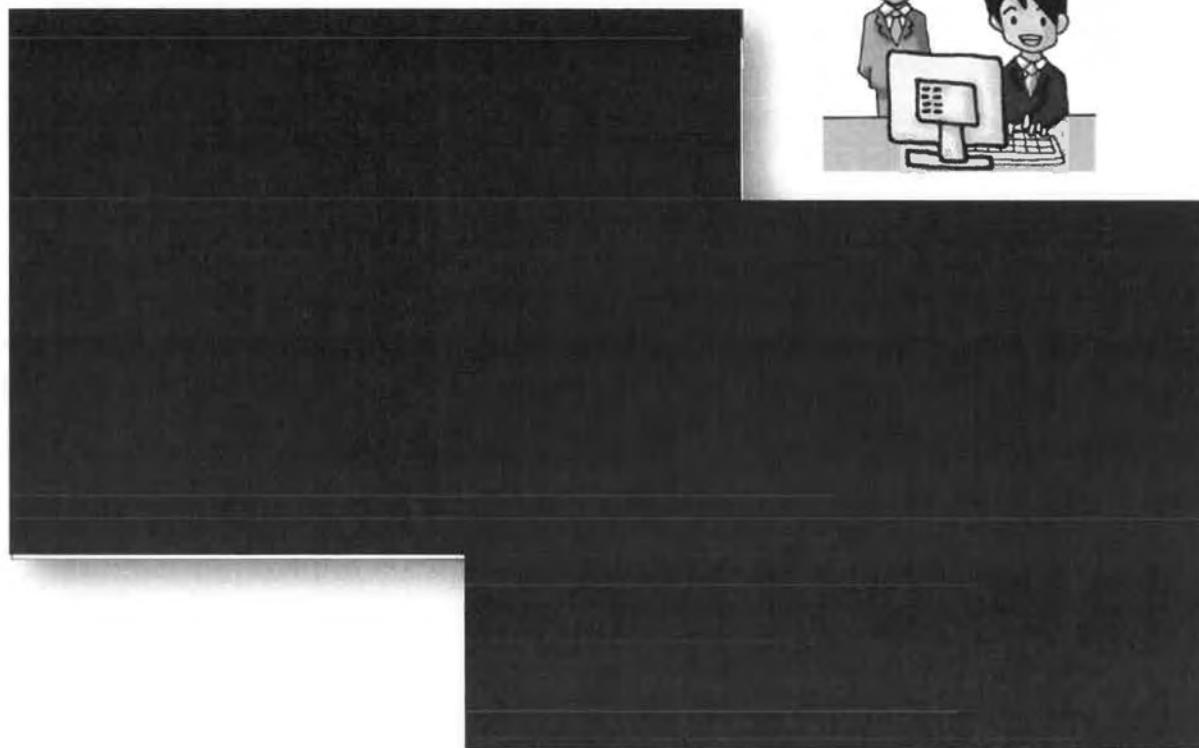
[REDACTED]

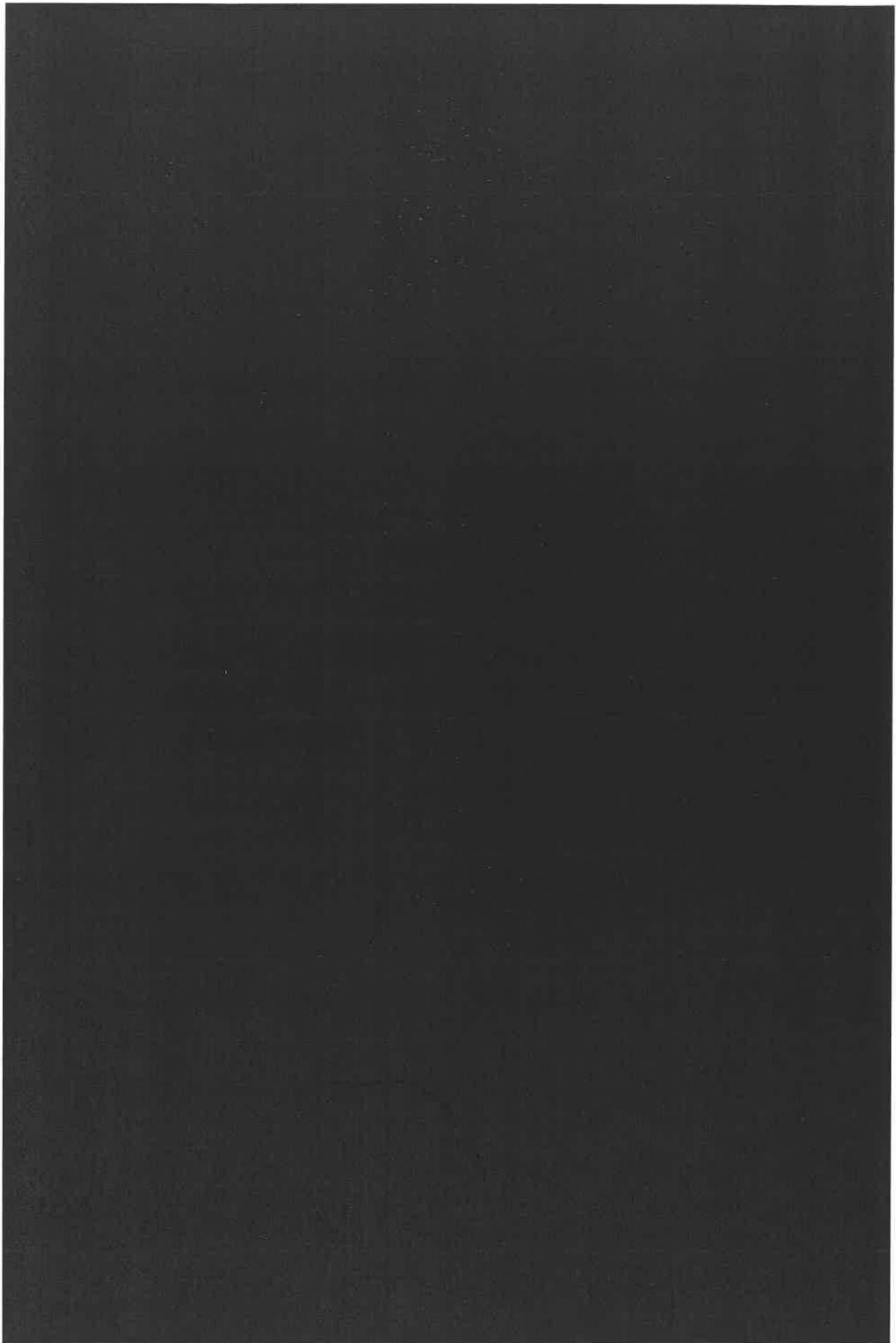
(2)

[REDACTED]

[REDACTED]

10 パソコン等現物確認後の終了作業



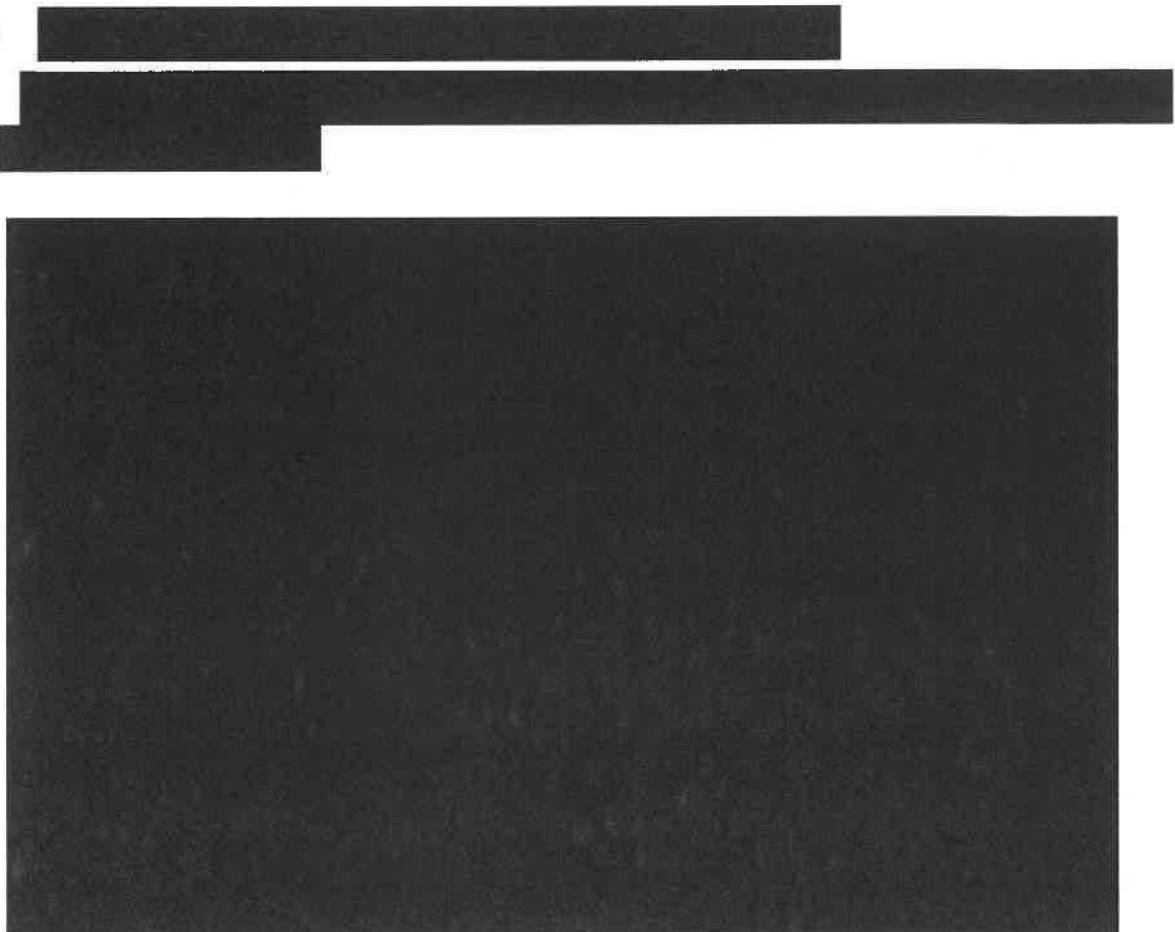


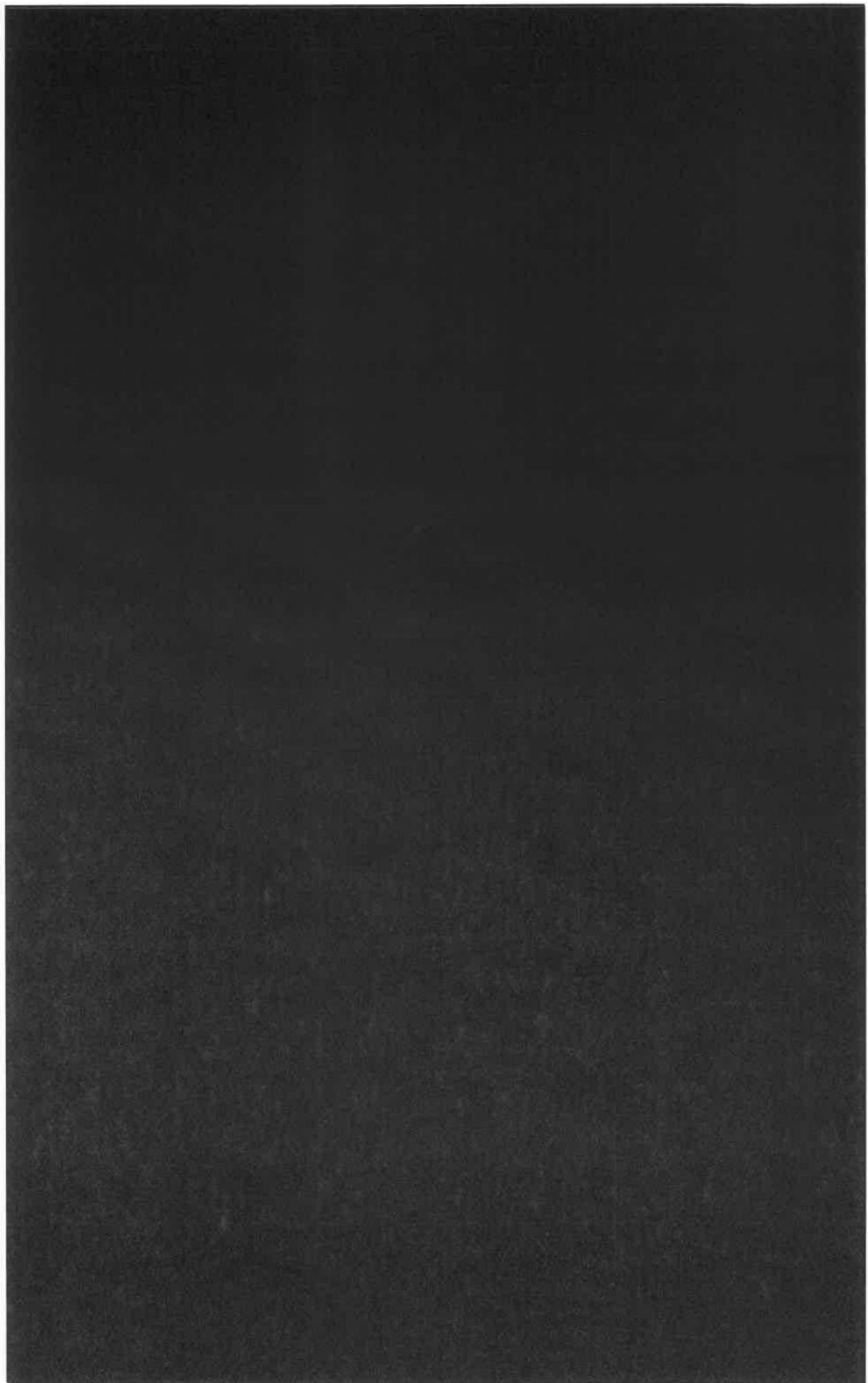


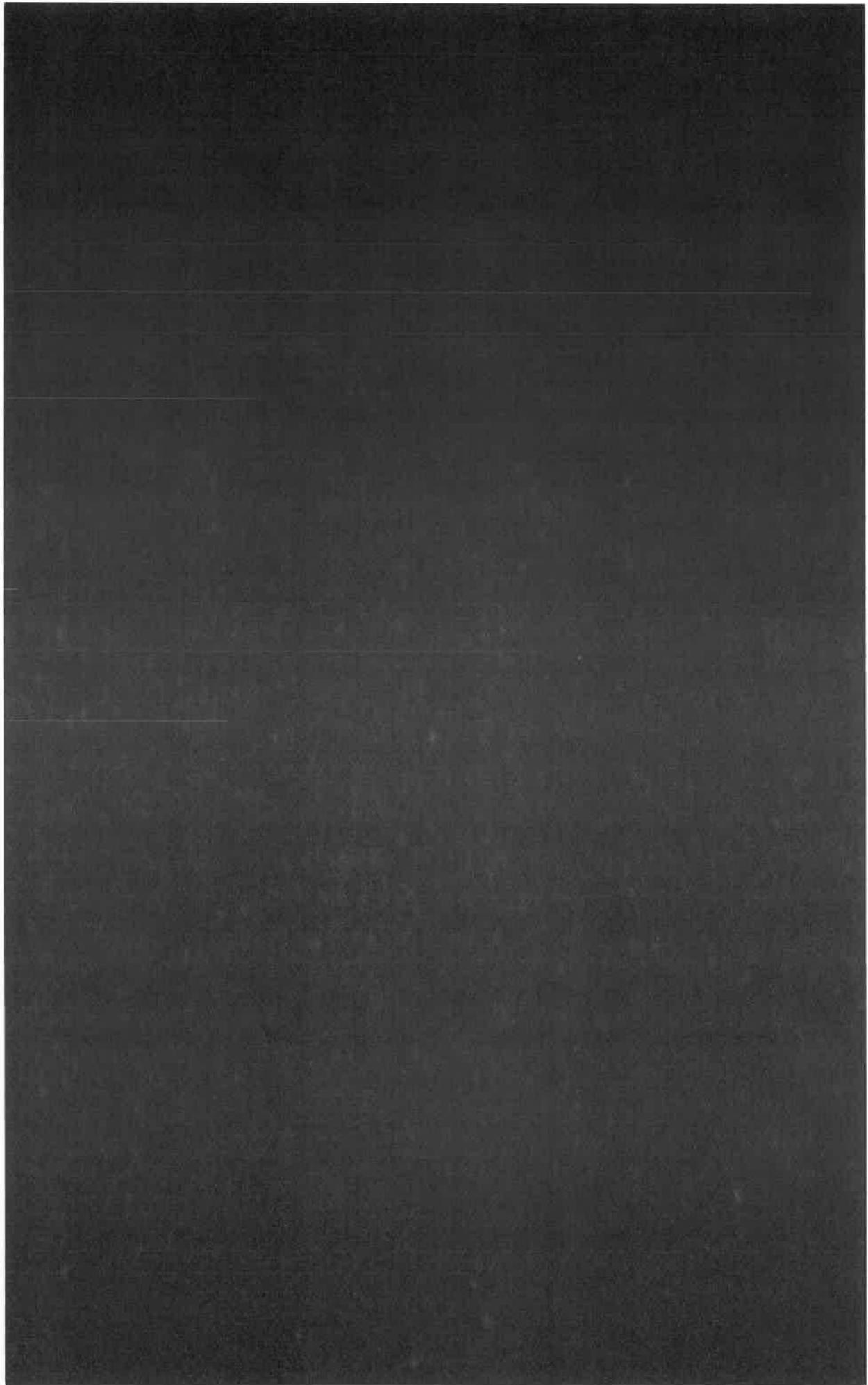
1 [REDACTED]
(1) [REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
(2) [REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

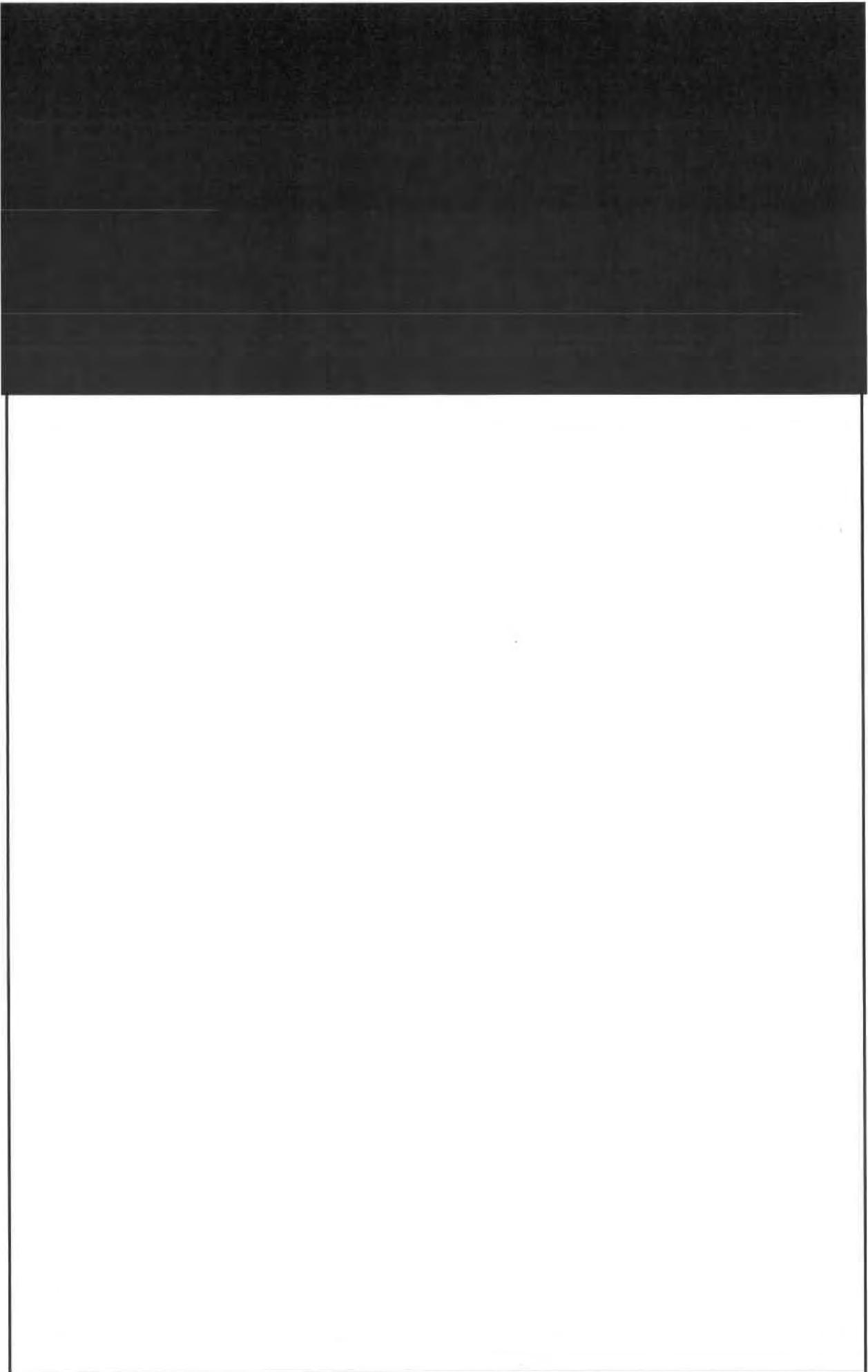
2 [REDACTED]
[REDACTED]

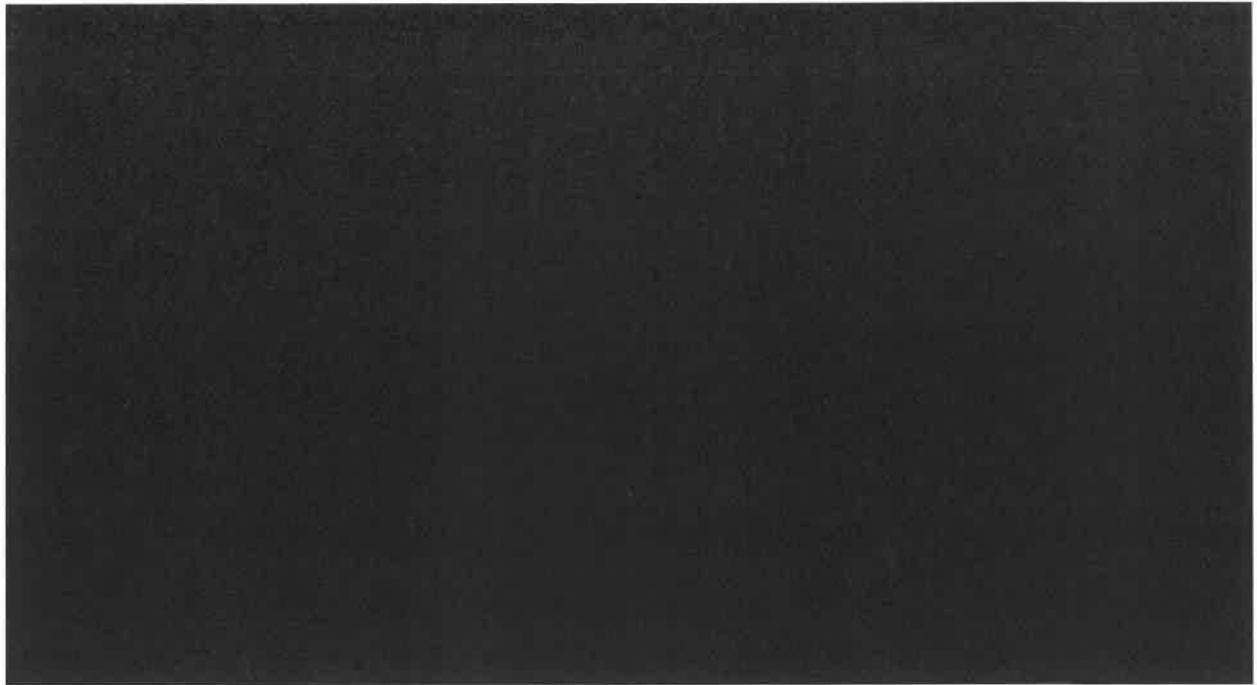

3

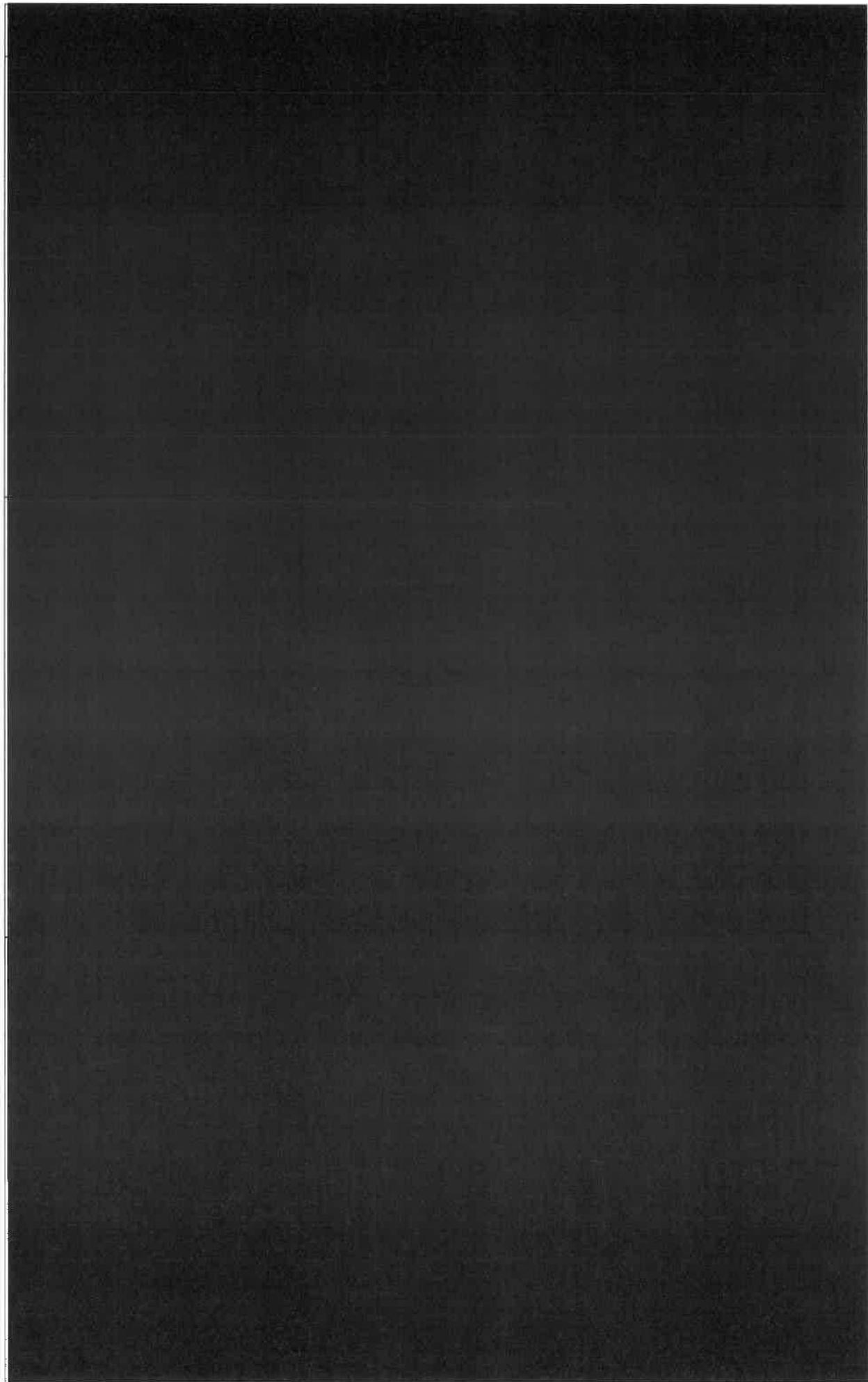












大 分 類	共通（研修関係）
中 分 類	講習、研修関係書類
名称（小分類）	研修資料
保存期間（満了日）	令和3年（令和10年3月末）

徵 収 事 務 新 任 者 研 修 I
資 料 9 号

令 和 6 年 8 月 7 日

エクセル操作法

大 阪 国 稅 局
徵 収 部 徵 収 課

Excel操作研修（初級）

令和 6 年 8 月 7 日

I Excelとは

Excelとは、マイクロソフト社が提供する、データ計算・分析を行うための表計算ソフトです。

データの管理・整理

データを見やすい形で管理することができるだけでなく、必要に応じて閲覧したい情報のみを抽出したり、元のデータベースを加工したりできる。

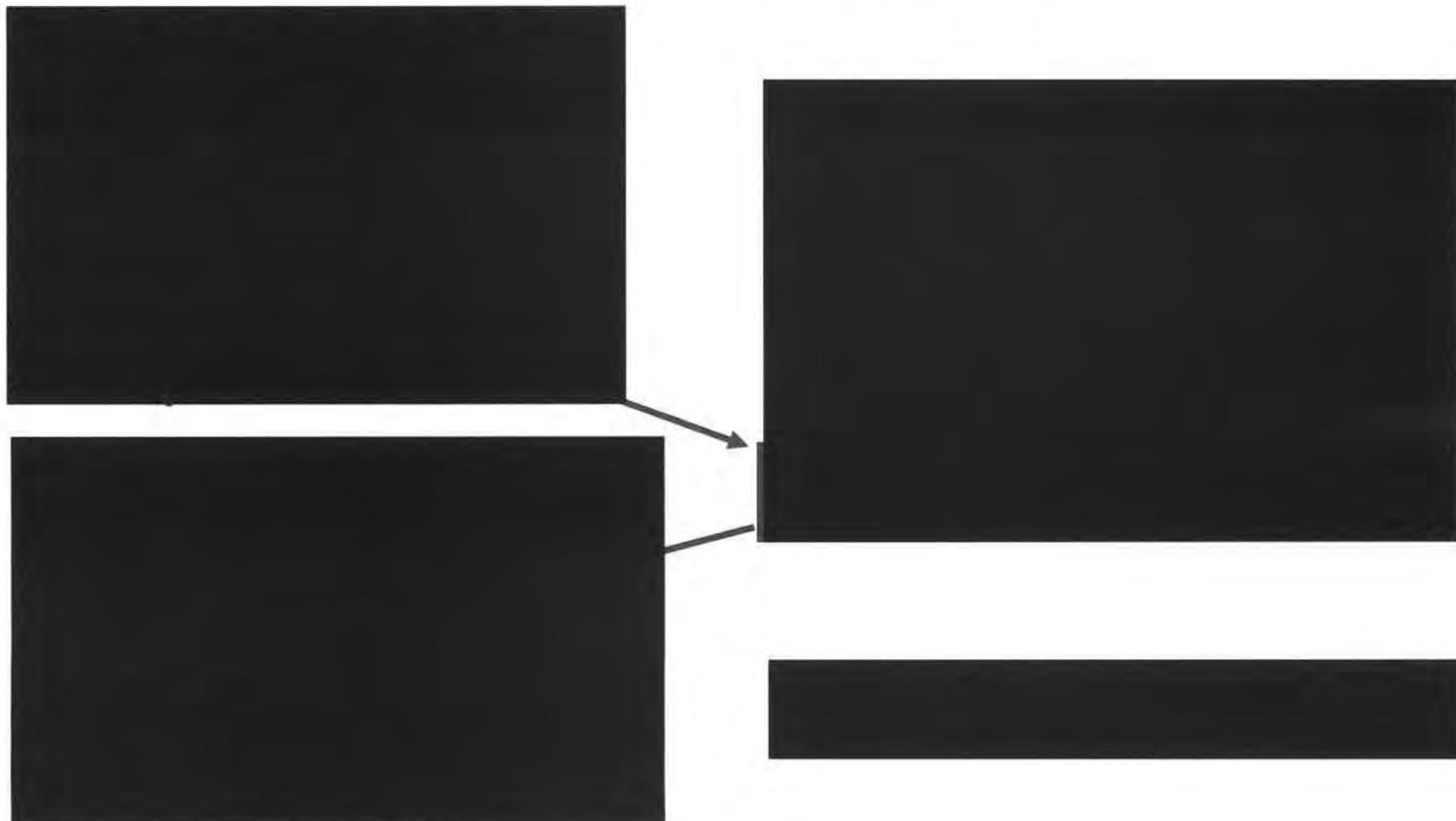
データの計算・分析

計算式を入力し数値の算出ができるほか、関数を使ってデータの計算・集計・分析ができる。また、簡単にグラフ等を作成し、データを可視化することもできる。

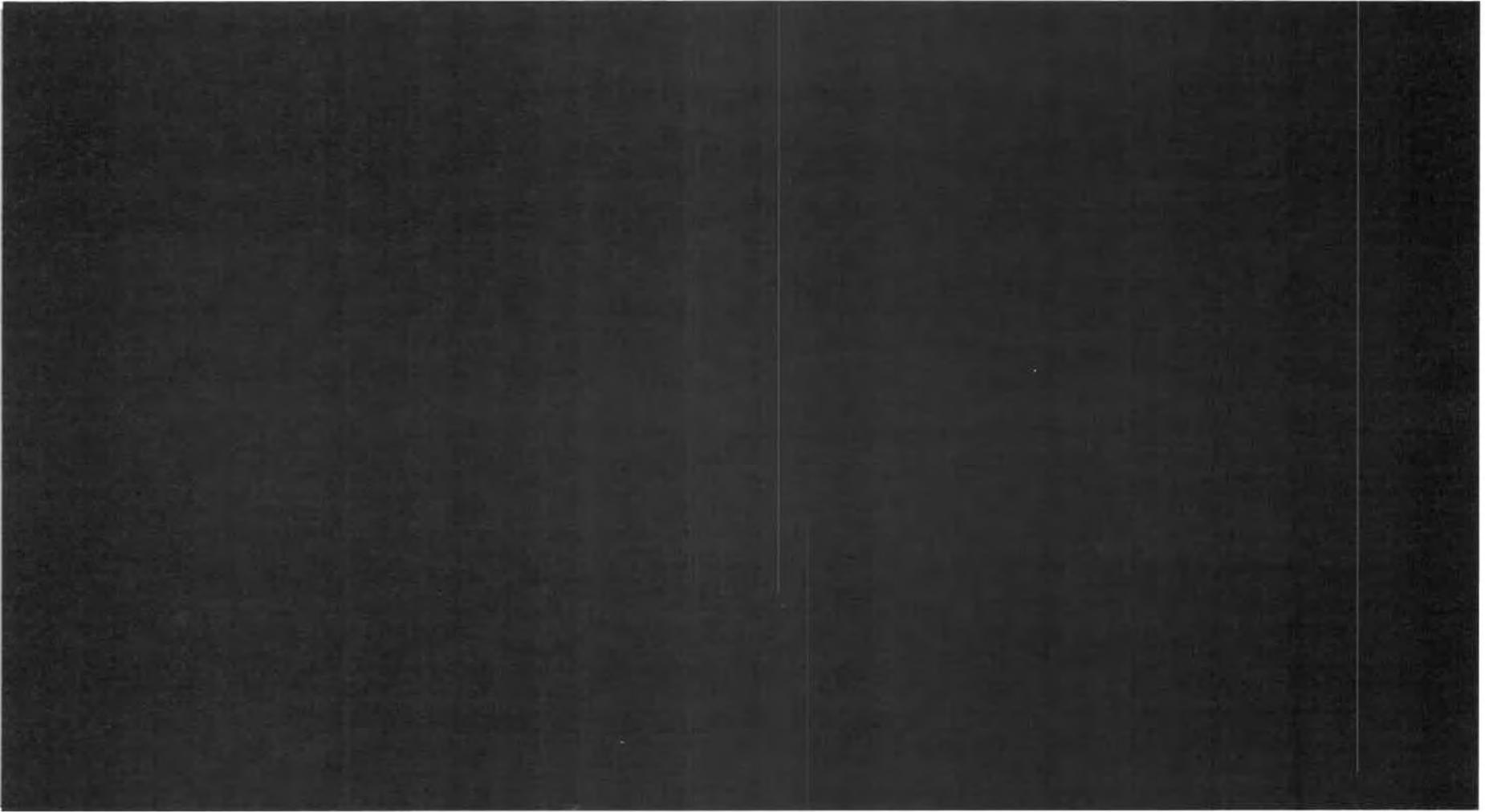
文書・ドキュメント作成

セルに数字だけでなく文章を書き入れいることができるため、金額・個数などの数字管理以外にも様々な文書や書類を作成することができる。

企画課が運営している「[REDACTED]」にExcelで必要な関数等のスキルが掲載しているので参考にしてください。



「[REDACTED]」のExcelスキルメニュー



III 業務で使えるExcelスキル

ここからは徴収事務で役立つExcelスキルについて紹介します。

～目次～

① セルの書式設定

日付や金額の表示形式を設定する

② 検索・置換

特定の文字を検索したり、別の文字に置き換える

③ フィルター機能

データを絞り込んだり、特定の条件に合致するデータを抽出する

④ 条件付き書式

指定したセルの値や数式の計算結果に対してルールを設定する

⑤ データの入力規則

特定のセルに入力できるデータの種類や条件を制限する

⑥ ピボットテーブル

データを項目別に自動集計し、分析する

⑦ 関数 (sum, count等)

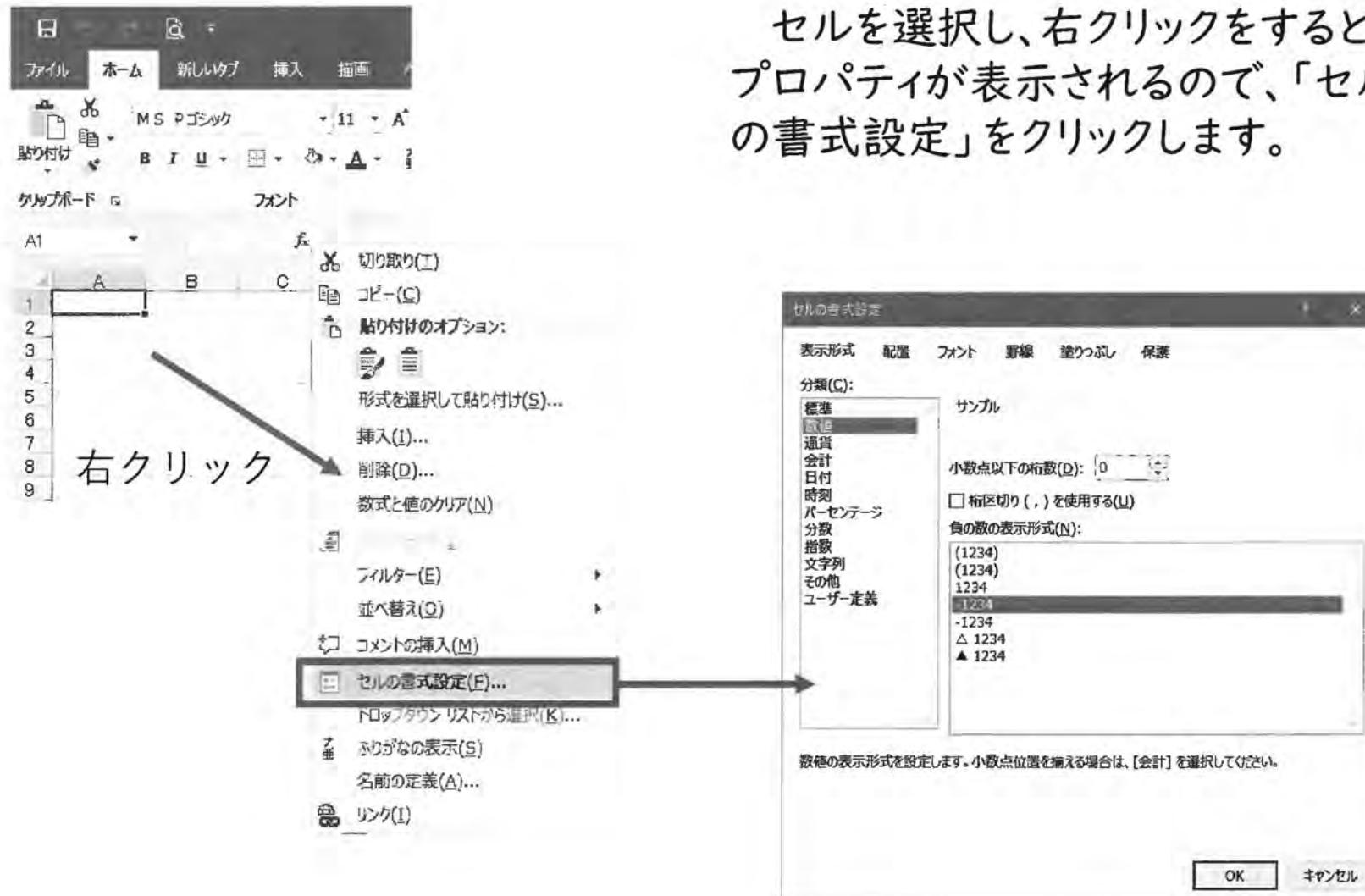
金額を集計したり、値の入力されたセルの個数を調べる

⑧ 関数 (if, vlookup等)

設定した条件に基づき値を算出したり、特定の範囲からデータを参照する

III-① セルの書式設定

任意のExcel



III-① セルの書式設定

任意のExcel



表示がわかりやすくて見やすいね。
単位の表示も自由に設定できるし、
数字のままだから扱いやすいね。

数値タブ

小数点以下の桁数を変更したり、千単位の桁区切りを設定することができます。

日付タブ

日付の表示形式を変更できます。

※ 和暦表示はユーザー定義タブで
行う

ユーザー定義タブ

セルの表示を自由に設定できます。

(例)

和暦表示

[\$-ja-JP]ggge"年"m"月"d"日"

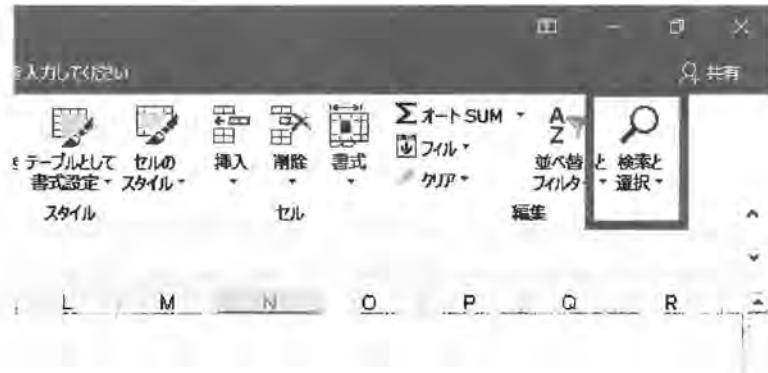
円表示

@”円”

※ “(ダブルクォーテーション)の中
を変更すれば任意の文字を数字の
後に表示できる

III-② 検索・置換

任意のExcel



ホームタブの右端にある「検索と選択」をクリックし、検索または置換を選択します。

※ ショートカットキー

検索 Ctrl + F

置換 Ctrl + H

※ 検索・置換したい範囲を選択すれば、その範囲内で検索等がされます。
範囲選択しなければシート全体が対象です。



検索

検索したい文字を「検索する文字列」に入力します。

「セルづつ検索したい場合は「次を検索」すると順番に表示されます。

シート内全てを検索したい場合は「すべて検索」をクリックすると一覧表示されます。

※ オプションをクリックし、検索範囲をブック内全てに変更可能

III-② 検索・置換

任意のExcel

置換



置換前の文字を「検索する文字列」に
置換後の文字を「置換後の文字列」に入
力します。

|セルづつ置換したい場合は「置換」を
シート内全てを置換したい場合は「すべ
て置換をクリックします。

* 検索と同様にオプションをクリックし、
検索範囲をブック内全てに変更可能

置換機能を使えば…

口座名	口座番号	年月日	取引	金額	残高
ATM	12345678901234567890	2023/01/01	入金	100,000	100,000
ATM	12345678901234567890	2023/01/02	出金	-50,000	50,000
ATM	12345678901234567890	2023/01/03	入金	200,000	200,000
ATM	12345678901234567890	2023/01/04	出金	-100,000	100,000
ATM	12345678901234567890	2023/01/05	入金	300,000	300,000
ATM	12345678901234567890	2023/01/06	出金	-200,000	100,000
ATM	12345678901234567890	2023/01/07	入金	100,000	200,000
ATM	12345678901234567890	2023/01/08	出金	-50,000	150,000
ATM	12345678901234567890	2023/01/09	入金	200,000	250,000
ATM	12345678901234567890	2023/01/10	出金	-100,000	150,000
ATM	12345678901234567890	2023/01/11	入金	300,000	250,000
ATM	12345678901234567890	2023/01/12	出金	-200,000	50,000
ATM	12345678901234567890	2023/01/13	入金	100,000	150,000
ATM	12345678901234567890	2023/01/14	出金	-50,000	100,000
ATM	12345678901234567890	2023/01/15	入金	200,000	150,000
ATM	12345678901234567890	2023/01/16	出金	-100,000	50,000
ATM	12345678901234567890	2023/01/17	入金	300,000	150,000
ATM	12345678901234567890	2023/01/18	出金	-200,000	50,000
ATM	12345678901234567890	2023/01/19	入金	100,000	150,000
ATM	12345678901234567890	2023/01/20	出金	-50,000	100,000
ATM	12345678901234567890	2023/01/21	入金	200,000	150,000
ATM	12345678901234567890	2023/01/22	出金	-100,000	50,000
ATM	12345678901234567890	2023/01/23	入金	300,000	150,000
ATM	12345678901234567890	2023/01/24	出金	-200,000	50,000
ATM	12345678901234567890	2023/01/25	入金	100,000	150,000
ATM	12345678901234567890	2023/01/26	出金	-50,000	100,000
ATM	12345678901234567890	2023/01/27	入金	200,000	150,000
ATM	12345678901234567890	2023/01/28	出金	-100,000	50,000
ATM	12345678901234567890	2023/01/29	入金	300,000	150,000
ATM	12345678901234567890	2023/01/30	出金	-200,000	50,000
ATM	12345678901234567890	2023/01/31	入金	100,000	150,000

預金元帳を複合機で
スキャン



ICT支援ルームで
OCR



誤読を一括補正

以下のとおり、データを補正してください。

【条件】

補正に当たっては、「置換」又は「書式設定」を使用すること

- 「◎」 ⇒ 「0」（ゼロ）
- 「0」（大文字） ⇒ 「0」（小文字）
- 「西暦」 ⇒ 「和暦」
- 「1000」 ⇒ 「1,000」 (制限時間10分)

～応用編～

「E列」の検算欄、「F列」の判定欄を使用して、出金額、入金額、残高が一致しているか、判定してみよう！

☆ 判定は、「IF関数」を使用

III-③ フィルター機能

03_仕訳日記帳.xlsx

The screenshot shows an Excel spreadsheet with transaction data. The columns are labeled A through F: 日付 (Date), 伝票No. (Voucher No.), 借方科目 (Debit Account), 借方金額 (Debit Amount), 貸方科目 (Credit Account), and 貸方金額 (Credit Amount). A red circle highlights the 'Filter' icon in the ribbon's 'Data' tab. A large red arrow points from the bottom-left filter dialog to the 'Credit Account' column header in the main table. The filter dialog lists several account categories, with '売上高' (Sales) selected.

日付	伝票No.	借方科目	借方金額	貸方科目	貸方金額
令和2年3月1日	1775	福利厚生費	2,000	現金	2,
令和2年3月1日	2419	現金	125,439	売上高	125,
令和2年3月1日	2420	事務用品費	7,530	現金	7,
令和2年3月2日	2421	現金	178,572	売上高	178,
令和2年3月2日	2422	仕入高	180,000	貯掛金	450,
令和2年3月2日	2422	仕入高	352,500	貯掛金	352,

日付 伝票No. 借方科目 借方金額 貸方科目 貸方金額

日付 伝票No. 勘定科目 勘定金額 摘要

日付	伝票No.	勘定科目	勘定金額	摘要
令和2年3月1日	2419	現金	125,439	売上高 125,439 本日売上
令和2年3月2日	2421	現金	178,572	売上高 178,572 本日売上
令和2年3月3日	2424	現金	129,400	売上高 129,400 本日売上
令和2年3月7日	2433	現金	142,343	売上高 142,343 本日売上
令和2年3月7日	2434	現金	148,543	売上高 148,543 本日売上
令和2年3月8日	2435	現金	137,629	売上高 137,629 本日売上
令和2年3月8日	2436	売掛金	184,000	売上高 184,000 1002市川ストア

データタブの「フィルタ」をクリックすると
最上段の項目に「▼」が付きます。

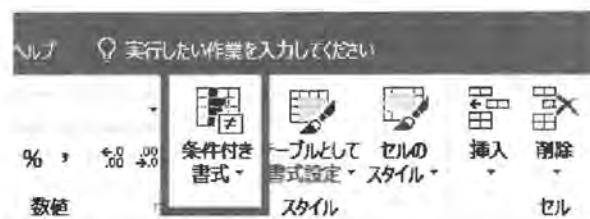
抽出したいものだけにチェックを入れると、必要なデータのみ抽出することができます。

検索ボックスに任意文字を入力し抽出することもできます。

III-④ 条件付き書式

03_仕訳日記帳.xlsx

特定の条件に該当するセルに書式設定が出来る機能です

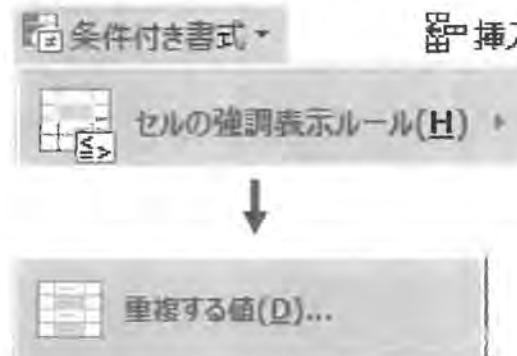


ホームタブにある「条件付き書式」をクリックします。

例えば

	A	B	C
1	局署+整理番号	法人名	追徴税額
2	05101001111111	(株)A	3,000,000
3	05101002222222	B(株)	2,000,000
4	05101003333333	C(株)	2,500,000
5	05101001111111	(株)A	3,000,000
6	05101004444444	(株)D	10,000,000

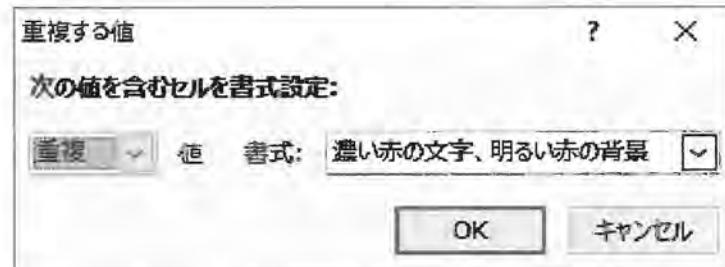
条件付き書式機能を活用し、A列で重複しているデータを抽出します。



ホームタブの「条件付き書式」をクリックし、「セルの強調表示ルール」→「重複する値」の順に選択します。

III-④ 条件付き書式

03_仕訳日記帳.xlsx



重複する値の書式を設定し、「OK」をクリックすると、

	A	B	C
1	局署+整理番号	法人名	追徴税額
2	0510100111111	(株)A	3,000,000
3	0510100222222	B(株)	2,000,000
4	0510100333333	C(株)	2,500,000
5	0510100111111	(株)A	3,000,000
5	0510100444444	(株)D	10,000,000

重複する値が赤で色付けされます。

- 指定の値より大きい(G)...
- 指定の値より小さい(L)...
- 指定の範囲内(B)...
- 指定の値に等しい(E)...
- 文字列(I)...
- 日付(A)...

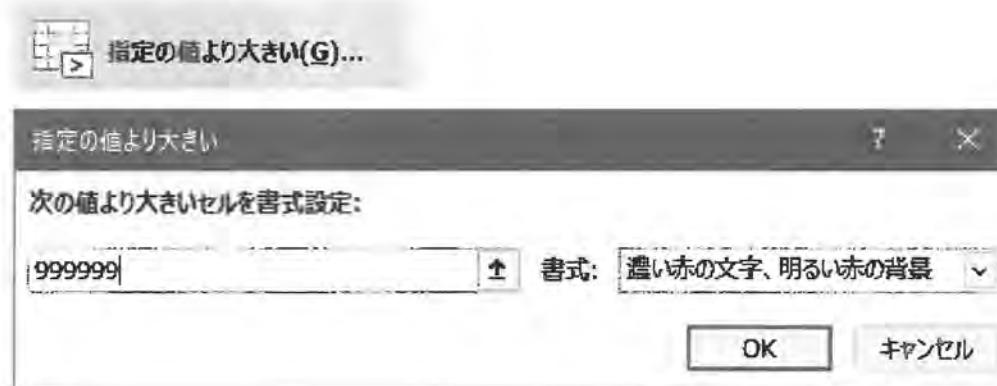
重複する値だけでなく、左の選択肢のような条件を設定して書式設定することができます。

III-④ 条件付き書式

03_仕訳日記帳.xlsx

調査等では

日付	売上
R6.1.10	1,000,000
R6.1.15	600,000
R6.1.20	200,000
R6.1.25	3,000,000
R6.2.1	900,000
R6.2.10	1,500,000
R6.2.15	350,000
R6.2.20	700,000



↓

上記のように「指定の値より大きい」を選択し、1,000千円以上の売上を赤で表示することも簡単にできます。

日付	売上
R6.1.10	1,000,000
R6.1.15	600,000
R6.1.20	200,000
R6.1.25	3,000,000
R6.2.1	900,000
R6.2.10	1,500,000
R6.2.15	350,000
R6.2.20	700,000

検討したい項目を簡単に強調できるね。
帳簿調査等で使えば効率的な検討ができるぞ。



以下のとおり、データを抽出してください。

【条件】

抽出に当たっては、「フィルター機能」又は「条件付き書式」を使用すること

- 入金金額「1,000,000」以上のセルを赤で表示
- 「カ) キタハマドケン」との取引を抽出
- 上記2のうち「2019年」及び「2020年」の取引を抽出

(制限時間15分)

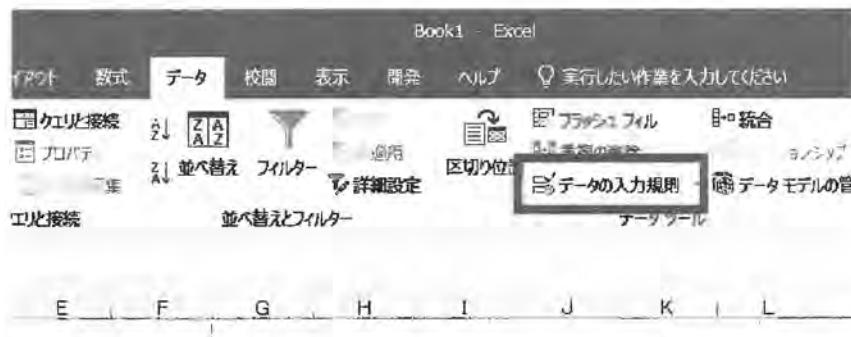
～応用編～

ピポットテーブルを作成し、各取引先の年間取引金額を算出してみよう。

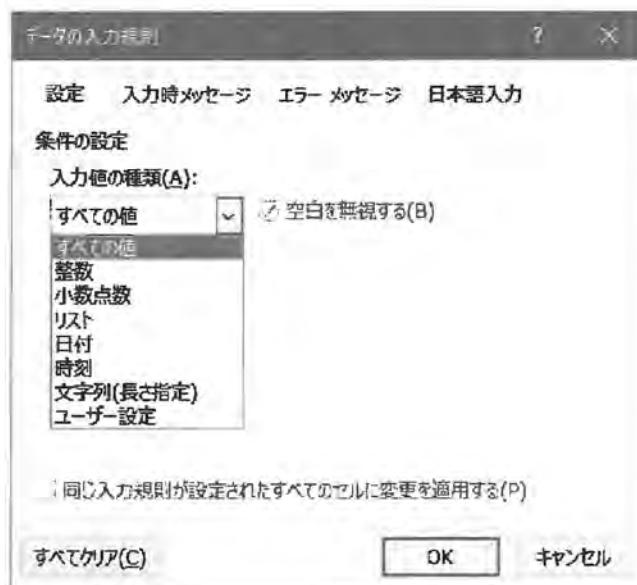
III-⑤ データ入力規則

03_仕訳日記帳.xlsx

特定のセルに入力できるデータの種類や条件を制限させる機能です。



データタブにある「データの入力規則」をクリックします。



何も設定しなければ「すべての値」となり入力制限されていませんが、「整数」を選択すれば整数の数字のみしか入力できなくなります。

また、リストを選択し特定の文字をプルダウンリストから選択できるような設定もできます。

III-⑥ ピボットテーブル

03_仕訳日記帳.xlsx

大量のデータをさまざまな視点で分析するためのExcelの機能です

例として
ピボットテーブルを使い、仕訳日記帳から売上集計表を作成します

The screenshot shows a Microsoft Excel spreadsheet with transaction data from March 31, 2020. The data includes columns for Date (日付), Transaction Number (伝票No.), and Description (摘要). A PivotTable dialog box is open over the spreadsheet. The dialog box has the following settings:

- Range: A1:G183
- Report Location: New Worksheet (新規ワークシート)
- Sheet Name: (未命名)
- OK button is highlighted.

	A	B	C
167	令和2年3月31日	2535	現金
168	令和2年3月31日	2536	普通預
169	令和2年3月31日	2537	[製]旅
170	令和2年3月31日	2539	法定福
171	令和2年3月31日	2539	預り金
172	令和2年3月31日	2539	[製]法
173	令和2年3月31日	2540	売掛金
174	令和2年3月31日	2540	売掛金
175	令和2年3月31日	2540	売掛金
176	令和2年3月31日	2540	売掛金
177	令和2年3月31日	2541	当座預
178	令和2年3月31日	2542	当座預
179	令和2年3月31日	2542	支払手
180	令和2年3月31日	2543	現金
181	令和2年3月31日	2544	現金

任意のセルを選択し、挿入タブのピボット テーブルをクリックします。

ピボットテーブルの作成ウインドウが開くので「データの選択範囲」、「配置場所」を選択して「OK」をクリックします。

III-⑥ ピポットテーブル

03_仕訳日記帳.xlsx

The screenshot shows the 'PivotTable Report' dialog box in Excel. On the left, there's a preview of the report showing a grid with columns for date, account number, debit account, credit amount, and summary. A note says 'ピボットテーブルレポートを操作するには、この領域をクリックしてください' (Click this area to operate the PivotTable report). On the right, under 'Report items to add to the report' (レポートに追加するフィールドを選択してください), several fields are listed with checkboxes: 日付 (Date), 伝票No. (Receipt No.), 借方科目 (Debit Account), 信工会誌 (Credit Union Log), 貸方科目 (Credit Account) (which is checked), 貸方金額 (Credit Amount) (which is checked), and 摘要 (Summary) (which is checked). Below this, a note says '次のボックス間でフィールドをドラッグしてください' (Drag fields between these boxes). At the bottom, there are sections for '行' (Row) and '値' (Value). Under '行', '摘要' (Summary) is selected. Under '値', '合計 / 貸方金額' (Total / Credit Amount) is selected. The status bar at the bottom says 'Sheet1 仕訳日記帳'.

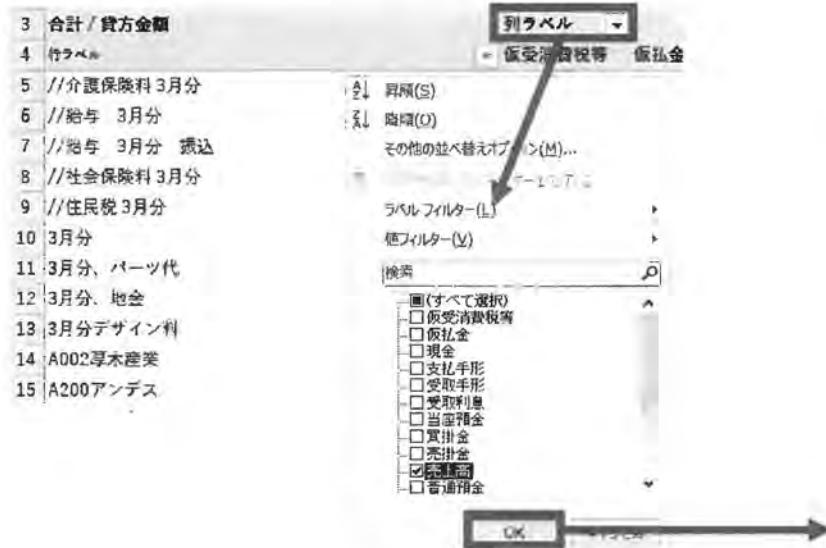
別シートにピボットテーブル画面が作成されます。

「行」は縦方向、「列」は横方向に表示したい項目を配置し、「値」には計算対象の項目を配置します。

今回は、「摘要」を「行」に、「貸方科目」を「列」に、「貸方金額」を「値」にドラッグ＆ドロップで配置します。

III-⑥ ピポットテーブル

03_仕訳日記帳.xlsx



列ラベルのプルダウンをクリックし、
売上高のみにチェックを入れます。

合計 / 貸方金額	列ラベル	J
行ラベル	▼ 売上高	総計
現金売上	3325582	3325582
市川ストア	292000	292000
厚木産業	1567000	1567000
御殿場リビング	440000	440000
文京食器店	1430500	1430500
中央産業	496100	496100
愛知マーク	1865500	1865500
川崎ホームセンター	368400	368400
総計	9785082	9785082

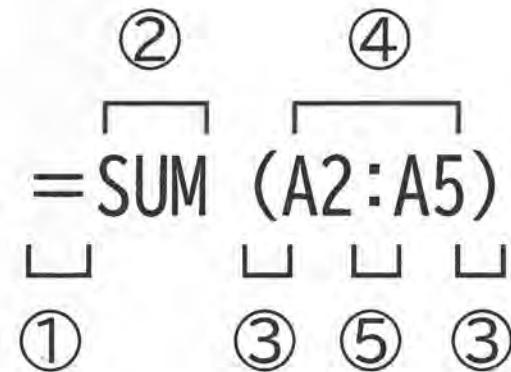
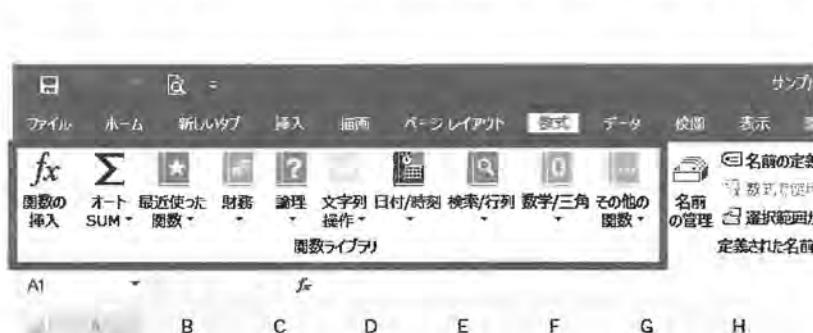
簡単に売上集計表を作成することができます。
また、目的に応じて、行や列、値に配置するフィールドを変えることによって
任意の形で簡単に集計することができます。

III-⑦ 関数(SUM、COUNT等)

04_関数.xlsx

関数とは

Excelであらかじめ定義されている数式。具体的には「引数」として指定した数値や文字列等を使って計算や処理を行い、その結果を返します。



番号	項目名	内容
①	イコール	最初に「=」（イコール）を入力することで文字ではなく、関数として認識されます。
②	関数名	使用する関数名を入力します。
③	括弧	引数の全体を「()」（カッコ）で囲む。 引数が不要な場合には、「()」だけを入力します。
④	引数	計算の基となる数式や文字列等を入力します。
⑤	コロン (カンマ)	計算の基となるセルを「:」(コロン)で繋いだ場合、繋いだセル全体が引数として指定されます。 引数を複数指定できる場合には、それぞれの引数を「,」(カンマ)で区切ります。

III-⑦ 関数(SUM、COUNT等)

04_関数.xlsx

SUM(数値を合計する)

関数の書き方 =SUM(範囲)

選択範囲内の数字を合計した結果を表示する。

範囲は(A1:A10)でも(A1,B1,C1)でも可

	A	B
1	取引先	売上高
2	A社	1,000
3	B社	1,500
4	C社	800
5	D社	2,000
6	E社	1,300
7	合計	=SUM(B2:B6)

COUNTA(データの個数を数える)

関数の書き方 =COUNTA(範囲)

選択範囲内のデータの個数を数える。

	A	B	C
1	取引先	売上高	
2	A社	1,000	
3	B社	1,500	
4	C社	800	
5	D社	2,000	
6	E社	1,300	
7	データの個数	=COUNTA(B2:B6)	

COUNTIF(条件に合うデータの個数を数える)

関数の書き方 =COUNTIF(範囲,検索条件)

選択範囲内の条件に合うデータの個数を数える。

【例】1,500以上の数字の個数を数える

=COUNTIF(範囲,">=1500")

	A	B	C	D
1	取引先	売上高		
2	A社	1,000		
3	B社	1,500		
4	C社	800		
5	D社	2,000		
6	E社	1,300		
7	1,500以上の個数	=COUNTIF(B2:B6,">=1500")		

IF(条件に基づき値を求める)

関数の書き方 =IF(論理式、真の場合、偽の場合)

- 論理式 : 条件を示す式
- 真の場合 : 論理式の条件を満たしている場合の処理
- 偽の場合 : 論理式の条件を満たしていない場合の処理

【例】

各人の売上金額が平均を超えているかを判断する場合

=IF(E2>\$E\$11, "○", "×")

金額が平均金額より大きい

	A	B	C	D	E	F
1	担当者	商品	単価	数量	金額	平均以上？
2	佐藤	A	800	5	4,000	×
3	鈴木	B	1,000	3	3,000	×
4	高橋	C	600	10	6,000	○
5	田中	D	1,200	7	8,400	○
6	佐藤	E	750	4	3,000	×
7	鈴木	A	800	6	4,800	×
8	佐藤	D	1,200	8	9,600	○
9	鈴木	E	750	5	3,750	×
10	高橋	A	800	1	800	×
11		平均			4,817	

【参考】

\$はセルの値を固定する場合に使う

\$E\$11 → 絶対参照

\$E11 → 列の絶対参照

E\$11 → 行の絶対参照

絶対参照した値は他のセルにコピーしても保持する

“文字”ダブルクォーテーションで囲むと文字列になる

III-⑧ 関数(IF、VLOOKUP等)

04_関数.xlsx

SUMIF(条件と一致する値の合計を求める)

関数の書き方 =SUMIF(範囲、検索条件、合計範囲)

- 範囲 : 検索条件に一致する値を検索する範囲
 - 検索条件 : 範囲から検索する条件
 - 合計範囲 : 検索条件に一致した範囲の値を合計する
- ※ 範囲と合計範囲のセル範囲の高さを同じにする

【例】

A商品の販売金額計を求める

=IF(B2:B10, "A", E2:E10)

	A	B	C	D	E
1	担当者	商品	単価	数量	金額
2	佐藤	A	800	5	4,000
3	鈴木	B	1,000	3	3,000
4	高橋	C	600	10	6,000
5	田中	D	1,200	7	8,400
6	佐藤	E	750	4	3,000
7	鈴木	A	800	6	4,800
8	佐藤	D	1,200	8	9,600
9	鈴木	E	750	5	3,750
10	高橋	A	800	1	800
11		合計			13,350
12					
13			A商品計	9,600	

【参考】

- 範囲は商品名が記載されている列
B2:B10
 - 検索条件は商品名
"A"
 - 合計範囲は金額
E2:E10
- 検索条件と一致した行の金額が合計される

VLOOKUP(特定のデータを取り出す)

関数の書き方 =VLOOKUP(検索値、範囲、列番号、検索の型)

- ・ 検索値 : どのデータを
- ・ 範囲 : どこを検索して
- ・ 列番号 : どの列にある値を取り出すか
- ・ 検索の型 : 検索する値が見つからない場合どう処理するか
基本は「FALSE」

【例】

商品単価を商品参照する

=VLOOKUP(B2,\$B\$8:\$C\$11,2, FALSE)

A	B	C	D
担当者	商品	単価	支店
佐藤	A	4,000	1
鈴木	B	2,500	5
鈴木	D	800	4

A	B	C
商品コード	商品	単価
1	A	4,000
2	B	2,500
3	C	10,000
4	D	800

【参考】

- ・ 検索値は商品名が記載されている列
B2
- ・ 範囲は商品マスターの商品と単価の列
\$B\$8:\$C\$11 絶対参照にすること
- ・ 列番号は取り出したい列
2 範囲で選択した2番目の列が単価
- ・ 検索の型は検索する値が見つからない場合はN/Aで表示させたいので
FALSE N/Aはノーアンサー

【演習問題1】

取引日	出金額	入金額	残高	検算	判定
2022/7/10		2◎0000	200000		
2◎22/07/14		200000	400000		
2022/7/14	400000		0		
2022/8/5		20000◎	200000		
2022/8/5 198◎00			2000		
2022/8/5	220		1780		
2022/8/7	1000		780		
2022/8/8	220		560		
2◎22/◎9/◎4		200000	200560		
2◎22/09/◎5 200◎◎0			560		
2022/9/5	220		340		
2022/10/2		200000	200340		
2022/10/2	200000		340		
2022/10/2 110			230		
2022/11/05		200000	200230		
2022/11/5	200000		230		
2022/11/5	220		10		
2022/12/04		200000	200010		
2022/12/4	199000		1010		
2022/12/◎4	220		790		

応用編

取引日	和暦	出金額	入金額	残高	換算	判定		
20710 020710	R2.7.10		200,000	200,000	200,000	○	置換	◎ → 0
20714 020714	R2.7.14		200,000	400,000	400,000	○	○ → ○	○ → ○
20714 020714	R2.7.14	400,000		0	0	○	検算	数式追加
20805 020805	R2.8.5		200,000	200,000	200,000	○	判定	f文追加
20805 020805	R2.8.5	198,000		2,000	2,000	○	和暦	date関数
20805 020805	R2.8.5	220		1,780	1,780	○		書式設定
20806 020806	R2.8.6	1,000		780	780	○		
20806 020806	R2.8.6	220		560	560	○		
20904 020904	R2.9.4		200,000	200,560	200,560	○		
20905 020905	R2.9.5	200,000		560	560	○		
20905 020905	R2.9.5	220		340	340	○		
21002 021002	R2.10.2		200,000	200,340	200,340	○		
21002 021002	R2.10.2	200,000		340	340	○		
21002 021002	R2.10.2	110		230	230	○		
21105 021105	R2.11.5		200,000	200,230	200,230	○		
21105 021105	R2.11.5	200,000		230	230	○		
21105 021105	R2.11.5	220		10	10	○		
21204 021204	R2.12.4		200,000	200,010	200,010	○		
21204 021204	R2.12.4	199,000		1,010	1,010	○		
21204 021204	R2.12.4	220		790	790	○		

【演習問題 2】

銀行/支店	口座種別	口座番号	名義	年	月	日	取引	出金	入金	摘要
国税銀行/天満橋支店	普通	123456	国税 太郎	2018	1	10	振込	991,440		カ)ホンマチコウギョウ
国税銀行/天満橋支店	普通	123456	国税 太郎	2018	1	25	振込		2,376,000	カ)タニヨンケンセツ
国税銀行/天満橋支店	普通	123456	国税 太郎	2018	1	31	振込	648,000		ソウム ジロウ
国税銀行/天満橋支店	普通	123456	国税 太郎	2018	2	5	振込		1,188,000	カ)キタハマドケン
国税銀行/天満橋支店	普通	123456	国税 太郎	2018	2	10	現金	1,000,000		
国税銀行/天満橋支店	普通	123456	国税 太郎	2018	2	10	振込	1,277,640		カ)ホンマチコウギョウ
国税銀行/天満橋支店	普通	123456	国税 太郎	2018	2	25	振込		2,700,000	カ)タニヨンケンセツ
国税銀行/天満橋支店	普通	123456	国税 太郎	2018	2	28	振込	756,000		ソウム ジロウ
国税銀行/天満橋支店	普通	123456	国税 太郎	2018	3	10	振込	1,236,600		カ)ホンマチコウギョウ
国税銀行/天満橋支店	普通	123456	国税 太郎	2018	3	25	振込		2,484,000	カ)タニヨンケンセツ
国税銀行/天満橋支店	普通	123456	国税 太郎	2018	3	31	振込	810,000		ソウム ジロウ
国税銀行/天満橋支店	普通	123456	国税 太郎	2018	4	5	振込		648,000	カ)キタハマドケン
国税銀行/天満橋支店	普通	123456	国税 太郎	2018	4	10	振込	1,166,400		カ)ホンマチコウギョウ
国税銀行/天満橋支店	普通	123456	国税 太郎	2018	4	15	現金	1,500,000		
国税銀行/天満橋支店	普通	123456	国税 太郎	2018	4	25	振込		2,700,000	カ)タニヨンケンセツ
国税銀行/天満橋支店	普通	123456	国税 太郎	2018	4	30	振込	594,000		ソウム ジロウ
国税銀行/天満橋支店	普通	123456	国税 太郎	2018	5	10	振込	1,270,080		カ)ホンマチコウギョウ
国税銀行/天満橋支店	普通	123456	国税 太郎	2018	5	25	振込		1,998,000	カ)タニヨンケンセツ
国税銀行/天満橋支店	普通	123456	国税 太郎	2018	5	31	振込	756,000		ソウム ジロウ
国税銀行/天満橋支店	普通	123456	国税 太郎	2018	6	10	振込	1,064,880		カ)ホンマチコウギョウ
国税銀行/天満橋支店	普通	123456	国税 太郎	2018	6	11	現金	1,000,000		
国税銀行/天満橋支店	普通	123456	国税 太郎	2018	6	25	振込		2,700,000	カ)タニヨンケンセツ
国税銀行/天満橋支店	普通	123456	国税 太郎	2018	6	30	振込	702,000		ソウム ジロウ
国税銀行/天満橋支店	普通	123456	国税 太郎	2018	7	10	振込	879,120		カ)ホンマチコウギョウ
国税銀行/天満橋支店	普通	123456	国税 太郎	2018	7	25	振込		2,052,000	カ)タニヨンケンセツ
国税銀行/天満橋支店	普通	123456	国税 太郎	2018	7	31	振込	680,400		ソウム ジロウ
国税銀行/天満橋支店	普通	123456	国税 太郎	2018	8	10	振込	1,353,240		カ)ホンマチコウギョウ
国税銀行/天満橋支店	普通	123456	国税 太郎	2018	8	20	現金	1,500,000		
国税銀行/天満橋支店	普通	123456	国税 太郎	2018	8	25	振込		2,116,800	カ)タニヨンケンセツ
国税銀行/天満橋支店	普通	123456	国税 太郎	2018	8	31	振込	777,600		ソウム ジロウ
国税銀行/天満橋支店	普通	123456	国税 太郎	2018	9	10	振込	1,089,720		カ)ホンマチコウギョウ
国税銀行/天満橋支店	普通	123456	国税 太郎	2018	9	25	振込		2,376,000	カ)タニヨンケンセツ
国税銀行/天満橋支店	普通	123456	国税 太郎	2018	9	30	振込	594,000		ソウム ジロウ
国税銀行/天満橋支店	普通	123456	国税 太郎	2018	10	2	現金	1,000,000		
国税銀行/天満橋支店	普通	123456	国税 太郎	2018	10	5	振込		1,134,000	カ)キタハマドケン
国税銀行/天満橋支店	普通	123456	国税 太郎	2018	10	10	振込	1,276,560		カ)ホンマチコウギョウ
国税銀行/天満橋支店	普通	123456	国税 太郎	2018	10	25	振込		2,700,000	カブシキガイシャタニヨンケンセツ
国税銀行/天満橋支店	普通	123456	国税 太郎	2018	10	31	振込	658,800		ソウム ジロウ

国税銀行/天満橋支店	普通	123456	国税 太郎	2018	11	10	振込	1,146,960		カ)ホンマチコウギョウ
国税銀行/天満橋支店	普通	123456	国税 太郎	2018	11	25	振込		2,808,000	カ)タニヨンケンセツ
国税銀行/天満橋支店	普通	123456	国税 太郎	2018	11	30	振込	702,000		ソウム ジロウ
国税銀行/天満橋支店	普通	123456	国税 太郎	2018	12	3	現金	1,000,000		
国税銀行/天満橋支店	普通	123456	国税 太郎	2018	12	5	振込		1,404,000	カ)キタハマドケン
国税銀行/天満橋支店	普通	123456	国税 太郎	2018	12	10	振込	1,358,640		カ)ホンマチコウギョウ
国税銀行/天満橋支店	普通	123456	国税 太郎	2018	12	25	振込		2,376,000	カ)タニヨンケンセツ
国税銀行/天満橋支店	普通	123456	国税 太郎	2018	12	28	振込	766,800		ソウム ジロウ
国税銀行/天満橋支店	普通	123456	国税 太郎	2019	1	5	振込		1,296,000	カ)キタハマドケン
国税銀行/天満橋支店	普通	123456	国税 太郎	2019	1	10	振込	1,316,520		カ)ホンマチコウギョウ
国税銀行/天満橋支店	普通	123456	国税 太郎	2019	1	25	振込		2,700,000	カ)タニヨンケンセツ
国税銀行/天満橋支店	普通	123456	国税 太郎	2019	1	31	振込	810,000		ソウム ジロウ
国税銀行/天満橋支店	普通	123456	国税 太郎	2019	2	2	現金	1,000,000		
国税銀行/天満橋支店	普通	123456	国税 太郎	2019	2	10	振込	1,333,800		カ)ホンマチコウギョウ
国税銀行/天満橋支店	普通	123456	国税 太郎	2019	2	25	振込		3,024,000	カ)タニヨンケンセツ
国税銀行/天満橋支店	普通	123456	国税 太郎	2019	2	28	振込	712,800		ソウム ジロウ
国税銀行/天満橋支店	普通	123456	国税 太郎	2019	3	10	振込	939,600		カ)ホンマチコウギョウ
国税銀行/天満橋支店	普通	123456	国税 太郎	2019	3	25	振込		3,348,000	カ)タニヨンケンセツ
国税銀行/天満橋支店	普通	123456	国税 太郎	2019	3	31	振込	648,000		ソウム ジロウ
国税銀行/天満橋支店	普通	123456	国税 太郎	2019	4	5	現金	1,000,000		
国税銀行/天満橋支店	普通	123456	国税 太郎	2019	4	10	振込	882,360		カ)ホンマチコウギョウ
国税銀行/天満橋支店	普通	123456	国税 太郎	2019	4	25	振込		3,186,000	カ)タニヨンケンセツ
国税銀行/天満橋支店	普通	123456	国税 太郎	2019	4	30	振込	680,400		ソウム ジロウ
国税銀行/天満橋支店	普通	123456	国税 太郎	2019	5	5	振込		1,620,000	カ)キタハマドケン
国税銀行/天満橋支店	普通	123456	国税 太郎	2019	5	10	振込	924,480		カ)ホンマチコウギョウ
国税銀行/天満橋支店	普通	123456	国税 太郎	2019	5	25	振込		2,268,000	カ)タニヨンケンセツ
国税銀行/天満橋支店	普通	123456	国税 太郎	2019	5	31	振込	594,000		ソウム ジロウ
国税銀行/天満橋支店	普通	123456	国税 太郎	2019	6	3	現金	1,000,000		
国税銀行/天満橋支店	普通	123456	国税 太郎	2019	6	10	振込	1,097,280		カ)ホンマチコウギョウ
国税銀行/天満橋支店	普通	123456	国税 太郎	2019	6	25	振込		2,214,000	カブシキガイシャタニヨンケンセツ
国税銀行/天満橋支店	普通	123456	国税 太郎	2019	6	30	振込	637,200		ソウム ジロウ
国税銀行/天満橋支店	普通	123456	国税 太郎	2019	7	5	振込		1,404,000	カ)キタハマドケン
国税銀行/天満橋支店	普通	123456	国税 太郎	2019	7	10	振込	1,159,920		カ)ホンマチコウギョウ
国税銀行/天満橋支店	普通	123456	国税 太郎	2019	7	25	振込		1,944,000	カ)タニヨンケンセツ
国税銀行/天満橋支店	普通	123456	国税 太郎	2019	7	31	振込	669,600		ソウム ジロウ
国税銀行/天満橋支店	普通	123456	国税 太郎	2019	8	7	現金	1,000,000		
国税銀行/天満橋支店	普通	123456	国税 太郎	2019	8	10	振込	1,281,960		カ)ホンマチコウギョウ
国税銀行/天満橋支店	普通	123456	国税 太郎	2019	8	25	振込		1,998,000	カ)タニヨンケンセツ
国税銀行/天満橋支店	普通	123456	国税 太郎	2019	8	31	振込	702,000		ソウム ジロウ

国税銀行/天満橋支店	普通	123456	国税 太郎	2019	9	5	振込		1,296,000	カ)キタハマドケン
国税銀行/天満橋支店	普通	123456	国税 太郎	2019	9	10	振込	948,240		カ)ホンマチコウギョウ
国税銀行/天満橋支店	普通	123456	国税 太郎	2019	9	25	振込		1,890,000	カ)タニヨンケンセツ
国税銀行/天満橋支店	普通	123456	国税 太郎	2019	9	30	振込	712,800		ソウム ジロウ
国税銀行/天満橋支店	普通	123456	国税 太郎	2019	10	3	現金	1,000,000		
国税銀行/天満橋支店	普通	123456	国税 太郎	2019	10	10	振込	1,282,600		カ)ホンマチコウギョウ
国税銀行/天満橋支店	普通	123456	国税 太郎	2019	10	25	振込		2,090,000	カ)タニヨンケンセツ
国税銀行/天満橋支店	普通	123456	国税 太郎	2019	10	31	振込	770,000		ソウム ジロウ
国税銀行/天満橋支店	普通	123456	国税 太郎	2019	11	5	振込		1,430,000	カ)キタハマドケン
国税銀行/天満橋支店	普通	123456	国税 太郎	2019	11	10	振込	986,700		カ)ホンマチコウギョウ
国税銀行/天満橋支店	普通	123456	国税 太郎	2019	11	25	振込		2,750,000	カ)タニヨンケンセツ
国税銀行/天満橋支店	普通	123456	国税 太郎	2019	11	30	振込	792,000		ソウム ジロウ
国税銀行/天満橋支店	普通	123456	国税 太郎	2019	12	5	現金	1,000,000		
国税銀行/天満橋支店	普通	123456	国税 太郎	2019	12	10	振込	1,293,600		カ)ホンマチコウギョウ
国税銀行/天満橋支店	普通	123456	国税 太郎	2019	12	25	振込		2,420,000	カ)タニヨンケンセツ
国税銀行/天満橋支店	普通	123456	国税 太郎	2019	12	28	振込	759,000		ソウム ジロウ
国税銀行/天満橋支店	普通	123456	国税 太郎	2020	1	5	振込		1,210,000	カ)キタハマドケン
国税銀行/天満橋支店	普通	123456	国税 太郎	2020	1	10	振込	885,500		カ)ホンマチコウギョウ
国税銀行/天満橋支店	普通	123456	国税 太郎	2020	1	25	振込		2,860,000	カ)タニヨンケンセツ
国税銀行/天満橋支店	普通	123456	国税 太郎	2020	1	31	振込	715,000		ソウム ジロウ
国税銀行/天満橋支店	普通	123456	国税 太郎	2020	2	1	現金	1,500,000		
国税銀行/天満橋支店	普通	123456	国税 太郎	2020	2	10	振込	1,128,600		カ)ホンマチコウギョウ
国税銀行/天満橋支店	普通	123456	国税 太郎	2020	2	25	振込		3,080,000	カ)タニヨンケンセツ
国税銀行/天満橋支店	普通	123456	国税 太郎	2020	2	28	振込	726,000		ソウム ジロウ
国税銀行/天満橋支店	普通	123456	国税 太郎	2020	3	5	振込		1,320,000	カ)キタハマドケン
国税銀行/天満橋支店	普通	123456	国税 太郎	2020	3	10	振込	1,080,200		カ)ホンマチコウギョウ
国税銀行/天満橋支店	普通	123456	国税 太郎	2020	3	25	振込		3,025,000	カ)タニヨンケンセツ
国税銀行/天満橋支店	普通	123456	国税 太郎	2020	3	31	振込	748,000		ソウム ジロウ
国税銀行/天満橋支店	普通	123456	国税 太郎	2020	4	5	現金	1,000,000		
国税銀行/天満橋支店	普通	123456	国税 太郎	2020	4	5	振込		1,650,000	カ)キタハマドケン
国税銀行/天満橋支店	普通	123456	国税 太郎	2020	4	10	振込	1,332,100		カ)ホンマチコウギョウ
国税銀行/天満橋支店	普通	123456	国税 太郎	2020	4	25	振込		3,300,000	カブシキガイシャタニヨンケンセツ
国税銀行/天満橋支店	普通	123456	国税 太郎	2020	4	30	振込	792,000		ソウム ジロウ
国税銀行/天満橋支店	普通	123456	国税 太郎	2020	5	10	振込	1,399,200		カ)ホンマチコウギョウ
国税銀行/天満橋支店	普通	123456	国税 太郎	2020	5	25	振込		3,080,000	カ)タニヨンケンセツ
国税銀行/天満橋支店	普通	123456	国税 太郎	2020	5	31	振込	759,000		ソウム ジロウ
国税銀行/天満橋支店	普通	123456	国税 太郎	2020	6	5	現金	1,000,000		
国税銀行/天満橋支店	普通	123456	国税 太郎	2020	6	5	振込		880,000	カ)キタハマドケン
国税銀行/天満橋支店	普通	123456	国税 太郎	2020	6	10	振込	1,139,600		カ)ホンマチコウギョウ

国税銀行/天満橋支店	普通	123456	国税 太郎	2020	6	25	振込		2,750,000	カ)タニヨンケンセツ
国税銀行/天満橋支店	普通	123456	国税 太郎	2020	6	30	振込	825,000	ソウム ジロウ	
国税銀行/天満橋支店	普通	123456	国税 太郎	2020	7	10	振込	1,115,400	カ)ホンマチコウギョウ	
国税銀行/天満橋支店	普通	123456	国税 太郎	2020	7	25	振込		2,640,000	カ)タニヨンケンセツ
国税銀行/天満橋支店	普通	123456	国税 太郎	2020	7	31	振込	770,000	ソウム ジロウ	
国税銀行/天満橋支店	普通	123456	国税 太郎	2020	8	2	現金	1,500,000		
国税銀行/天満橋支店	普通	123456	国税 太郎	2020	8	5	振込		1,210,000	カ)キタハマドケン
国税銀行/天満橋支店	普通	123456	国税 太郎	2020	8	10	振込	885,500	カ)ホンマチコウギョウ	
国税銀行/天満橋支店	普通	123456	国税 太郎	2020	8	25	振込		2,420,000	カ)タニヨンケンセツ
国税銀行/天満橋支店	普通	123456	国税 太郎	2020	8	31	振込	748,000	ソウム ジロウ	
国税銀行/天満橋支店	普通	123456	国税 太郎	2020	9	10	振込	1,116,500	カ)ホンマチコウギョウ	
国税銀行/天満橋支店	普通	123456	国税 太郎	2020	9	25	振込		2,750,000	カ)タニヨンケンセツ
国税銀行/天満橋支店	普通	123456	国税 太郎	2020	9	30	振込	781,000	ソウム ジロウ	
国税銀行/天満橋支店	普通	123456	国税 太郎	2020	10	3	現金	1,000,000		
国税銀行/天満橋支店	普通	123456	国税 太郎	2020	10	10	振込	1,205,600	カ)ホンマチコウギョウ	
国税銀行/天満橋支店	普通	123456	国税 太郎	2020	10	25	振込		2,860,000	カ)タニヨンケンセツ
国税銀行/天満橋支店	普通	123456	国税 太郎	2020	10	31	振込	825,000	ソウム ジロウ	
国税銀行/天満橋支店	普通	123456	国税 太郎	2020	11	10	振込	1,403,600	カ)ホンマチコウギョウ	
国税銀行/天満橋支店	普通	123456	国税 太郎	2020	11	25	振込		2,640,000	カ)タニヨンケンセツ
国税銀行/天満橋支店	普通	123456	国税 太郎	2020	11	30	振込	803,000	ソウム ジロウ	
国税銀行/天満橋支店	普通	123456	国税 太郎	2020	12	1	現金	1,500,000		
国税銀行/天満橋支店	普通	123456	国税 太郎	2020	12	10	振込	1,078,000	カ)ホンマチコウギョウ	
国税銀行/天満橋支店	普通	123456	国税 太郎	2020	12	25	振込		2,530,000	カ)タニヨンケンセツ
国税銀行/天満橋支店	普通	123456	国税 太郎	2020	12	28	振込	792,000	ソウム ジロウ	
国税銀行/天満橋支店	普通	123456	国税 太郎	2021	1	10	振込	1,107,700	カ)ホンマチコウギョウ	
国税銀行/天満橋支店	普通	123456	国税 太郎	2021	1	25	振込		3,630,000	カ)タニヨンケンセツ
国税銀行/天満橋支店	普通	123456	国税 太郎	2021	1	31	振込	759,000	ソウム ジロウ	
国税銀行/天満橋支店	普通	123456	国税 太郎	2021	2	8	現金	1,000,000		
国税銀行/天満橋支店	普通	123456	国税 太郎	2021	2	10	振込	1,153,900	カ)ホンマチコウギョウ	
国税銀行/天満橋支店	普通	123456	国税 太郎	2021	2	25	振込		3,575,000	カ)タニヨンケンセツ
国税銀行/天満橋支店	普通	123456	国税 太郎	2021	2	28	振込	726,000	ソウム ジロウ	
国税銀行/天満橋支店	普通	123456	国税 太郎	2021	3	10	振込	1,349,700	カ)ホンマチコウギョウ	
国税銀行/天満橋支店	普通	123456	国税 太郎	2021	3	25	振込		3,410,000	カ)タニヨンケンセツ
国税銀行/天満橋支店	普通	123456	国税 太郎	2021	3	31	振込	781,000	ソウム ジロウ	

【仕訳日記帳】

日付	伝票No.	借方科目	借方金額	貸方科目	貸方金額	摘要
令和2年3月1日	1775	福利厚生費	2,000	現金	2,000	軽減税率：従業員夜食代
令和2年3月1日	2419	現金	125,439	売上高	125,439	現金売上
令和2年3月1日	2420	事務用品費	7,530	現金	7,530	文具堂 ファイル
令和2年3月2日	2421	現金	178,572	売上高	178,572	現金売上
令和2年3月2日	2422	仕入高	450,000	買掛金	450,000	H001橋本商会
令和2年3月2日	2422	仕入高	352,500	買掛金	352,500	H001橋本商会
令和2年3月3日	2423	普通預金	500,000	現金	500,000	預入れ
令和2年3月3日	2424	現金	129,400	売上高	129,400	現金売上
令和2年3月5日	2425	保険料	46,000	普通預金	46,000	自動車保険
令和2年3月5日	2426	広告宣伝費	420,000	当座預金	420,000	チラシ印刷代 城西プリント
令和2年3月5日	2427	保険料	23,000	普通預金	23,000	自動車保険 やよい火災
令和2年3月5日	2428	定期預金	4,000	受取利息	5,000	利息
令和2年3月5日	2428	法人税、住民税及び其の控除	750			源泉所得税
令和2年3月5日	2428	法人税、住民税及び其の控除	250			源泉地方
令和2年3月5日	2429	仕入高	100,000	買掛金	100,000	H002北海商事
令和2年3月5日	2429	仕入高	300,000	買掛金	300,000	H002北海商事
令和2年3月5日	2429	仕入高	328,000	買掛金	328,000	H002北海商事
令和2年3月6日	2430	車両費	1,210	現金	1,210	パーキング 市営駐車場 (弥生幸子)
令和2年3月6日	2431	通信費	40,000	現金	40,000	切手代
令和2年3月6日	2432	仕入高	22,500	買掛金	22,500	H002北海商事
令和2年3月6日	2432	仕入高	25,000	買掛金	25,000	H002北海商事
令和2年3月6日	2432	仕入高	96,000	買掛金	96,000	H002北海商事
令和2年3月7日	2433	現金	142,343	売上高	142,343	現金売上

令和2年3月7日	2434 現金	148,543 売上高	148,543 現金売上
令和2年3月8日	2435 現金	137,629 売上高	137,629 現金売上
令和2年3月8日	2436 売掛金	184,000 売上高	184,000 市川ストア
令和2年3月8日	2436 売掛金	108,000 売上高	108,000 市川ストア
令和2年3月8日	2437 売掛金	1,567,000 売上高	1,567,000 厚木産業
令和2年3月8日	2437 売掛金	78,350 仮受消費税等	78,350 A002厚木産業
令和2年3月9日	2438 現金	182,515 売上高	182,515 現金売上
令和2年3月10日	1776 交際費	10,000 未払金	10,000 軽減税率：接待交際費未払計上
令和2年3月10日	2439 水道光熱費	25,150 普通預金	25,150 電気代 関東電力
令和2年3月10日	2440 預り金	37,100 普通預金	37,100 住民税支払
令和2年3月10日	2441 水道光熱費	52,457 普通預金	52,457 電気代 関東電力
令和2年3月10日	2442 現金	183,372 売上高	183,372 現金売上
令和2年3月10日	2443 [製]水道光熱費	170,000 普通預金	170,000 電気代 関東電力
令和2年3月10日	2444 [製]福利厚生費	5,825 現金	5,825 お茶、コンビニストア
令和2年3月10日	2445 仕入高	438,500 買掛金	438,500 A200アンデス
令和2年3月10日	2446 買掛金	978,600 当座預金	978,600 買掛金支払い
令和2年3月10日	2447 当座預金	222,852 売掛金	222,852 C002中央産業仙台
令和2年3月10日	2448 当座預金	413,936 売掛金	414,476 H001ハマ屋
令和2年3月10日	2448 支払手数料	540	H001ハマ屋
令和2年3月10日	2449 現金	124,320 売掛金	124,320 S001品川屋
令和2年3月10日	2450 当座預金	189,225 売掛金	189,225 掛代金回収 C001中央産業
令和2年3月10日	2451 当座預金	949,431 受取手形	949,431 決済,振出人:中野産業
令和2年3月13日	2452 普通預金	900,000 現金	900,000 預入れ
令和2年3月13日	2453 現金	193,696 売上高	193,696 現金売上

令和2年3月13日	2454 [製]賃借料	44,625 普通預金	44,625 弥生信販 機械リース 2月分
令和2年3月14日	2455 現金	116,391 売上高	116,391 現金売上
令和2年3月14日	2456 売掛金	312,000 売上高	312,000 御殿場リビング
令和2年3月14日	2456 売掛金	128,000 売上高	128,000 御殿場リビング
令和2年3月14日	2456 売掛金	22,000 仮受消費税等	22,000 G001御殿場リビング
令和2年3月15日	1777 未払金	10,000 普通預金	10,000 接待交際費の支払い
令和2年3月15日	2457 現金	1,066,778 売掛金	1,066,778 売掛金小切手入金
令和2年3月15日	2458 通信費	58,741 普通預金	58,741 電話料 2月分 JTT
令和2年3月15日	2459 通信費	16,659 普通預金	16,659 電話料 2月分 JTT
令和2年3月15日	2460 通信費	53,548 普通預金	53,548 携帯電話 2月分 モバイルBB(弥生幸子)
令和2年3月15日	2461 現金	100,010 売上高	100,010 現金売上
令和2年3月15日	2462 [製]通信費	6,008 普通預金	6,008 電話料 2月分 JTT
令和2年3月15日	2463 仕入高	34,000 買掛金	34,000 H001橋本商会
令和2年3月15日	2463 仕入高	60,000 買掛金	60,000 H001橋本商会
令和2年3月15日	2463 仕入高	25,000 買掛金	25,000 H001橋本商会
令和2年3月15日	2463 仕入高	12,500 買掛金	12,500 H001橋本商会
令和2年3月15日	2463 仕入高	30,000 買掛金	30,000 H001橋本商会
令和2年3月15日	2463 仕入高	12,500 買掛金	12,500 H001橋本商会
令和2年3月15日	2463 仕入高	12,500 買掛金	12,500 H001橋本商会
令和2年3月15日	2464 仕入高	34,000 買掛金	34,000 H001橋本商会
令和2年3月15日	2464 仕入高	60,000 買掛金	60,000 H001橋本商会
令和2年3月15日	2464 仕入高	12,500 買掛金	12,500 H001橋本商会
令和2年3月15日	2464 仕入高	12,500 買掛金	12,500 H001橋本商会
令和2年3月15日	2464 仕入高	30,000 買掛金	30,000 H001橋本商会

令和2年3月15日	2464 仕入高	25,000 買掛金	25,000 H001橋本商会
令和2年3月15日	2464 仕入高	12,500 買掛金	12,500 H001橋本商会
令和2年3月15日	2465 買掛金	985,687 当座預金	985,687 買掛金支払
令和2年3月15日	2466 買掛金	220,000 当座預金	220,000 買掛金支払
令和2年3月16日	2467 現金	165,962 売上高	165,962 現金売上
令和2年3月17日	2468 普通預金	500,000 現金	500,000 預入れ
令和2年3月17日	2469 現金	119,096 売上高	119,096 現金売上
令和2年3月17日	2470 売掛金	1,430,500 売上高	1,430,500 文京食器店
令和2年3月18日	2471 仕入高	540,000 買掛金	540,000 A201アトラス
令和2年3月18日	2471 仕入高	600,000 買掛金	600,000 A201アトラス
令和2年3月18日	2471 仮払消費税等	57,000 買掛金	57,000 A201アトラス
令和2年3月19日	2472 [製]消耗品費	1,050 現金	1,050 マット、モップ代
令和2年3月19日	2473 売掛金	496,100 売上高	496,100 中央産業
令和2年3月20日	1778 交際費	10,000 現金	10,000 軽減税率：交際費（贈答品）
令和2年3月20日	1779 交際費	15,000 仮払金	15,000 軽減税率：仮払精算（お土産・贈答品）
令和2年3月20日	1785 買掛金	3,558,215 支払手形	3,558,215 発行,期日:R.02/05/19
令和2年3月20日	2474 リース料	5,250 普通預金	5,250 レジスターりース料
令和2年3月20日	2475 現金	184,600 売上高	184,600 現金売上
令和2年3月20日	2476 買掛金	260,925 当座預金	260,925 I201イーグル
令和2年3月20日	2477 買掛金	138,250 当座預金	138,250 M201ミラクル
令和2年3月20日	2478 売掛金	1,400,000 売上高	1,400,000 愛知マート
令和2年3月20日	2478 売掛金	420,000 売上高	420,000 愛知マート
令和2年3月20日	2478 売掛金	34,440 売上高	34,440 愛知マート
令和2年3月20日	2478 売掛金	92,722 仮受消費税等	92,722 L003愛知マート

令和2年3月20日	2479 売掛金	71,525 仮受消費税等	71,525 B001文京食器店
令和2年3月20日	2480 売掛金	24,805 仮受消費税等	24,805 C001中央産業
令和2年3月20日	2554 長期借入金	196,507 当座預金	214,028 設備投資資金返済3月分
令和2年3月20日	2554 支払利息	17,521	
令和2年3月21日	2481 現金	121,753 売上高	121,753 現金売上
令和2年3月22日	2482 現金	140,791 売上高	140,791 現金売上
令和2年3月22日	2483 普通預金	600,000 現金	600,000 預入れ
令和2年3月22日	2559 短期借入金	500,000 普通預金	509,791 短期借入金（年末融資（令和1年））返済3回目
令和2年3月22日	2559 支払利息	9,791	
令和2年3月23日	2484 現金	87,905 売上高	87,905 現金売上
令和2年3月23日	2485 給料手当	1,010,800	給与 3月分//
令和2年3月23日	2485 役員報酬	800,000 立替金	9,877 弥生幸子 3月分//雇用保険 3月分
令和2年3月23日	2485 旅費交通費	71,440 現金	285,804 //給与 3月分
令和2年3月23日	2485 支払手数料	2,160 当座預金	1,405,742 //給与 3月分 振込
令和2年3月23日	2485 [製]給料手当	267,600 預り金	204,860 紿与 3月分//源泉所得税 3月分
令和2年3月23日	2485	預り金	199,567 //社会保険料 3月分
令和2年3月23日	2485	預り金	37,100 //住民税 3月分
令和2年3月23日	2485	預り金	9,050 //介護保険料 3月分
令和2年3月24日	2486 現金	124,505 売上高	124,505 現金売上
令和2年3月25日	1780 新聞図書費	4,000 現金	4,000 軽減税率：新聞購読料（定期購読）
令和2年3月25日	1781 新聞図書費	3,500 普通預金	3,500 軽減税率：新聞代（定期購読）普通預金
令和2年3月25日	1782 新聞図書費	3,000 当座預金	3,000 軽減税率：新聞代（定期購読）自動振替
令和2年3月25日	1783 仮払金	15,000 現金	15,000 仮払金支給(交際費)
令和2年3月25日	2487 買掛金	199,500 当座預金	199,500 買掛金支払

令和2年3月25日	2488 通信費	2,513 普通預金	2,513 国際電話料 IB テレコム : 銀食器
令和2年3月25日	2489 当座預金	973,643 売掛金	973,643 売掛金振込入金
令和2年3月25日	2490 当座預金	350,070 売掛金	350,610 K002川崎ホームショップ [*]
令和2年3月25日	2490 支払手数料	540	K002川崎ホームショップ [*]
令和2年3月27日	2491 交際費	207,900 現金	207,900 お歳暮 やよいデパート
令和2年3月27日	2492 福利厚生費	4,700 現金	4,700 残業食事 ラーメン珍楽 (清水)
令和2年3月27日	2493 リース料	12,300 普通預金	12,300 コピーリース料 アジア信販
令和2年3月27日	2494 現金	238,886 売上高	238,886 現金売上
令和2年3月27日	2495 仕入高	108,000 買掛金	108,000 H002北海商事
令和2年3月28日	2496 地代家賃	21,000 現金	21,000 駐車場 早川
令和2年3月28日	2497 旅費交通費	10,040 現金	10,040 アルバイト通勤定期代 城西バス
令和2年3月28日	2498 買掛金	1,258,756 当座預金	1,258,756 買掛金支払
令和2年3月28日	2499 買掛金	2,058,793 当座預金	2,058,793 買掛金支払
令和2年3月28日	2500 現金	143,458 売上高	143,458 現金売上
令和2年3月28日	2501 支払報酬料	50,000 普通預金	45,000 税理士顧問料 3月分
令和2年3月28日	2501	預り金	5,000
令和2年3月28日	2502 仕入高	1,958,654 買掛金	1,958,654 H001橋本商会
令和2年3月28日	2503 仮払消費税等	58,775 買掛金	58,775 H001橋本商会
令和2年3月28日	2504 売掛金	218,400 売上高	218,400 川崎ホームショップ [*]
令和2年3月28日	2504 売掛金	150,000 売上高	150,000 川崎ホームショップ [*]
令和2年3月28日	2504 売掛金	18,420 仮受消費税等	18,420 K002川崎ホームショップ [*]
令和2年3月29日	2505 福利厚生費	546 現金	546 お茶菓子 セブンマート城西店 (中村)
令和2年3月29日	2506 給料手当	85,200 現金	85,200 アルバイト店員
令和2年3月29日	2507 地代家賃	189,000 普通預金	189,000 店舗家賃振込

令和2年3月29日	2508 当座預金	856,478 売掛金	856,478 売掛金振込入金
令和2年3月29日	2509 地代家賃	252,000 当座預金	252,000 事務所家賃支払
令和2年3月29日	2510 車両費	89,653 当座預金	89,653 北海石油・ガソリン代
令和2年3月29日	2511 荷造運賃	365,200 当座預金	365,200 やよい配送・運賃
令和2年3月29日	2512 現金	170,248 売上高	170,248 現金売上
令和2年3月30日	2513 旅費交通費	56,800 現金	56,800 通勤定期代 城西バス
令和2年3月30日	2514 [製]材料仕入高	236,000 買掛金	236,000 3月分、地金
令和2年3月30日	2515 現金	94,658 売上高	94,658 現金売上
令和2年3月30日	2516 普通預金	550,000 当座預金	550,000 預け替え
令和2年3月30日	2517 仕入高	3,508,963 買掛金	3,508,963 当月仕入請求／3月分
令和2年3月30日	2518 仕入高	563,895 買掛金	563,895 H002北海商事
令和2年3月30日	2519 仮払消費税等	48,975 買掛金	48,975 H002北海商事
令和2年3月30日	2520 売掛金	14,600 仮受消費税等	14,600 I002市川ストア
令和2年3月30日	2521 普通預金	312,050 売掛金	312,050 I002市川ストア
令和2年3月31日	2522 買掛金	3,420,000 当座預金	3,420,000 買掛金送金
令和2年3月31日	2523 当座預金	4,100,000 売掛金	4,100,000 振込・山口聖子
令和2年3月31日	2524 当座預金	1,542,587 売掛金	1,542,587 売掛金振込入金
令和2年3月31日	2525 買掛金	4,528,964 当座預金	4,528,964 買掛金支払
令和2年3月31日	2531 [製]地代家賃	115,000 現金	115,000 3月分
令和2年3月31日	2532 [製]材料仕入高	78,000 買掛金	78,000 3月分、パーツ代
令和2年3月31日	2533 買掛金	72,000 当座預金	72,000 買掛金支払
令和2年3月31日	2534 [製]外注加工費	198,000 買掛金	198,000 3月分デザイン料
令和2年3月31日	2535 現金	95,810 売上高	95,810 現金売上
令和2年3月31日	2536 普通預金	500,000 現金	500,000 預入れ

令和2年3月31日	2537 [製]旅費交通費	7,800 現金	7,800 通勤定期代
令和2年3月31日	2539 法定福利費	243,512 普通預金	443,079 社会保険料会社負担／自動振替
令和2年3月31日	2539 預り金	199,567	社会保険料
令和2年3月31日	2539 [製]法定福利費	43,945 法定福利費	43,945 科目振替
令和2年3月31日	2540 売掛金	2,800 売上高	2,800 愛知マート
令和2年3月31日	2540 売掛金	4,760 売上高	4,760 愛知マート
令和2年3月31日	2540 売掛金	3,500 売上高	3,500 愛知マート
令和2年3月31日	2540 売掛金	553 仮受消費税等	553 L003愛知マート
令和2年3月31日	2541 当座預金	3,024,000 売掛金	3,024,000 未回収売掛金残高回収
令和2年3月31日	2542 当座預金	226,380 売掛金	226,812 L001 L S リビング大
令和2年3月31日	2542 支払手数料	432	L001 L S リビング大
令和2年3月31日	2543 現金	326,418 売掛金	326,418 L002 L S リビング福
令和2年3月31日	2544 現金	5,670 売掛金	5,670 W001ワーキングショップ 鈴鹿
令和2年3月31日	2545 買掛金	1,986,745 当座預金	1,986,745 H002北海商事
令和2年3月31日	2546 受取手形	587,698 売掛金	587,698 回収,期日:R.02/05/09,振出人:中野産業

【関数】

取引先	売上高
A社	1,000
B社	1,500
C社	800
D社	2,000
E社	1,300

データの個数

1,500以上の個数

担当者	商品	単価	数量	金額	平均値以上
佐藤	A	800	5	4,000	
鈴木	B	1,000	3	3,000	
高橋	C	600	10	6,000	
田中	D	1,200	7	8,400	
佐藤	E	750	4	3,000	
鈴木	A	800	6	4,800	
佐藤	D	1,200	8	9,600	
鈴木	E	750	5	3,750	
高橋	A	800	1	800	
平均					

平均値以上は「○」
平均値未満は「×」

担当者	商品	単価	数量	金額
佐藤	A	800	5	4,000
鈴木	B	1,000	3	3,000
高橋	C	600	10	6,000
田中	D	1,200	7	8,400
佐藤	E	750	4	3,000
鈴木	A	800	6	4,800
佐藤	D	1,200	8	9,600
鈴木	E	750	5	3,750
高橋	A	800	1	800
合計				

A商品計

担当者	商品	単価	数量
佐藤	A		1
鈴木	B		5
鈴木	D		4

商品マスター

商品コード	商品	単価
1	A	4,000
2	B	2,500
3	C	10,000
4	D	800

大 分 類	共通（研修関係）
中 分 類	講習、研修関係書類
名称（小分類）	研修資料
保存期間（満了日）	会3年（令和10年3月末）

徴収事務新任者研修II
資料 第1号

令和6年9月30日

各種ツールの活用

大阪国税局

徴収部 徴収課

徴収事務新任者研修Ⅱ

各種ツールの活用について

徴収課指導第二係

目次

- 研修の目的
- データ活用
- [REDACTED]とは
- 各種ツールの紹介
- [REDACTED]とは
- [REDACTED]の活用方法
- 参考資料

研修の目的

研修の目的

■ [REDACTED]とは何かを理解する

や、[REDACTED]を利用してすることで、事案の進行管理の検索が可能であることを理解する

[REDACTED]の概要を理解し、[REDACTED]
を理解する

※ BIの用語の説明については、参考資料に掲載

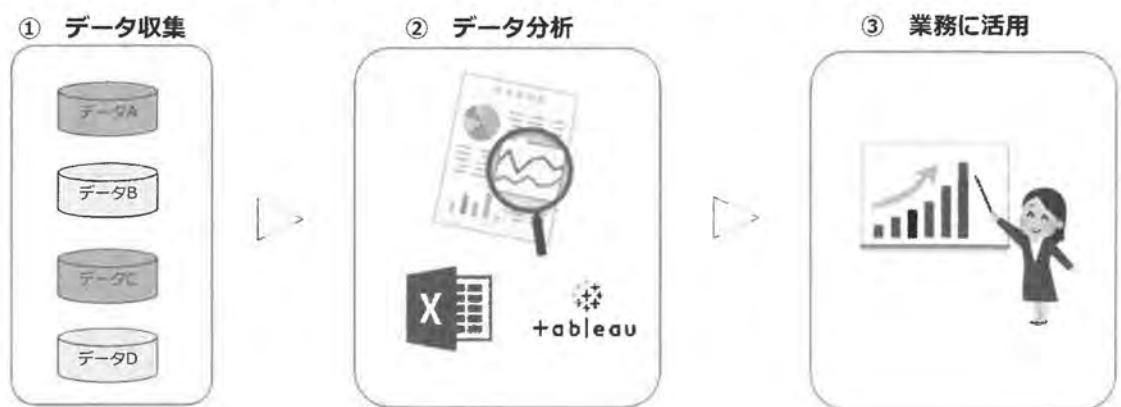
データ活用

データ活用①

データ活用とは

一言でいうと…「データを業務に役立てること」

具体的には、①データを収集、②データを分析、③業務に活用すること



データ活用②

データ活用のメリット

メリット①

経験や勘（主観的指標）ではなく、データ、統計手法等（客観的指標）に基づく現状の分析及び意思決定が可能

メリット②

業務における課題を効率的に把握

メリット③

意思決定スピードの向上

将来の予測が可能

さらに・・・

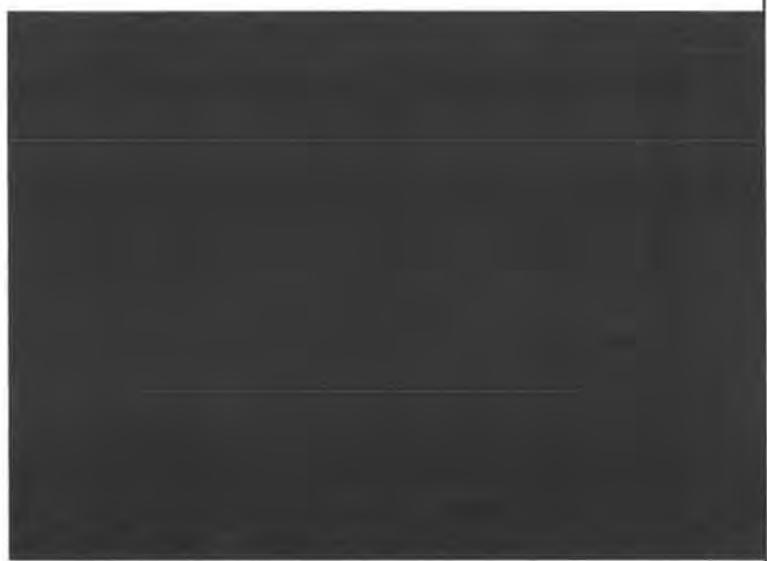


7

データ活用③

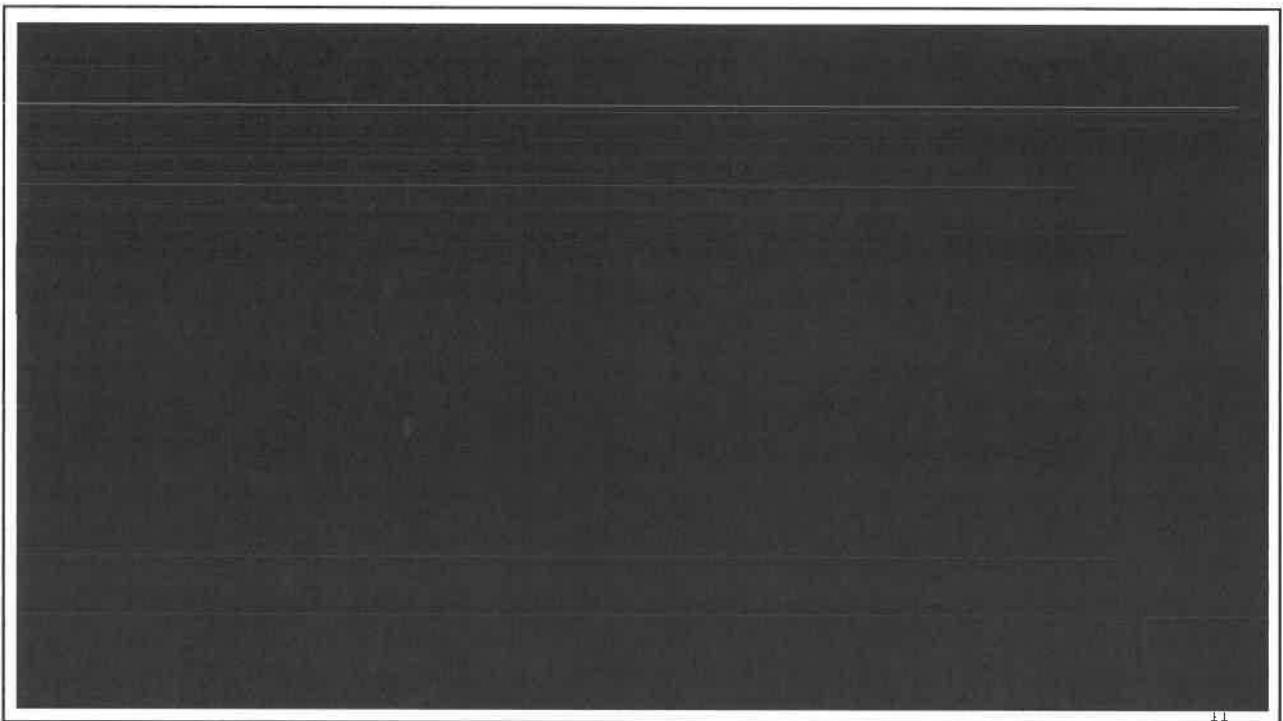
データ活用の基本（可視化の例）

可視化

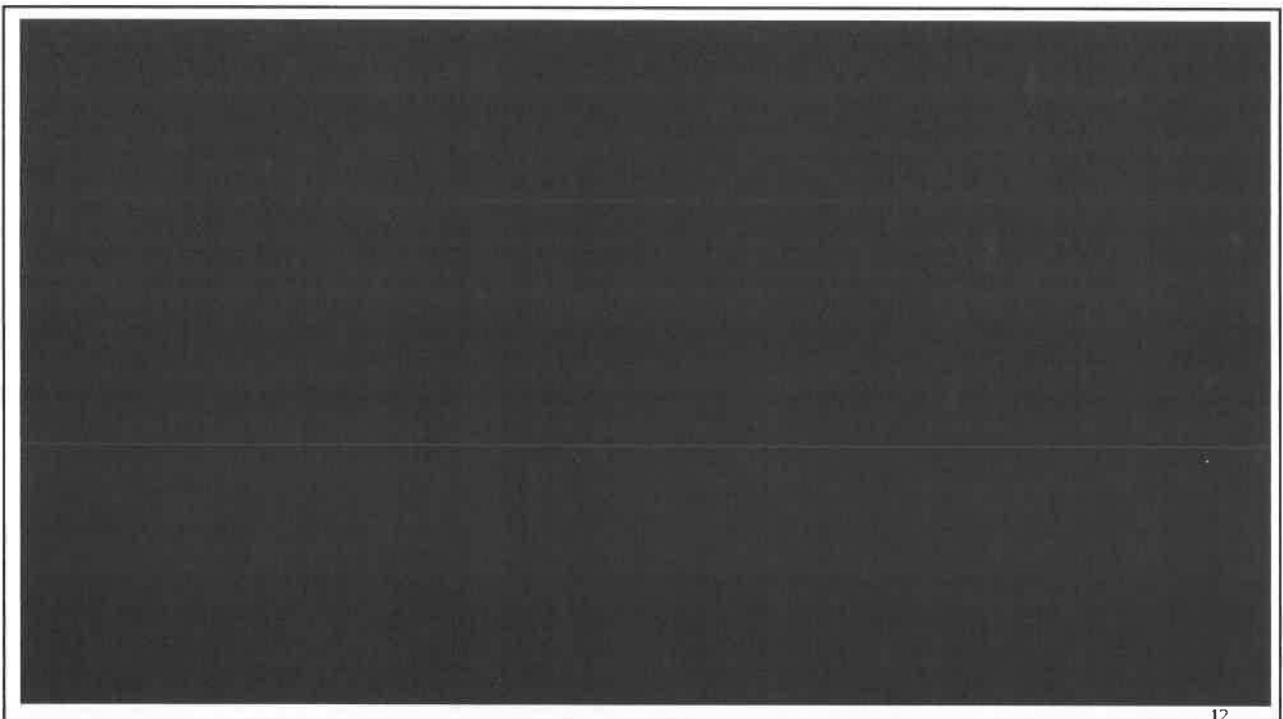


8

とは



11



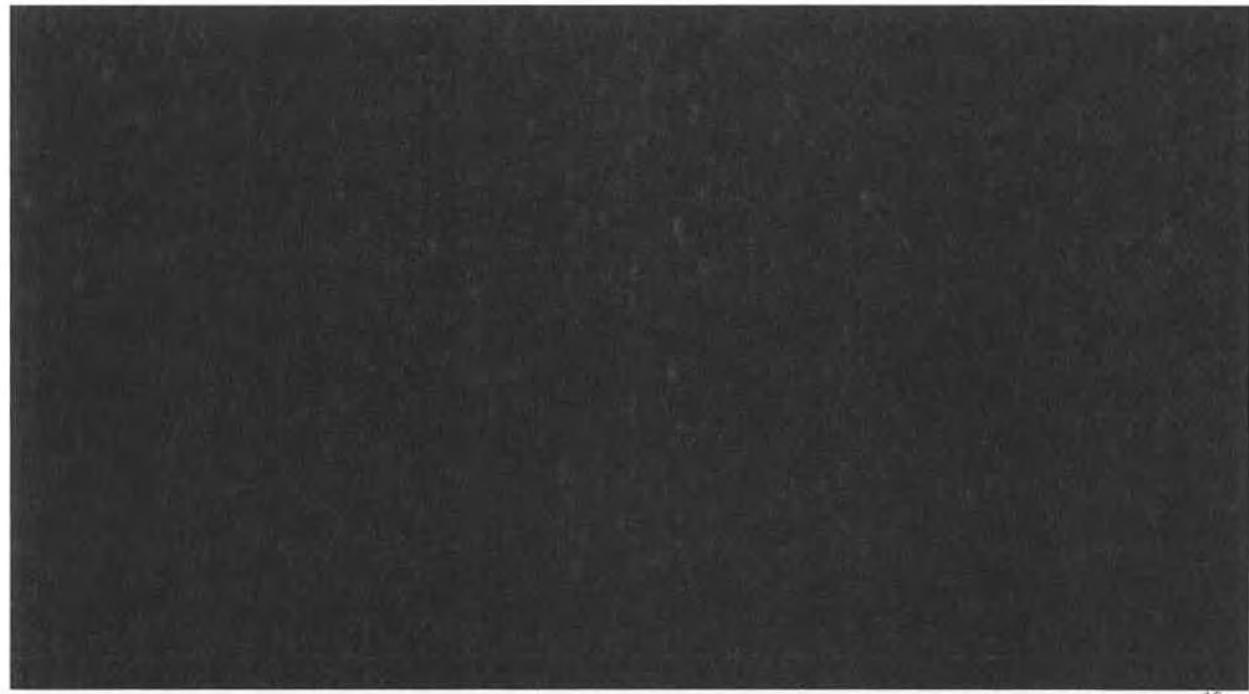
12

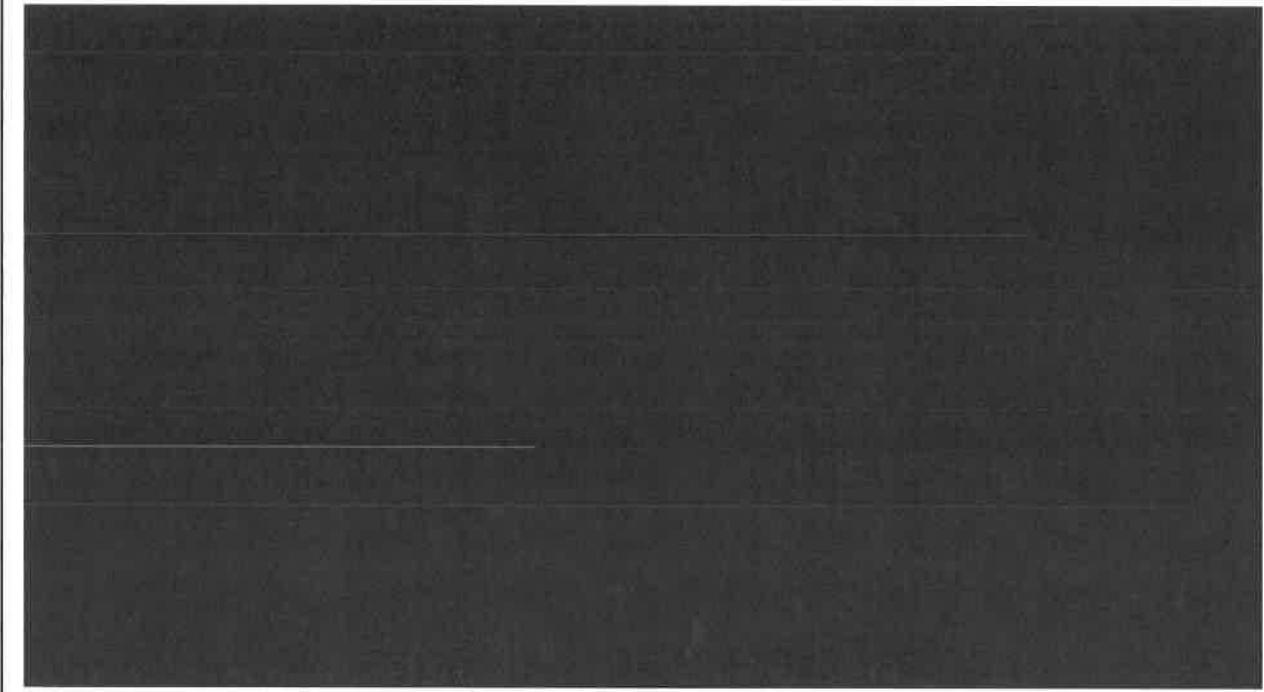
各種ツールの紹介

各種ツールの紹介

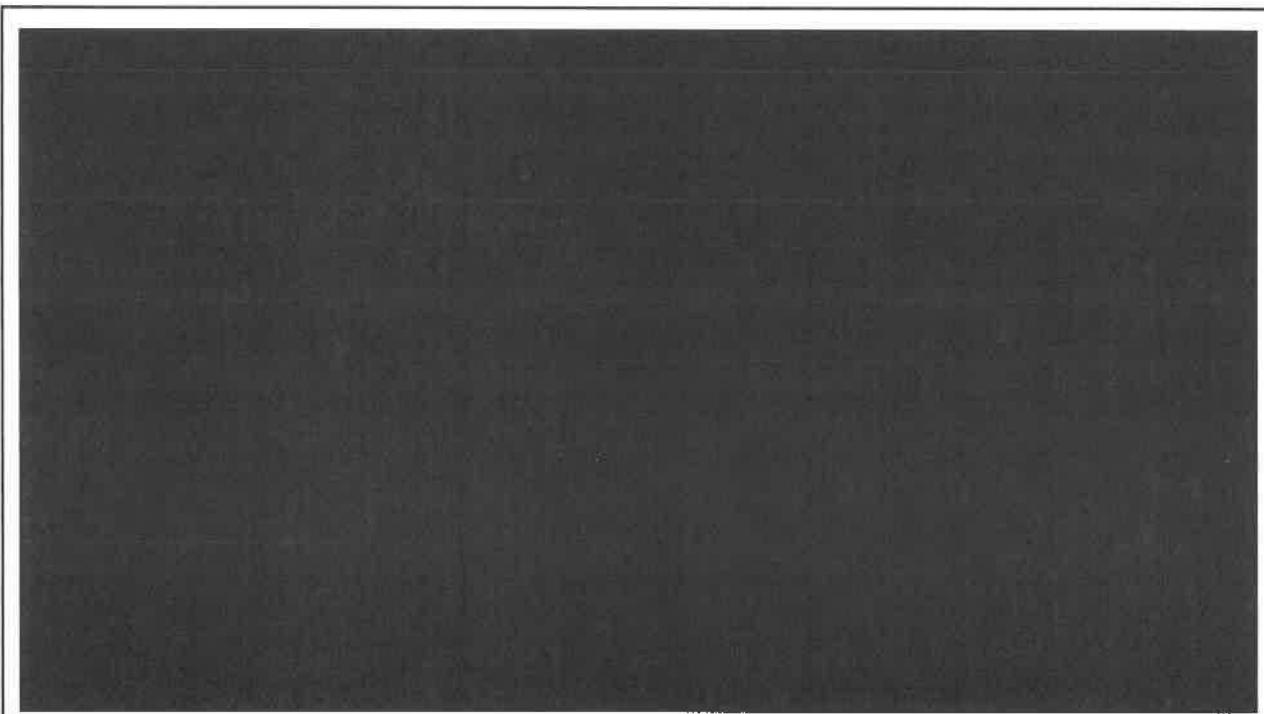
[REDACTED]とは

[REDACTED] の活用方法





19

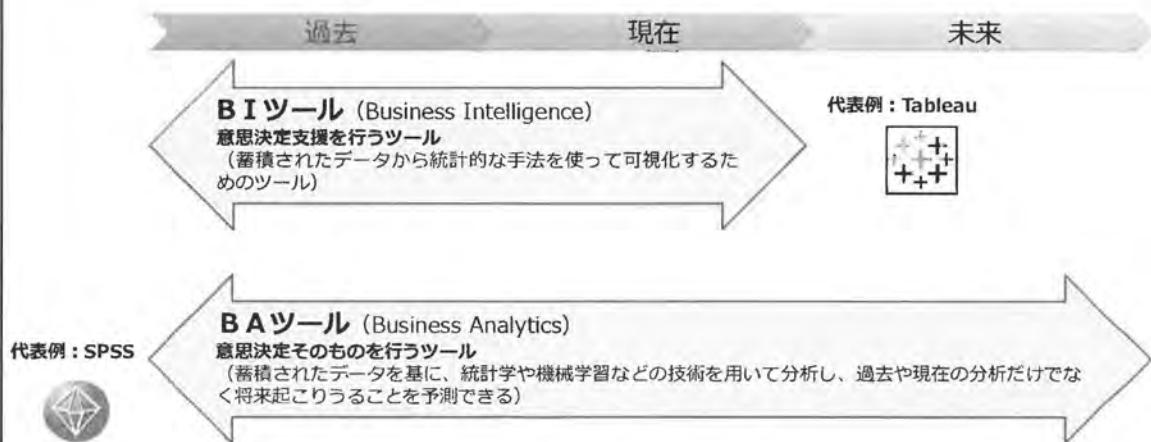


20

参考資料

参考資料

BIツールとBAツール



参考資料

Pythonについて

Pythonとは・・・AIやアプリ開発など、さまざまな開発に対応できるプログラミング言語

特徴
文法がシンプルで読み書きしやすい
実用的なライブラリが豊富にある
汎用性が高く色々なコンテンツを簡単に作成可能

Pythonでできること
自動データ処理や分析などの業務効率化
機械学習を使った人工知能の開発
スクレイピングによるWEB上の画像データ・テキストデータの自動収集

Pythonで作成されたWebサービス

サービス	詳細
	顧客のニーズを分析し提案する機能
	プラットフォームの開発、セキュリティ、顧客分析等



2

大 分 類	共通（研修関係）
中 分 類	講習、研修関係書類
名称（小分類）	研修資料
保存期間（満了日）	会3年（令和10年3月末）

徵 収 事 務 新 任 者 研 修 II
資 料 第 2 号

令 和 6 年 9 月 3 0 日

財産調査・財産差押え・交付要求

大 阪 国 稅 局

徵 収 部 徵 収 課

1 財産調査とは

財産調査とは、滞納者の潜在的な納付能力を顕在化させるための一切の調査である。

徴収職員が滞納処分を執行するに当たっては、滞納者が差押えの対象となる財産を有しているかどうか及び滞納者が現に有している財産が価額、換価性等から判断して差押えに適するものであるかどうか、あるいは滞納者の財産をその親族等が占有(所持)していないか、などについて調査・確認する必要がある。

また、財産の差押えに当たって、その対象となる財産が差し押さえる時点において滞納者に帰属しないなければならない(微基通47-5)ため、その帰属を認定するためにも必要な調査である。

このように財産調査は、滞納処分を行う上で欠くことのできない調査であることから、実務を行っていく上での調査の項目、順序等について画一的・網羅的に行うことなく、滞納者の状況等に応じ、その実情に即した調査を行うよう留意する。

2 財産調査のための権限

(1) 質問検査権

徴収職員は、滞納処分のため滞納者の財産を調査する必要があるときは、その必要と認められる範囲内において、滞納者とその他特定の者に質問し、その者の財産に関する帳簿書類(電磁的記録を含む。)その他の物件を検査し、又は当該物件(その写しを含む。)の提示若しくは提出を求めることができる(微141)。

※ 質問、検査又は提示若しくは提出の要求(以下、「質問検査等」という。)

○ 質問検査等をすることができる相手方

質問検査等の相手方

- 1 滞納者
- 2 滞納者の財産を占有する第三者及びこれを占有していると認めるに足りる相当の理由がある第三者
- 3 滞納者に対し債権若しくは債務があった、若しくはある又は滞納者から財産を取得したと認めるに足りる相当の理由がある者
- 4 滞納者が株主又は出資者である法人

(2) 質問検査等の権限の性質

質問検査等は、強制力を伴わない任意調査であることから、相手方の協力を得て行う必要があり、徴収職員の質問に対して答弁せず若しくは偽りの陳述をした者、検査を拒み、妨げ若しくは忌避した者又は提示若しくは提出の要求に対し、正当な理由なくこれに応じず、若しくは偽りの記載、記録をした帳簿書類その他の物件を提示し、若しくは提出をした者には罰則の適用がある(微188、190)。

(3) 検索

検索とは、国税徴収法により認められた強制調査であり、徴収職員が滞納処分のため差し押さえるべき財産の発見又は差し押さえた財産の占有等を行うために実施するものである。

イ 検索することができる場合（微142①、②）

徴収職員は、次に掲げる場合において、滞納処分のために必要があるときは、滞納者又は特定の第三者の物又は住居その他の場所について検索することができる。

検索できる場合

- 1 検索の相手方が滞納者である場合
- 2 滞納者の財産を所持する第三者がその引渡しをしない場合
- 3 滞納者の親族その他の特殊関係者が滞納者の財産を所持すると認めるに足りる相当の理由がある場合において、その引渡しをしない場合

ロ 検索することができる物及び場所（微142①、②）

物

滞納者又は第三者が使用し、若しくは使用していると認められる金庫、貸金庫、たんす、書箱、かばん、戸棚、衣装ケース、封筒等（微基通142-5）。

住居その他の場所

滞納者又は第三者が使用し、若しくは使用していると認められる住居、事務所、営業所、工場、倉庫等の建物のほか、間借り、宿泊中の旅館の部屋等があり、また、建物の敷地はもちろん、船車の類で通常人が使用し、又は物が蔵置される場所

※ 解散した法人について、清算事務が執られたとみられる清算人の住居は、検索できる「場所」に含まれる（微基通142-6）。

ハ 検索の方法（微142③）

戸等の開扉

- 1 滞納者又は第三者による開扉
- 2 徴収職員自らによる開扉
(滞納者又は第三者が開扉の求めに応じない場合等、やむを得ないとき(微基通142-7))

二 検索の時間制限（微143）

原則

日没後から日出前までは検索不可

時間制限の例外

- 1 日没前に着手した検索は日没後も継続可能
- 2 検索する場所が旅館、飲食店、その他夜間でも公衆が出入りすることができる場所（バー、キャバレー、映画館、演劇場、その他の興行場等）については、滞納処分の執行のためやむを得ない必要があると認めるに足りる相当の理由があるときは、日没後でもその営業等により公開している時間中は検索することができる。
※ 「滞納処分の執行のためやむを得ない必要があると認めるに足りる相当の理由がある」とは、次のような場合等をいう（微基通143-5）。
イ 検索の相手方が夜間だけ在宅又は営業し、あるいは、財産が夜間だけ蔵置されている等の事情が明らかである場合
ロ 滞納者が海外に出国することが前日に判明した場合

木 捜索の立会人（徵144）

検索の立会人

- 1 捜索を受ける滞納者又は第三者
- 2 捜索を受ける滞納者又は第三者の同居の親族で相当のわきまえのある者
- 3 捜索を受ける滞納者又は第三者の使用人その他の従業者で相当のわきまえのある者
- 4 1～3までの者が不在であるとき又は立会いに応じないときは、成年に達した者2人以上又は地方公共団体の職員若しくは警察官

(4) 出入禁止（徵145）

検索、差押え等の処分の執行に支障があると認められるときは、徵収職員は、次に掲げる者を除き、その場所に出入りすることを禁止することができる。

イ 出入りが認められる者

出入りが認められる者

- 1 滞納者（その滞納者が法人である場合は、その法人を代表する権限を有する者をいう。）
- 2 差押財産を保管する第三者及び検索を受けた第三者
- 3 1及び2に掲げる者の同居の親族
- 4 滞納者の国税に関する申告、申請その他の事項につき滞納者を代理する権限を有する者

ロ 出入禁止の方法

出入禁止の掲示

徵収職員は出入りを禁止した場合には、掲示、口頭その他の方法により、出入りを禁止した旨を明らかにする（徵基通145-6）。

出入禁止に従わない場合

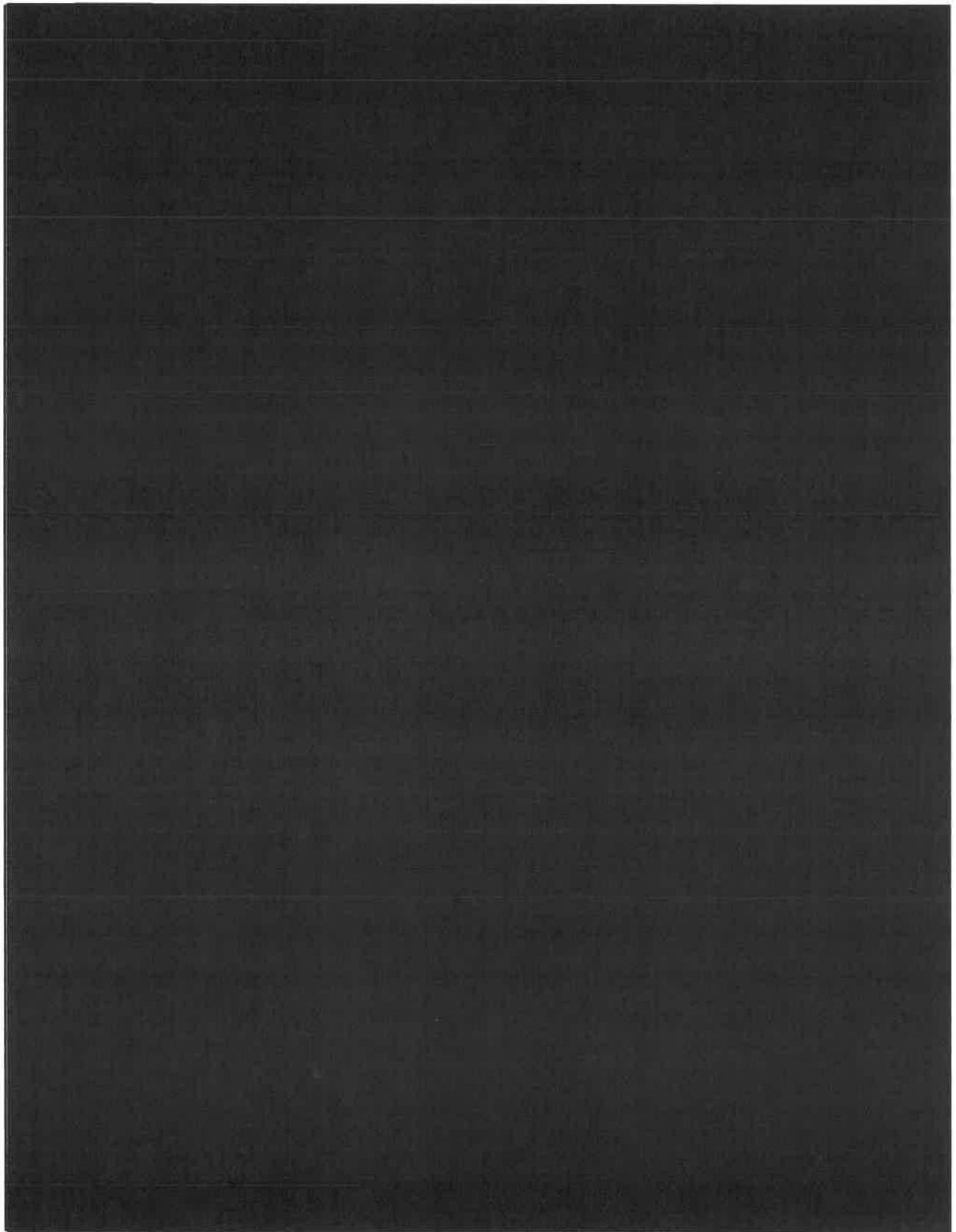
徵収職員の出入禁止命令に従わない者に対しては、扉を閉鎖する等必要な措置をとることができるものとするが、身体の拘束はできない（徵基通145-7）。

(5) 時効の完成猶予及び更新の効力

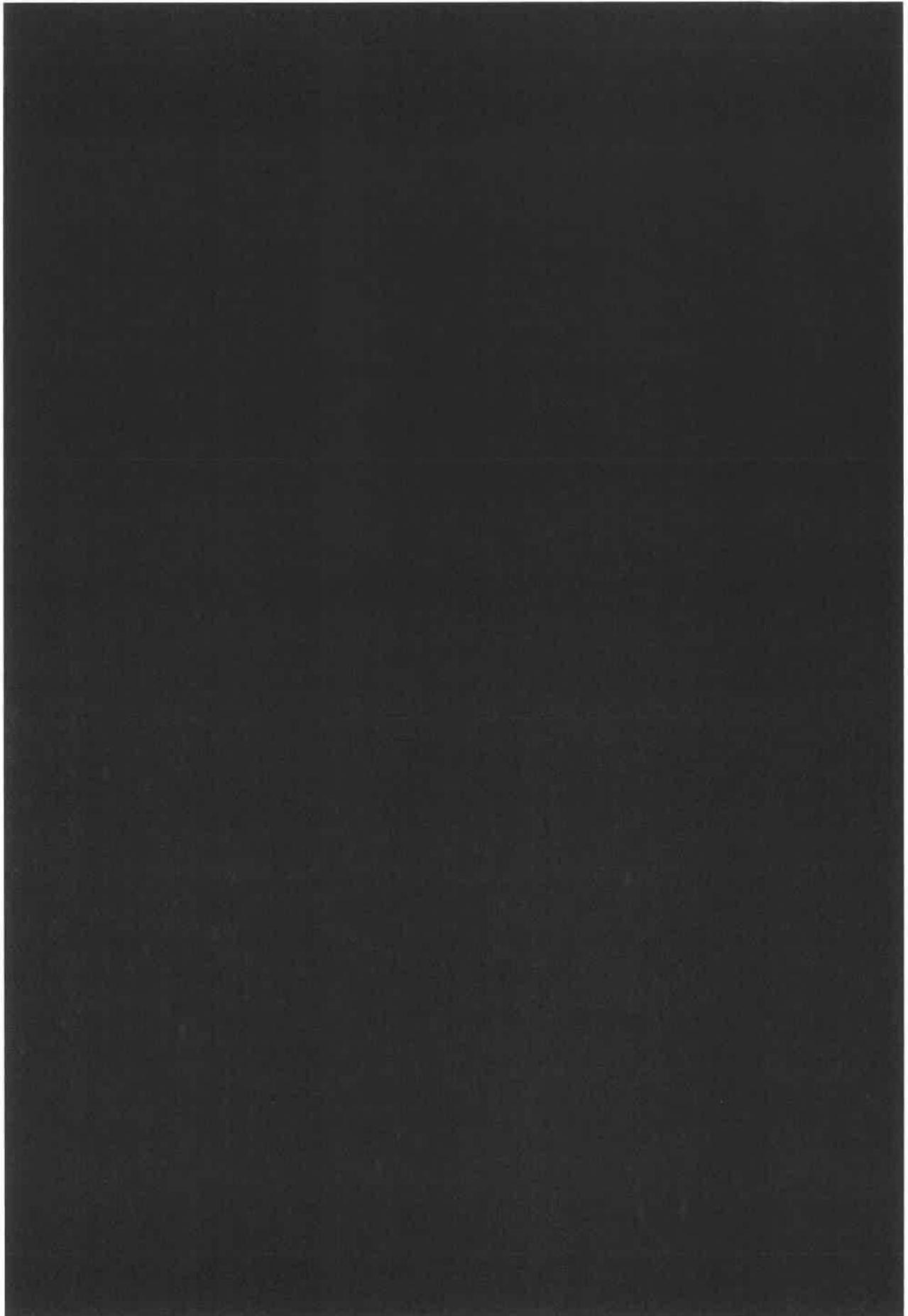
差押えのため検索したが、差し押さるべき財産がないために差押えができなかった場合は、その検索が終了した時に時効の更新の効力が生ずる。

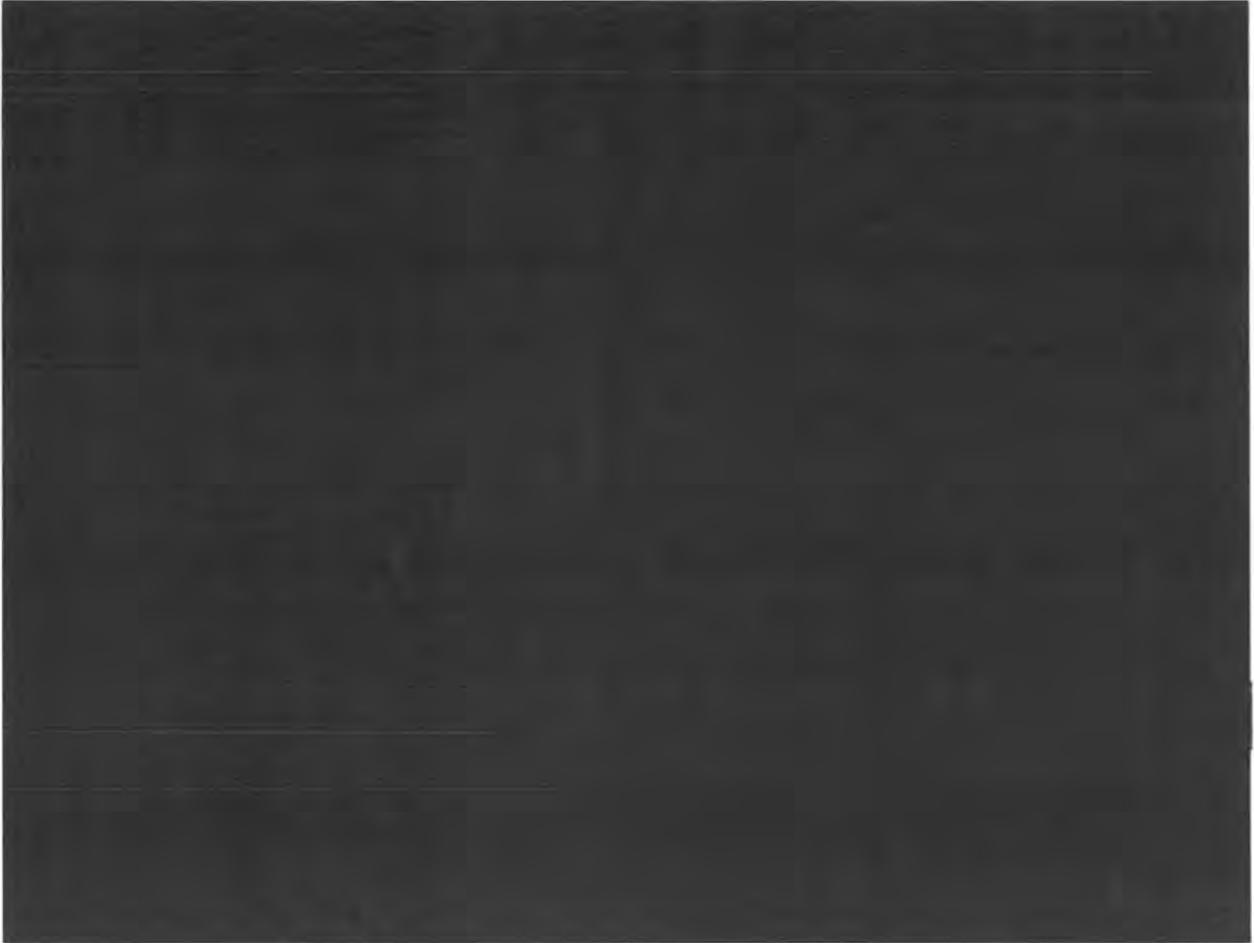
この場合において、その検索が第三者の住居等につきされたものであるときは、検索による時効の更新の効力は、その検索につき検索調書の謄本等により滞納者に対して通知したときに生ずる（徵基通142-11）。

○ 参 考



※ 固定資産課税台帳の所有者（納税者）は、その年の1月1日時点の所有者である。





検 査 及 び 搜 索 等	滞納者等に 対する質問 検査及び事 務所等の捜 索並びに取 引先等への 反面調査	質問	口頭又は書面により、直接又は間接に滞納者の財産を把握		
		検査	帳簿調査により、滞納者に係る財産の把握、事実の確認等		
	検査 及び 搜 索 等	検査との 違い	徴収	滞納処分のための財産の発見を目的とし、 <u>令状は不要</u>	
			査察	脱税を立証する資料の把握を目的とし、 <u>令状は必要</u>	

3 差押え

(1) 差押えの意義

滞納処分による差押えは、徴収職員が滞納者の特定の財産について法律上の処分(売買、贈与等)又は事実上の処分(き損・廃棄等)を禁止し、国が換価できる状態におく強制的な処分である。

(2) 差押えの性質

- ① 差押えは、徴収職員が行う強制的な行為であるため、滞納者の同意は不要
- ② 差押財産を保管中に、天災その他の不可抗力により、その財産が滅失し、亡失し、又はき損したときは、その損害はすべて滞納者が負担(徴基通 60-5)
- ③ 納税の猶予等を行った場合において、担保としての機能を持つ(通46⑥、徴152)。

(3) 差押えの要件

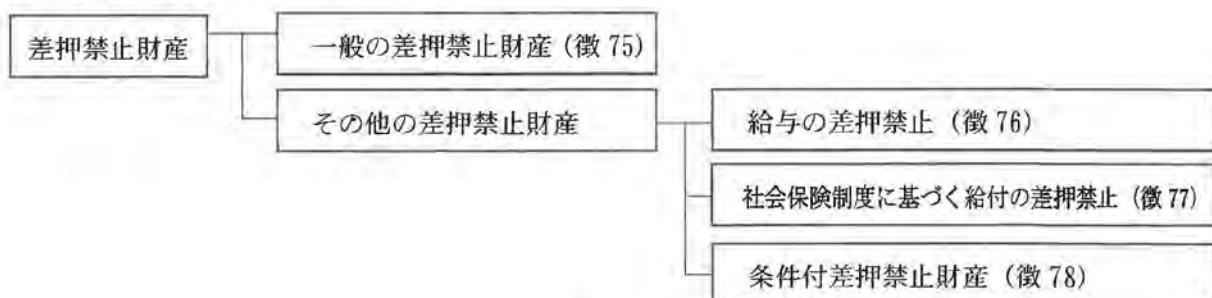
督促状を発した日から起算して10日を経過した日又は線上請求により指定された納期限までに、国税を完納しないとき(徴47①一、二)。

なお、督促を受けた滞納者について、督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに線上請求の事由(通38①)が生じた場合には、直ちに差押えができる(徴47②)。

(4) 差押対象財産の要件

- ① 財産が国税徴収法の施行地域内にあること(徴基通 47-6)
- ② 財産が差押え時に滞納者に帰属していること(徴基通 47-5)
- ③ 財産が金銭的価値を有すること(徴基通 47-7)
- ④ 財産が譲渡又は取立てができるものであること(徴基通 47-8)
- ⑤ 財産が差押禁止財産でないこと(徴 75~78)

(5) 差押禁止財産の種類



※ なお、国税徴収法に規定する財産以外の財産であっても、他の法令により差押えが禁止されているものがあるため、注意が必要である。

(6) 差押財産の選択

差押財産の選択は、徴収職員の裁量に委ねられている。

しかしながら、差押えは、滞納者及び第三者の権利に重大な影響を及ぼすことから、差押財産の選択に当たっては、次の事項に十分に留意する必要がある（徴基通47-17）。

留
意
事
項

- ① 第三者の権利を害することが少ない財産であること
- ② 滞納者の生活の維持又は事業の継続に与える支障が少ない財産であること
- ③ 換価が容易な財産であること
- ④ 保管又は引揚げに便利な財産であること

イ 超過差押えの禁止（徴48①）

国税を徴収するために必要な財産以外の財産は差し押さえることができない。ただし、差押財産が不可分物である場合には、その財産の価額が差押えに係る国税の額を超過する場合であっても、その差押えは違法とはならない。

なお、不可分物とは、おおむね次に掲げるものをいう（徴基通48-3）。

不
可
分
物

- ① 物の性状から分割することができないもの（例：1つの絵画、宝石）
- ② 分割することはできるが、分割することにより物の経済的価値を著しく害するもの（例：1棟の家屋）
- ③ 法律上分割して売却することができないもの（例：工場財団の組成物件）

ロ 無益な差押えの禁止（徴48②）

差し押さえができる財産の価額が、その差押えに係る滞納処分費及び徴収すべき国税に先立つ他の国税、地方税、その他の債権の金額の合計額を超える見込みがないときは、その財産は差し押さえできない。

なお、これに反して行われた無益な差押えは、超過差押えの場合と同様に、取消しの原因となることがある。

(7) 徴収法上の財産の区分

差 押 対 象 財 産	動 産	民法上の動産のうち、登記（登録）された船舶、航空機、自動車及び建設機械を除いたもの
	有価証券	財産権を表彰する証券で、その権利の行使又は移転が証券をもってされるもの
	債 権	金銭又は財産の給付を目的とする請求権（例：売掛金、銀行預金、郵便貯金、消費貸借による債権、俸給、給料）
	不動産等	民法上の不動産のほか、登記（登録）された船舶、航空機、自動車、建設機械等
	無体財産権等	上記の財産以外の財産（例：特許権、著作権、電話加入権、信用金庫持分等）

4 差押えの手続及び効力

(1) 各種財産に共通する差押手続

イ 差押調書の作成

徴収職員は、滞納者の財産を差し押さえたときは、差押調書を作成し、これに署名押印（記名押印を含む。）しなければならない（徴54、徴令21）。

ロ 滞納者への差押えの通知

徴収職員は、滞納者の財産を差し押さえたときは、次の差押財産の区分により差押調書謄本又は差押書を交付又は送達しなければならない。

差押調書謄本を交付する差押財産 (徴54)	① 動産又は有価証券
	② 債権
	③ 第三債務者等のある無体財産権等
	④ 振替社債等
差押書を交付する差押財産 (徴68①、70①、71①、72①)	① 不動産
	② 登記（登録）された船舶及び航空機
	③ 登録を受けた自動車及び建設機械
	④ 第三債務者等のない無体財産権等

ハ 質権者等への差押えの通知

税務署長は、次に掲げる財産を差し押さえたときは、それぞれの権利者等のうち知っている者に対し、差押えをした旨の通知をしなければならない（微55）。

差 押 財 産	通 知 の 相 手
質権、抵当権、先取特権、留置権、賃借権、その他の第三者の権利（担保のための仮登記に係る権利を除く。）の目的となっている財産	権利を有する者
仮登記がある財産	仮登記の権利者
仮差押え又は仮処分がされている財産	仮差押え又は仮処分をした保全執行裁判所又は執行官

(2) 差押えの一般的効力

イ 処分禁止の効力

差押えは、その差押財産について、法律上の処分（売買、贈与等）又は事実上の処分（き損・廃棄等）で国税を徴収するのに不利益となる処分を禁止する効力がある（微基通47-51）。

ロ 時効の完成猶予及び更新の効力

差押えは、徴収権の消滅時効の完成猶予の効力がある（通72③、民148①一、微基通47-55）。この時効の完成猶予の効力は、差押えを解除するまで継続し、解除した時から新たに時効が進行する。

差押財産を換価した場合	換価に基づく配当が終了した時
差押財産が滅失した場合	滅失した時
差押えを解除した場合	解除した時

ハ 相続等があった場合の効力

滞納処分執行後に、滞納者が死亡又は滞納者である法人が合併により消滅したときは、その財産につき滞納処分を続行することができる（微139①）。

ニ 徒物に対する効力

主物（例：建物）を差し押さえた場合には、徒物（例：畳、建具）に対しても差押えの効力が及ぶ（民87②）。

木 果実に対する効力

天然果実に対する効力	差押えの効力は、差押財産から生ずる天然果実（民88①、例：乳牛を差し押された場合の牛乳）にも及ぶ（微52①）。
法定果実に対する効力	差押えの効力は、差押財産から生ずる法定果実（民88②、例：賃貸物件を差し押された場合の賃料）には及ばない（微52②）。 ※ ただし、債権を差し押された場合における差押後の利息には差押えの効力が及ぶ（微52②ただし書）。

ヘ 保険金に対する効力

差押財産が損害保険に付され、又は共済の目的となっているときは、その差押えの効力は、保険金又は共済金の支払を受ける権利に及ぶ（微53①）。ただし、財産を差し押された旨を保険者又は共済事業者に通知しなければ、その差押えをもってこれらの者に対抗することができない（微53①ただし書）。

(3) 財産の種類と差押手続等

財産の種類	差 押 手 続				差押えの効力 発 生 時 期
	差押えの方法	差押調書 の作成	滞納者へ の通知	権利者 への通知	
動 産 有価証券	① 占有（微56①） ② 封印などの表示（微60②）		差押調書謄本の 交付（微54一）		① 占有時（微56②） ② 表示時（微60②）
債 権	○ 第三債務者に対する債権差押通知書の送達（微62①）		差押調書謄本の 交付（微54二）		○ 債権差押通知書が 送達された時（微62 ③）
不動産等	① 差押書の送達（微68①） ② 登記（微68③）	いずれの 場合でも 差押調書 の作成が 必要	差押書の送達 (微68①)	いずれの 場合でも 差押財産 上の権利 関係人に 差押えの 通知が必 要（微54）	① 差押書が送達され た時（微68②） ② ①より前に差押え の登記がされた場合 は、その時（微68④）
第三債務者等のない 無体財産権	○ 差押書の送達（微72①）	必要 (微54)	差押書の送達 (微72①)	差押えの 通知が必 要（微55）	○ 差押書が送達され た時（微72②）
第三債務者等のある 無体財産権	○ 第三債務者等に対する差押通知書の送達（微73①）		差押調書謄本の 交付（微54三）		○ 差押通知書が送達 された時（微73②）
振替社債等	○ 発行者及び振替 機関等に対する差 押通知書の送達 (微73の2①)		差押調書謄本の 交付（微54三）		○ 差押通知書が送達 された時（微73の2 ③）

5 交付要求

(1) 交付要求の意義

交付要求とは、滞納者の財産について既に強制換価手続が開始された場合に、その手続に参加し滞納国税への交付（配当）を求める手続である。

なお、交付要求は、それ自体が強制的に滞納国税を実現させることはなく、この点において差押え、換価及び配当と異なる。

(2) 交付要求の要件

次のいずれにも該当するときは、交付要求ができる（微82①）。

① 滞納者の財産について強制換価手続が行われたこと。

② 滞納国税があること。

※ 納期限を経過した国税であればよく、督促の有無、猶予期間中、滞納処分の停止中であるか否かを問わない（微基通82-1）。

(3) 交付要求の制限

交付要求を行うと、国税優先の原則により、国税に劣後する債権者の利害に重大な影響を及ぼすこととなるため、これらの債権者を保護するため、次のいずれにも該当するときは、交付要求を行わない（微83）。

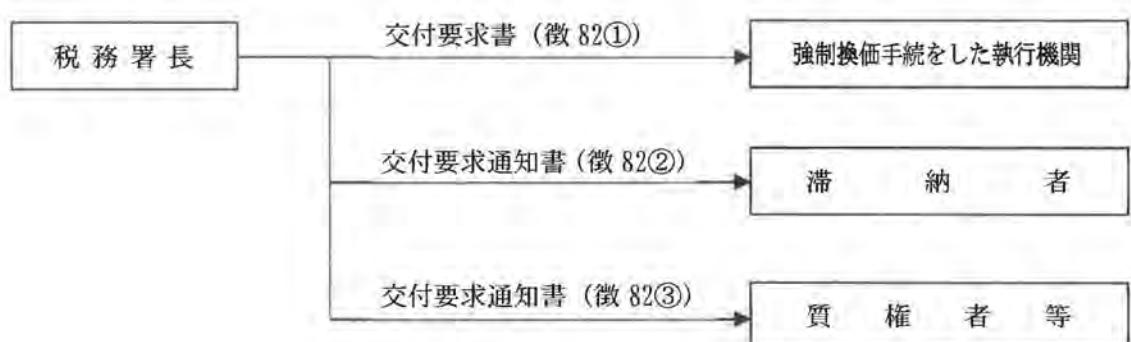
① 滞納者が、他に換価が容易な財産で、かつ、第三者の権利の目的となっていないものを有していること。

※ 「換価の容易な財産」とは、評価が容易であり、かつ、滞納処分との関係において市場性のある財産をいうが、その財産は、換価をするために直ちに差押えをすることができるものに限られる。

なお、債権については、確実に取り立てができると認められるものも、換価の容易な財産に含まれるものとする（微基通83-2、50-5）。

② ①の財産を換価することにより、滞納国税の全額を徴収できること。

(4) 交付要求の手続



(5) 交付要求の効力

配当を受ける効力	先行の執行機関により強制換価手続が行われた場合に、その換価代金から配当を受けることができる。
時効の完成猶予及び更新の効力	交付要求は、時効の完成猶予及び更新の効力を有し、交付要求をしている間は、時効の完成猶予が継続する（通73①五）。

※ 交付要求は、交付要求を受けた執行機関の強制換価手続が解除又は取り消された場合には、その効力を失う（微基通82-8）。

6 参加差押え

(1) 参加差押えの意義

参加差押えは、交付要求の一つとして行われるものであり、参加差押えを受けた差押えが解除されるまでの効力は交付要求と同様であるが、参加差押えを受けた先行の差押えが解除された場合、参加差押えをした時等にさかのぼって差押えの効力を生じ、その後は参加差押財産の換価処分ができる（微基通86-1）。

(2) 参加差押えの要件

次のいずれにも該当するときは、参加差押えができる（微86①）。

- ① 滞納者の次の財産について、既に滞納処分による差押えがされていること。

※ 動産、有価証券、不動産、船舶、航空機、自動車、建設機械、小型船舶、電話加入権

- ② 滞納国税が差押えの要件（微47）を備えていること。

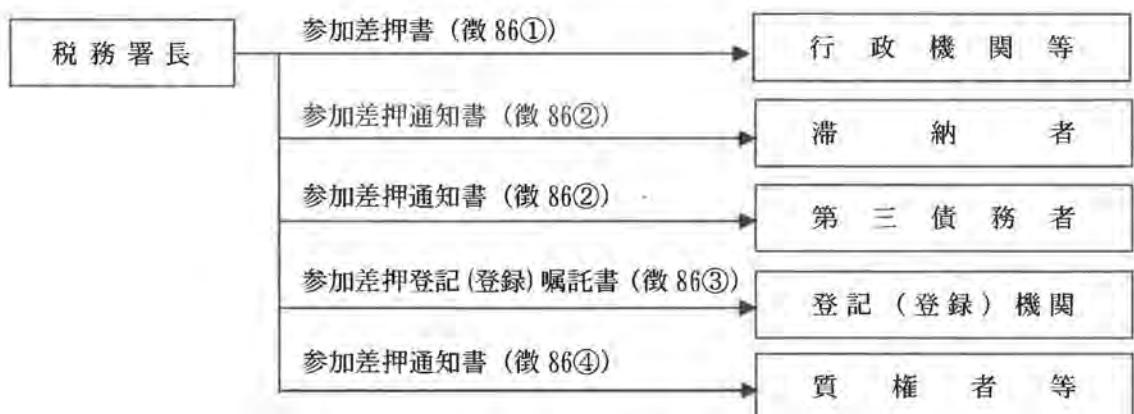
(3) 参加差押えの制限

交付要求と同様に、次のいずれにも該当するときは、参加差押えを行わない（微88①）。

- ① 滞納者が、他に換価が容易な財産で、かつ、第三者の権利の目的となっていないものを所有していること。

- ② ①の財産を換価することにより、滯納国税の全額を徴収できること。

(4) 参加差押えの手続



(5) 参加差押えの効力

配当を受ける効力	対象財産が、先行の行政機関等により換価に付された場合に、換価代金から配当を受けることができる。											
時効の完成猶予及び更新の効力	交付要求と同様に時効の完成猶予及び更新の効力を有し、参加差押えがされている間は、時効の完成猶予が継続する（通73①五）。											
換価遅延に対し催告ができる効力	先行の滞納処分による差押財産が相当期間内に換価に付されないときは、速やかにその換価をすべきことをその滞納処分をした行政機関等に催告することができる（徵87③）。											
先行の差押えが解除された場合の効力	<p>参加差押えをした財産について、先行の差押えが解除されたときは、次の財産の種類ごとに、それぞれに掲げる時に遡って差押えの効力が生ずる（徵87①）。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>財産の種類</th> <th>差押えの効力が発生する時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>動産及び有価証券</td> <td>参加差押書が先行の差押えをした行政機関等に送達された時</td> </tr> <tr> <td>不動産（鉱業権を除く）、船舶、航空機、自動車、建設機械、小型船舶</td> <td>参加差押通知書が滞納者に送達された時 ただし、参加差押えの登記（登録）がその送達前にされた場合は、その登記（登録）がされた時</td> </tr> <tr> <td>電話加入権</td> <td>参加差押通知書が第三債務者に送達された時</td> </tr> <tr> <td>鉱業権</td> <td>参加差押えの登録がされた時</td> </tr> </tbody> </table> <p>参加差押えをした財産が動産、有価証券、自動車、建設機械若しくは小型船舶である場合、先行の行政機関等が差押えを解除すると、その財産の引渡しを受けることができる（徵基通87-1）。</p>		財産の種類	差押えの効力が発生する時	動産及び有価証券	参加差押書が先行の差押えをした行政機関等に送達された時	不動産（鉱業権を除く）、船舶、航空機、自動車、建設機械、小型船舶	参加差押通知書が滞納者に送達された時 ただし、参加差押えの登記（登録）がその送達前にされた場合は、その登記（登録）がされた時	電話加入権	参加差押通知書が第三債務者に送達された時	鉱業権	参加差押えの登録がされた時
財産の種類	差押えの効力が発生する時											
動産及び有価証券	参加差押書が先行の差押えをした行政機関等に送達された時											
不動産（鉱業権を除く）、船舶、航空機、自動車、建設機械、小型船舶	参加差押通知書が滞納者に送達された時 ただし、参加差押えの登記（登録）がその送達前にされた場合は、その登記（登録）がされた時											
電話加入権	参加差押通知書が第三債務者に送達された時											
鉱業権	参加差押えの登録がされた時											

他の法令により差押えが禁止されている財産

法令名(差押えの禁止について規定する条項)	差押えが禁止される財産
独立行政法人医薬品医療機器総合機構法(第36条)	副作用救済給付又は感染救済給付(第15条第1項、第16条、第20条)を受ける権利
恩給法(第11条第3項)	恩給(第45条から第46条の2まで、第60条、第63条、第73条、第74条、第74条の2、第81条、第82条)を受ける権利(増加恩給と併給するものを除いた普通恩給及び一時恩給を受ける権利を除く。)
介護保険法(第25条)	介護給付(第40条から第42条の3まで、第44条から第49条まで、第51条から第51条の3まで)、予防給付(第52条から第54条の4まで、第56条から第61条の4まで)又は市町村特別給付(第62条)を受ける権利
海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律(第7条により警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律第10条を準用)	療養給付、疾病給付、障害給付、介護給付、遺族給付、葬祭給付又は休業給付(第5条)を受ける権利
確定給付企業年金法(第34条第1項)	障害給付金(第43条)の受給権
確定拠出年金法(第32条第1項、第73条)	障害給付金(第37条)の受給権
(旧)簡易生命保険法(第81条) (郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備に関する法律(附則第16条)により、法施行時に契約を締結しているものに限る。)	被保険者が死亡したことにより支払う場合の保険金、被保険者の特定要介護状態が保険約款の定める期間継続したことにより支払う場合の保険金、第76条「保険金支払等の特例」第1項及び第2項の規定により支払う場合の保険金又は特約に係る保険金(被保険者の生存中にその保険期間又は保険約款の定める期間が満了したことにより支払うものを除く。)
北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律(第12条)	拉致被害者等給付金又は滞在援助金(第5条)の支給を受ける権利

他の法令により差押えが禁止されている財産

法令名(差押えの禁止について規定する条項)	差押えが禁止される財産
旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法(第16条の2第1項、第3項)	給付(第3条、第4条、第7条の2、第7条の3)を受ける権利(旧国家公務員共済組合法に規定する退職年金、退職一時金に相当するものを受けける権利を除く。)
漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法(第14条により雇用対策法第21条を準用)	職業転換給付金(第13条)の支給を受ける権利(事業主に係るものを受け除く。)
警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律(第10条)	療養給付、疾病給付、障害給付、介護給付、遺族給付、葬祭給付又は、休業給付(第2条、第5条)を受ける権利
刑事補償法(第22条)	不当な刑の執行又は抑留、拘禁に対する補償の請求権(第1条)及び補償払渡しの請求権(第20条)
健康保険法(第61条)	保険給付(第63条、第85条から第88条まで、第97条、第99条から第102条まで、第110条から第115条の2まで)を受ける権利
原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(第45条)	医療費(第17条)、一般疾病医療費(第18条)、医療特別手当(第24条)、特別手当(第25条)、原子爆弾小頭症手当(第26条)、健康管理手当(第27条)、保険手当(第28条)、介護手当(第31条)、葬祭料(第32条)又は特別葬祭給付金(第33条)の支給を受ける権利及び第34条《特別葬祭給付金の額又は記名国債の交付》に規定する国債
原子力損害の賠償に関する法律(第9条第3項、第11条)	原子力損害賠償責任保険契約(第8条)の保険金請求権(第9条第1項、第2項)又は原子力損害賠償補償契約(第10条)に基づく補償金(第11条)

他の法令により差押えが禁止されている財産

法令名(差押えの禁止について規定する条項)	差押えが禁止される財産
公害健康被害の補償等に関する法律(第16条)	療養(第19条)、療養費(第24条)、障害補償費(第25条)、遺族補償費(第29条)、遺族補償一時金(第35条)、児童補償手当(第39条)、療養手当(第40条)又は葬祭料(第41条)の支給を受ける権利
厚生年金保険法(第41条第1項)	障害厚生年金(第47条)、障害手当金(第55条)、又は遺族厚生年金(第58条)に係る保険給付を受ける権利
公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律(第8条第2項)	療養補償、休業補償、疾病補償、障害補償、介護補償、遺族補償又は葬祭補償(第2条、第3条)を受ける権利
公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律(第12条)	就学支援金(第7条)の支給を受ける権利
高齢者の医療の確保に関する法律(第62条)	療養の給付(第64条)、又は入院時食事療養費(第74条)、入院時生活療養費(第75条)、保険外併用療養費(第76条)、療養費(第77条)、訪問看護療養費(第78条)、特別療養費(第82条)、移送費(第83条)、高額療養費(第84条)、高額介護合算療養費(第85条)、又は後期高齢者医療広域連合の条例で定めるところにより行う給付(第86条)を受ける権利
国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法(第8条)	訓練待期手当、就職促進手当、技能習得手当、移転費、自営支度金、再就職奨励金又は雇用奨励金(第7条)の支給を受ける権利(事業主に係るものを除く。)
国民健康保険法(第67条)	保険給付(第36条、第52条から第54条の2まで、第54条の3、第54条の4、第57条の2、第58条)を受ける権利

他の法令により差押えが禁止されている財産

法令名(差押えの禁止について規定する条項)	差押えが禁止される財産
国民年金法(第24条)	障害基礎年金(第30条)、遺族基礎年金(第37条)、付加年金(第43条)、寡婦年金(第49条)又は死亡一時金(第52条の2)の給付を受ける権利
(旧)国會議員互助年金法(第6条第2項)(国會議員互助年金法を廃止する法律(附則第2条第1項)により、同法施行前に権利を有する者は従来の例による。)	公務傷病年金(第10条)、遺族扶助年金(第19条)又は遺族一時金(第19条の3)を受ける権利
国家公務員共済組合法(第49条)	給付(第41条、第51条、第72条)を受ける権利(退職共済年金又は休業手当金を受ける権利を除く。)(第54条、第55条の2から第57条の4まで、第60条の2から第63条まで、第66条、第67条、第68条の2、第68条の3、第70条、第71条、第81条、第87条の5、第88条)
国家公務員災害補償法(第7条第2項)	療養補償(第10条)、休業補償(第12条)、疾病補償年金(第12条の2)、障害補償(第13条)、介護補償(第14条の2)、遺族補償(第15条)、遺族補償年金(第16条)、遺族補償一時金(第17条の4)又は葬祭補償(第18条)を受ける権利
子ども・子育て支援法(第17条)	子どものための教育・保育給付を受ける権利
雇用対策法(第21条)	職業転換給付金(第18条)の支給を受ける権利(事業主に係るものを除く。)
雇用保険法(第11条)	失業等給付を受ける権利(第10条、第13条、第36条、第37条から第38条まで、第43条、第56条の2、第58条、第59条、第60条の2、第61条、第61条の2、第61条の4、第61条の6、第61条の7)

他の法令により差押えが禁止されている財産

法令名(差押えの禁止について規定する条項)	差押えが禁止される財産
災害弔慰金の支給等に関する法律(第5条の2及び第9条)	災害弔慰金(第3条)、災害障害見舞金(第8条)の支給を受けた金銭
砂防法(第37条第2項)	保証金(第37条第1項)の返還請求権
自然災害義援金に係る差押禁止等に関する法律(第3条第1項、第2項)	自然災害義援金の交付を受ける権利及び交付を受けた金銭
自動車損害賠償保障法(第18条、第74条)	保険会社に対する損害賠償額(第16条第1項)若しくは仮渡金(第17条第1項)又は政府に対する損害賠償額(第72条第1項)の請求権
児童手当法(第15条)	児童手当(第4条)の支給を受ける権利
児童福祉法(第57条の5第2項、第3項)	療育の給付(第20条)、又は障害児通所給付費(第21条の5の3)、特例障害児通所給付費(第21条の5の4)、高額障害児通所給付費(第21条の5の12)、肢体不自由児通所医療費(第21条の5の28)、障害児相談支援給付費(第24条の26)、特例障害児相談支援給付費(第24条の27)、障害児入所給付費(第24条の2)、高額障害児入所給付費(第24条の6)、特定入所障害児食費等給付費(第24条の7)、障害児入所医療費(第24条の20)の支給を受ける権利又は支給金品(既に支給を受けたものであるとないと関わらない。)
児童扶養手当法(第24条)	児童扶養手当(第4条)の支給を受ける権利

他の法令により差押えが禁止されている財産

法令名(差押えの禁止について規定する条項)	差押えが禁止される財産
障害者自立支援法(第13条)	自立支援給付を受ける権利(第6条、第28条から第30条まで、第34条、第35条、第52条、第70条、第71条、第76条)
証人等の被害についての給付に関する法律(第10条)	療養給付、疾病給付、障害給付、介護給付、遺族給付、葬祭給付又は休業給付(第3条、第5条)を受ける権利
消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律(第55条)	消防団員等公務災害補償(第1条)を受ける権利
新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法(第8条)	医療費及び医療手当、障害児養育年金、障害年金、遺族年金又は遺族一時金並びに葬祭料(第3条、第4条)の給付を受ける権利
じん肺法(第37条)	転換手当(第22条)の支払を受ける権利
生活保護法(第58条)	生活扶助(第31条)、教育扶助(第32条)、住宅扶助(第33条)、医療扶助(第34条)、介護扶助(第34条の2)、出産扶助(第35条)、生業扶助(第36条)若しくは葬祭扶助(第37条)により給付を受けた保護金品又はこれを受ける権利
石炭鉱業年金基金法(第20条により厚生年金保険法第41条第1項を準用)	坑内員等の死亡を支給理由とする一時金たる給付
船員の雇用の促進に関する特別措置法(第4条)	就職促進給付金(第3条)の支給を受ける権利(事業主に係るものを除く。)

他の法令により差押えが禁止されている財産

法令名(差押えの禁止について規定する条項)	差押えが禁止される財産
船員法(第115条)	<p>失業手当(第45条)、雇止手当(第46条)、送還の費用(第48条)、送還手当(第49条)又は災害補償(第89条から第94条まで)を受ける権利</p> <p>給料その他の報酬と失業手当、送還手当、傷病手当又は行方不明手当とともに支払うべき期間についての給料その他の報酬を受ける権利のうち、これらの手当の額に相当する部分に関するもの(第114条)</p>
船員保険法(第51条)	<p>保険給付(第29条、第53条、第61条から第65条まで、第68条、第69条、第72条から74条まで、第76条、第78条から第81条まで、第83条から第85条まで、第87条、第91条から第93条まで、第97条、第101条、第102条)を受ける権利</p>
戦傷病者戦没者遺族等援護法(第47条)	<p>障害年金、障害一時金(第7条)、遺族年金、遺族給与金(第23条)又は弔慰金(第34条)を受ける権利</p> <p>及び第37条《弔慰金の額及び記名国債の交付》に規定する国債</p>
戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法(第9条)	<p>特別給付金を受ける権利(第3条)及び第4条第1項《特別給付金の額及び記名国債の交付》に規定する国債</p>
戦傷病者特別援護法(第26条)	<p>療養費(第17条)、療養手当(第18条)、葬祭費(第19条)、更生医療に要する費用(第20条)又は補装具(購入又は修理に要する費用を含む。)(第21条)を受ける権利</p>
戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法(第11条)	<p>特別弔慰金を受ける権利(第3条)及び第5条第1項《特別弔慰金の額及び記名国債の交付》に規定する国債</p>
戦没者等の妻に対する特別給付金支給法(第9条)	<p>特別給付金を受ける権利(第3条)及び第4条第1項《特別給付金の額及び記名国債の交付》に規定する国債</p>

他の法令により差押えが禁止されている財産

法令名(差押えの禁止について規定する条項)	差押えが禁止される財産
戦没者の父母等に対する特別給付金支給法(第11条)	特別給付金を受ける権利(第3条)及び第5条第1項《特別給付金の額及び記名国債の交付》に規定する国債
地方公務員災害補償法(第62条第2項)	療養補償(第26条)、休業補償(第28条)、疾病補償年金(第28条の2)、障害補償(第29条)、介護補償(第30条の2)、遺族補償(第31条)、遺族補償年金(第32条)、遺族補償一時金(第36条)又は葬祭補償(第42条)を受ける権利
地方公務員等共済組合法(第51条、第167条の3)	<p>給付(第42条、第53条、第74条)を受ける権利(退職共済年金又は休業手当金を受ける権利を除く。)(第56条、第57条の3から第59条の4まで、第62条の2から第65条まで、第68条、第69条、第70条の2、第70条の3、第72条、第73条、第84条、第96条、第99条)</p> <p>共済給付金(第158条)を受ける権利(退職年金又は退職一時金を受ける権利を除く。)(第162条、第163条、第163条の3)</p>
中小企業退職金共済法(第20条)	退職金等(第10条)の支給を受ける権利(被共済者の退職金等の支給を受ける権利を除く。)
特別児童扶養手当等の支給に関する法律(第16条により児童扶養手当法第24条を準用)	特別児童扶養手当(第3条)、障害児童福祉手当(第17条)又は特別障害者手当(第26条の2)の支給を受ける権利
独立行政法人日本医薬品医療機器総合機構法(第36条第1項)	副作用救済給付(第16条)及び感染救済給付(第20条)を受ける権利
独立行政法人日本学生支援機構法(第17条の5)	学資支給金(第17条の2)の支給を受ける権利

他の法令により差押えが禁止されている財産

法令名(差押えの禁止について規定する条項)	差押えが禁止される財産
独立行政法人日本スポーツ振興センター法(第33条)	災害共済給付(第16条)を受ける権利
独立行政法人農業者年金基金法(第26条)	死亡一時金(第35条)の受給権
農業災害補償法(第89条)	共済金(第84条)の支払を受ける権利
犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律(第17条)	犯罪被害者等給付金(第3条、第4条)の支給を受ける権利
ハンセン病問題の解決の促進に関する法律(第23条第2項)	援護として支給される金品(すでに支給を受けたものであるとないと関わらない。)
ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律(第8条)	補償金(第3条)の支給を受ける権利
東日本大震災関連義援金に係る差押禁止等に関する法律(第2項)	東日本大震災関連義援金(第3項)の交付を受ける権利及び交付を受けた金銭
引揚者給付金等支給法(第20条)	遺族給付金の支給を受ける権利(第8条)及び第11条《遺族給付金の額及び記名国債の交付》に規定する国債
被災者生活再建支援法(第20条の2)	被災者生活再建支援金(第3条)の支給を受ける権利

他の法令により差押えが禁止されている財産

法令名(差押えの禁止について規定する条項)	差押えが禁止される財産
平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律(第14条)	子ども手当(第4条)の支給を受ける権利
平成二十三年度における子ども手当の支給に関する特別措置法(第14条)	子ども手当(第4条)の支給を受ける権利
平成二十三年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律(第12条)	仮払金(第5条)の支払を受ける権利
平成二十八年熊本地震災害関連義援金に係る差押禁止等に関する法律(第1項及び第2項)	平成二十八年熊本地震災害関連義援金(第3項)の交付を受ける権利及び交付を受けた金銭
平成三十年特定災害関連義援金に係る差押禁止等に関する法律(第1項及び第2項)	平成三十年特定災害関連義援金(第3項)の交付を受ける権利及び交付を受けた金銭
平和条約国籍離脱者等である戦没者遺族等に対する弔慰金等の支給に関する法律(第16条)	弔慰金等(第9条)の支給を受ける権利
母子保健法(第24条)	第20条《養育医療》の規定により金品の支給を受ける権利
未帰還者に関する特別措置法(第11条)	弔慰料(第3条)の支給を受ける権利

他の法令により差押えが禁止されている財産

法令名(差押えの禁止について規定する条項)	差押えが禁止される財産
未帰還者留守家族等援護法（第31条）	留守家族手当(第5条)、帰郷旅費(第15条)、葬祭料(第16条)、遺骨引取経費(第17条)又は障害一時金(第26条)を受ける権利
予防接種法(第16条) (旧)らい予防法の廃止に関する法律(第10条第2項) (ハンセン病問題の解決の促進に関する法律(附則第3条)により同法施行前の援護については従来の例による。)	医療費、医療手当、障害児養育年金、障害年金、死亡一時金又は葬祭料(第12条)の給付を受ける権利 入所者の親族等の生活を援護(第6条)するため、支給された金品又はこれを受ける権利
令和二年七月豪雨災害関連義援金に係る差押禁止等に関する法律(第1項及び第2項)	令和二年七月豪雨災害関連義援金(第3項)の交付を受ける権利及び交付を受けた金銭
令和三年度子育て世帯等臨時特別給付金に係る差押禁止等に関する法律(第1項及び第2項)	令和三年度子育て世帯等臨時特別給付金の支給を受ける権利 令和三年度子育て世帯等臨時特別給付金として支給を受けた金銭その他の財産
令和四年度電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金に係る差押禁止等に関する法律(第2条)	令和四年度電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の支給を受ける権利 令和四年度電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金として給付を受けた金銭
連合国占領軍等の行為等による被害者等に対する給付金の支給に関する法律(第23条)	療養給付金(第7条)、休業給付金(第8条)、障害給付金(第9条)、遺族給付金(第10条)、葬祭給付金(第13条)、打切給付金(第14条)、特別障害給付金(第14条の3)、特別遺族給付金(第14条の4)又は特別打切給付金(第14条の5)の支給を受ける権利

他の法令により差押えが禁止されている財産

法令名(差押えの禁止について規定する条項)	差押えが禁止される財産
労働基準法(第83条第2項)	療養補償(第75条)、休業補償(第76条)、障害補償(第77条)、遺族補償(第79条)、葬祭料(第80条)、打切補償(第81条)又は分割補償(第82条)を受ける権利
労働者災害補償保険法(第12条の5第2項)	療養補償給付(第13条)、休業補償給付(第14条)、障害補償給付(第15条)、遺族補償給付(第16条)、葬祭料(第17条)、傷病補償年金(第18条)、介護補償給付(第19条の2)、療養給付(第22条)、休業給付(第22条の2)、障害給付(第22条の3)、遺族給付(第22条の4)、葬祭給付(第22条の5)、傷病年金(第23条)、介護給付(第24条)又は二次健康診断等給付(第26条)を受ける権利

「滞納整理の手引」から抜粋

別 表

別表 10 差押対象財産の特定表示例一覧表

1 銀行等

財産	差押財産の特定表示例	履行期限											
普通預金	<p>滞納者(債権者)が、債務者に対して有する下記預金の払戻請求権及び債権差押通知書到達日までの利息の支払請求権。</p> <p>記</p> <table> <tr> <td>1 預金の種類</td><td>普通預金</td><td rowspan="4">当税務署から請求あり次第即時</td></tr> <tr> <td>2 口座番号</td><td>1234567</td></tr> <tr> <td>3 金額</td><td>1,000,000円</td></tr> <tr> <td>4 取扱店</td><td>○○銀行○○支店</td></tr> </table>	1 預金の種類	普通預金	当税務署から請求あり次第即時	2 口座番号	1234567	3 金額	1,000,000円	4 取扱店	○○銀行○○支店			
	1 預金の種類	普通預金	当税務署から請求あり次第即時										
	2 口座番号	1234567											
	3 金額	1,000,000円											
	4 取扱店	○○銀行○○支店											
留 意 事 項													
1 第三債務者は、法人としての銀行であるから、「第三債務者の表示」欄には、本店の所在地・名称を記載し、「債権差押通知書」は支店等取扱店へ送達することとする。													
2 第三債務者(支店長等)に「債権差押通知書」を交付するときは、他の債権者との競合を考慮して「差押調書」にその交付した時間を記入しておく。													
3 元帳により、残高等を確認した上で差し押さえる。													
当座預金													
定期預金	<p>滞納者(債権者)が、債務者に対して有する下記預金の払戻請求権。</p> <p>記</p> <table> <tr> <td>1 預金の種類</td><td>当座預金</td><td rowspan="4">当税務署から請求あり次第即時</td></tr> <tr> <td>2 口座番号</td><td>1234567</td></tr> <tr> <td>3 金額</td><td>1,000,000円</td></tr> <tr> <td>4 取扱店</td><td>○○銀行○○支店</td></tr> </table>	1 預金の種類	当座預金	当税務署から請求あり次第即時	2 口座番号	1234567	3 金額	1,000,000円	4 取扱店	○○銀行○○支店			
1 預金の種類	当座預金	当税務署から請求あり次第即時											
2 口座番号	1234567												
3 金額	1,000,000円												
4 取扱店	○○銀行○○支店												
留 意 事 項													
1 第三債務者は、法人としての銀行であるから、「第三債務者の表示」欄には、本店の所在地・名称を記載し、「債権差押通知書」は支店等取扱店へ送達することとする。													
2 第三債務者(支店長等)に「債権差押通知書」を交付するときは、他の債権者との競合を考慮して、差押調書にその交付した時間を記入しておく。													
3 元帳により、残高等を確認した上で差し押さえる。													
定期預金													
	<p>滞納者(債権者)が、債務者に対して有する下記預金の払戻請求権及び債権差押通知書到達日までの利息の支払請求権。</p> <p>記</p> <table> <tr> <td>1 預金の種類</td><td>定期預金</td><td rowspan="5">満期日</td></tr> <tr> <td>2 口座番号</td><td>1234567</td></tr> <tr> <td>3 金額</td><td>1,000,000円</td></tr> <tr> <td>4 満期日</td><td>令和〇年〇月〇日</td></tr> <tr> <td>5 取扱店</td><td>○○銀行○○支店</td></tr> </table>	1 預金の種類	定期預金	満期日	2 口座番号	1234567	3 金額	1,000,000円	4 満期日	令和〇年〇月〇日	5 取扱店	○○銀行○○支店	
1 預金の種類	定期預金	満期日											
2 口座番号	1234567												
3 金額	1,000,000円												
4 満期日	令和〇年〇月〇日												
5 取扱店	○○銀行○○支店												
留 意 事 項													
1 第三債務者は、法人としての銀行であるから、「第三債務者の表示」欄には、本店の所在地・名称を記載し、「債権差押通知書」は支店等取扱店へ送達することとする。													
2 第三債務者(支店長等)に「債権差押通知書」を交付するときは、他の債権者との競合を考慮して差押調書にその交付した時間を記入しておく。													
3 元帳により、残高等を確認した上で差し押さえる。													
4 満期日までは取立てできないことに留意する。													

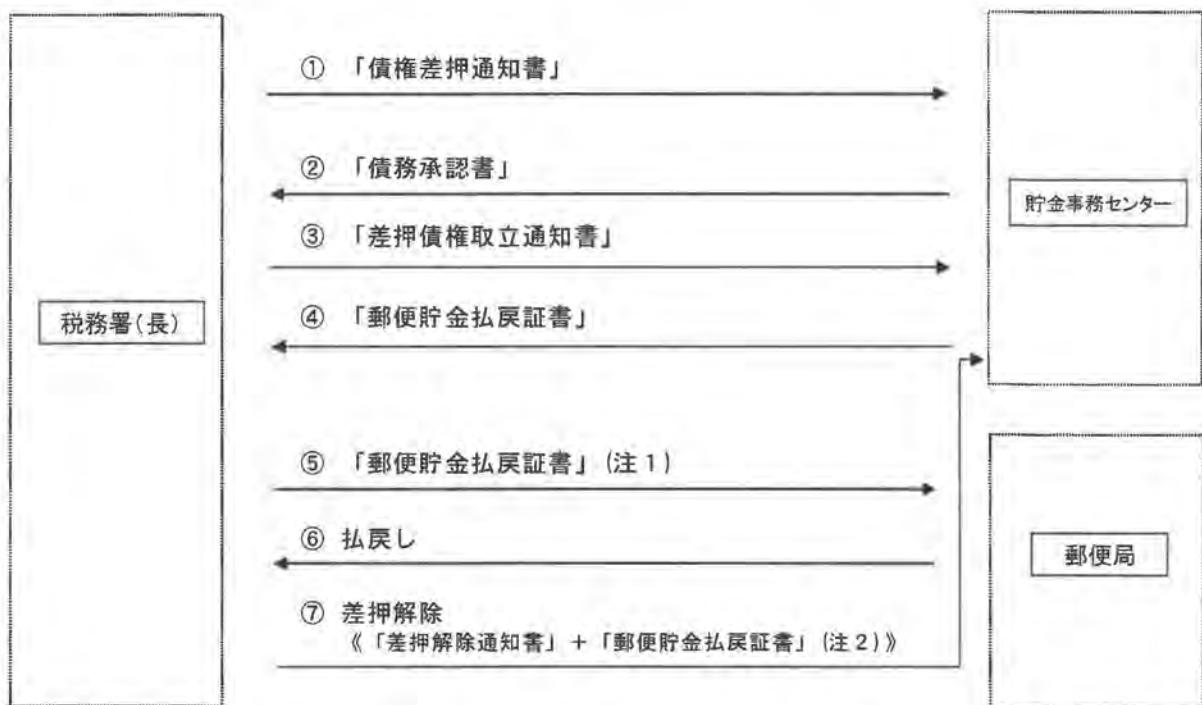
財産	差押財産の特定表示例	履行期限											
定期積金	<p>滞納者（債権者）が、債務者に対して有する下記定期積金契約に基づく給付契約金請求権。</p> <p>記</p> <table> <tr> <td>1 契約年月日</td><td>令和〇年〇月〇日</td><td rowspan="5">満期日</td></tr> <tr> <td>2 証書番号</td><td>AB-4567</td></tr> <tr> <td>3 累計額</td><td>1,000,000円</td></tr> <tr> <td>4 満期日</td><td>令和〇年〇月〇日</td></tr> <tr> <td>5 取扱店</td><td>〇〇銀行〇〇支店</td></tr> </table> <p>留意事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 第三債務者は、法人としての銀行であるから、「第三債務者の表示」欄には、本店の所在地・名称を記載し、「債権差押通知書」は支店等取扱店へ送達することとする。 第三債務者（支店長等）に「債権差押通知書」を交付するときは、他の債権者との競合を考慮して「差押調書」にその交付した時間を記入しておく。 元帳により、差押日現在の残高等を確認する。 満期日までは取立てできないことに留意する。 定期積金には利息はつかないが、給付補填金が加算される。 差押えの対象は差押時の掛金残額にかかわらず、定期積金契約に基づく給付契約金請求権である。この給付契約金請求権を差し押された場合には、積金累計額及び給付補填金相当額にも差押えの効力が及ぶ。 	1 契約年月日	令和〇年〇月〇日	満期日	2 証書番号	AB-4567	3 累計額	1,000,000円	4 満期日	令和〇年〇月〇日	5 取扱店	〇〇銀行〇〇支店	
1 契約年月日	令和〇年〇月〇日	満期日											
2 証書番号	AB-4567												
3 累計額	1,000,000円												
4 満期日	令和〇年〇月〇日												
5 取扱店	〇〇銀行〇〇支店												

財産	差押財産の特定表示例	履行期限					
通常貯金	<p>滞納者（債権者）が、債務者に対して有する下記通常貯金の払戻請求権及び債権差押通知書到達日までの利息の支払請求権。</p> <p>記</p> <table> <tr> <td>1 通帳記号番号</td><td>12-45678</td><td rowspan="2">当税務署から 請求あり次第即時</td></tr> <tr> <td>2 金額</td><td>この通知書到達時点の残高 (〇年〇月〇日現在の残高〇〇円)</td></tr> </table> <p>留意事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 第三債務者は株式会社ゆうちょ銀行であり、「第三債務者の表示」欄には、「東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 株式会社ゆうちょ銀行」と記載する。「債権差押通知書」の送付先は「貯金原簿を所管する貯金事務センター」とする。 郵便貯金の差押えに当たっては、貯金事務センターから債務承認書を徴取する。 郵便貯金の取立てに当たっては、取り立てる際に、貯金事務センターに「差押債権取立通知書」を送付する。 郵便貯金の取立ては、貯金事務センターから郵便貯金払戻証書の送付を受け、最寄りの郵便局に呈示して払戻しを受ける。 なお、郵便貯金払戻証書の「受取人」欄には、税務署長名で差し押された場合には、税務署長名と官印、徴収職員名で差し押された場合には、徴収職員名と私印を記名つ印する。 歳入歳出外現金領収証書は、第三債務者である株式会社ゆうちょ銀行宛に発行し、領収証書は滞納処分票に纏てつする。 	1 通帳記号番号	12-45678	当税務署から 請求あり次第即時	2 金額	この通知書到達時点の残高 (〇年〇月〇日現在の残高〇〇円)	
1 通帳記号番号	12-45678	当税務署から 請求あり次第即時					
2 金額	この通知書到達時点の残高 (〇年〇月〇日現在の残高〇〇円)						

財産	差押財産の特定表示例	履行期限					
郵便振替口座 (振替貯金)	<p>滞納者（債権者）が、債務者に対して有する下記郵便振替口座（振替貯金）の支払請求権。</p> <p>記</p> <table> <tr> <td>1 通帳記号番号</td><td>〇〇1-123456</td><td rowspan="2">当税務署から 請求あり次第即時</td></tr> <tr> <td>2 金額</td><td>この通知書到達時点の残高 (〇年〇月〇日現在の残高〇〇円)</td></tr> </table> <p>留意事項</p> <p>郵便振替口座（振替貯金）は、銀行の当座預金に類似したものであり、利息はつかない。</p>	1 通帳記号番号	〇〇1-123456	当税務署から 請求あり次第即時	2 金額	この通知書到達時点の残高 (〇年〇月〇日現在の残高〇〇円)	
1 通帳記号番号	〇〇1-123456	当税務署から 請求あり次第即時					
2 金額	この通知書到達時点の残高 (〇年〇月〇日現在の残高〇〇円)						

財産	差押財産の特定表示例	履行期限
	滞納者(債権者)が、債務者に対して有する下記定額郵便貯金の払戻請求権及び債権差押通知書到達日までの利息の支払請求権。 記 1 通帳記号番号 ○○1-123456 2 金額 この通知書到達時点の残高 (○年○月○日現在の残高○○円) 3 預入年月日 平成○年○月○日	払戻開始期日
留 意 事 項		
定額郵便貯金	1 第三債務者は、差し押さえるべき定額郵便貯金の預入年月日によって次のとおりとなる。 (i) 平成19年9月30日以前 東京都港区虎ノ門五丁目13番1号 虎ノ門40 MTビル3階 独立行政法人 郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構 (ii) 平成19年10月1日以降 東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 株式会社 ゆうちょ銀行 2 履行期限は、定額郵便貯金の場合には「払戻開始期日」とするが、差押え時において既に払戻開始期日が経過している場合には「当税務署からの請求があり次第即時」とする。 3 「債権差押通知書」の送付先は、「貯金原簿を所管する貯金事務センター」宛とする。	

(郵便貯金差押えの流れ)



- (注) 1 「郵便貯金払戻証書」の受領後は、速やかに郵便局において払戻しを受けること。
2 払戻し前に完納となった場合などやむを得ない事情があるときには、差押解除を行う。
この場合には、差押解除通知書に郵便貯金払戻証書を同封し、貯金事務センターに送付する。

～ 預貯金債権の差押え等に当たっての留意事項について～

1 差押え時

金融機関調査を実施する際には、単なる預貯金残高の確認にとどまらず、必ず、入出金履歴を確認し、滞納者の実情把握に努める。

また、差押禁止債権等が振り込まれていないことを確認した上で差押えを実施するなど慎重に対応する。

なお、差押えに当たっては、財産の帰属認定（例えば、滞納者の住所・氏名・生年月日等との照合など）を確実に実施する。

2

[REDACTED]

(注) [REDACTED]

[REDACTED]

3 郵送による差押え・取立て

(1) 郵送による差押えの実施

[REDACTED]

なお、差押えを実施するときは、債権差押通知書の送付に併せて照会書（預貯金等用）を送付又は同封するなどして、差押え前に確認した入出金状況に係る異動履歴の最終地点から債権差押通知書が到達した時までの間に差押禁止債権等が振り込まれていないか確実に調査する。

おって、差押禁止債権等が振り込まれていた場合において、実質的に差押禁止債権等を差し押されたものと同視できると判断されるおそれがあるときは、差押を解除（国税徴収法第152条第2項等）するなど適切に対応する。

(2) 取立ての時期

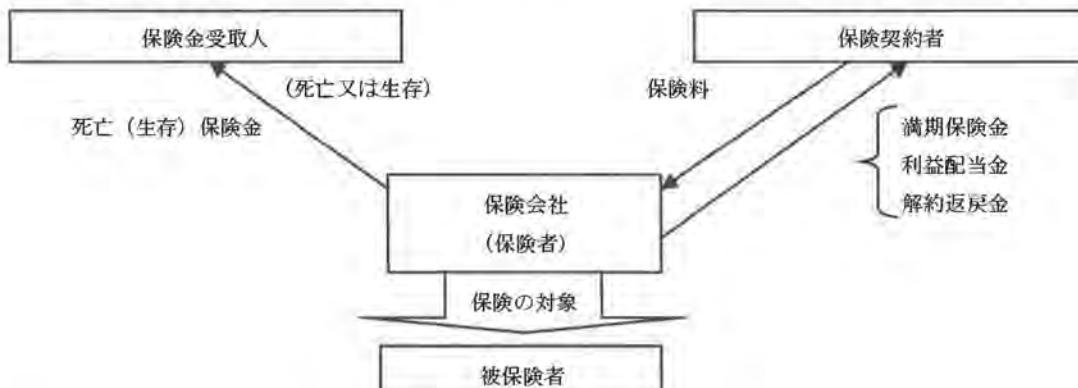
上記(1)なお書きの調査による確認を終えるまでは、差し押された預貯金債権の取立ては行わない。

財産	差押財産の特定表示例	履行期限				
信用金庫 (信用組合) の会員の持分	<p>○○信用金庫(信用組合)に対する下記出資持分。</p> <p>記</p> <table> <tr> <td>1 出資口数</td><td>100 口</td></tr> <tr> <td>2 出資金額</td><td>500,000 円</td></tr> </table>	1 出資口数	100 口	2 出資金額	500,000 円	—
1 出資口数	100 口					
2 出資金額	500,000 円					
留意事項						
<p>1 第三債務者は、法人としての信用金庫(信用組合)であるから、「第三債務者の表示」欄には、本店の所在地・名称を記載し、「債権差押通知書」は支店等取扱店へ送達することとする。</p> <p>※ 差押調書(第三債務者等がある無体財産権等用)を手書きで作成する場合は、特定表示例に加え、「第三債務者 本店所在地 (○○市○○) ○○信用金庫(組合) (取扱 ○○支店)」を記載する必要があることに留意する。</p> <p>2 会員(組合員等)の持分の譲受け等の請求は、徴収法74条1項各号に掲げる理由がある場合に行うことができる。</p> <p>3 また、法定脱退事由(会員たる資格の喪失、死亡又は解散、破産、除名等、信用金庫法17条)がある場合には、持分の全部又は一部の払戻しができる(信用金庫法18条)。</p> <p>4 信用金庫(信用組合)に対し持分の譲受けの請求をするときは、3の場合を除き、<u>1万円以下の金額</u>の部分(信用組合においては、1口以下の部分)については、その譲受けの請求をしないものとする。</p> <p>5 払戻請求の予告については、信用金庫(信用組合)定款で期間制限を加えている場合が多いので、定款を調査する。</p> <p>6 差押えに際し、権利証券を取上げする場合には、差押調書に「出資証券を取り上げる。」旨を付記し、その証券の記号番号を記載する。</p>						

2 保険会社等

財産	差押財産の特定表示例	履行期限														
生命保険金	<p>滞納者（債権者）が、下記生命保険契約に基づき債務者に対して有する満期保険金又は解約返戻金の支払請求権及び剩余金配当請求権。</p> <p>記</p> <table> <tr><td>1 契約年月日</td><td>平成〇年〇月〇日</td></tr> <tr><td>2 保険の種類</td><td>終身保険</td></tr> <tr><td>3 証券番号</td><td>12-34567</td></tr> <tr><td>4 保険金額</td><td>10,000,000円</td></tr> <tr><td>5 保険契約者</td><td>滞納者</td></tr> <tr><td>6 被保険者</td><td>滞納者</td></tr> <tr><td>7 保険金受取人</td><td>甲野 花子</td></tr> </table>	1 契約年月日	平成〇年〇月〇日	2 保険の種類	終身保険	3 証券番号	12-34567	4 保険金額	10,000,000円	5 保険契約者	滞納者	6 被保険者	滞納者	7 保険金受取人	甲野 花子	保険事故発生の時、満期時又は解約の時
1 契約年月日	平成〇年〇月〇日															
2 保険の種類	終身保険															
3 証券番号	12-34567															
4 保険金額	10,000,000円															
5 保険契約者	滞納者															
6 被保険者	滞納者															
7 保険金受取人	甲野 花子															
留意事項																
<p>1 第三債務者は、保険会社である。</p> <p>2 生命保険契約を確認した上で差し押さえる。</p> <p>3 生命保険契約の解約返戻金支払請求権を差し押された場合、徵収法67条の規定に基づき、解約権を行使することができる（最高裁平成11年9月9日判決）。</p>																

（生命保険契約のしくみ）



（保険金支払請求権等の種類及び帰属）

	満期保険金	死亡保険金	利益配当金	解約返戻金
債権者 (受取人の指定なし)	保険契約者	被保険者の相続人 (固有の財産)	保険契約者	保険契約者
債権者 (受取人の指定あり)	指定受取人	指定受取人 (固有の財産)	保険契約者	保険契約者

（死亡保険金の差押え）

契約者	被保険者	受取人	死亡保険金
甲	甲	指定なし	甲の相続財産となるので、甲の滞納国税につきA、Bに納税義務の承継を行うとともに、相続人A、Bが法定相続分に応じて原始取得した死亡保険金を各々差押えを行う。
甲	甲	相続人A	受取人である相続人A固有の財産となるので、甲の滞納国税につきA、Bに納税義務の承継を行うとともに、受取人である相続人の滞納国税については、Aが原始取得した死亡保険金につき差押えを行う。
甲	甲	相続人（相続放棄）	相続人固有の財産となるため、差押えはできない。
甲	乙	甲	甲の財産として差押えを行う。

（注）甲の相続人として、A、Bがいる場合とする（法定相続分は各2分の1）。

財産	差押財産の特定表示例	履行期限																
かんぽ 生命保険 (簡易生命保険)	<p>滞納者(債権者)が、下記簡易生命保険契約に基づき債務者に対して有する満期保険金、生存保険金、還付金及び契約者配当金の支払請求権。</p> <p>記</p> <table> <tr><td>1 契約者番号</td><td>1 2 3 4 - 5 6 7 8</td></tr> <tr><td>2 保険契約者</td><td>(住所) (氏名)</td></tr> <tr><td>3 被保険者</td><td>(氏名)</td></tr> <tr><td>4 保険金受取人</td><td>(氏名)</td></tr> <tr><td>5 契約年月日</td><td>平成〇年〇月〇日</td></tr> <tr><td>6 満期日</td><td>令和〇年〇月〇日</td></tr> <tr><td>7 保険の種類</td><td>全期間払込〇年満期養老保険</td></tr> <tr><td>8 保険金額</td><td>1,000,000 円</td></tr> </table>	1 契約者番号	1 2 3 4 - 5 6 7 8	2 保険契約者	(住所) (氏名)	3 被保険者	(氏名)	4 保険金受取人	(氏名)	5 契約年月日	平成〇年〇月〇日	6 満期日	令和〇年〇月〇日	7 保険の種類	全期間払込〇年満期養老保険	8 保険金額	1,000,000 円	
1 契約者番号	1 2 3 4 - 5 6 7 8																	
2 保険契約者	(住所) (氏名)																	
3 被保険者	(氏名)																	
4 保険金受取人	(氏名)																	
5 契約年月日	平成〇年〇月〇日																	
6 満期日	令和〇年〇月〇日																	
7 保険の種類	全期間払込〇年満期養老保険																	
8 保険金額	1,000,000 円																	
留意事項																		
<p>1 第三債務者は、差し押さえるべきかんぽ生命保険の契約年月日によって次のとおりとなる。</p> <p>(1) 平成 19 年 9 月 30 日以前 (簡易生命保険) 東京都港区虎ノ門五丁目 13 番 1 号 虎ノ門 40 M T ビル 3 階 独立行政法人 郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構</p> <p>(2) 平成 19 年 10 月 1 日以降 (かんぽ生命保険) 東京都千代田区大手前二丁目 3 番 1 号 株式会社 かんぽ生命保険</p> <p>2 「債権差押通知書」の送付先は、当該簡易生命保険を取り扱う郵便局を管轄する「各契約に係るかんぽ生命保険サービスセンター」宛とする。</p> <p>3 還付請求権を差し押された場合、徵収法 67 条の規定に基づき、解約権を行使することができる。</p>																		

(簡易生命保険に係る保険金等の差押えの可否)

1 平成 3 年 4 月 1 日以後に効力が発生した保険契約に係るもの

以下のものについては旧簡易生命保険法 81 条により差し押さえることができない。

- ① 死亡保険金
- ② 介護保険金
- ③ 重度障害による死亡保険金
- ④ 特約に係る保険金
- ⑤ 介護割増年金付終身年金保険契約に係る介護割増年金

2 平成 3 年 3 月 31 日以前に効力が発生した保険契約に係るもの

剰余金を除いて差し押さえることができない。

なお、旧郵便年金法（平成 3 年 4 月 1 日廃止、旧簡易生命保険法に統合された。）により、年金にあっては 2 分の 1、返還金にあっては 5 分の 1 に相当する部分は差し押さえることができない。

3 取引先等

財産	差押財産の特定表示例	履行期限
売掛金	<p>滞納者(債権者)が、債務者に対して有する下記売掛金の支払請求権。</p> <p>記</p> <p>令和〇年〇月〇日売却に係る△△製コピー機 3 台の売却代金 1,500,000 円 (消費税及地方消費税を含む。)</p>	支払日
留意事項		
<p>1 取引先において、買掛金元帳、請求書及び納品書等の関係書類を調査した上で差し押さえる。</p> <p>2 債権額に消費税及地方消費税相当額が含まれていない場合は、消費税及地方消費税相当額を含めた合計額で債権の特定をすることに留意する。</p>		

財産	差押財産の特定表示例	履行期限							
運送代金	<p>滞納者（債権者）が、下記運送請負契約に基づき債務者に対して有する運送代金 500,000 円（消費税及地方消費税を含む。）の支払請求権。</p> <p>記</p> <table> <tr> <td>1 契約日</td> <td>令和〇年〇月〇日</td> <td rowspan="3">契約による日</td> </tr> <tr> <td>2 運送物</td> <td>〇〇会社製プリンター 100 箱</td> </tr> <tr> <td>3 運送場所</td> <td>〇〇市〇〇町 3 丁目 3 番 2 号 株式会社〇〇 △△工場</td> </tr> </table> <p>留 意 事 項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 運送請負契約を確認した上で差し押さえる。 2 債権額に消費税及地方消費税相当額が含まれていない場合は、消費税及地方消費税相当額を含めた合計額で債権の特定をすることに留意する。 	1 契約日	令和〇年〇月〇日	契約による日	2 運送物	〇〇会社製プリンター 100 箱	3 運送場所	〇〇市〇〇町 3 丁目 3 番 2 号 株式会社〇〇 △△工場	
1 契約日	令和〇年〇月〇日	契約による日							
2 運送物	〇〇会社製プリンター 100 箱								
3 運送場所	〇〇市〇〇町 3 丁目 3 番 2 号 株式会社〇〇 △△工場								

財産	差押財産の特定表示例	履行期限							
工事代金	<p>滞納者（債権者）が、下記工事請負契約に基づき債務者に対して有する工事代金 3,000,000 円（消費税及地方消費税を含む。）の支払請求権。</p> <p>記</p> <table> <tr> <td>1 契約日</td> <td>令和〇年〇月〇日</td> <td rowspan="3">契約による日</td> </tr> <tr> <td>2 工事名</td> <td>〇〇市〇〇町第 3 号道路工事</td> </tr> <tr> <td>3 工期</td> <td>令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日</td> </tr> </table> <p>留 意 事 項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 請負契約を確認した上で差し押さえる。 2 請負代金債権は、請負工事完成前であっても、請負契約が有効に成立した後は差押えができる（微基通 62-1）。 3 債権額に消費税及地方消費税相当額が含まれていない場合は、消費税及地方消費税相当額を含めた合計額で債権の特定をすることに留意する。 4 支払時期（民 633） 特約がない場合には、 (1) 目的物の引渡しを要するときは、目的物の引渡時 (2) 目的物の引渡しを要しないときは、請負工事の完成の時 	1 契約日	令和〇年〇月〇日	契約による日	2 工事名	〇〇市〇〇町第 3 号道路工事	3 工期	令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日	
1 契約日	令和〇年〇月〇日	契約による日							
2 工事名	〇〇市〇〇町第 3 号道路工事								
3 工期	令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日								

財産	差押財産の特定表示例	履行期限											
不動産 仲介報酬	<p>滞納者（債権者）が、債務者に対して有する下記不動産売買に係る宅地建物取引業者としての仲介報酬 1,638,000 円の支払請求権。</p> <p>記</p> <table> <tr> <td>1 契約日</td> <td>令和〇年〇月〇日</td> <td rowspan="5">契約による日</td> </tr> <tr> <td>2 売主</td> <td>甲野一郎</td> </tr> <tr> <td>3 買主</td> <td>乙野次郎</td> </tr> <tr> <td>4 物件</td> <td>〇〇市〇〇町 3 丁目 3 番 2 宅地 100.00 m²</td> </tr> <tr> <td>5 売買代金</td> <td>50,000,000 円</td> </tr> </table> <p>留 意 事 項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 売主又は買主において、仲介契約書又は売買契約書を確認した上で差し押さえる。 2 仲介報酬は、売主と買主の双方から受領する場合もある。 	1 契約日	令和〇年〇月〇日	契約による日	2 売主	甲野一郎	3 買主	乙野次郎	4 物件	〇〇市〇〇町 3 丁目 3 番 2 宅地 100.00 m ²	5 売買代金	50,000,000 円	
1 契約日	令和〇年〇月〇日	契約による日											
2 売主	甲野一郎												
3 買主	乙野次郎												
4 物件	〇〇市〇〇町 3 丁目 3 番 2 宅地 100.00 m ²												
5 売買代金	50,000,000 円												

財産	差押財産の特定表示例	履行期限				
クレジット販売に係る債権	<p>滞納者（債権者）と債務者との間の令和〇年〇月〇日付クレジットカード加盟店契約に基づき滞納者が債務者に対して有する下記信用販売債権の譲渡代金（立替代金）のうち、令和〇年〇月〇日以降譲渡された順序で上記滞納税額に満つるまでの支払請求権。</p> <p>記</p> <table> <tr> <td>1 加盟店番号</td> <td>1 2 3 4 5 6</td> </tr> <tr> <td>2 店名</td> <td>株式会社〇〇商店</td> </tr> </table> <p>留意事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 加盟店契約はカード会社により異なるため、契約内容の把握に努める。 クレジット会社の加盟店が、クレジットカードを所有する会員に対して商品等を販売し、信販会社等が集金をする場合、販売債権の譲渡代金を差し押さえることができる。 信販会社等が立替払いする場合は、立替払金を差し押さえる。 	1 加盟店番号	1 2 3 4 5 6	2 店名	株式会社〇〇商店	各履行期日ごと
1 加盟店番号	1 2 3 4 5 6					
2 店名	株式会社〇〇商店					

4 貸付金等

財産	差押財産の特定表示例	履行期限										
貸付金	<p>滞納者（債権者）が、債務者に対して有する下記貸付金現在額1,000,000円の返還請求権及び債権差押通知書到達日までの約定利息の支払請求権。</p> <p>記</p> <table> <tr> <td>1 貸付年月日</td> <td>平成〇年〇月〇日</td> </tr> <tr> <td>2 貸付元本額</td> <td>2,000,000円</td> </tr> <tr> <td>3 約定利息</td> <td>年5%</td> </tr> <tr> <td>4 遅延損害金</td> <td>年10%</td> </tr> <tr> <td>5 弁済期</td> <td>令和〇年〇月〇日</td> </tr> </table> <p>留意事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 契約の内容を確認した上で差し押さえる。 債務者から債務承認書を徴する。 貸付金の差押えに当たっては、必要に応じ金銭消費貸借契約書、金銭借用証書、受領証書等を取り上げる（微65）。 利息については、 <ol style="list-style-type: none"> 無利息の約定があるとき・・・請求不可（民589） なお、商人間の金銭消費貸借は、当然に利息付となる（商513①）。 利息の約定があるとき・・・請求可 なお、単に利息を付する旨の約定の場合の利率は、民事債権については年5分（旧民404）、商事債権については年6分（旧商514）となる。 ※ 契約時が改正民法施行日以後であるとき、民事債権及び商事債権ともに年3分である（民404）。 弁済期が到達している場合は、 <ol style="list-style-type: none"> 履行期限は、「当税務署から請求あり次第即時」とする。 遅延損害金が発生する場合は、別途差し押さえる。 	1 貸付年月日	平成〇年〇月〇日	2 貸付元本額	2,000,000円	3 約定利息	年5%	4 遅延損害金	年10%	5 弁済期	令和〇年〇月〇日	契約による弁済期
1 貸付年月日	平成〇年〇月〇日											
2 貸付元本額	2,000,000円											
3 約定利息	年5%											
4 遅延損害金	年10%											
5 弁済期	令和〇年〇月〇日											

財産	差押財産の特定表示例	履行期限
家賃	<p>滞納者（債権者）が、下記不動産の賃貸借契約に基づき債務者から受領すべき令和〇年〇月分以降の家賃の支払請求権。</p> <p>ただし、上記滞納国税に満つるまで。</p> <p>記</p> <p>1 不動産の表示 ○○市○○町三丁目3番地2 家屋番号 3番 木造瓦葺2階建 居宅 1階 150.00 m² 2階 100.00 m²</p> <p>2 賃料 月額○○○○円共益費月額○○○円</p> <p>3 支払日 翌月分を前月末までに支払う</p>	毎月の支払日
留 意 事 項		
<p>1 賃貸借契約の内容を確認した上で差し押さえる。</p> <p>2 管理費・共益費といった名目で契約書上家賃とは別に定められている場合に、それらが清掃費や給水管のメンテナンス費用等に使用されており、それらを取り立てることによって、賃貸人による物件の維持管理ができなくなると認められるときは、それらの管理費・共益費については、差し押さえない取扱いとして差し支えない。</p> <p>3 差押え後、当事者間で家賃を増額する旨の合意がなされた場合は、当該増額相当部分に係る家賃債権は差押えの効力が及ばないことから、当該増額相当部分に係る家賃債権について、改めて差押えを行う。</p> <p>4 抵当権の物上代位の目的物（家賃）に対する差押えと、当該目的物（家賃）に対する滞納処分による差押えとが競合した場合における優先関係は、抵当権の設定日と差押国税の法定納期限等との先後により判定する（微基通15-19、16-4、東京地裁平成11年3月26日判決）。</p>		

財産	差押財産の特定表示例	履行期限
敷金	<p>滞納者（債権者）が、下記不動産の賃貸借契約に基づき平成〇年〇月〇日債務者に差し入れた敷金の返還請求権。</p> <p>記</p> <p>1 貸貸人 乙野二郎 2 貸借人 甲野一郎 3 不動産の表示 ○○市△△町三丁目3番地2 家屋番号 3番 木造瓦葺2階建 居宅 1階 150.00 m² 2階 100.00 m²</p> <p>4 敷金額 500,000 円</p>	返還条件成就の時
留 意 事 項		
<p>1 契約書等により、賃貸借契約の内容を確認した上で差し押さえる。</p> <p>2 不動産明渡しの時に、未納の家賃等があれば、控除した残額が返還される。</p>		

財産	差押財産の特定表示例	履行期限
入居保証金	<p>滞納者（債権者）が、下記不動産の賃貸借契約に基づき平成〇年〇月〇日債務者に差し入れた入居保証金の返還請求権。</p> <p>記</p> <p>1 貸貸人 乙野二郎 2 貸借人 甲野一郎 3 不動産の表示 ○○市△△町三丁目3番地2 家屋番号 1番 木造瓦葺2階建 店舗 1階 150.00 m² 2階 100.00 m²</p> <p>4 保証金額 2,000,000 円</p>	返還条件成就の時
留 意 事 項		
<p>1 契約書等により、賃貸借契約の内容を確認した上で差し押さえる。</p> <p>2 不動産明渡しの時に、未納の家賃等があれば、控除した残額が返還される。</p>		

財産	差押財産の特定表示例	履行期限
営業保証 供託金	<p>滞納者(債権者)が、宅地建物取引業者營業保証金として供託した下記 供託金の取戻請求権及び債権差押通知書到達日までの利息の支払請求 権。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 供託年月日 令和〇年〇月〇日 2 供託番号 令和〇年度(金)第〇号 3 供託金額 〇〇〇〇〇円</p>	取戻公告後、 6か月を経過した時
留意事項		
<ol style="list-style-type: none"> 1 上記の特定表示例は、宅地建物取引業者の場合である。 2 各都道府県の所轄課で調査し、登録簿を確認の上で差し押さえる。 3 第三債務者は、「国 代表者 〇〇法務局供託官 〇〇〇〇」である。 4 差し押さえた際、既に払渡期日を経過した供託金利息がある場合は、即時に取り立てる。 5 差押え後、毎年、供託金利息を取り立てることが可能であるため、確実に取り立てる。 		

財産	差押財産の特定表示例	履行期限
給料等	滞納者(債権者)が、債務者に対して有する令和〇年〇月分以降の給料(扶養手当、時間外手当、宿日直手当等を含む。)の支払請求権。 ただし、別紙による金額を控除した残額とし、上記滞納国税に満つるまで。	毎月の給料支給日
留意事項		
1 給与台帳又は源泉徴収簿等を確認した上で差し押さえる。 2 給料のほか、賃金、歳費、退職年金及びこれらの性質を有する給与に係る債権の差押えも同様に行う。		

(別紙)

給料等から控除する金額

- 1 その給料等から徴収すべき源泉所得税及び復興特別所得税相当額
- 2 その給料等から徴収すべき道府県民税、都民税、市町村民税及び特別区民税相当額
- 3 その給料等から徴収すべき社会保険料相当額
- 4 月額本人100,000円及び、本人と生計を一にする親族一人につき45,000円を加算した金額
- 5 その給料等から上記1~4までの金額を控除した残額の100分の20に相当する金額
ただし、その金額が上記4の金額の2倍を超える場合は2倍相当額を限度とします。

(注) 差押債権の履行に際して、その具体的な金額、手続等についてご不明の点があるときは、当税務署徴収部門(担当)にお問い合わせください。
なお、差押債権の履行の際は、給料支払明細書(写)を添付してください。

(計算例)

給料等債権の差押可能金額の計算表(令和〇年〇月分)

区分		金額	摘要
給料等の金額	基本給に相当する金額	円 287,100	
	扶養手当、日当直料、通勤手当等	21,300	
	時間外手当等	18,820	
	計	① 327,000	1,000円未満切捨て
差押禁止め	給料等から差引かれる所得税額	給与所得についての源泉所得税額 年末調整額 計	12,000 — ② 12,000 1,000円未満切上げ
	給料等から差引かれる住民税額	③ 14,000	1,000円未満切上げ
	給料等から差引かれる社会保険料の金額	健康保険料 共済掛金 計	26,000 — ④ 26,000 1,000円未満切上げ
止額	生活保障費	滞納者 生計を一にする配偶者及び他の親族等 計	100,000 135,000 45,000円 ×親族数(3)
	体面維持費	⑥ 8,000	ただし、⑤の金額の2倍を超えるときはその2倍の金額とする 1,000円未満切上げ
	差押禁止額 ②+③+④+⑤+⑥	⑦ 295,000	
差押可能金額 ①-⑦		32,000	

財産	差押財産の特定表示例	履行期限
退職手当等	<p>滞納者（債権者）が、債務者に対して有する退職手当の支払請求権。</p> <p>ただし、国税徴収法第76条第4項各号に規定する金額（下記に例示する金額）を控除した残額とする。</p> <p>記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 その退職手当等から徴収すべき源泉所得税及び復興特別所得税相当額 2 その退職手当等から徴収すべき道府県民税、都民税、市町村民税及び特別区民税相当額 3 その退職手当等から徴収すべき社会保険料相当額 4 本人300,000円及び滞納者と生計を一にする親族一人につき135,000円を加算した金額 5 支給の基礎となった期間が5年を超える場合には、その超える年数1年につき、上記4の金額の100分の20に相当する金額 なお、支給の基礎となった期間に1年未満の端数があるときは、切り上げて計算する。 	退職手当等の支給日
留意事項		
<p>徴収法76条4項4号の規定による差押禁止額に加算すべき金額を計算する場合において、同号の「5年をこえる場合には、そのこえる年数1年」に「1年未満の端数があるときは、すべて切り上げて計算する。」</p>		

大 分 類	共通（研修関係）
中 分 類	講習、研修関係書類
名称（小分類）	研修資料
保存期間（満了日）	会3年（令和10年3月末）

徴収事務新任者研修Ⅱ
資料 第2号

令和6年9月30日

演習問題

大阪国税局

徴収部 徴収課

(演習問題1)

次の記述について、正しいものには○印を、誤っているものには×印を付しなさい。

1		質問・検査を行うことができるのは、差押えのために滞納者の財産を調査する必要がある場合に限られる。
2		「財産に関する帳簿書類」というのは、例えば、現金出納帳、売掛帳、買掛帳などがあり、これには電磁的記録を含まない。
3		国税徴収法第141条を根拠とした徴収職員による質問・検査は、強制力を持たない任意調査であるため、相手方が正当な理由なく質問に答えない場合又は検査を拒否した場合には行うことができない。
4		徴収職員は、国税徴収法第141条に基づいた質問・検査を行うことしかできないため、滞納者の隣人に滞納者の帰宅時間等について質問することはできない。

(演習問題2)

次の記述について、正しいものには○印を、誤っているものには×印を付しなさい。

1		滞納法人の本店事務所内には代表者はいなかったが、滞納法人の従業員（18歳）1名を立会人として本店事務所内を捜索した。
2		滞納者が立会いの最中に暴れ出したので、仕方なく捜索場所への出入りを禁止とした。
3		日没後は、国民の社会生活の安寧のため、捜索は一切できない。
4		従業員を立会人として捜索を実施していたが、事務所内の金庫の鍵を保管していなかったので、鍵を壊して金庫を開けた。
5		滞納者宅に臨場したところ、滞納者本人は不在であったが、近所に住んでいるという滞納者の母親が留守番にきていたので、その母親を立会人として捜索を実施した。
6		滞納者宅に臨場したところ不在であったため、管理人に開扉させ、年金事務所の職員1人を立会人として捜索を実施した。
7		捜索した場合は、捜索に着手したときに、徴収権の消滅時効が必ず更新される。
8		捜索で動産を発見し、差し押されたので、捜索調書は作成しなかった。

(演習問題1)

次の内容を基に、給料等の差押金額計算書を作成しなさい。

- 1 滞納者甲（以下「甲」という。）は、独身である。
- 2 甲の令和6年9月分の給与明細書は次のとおりであり、他に給料等は得ていない。

【(株)Aの給与明細書】						(単位：円)
基本給 201,100	地域手当 20,110	残業手当 7,975	通勤手当 12,000	住居手当 27,000	総支給額 268,185	
所得税 5,111	住民税 9,300	健康保険料 8,940	厚生年金 21,035			
	財形貯蓄 20,000				控除額合計 64,386	
				振込額	差引支給額	

(演習問題 2)

次の内容を基に、差押調書を作成しなさい。

令和 6 年 9 月 30 日、滞納者（甲本 三郎）の自宅に臨場、滞納者を立会人として捜索を実施した。

捜索を行った結果、居宅の金庫内から現金を発見、午後 2 時 30 分に差し押された。

差押調書謄本は同日滞納者に手交した。

1 滞納者

名 称 : 甲本 三郎

住 所 : 大阪市中央区天満橋 1 丁目 2 番 3 号

2 滞納国税

課 稅 期 間 : 令和 5 年

税 目 : 申告所得税及復興特別所得税

申告年月日 : 令和 6 年 3 月 15 日（確定申告分）

督促年月日 : 令和 6 年 5 月 9 日

滞 納 税 額 : 1,500,000 円（本税）

3 差押現金の内訳

- ・ 一万円紙幣 80 枚
- ・ 五千円紙幣 30 枚
- ・ 千円紙幣 50 枚

4 捜索

令和 6 年 9 月 30 日 午後 2 時 00 分 から 午後 3 時 00 分 まで

大 分 類	共通（研修関係）
中 分 類	講習、研修関係書類
名称（小分類）	研修資料
保存期間（満了日）	令和3年（令和10年3月末）

徴収事務新任者研修Ⅱ
資料 第2号

令和6年9月30日

演習問題回答用紙

大阪国税局

徴収部 徴収課

演習1 解答用紙

(住(居)所)

(氏名又は名称)

殿

給料等の差押金額計算書

令和 年 月 日

税務署長

財務事務官

印

令和 年 月 日 付で差し押された下記滞納者
者の給料等につきましては、御手数ですが下記により計算
の上「差押金額」欄の金額を当税務署あて計算書(提出用
を添えて支払ってください。

滞納者 (債権者)	住(居)所	氏名又は 名 称	
令和 年 月 分	給 料 等 支 給 額	①	円 (連絡先)
上記給料等から控除された源泉所得税額		②	円 微取部門
" 府 縿 民 税 額 市 町 村 民		③	円
" 社 会 保 險 料 (所得税法第74条2項各号の保険)		④	円
国税微取法施行令 第34条の金額	$100,000 + [45,000 \times (\text{親族数})] =$ (生計を一にする親族数)	⑤	円 電話
$[(\text{支給額}) - (\text{源泉所得税額} + \text{府県民税額} + \text{社会保険料} + \text{親族数})] \times \frac{20}{100} =$	ただし⑤の2倍を 越えるときは2倍 までの金額	⑥	円 局番
差押金額 (税務署に支払う金額)	$[(\text{支給額}) - (\text{源泉所得税額} + \text{府県民税額} + \text{社会保険料} + \text{親族数} + \text{支給額} \times \frac{20}{100})] =$	⑦	
履 行 期 限	給 料 等 の 支 払 日		

御注意 1 ①欄の金額について、千円未満の端数がある場合は切り捨ててください。

2 ②~⑥の金額について、千円未満の端数がある場合はそれぞれ切り上げてください。

(微 1093の1)

演習2 解答用紙

差押調書（動産・有価証券用）

令和 年 月 日

税務署
財務事務官 印

下記の滞納国税・地方消費税が、督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納されていないことから、当該滞納国税・地方消費税及び滞納処分費を徴収するため、国税徴収法第47条第1項第1号の規定により、あなた(貴社)の下記財産を差し押さえましたので、同法第54条の規定により、この調書を作ります。

滞納者 滞納国税等	住所				氏名 又は名称					
	年度	税目 督促等年月日	本税	加算税	延滞税	利子税	滞納処分費	法定納期限等	備考	
差押財産										
滞納処分のため検索した場所又は物		検索日時	年 月 日 午(前)後 時 分から 午(前)後 時 分まで							
上記の財産の検索に立ち会い差押調書原本を受領しました。 ()		印	差押調書原本(検索を受けた者宛)を受領しました。 () 印							

書類番号
第 号

決 裁	令和 年 月 日
署 長	
副署長	
総務課長	
特官・統括官	
担当	

上記差押財産の保管を命ずる。 理由:		上記差押財産は通知があるまで無償で保管します。	
平成 年 月 日 殿 税務署 財務事務官 印		平成 年 月 日 保管人 () 印	

- 備考
- この差押えは、国税の納付がないときに国が滞納者の債権を取立て等ができる状態におく強制的な処分であり、これにより、滞納者は差押えを受財産を処分したりすることが禁止されます。
 - 差押財産を公売するときは、税務署から事前に「公売通知書」(公売の日時・場所等を通知)を送付します。
 - 現金を差し押さえたときは、後日、税務署から「充当通知書」(差押現金を滞納国税等に充てた旨の通知)を送付します。

記号番号 SN-No 000000

連絡先 税務署 徴収 部門
電話 () 内線

〔3-1-03 差押調書（動産・有価証券用　金銭の場合）〕

差押調書（動産・有価証券用）		書類番号 第 号										
整理欄	年月日 時～時	平成20年8月7日										
		大阪税務署 財務事務官 徴収太郎㊞										
下記の滞納国税（地方消費税を含む。）及び滞納処分費を徴収するため、下記の財産を差し押さえましたので、国税徴収法第54条の規定により、この調書を作ります。												
滞納者	住(居)所 大阪市中央区天満橋1-2-3		氏名 又は名称	甲本三郎								
	滞納国税等	年度	税目	納期限	本税	加算税	延滞税	利子税	滞納処分費	法定納期限等	備考	
		平成18	消費税及 地方消費税	平成19.4.2	1,000,000円	一	円 法律による金額 円 支す	一	円 法律による金額 円 支す	一	平成19.4.2	
					以下余白							
差押財産	本邦通貨											
	壹万円紙幣 10枚 100,000円											
	五千円紙幣 20枚 100,000円											
	千円紙幣 10枚 10,000円 平成20年8月7日 差押財産を搬出する。㊞											
合計		210,000円		占有日時 平成20年8月7日 午前~午後 11時30分								
滞納処分のため搜索した場所又は物		大阪市中央区天満橋1-2-3 甲本三郎居宅内		搜索日時 平成20年8月7日 午前~午後 10時 00分から午後~午後 11時 30分まで								
上記の検索に立ち会い差押調書謄本を受領しました。 (妻) 甲本幸子㊞				差押調書謄本(検索を受けた者あて)を受領しました。 (妻) 甲本幸子㊞								
上記差押調書謄本記載の差押財産の保管を命じる。				上記差押調書謄本記載の差押財産は通知があるまで無償で保管します。								
平成 年 月 日 税務署 財務事務官 ㊞				平成 年 月 日 保管人() ㊞								
備考 1. 差押えは、国税の納付がないときに國が滞納者の財産を換価できる状態におく強制的な処分であり、これにより、滞納者は差押えを受けた財産を処分することを禁止されます。 2. 差押財産を公売するときは、大阪税務署から事前に「公売通知書」(公売の日時・場所等を通知)を送付します。 3. 現金を差し押さえたときは、後日、大阪税務署から「売当通知書」(差押現金を滞納国税等に充てた旨の通知)を送付します。												
記号番号		運送先 大阪税務署 管理・徴収第2部門 電話 (06) 1234-5678 内線 1234										⑩

作成目的

この調書は、徴収法第54条第1号に掲げる動産又は有価証券を、徴収法第56条第1項の規定により差し押さえる場合及び滞調法第2条第3項の動産を、滞調法第21条第3項の規定により差し押された旨を通知する場合に作成する。

記載要領

- 「差押財産」欄は、本邦通貨と記載した上で、紙幣の種類ごとの枚数、金額及び合計金額、その他重要な事項を記載する。
また、「差押財産」欄又は欄外余白に「平成〇年〇月〇日上（下・右・左）記の差押財産を搬出する。」と記載する（搬出調書作成不要）。
- 占有日についても確実に記載する。
- 「滞納処分のため搜索した場所又は物」欄の記載要領は「検索調書（その1）」の記載要領と同様である。
- 「上記の検索に立ち会い差押調書謄本を受領しました。」及び「差押調書謄本（検索を受けた者あて）を受領しました。」欄の記載要領は、「検索調書（その1）」と同様である。

留 意 事 項

- 1 給料等として支払を受けた金銭を差し押さえる場合は、滞納者が承諾したときを除き、徵収法第76条第1項第4号及び第5号の金額の合計額に、給料等の支給期間の日数のうちに差押えの日から、次の支払日までの日数の占める割合を乗じた金額については、差し押さえることができない。
 - 2 差し押された金銭の受入れは次による。
 - ① 歳入歳出外現金領収証書を作成する（領収証書は処分票に添付）。
 - ② 歳入歳出外現金出納官吏は直ちに国税に充当する（即日充当）。
 - ③ 充当決議〔8-2-02参照〕及び充当通知〔8-2-03参照〕の手続を行う。

大 分 類	共通（研修関係）
申 分 類	講習、研修関係書類
名称（小分類）	研修資料
保存期間（満了日）	会3年（令和10年3月末）

徴収事務新任者研修II
資料 第2号

令和6年9月30日

演習問題解答

大阪国税局

徴収部 徴収課

(演習問題1)

1	<input checked="" type="checkbox"/>	質問・検査を行うことができるのは、「滞納処分のため滞納者の財産を調査する必要があるとき」であり、差押えの必要があるときに限られず、広く「滞納処分」のため必要があるときにすることができる（徵基通 141-1）。
2	<input checked="" type="checkbox"/>	「財産に関する帳簿書類」というのは、例えば、現金出納帳、売掛帳、買掛帳などがあり、これには電磁的記録を含む（徵基通 141-6）。
3	<input type="radio"/>	国税徵収法 141 条に規定する質問又は検査には直接的な強制力はないが、国税徵収法は、同条に規定する質問又は検査を実効性のあるものとするため、検査拒否等があった場合には、1年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処することとして間接的な強制力を持たせている（徵 188）。
4	<input checked="" type="checkbox"/>	国税徵収法 141 条は、その他の方法による調査を禁止する趣旨は含んでいないと考えられ、徵収職員は、滞納処分のために必要があるときは、その職務行為として、国税徵収法 141 条各号に掲げる者以外の者に対する任意調査を行うことができる。

(演習問題2)

1	<input type="radio"/>	事務所内にいた従業員を立会人として捜索を行う。 従業員は、成年に達した者であることを要しない（微基通 144-4、5）。
2	<input checked="" type="radio"/>	滞納者本人は、出入禁止にできない。 捜索をする場合は、滞納者・第三者・同居の親族・代理権限者の者を除き出入禁止にできる（微 145）。
3	<input checked="" type="radio"/>	日没後であっても、捜索ができる場合がある。 例えば、日没前に捜索に着手した場合には、その捜索に着手した物又は住居その他の場所の捜索は、日没後まで継続することができる（微 143①ただし書き、微基通 143-2）。
4	<input type="radio"/>	金庫等を開くために必要な処分をすることができる（微 142③）。
5	<input checked="" type="radio"/>	「留守番」の母は、同居の親族には当たらない（微 144）。
6	<input checked="" type="radio"/>	「地方公共団体」とは、捜索する場所の所在する都道府県、市町村、特別区、地方公共団体の組合及び財産区をいうため、年金事務所は該当しない。ただし、成人2人以上としてなら可能である（微基通 144-6）。
7	<input checked="" type="radio"/>	捜索が第三者の住居等につきされたものであるときは、捜索による時効の更新の効力は、その捜索につき捜索調書の謄本等により滞納者に対して通知した時に生ずる（微基通 142-11）。
8	<input type="radio"/>	国税徴収法 54条の規定により差押調書を作成する場合には、国税徴収法 146条1項の規定による捜索調書の作成及び同条2項の規定による謄本の交付の必要はない（微 146③、微基通 146-6）。 現在、動産・有価証券用の差押調書は、資金現金領収書帳などと同様に管理されていることに留意する。

演習1 解答例

(住(居)所)

(氏名又は名称)

殿

給料等の差押金額計算書

令和 年 月 日

税務署長

財務事務官

印

令和 年 月 日 付で差し押された下記滞納
者の給料等につきましては、御手数ですが下記により計算
の上「差押金額」欄の金額を当税務署あて計算書(提出用)
を添えて支払ってください。

滞納者 (債権者)	住(居)所	氏名又は 名 称	
令和 5 年 9 月 分 給 料 等 支 給 額		① 268,000	円
上記給料等から控除された源泉所得税額		② 6,000	円
" 府 總 民 税 額 市 町 村 民		③ 10,000	円
" 社 会 保 險 料 (所得税法第74条2項各号の保険)		④ 30,000	円
国税徴収法施行令 第34条の金額	$100,000 + [45,000 \times (0)] = 100,000$ (生計を一にする親族数)	⑤ 100,000	電話
$[(1)-(2)+(3)+(4)+(5)] \times \frac{20}{100} = 24,400$	ただし⑤の2倍を 越えるときは2倍 までの金額	⑥ 25,000	局
差 押 金 額 (税務署に支払う金額)	$[(1)-(2)+(3)+(4)+(5)+(6)] = 97,000$	⑦ 97,000	番
履 行 期 限	給 料 等 の 支 払 日		

御注意 1 ①欄の金額について、千円未満の端数がある場合は切り捨ててください。

2 ②~⑥の金額について、千円未満の端数がある場合はそれぞれ切り上げてください。

(微 1093の1)

演習2 解答例

差押調書（動産・有価証券用）										
令和 年 月 日										
税務署 財務事務官 印										
<p>下記の滞納国税・地方消費税が、督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納されていないことから、当該滞納国税・地方消費税及び滞納処分費を徴収するため、国税徴収法第47条第1項第1号の規定により、あなた(貴社)の下記財産を差し押さえましたので、同法第54条の規定により、この調書を作ります。</p>										
滞納国税等	住 所	大阪市中央区天満橋1丁目2番3号			氏 名 又は名称	甲本 三郎				
	年度	税 目	納 期 限 當年年月日	本 稅	加 算 税	延 滞 税	利 子 税	滞 納 処 分 費	法定納期限等	備 考
	令和5	申告所得税及復興特別所得税	令和6.3.15 令和6.5.9	1,500,000	-	法律による金額 要す	-	法律による金額 -	令和6.3.15 令和5年 確定	
差押財産	本邦通貨									
	壹万円紙幣	80枚	800,000円							
	五千円紙幣	30枚	150,000円							
	千 円紙幣	50枚	50,000円 令和6年9月30日 左記財産を搬出する 印							
	合 計	1,000,000円	占有日時 令和6年9月30日 午後2時30分							
滞納処分のため捜索した場所又は物	大阪市中央区天満橋1丁目2番3号 甲本 三郎 居宅内			捜索 日時	令和6年9月30日 午(前)後 2時00分 から 午(前)後 3時00分 まで					
上記の財産の検査に立ち会い差押調書原本を受領しました。 (本人) 甲本 三郎 印				差押調書原本(検査を受けた者宛)を受領しました。 () 印						

書類番号 第 号
決 裁
署 長
副署長
総務課長
特官・統括官
担 当

年 月 日

上記差押財産の保管を命ずる。 理由:		上記差押財産は通知があるまで無償で保管します。	
平成 年 月 日 農 税務署 財務事務官 印		平成 年 月 日 保管人 () 印	

- 備 考 1 この差押えは、国税の納付がないときに国が滞納者の債権を取立て等ができる状態におく強制的な処分であり、これにより、滞納者は差押えを財産を処分したりすることが禁止されます。
 2 差押財産を公売するときは、税務署から事前に「公売通知書」(公売の日時・場所等を通知)を送付します。
 3 現金を差し押さえたときは、後日、税務署から「充当通知書」(差押現金を滞納国税等に充てた旨の通知)を送付します。

記 号 番 号 SN-N0 000000

(連絡先 税務署 徴収 部門)
電話 () 内線

大 分 類	共通（研修関係）
中 分 類	講習、研修関係書類
名称（小分類）	令和6年度研修関係資料
保存期間（満了日）	会3年（令和10年3月末）

徵 収 事 務 新 任 者 研 修 II
資 料 第 3 号

令 和 6 年 9 月 3 0 日

原告訴訟端緒事案の把握

大 阪 国 稅 局

徵収部 国税訟務官室

1 国税訟務官室の所掌事務

徴収部国税訟務官室では、徴収事務及び管理運営事務に関する以下の事務を担当している。

(1) 訴訟事件及び非訟事件の処理

訴訟事件は、次の二つに大別される。

- ・ 原告訴訟
　滞納処分の一環として国が原告となって提起する訴訟
- ・ 被告訴訟
　国が被告（国税局長、税務署長、国税局又は税務署職員を含む。）となる訴訟
　例えば、「国が行った行政処分について納税者等がその取消しを求めるもの」や
　「国が配当等により受領した金銭等が不当利得であるとして他の債権者等が国にその返還を求めるもの」など

(2) 不服申立事案の処理及び指導等

不服申立ては、次の二つの方法がある。

- ・ 税務署長等に対する再調査の請求
- ・ 国税不服審判所長に対する審査請求

「指定代理人制度」（法曹資格を有しない国税職員が訴訟に携われる理由）

国が当事者又は参加者となる訴訟等については、法務大臣が国を代表するとされている（「国の利害に關係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律」（以下「権限法」という。）第1条）。

そして、法務大臣は、国に利害関係がある訴訟等について、次の者にその権限を委任して、訴訟等を行わせることができるとされている（権限法第2条、第3条）。

- ① 法務省所属の職員のうち、法務大臣の指定する者
 - ② 政府の所轄・監督する事務に係る訴訟について必要があると認められるときは、当該行政庁の意見を聞いた上で、当該行政庁の職員で法務大臣の指定する者
- ※ 徴収関係訴訟については、国税訟務官室所属の国税訟務官、国税実査官（徴収官）が訴訟事案等に関する処理を行っている。
- ③ 弁護士

2 自力執行権と原告訴訟

(1) 自力執行権

自力執行権とは、自己の債権が履行されなかった場合に、債権者自ら強制手段を執ることによって履行があったときと同一の結果を実現させる権限をいう。

私債権については、債権者による自力執行権の行使が認められていないため、債権の強制的な取立て（回収）を図るために「債務名義（確定判決等：民事執行法第22条）」を取得した後、裁判所へ強制執行手続を申し立てることが必要となる。

一方、国税等（租税債権）については、債務名義の取得を必要としないため、滞納

となった場合には、徴収職員が自ら滞納者に帰属する財産に対し滞納処分(差押え等)を執行すること(自力執行)により強制的に徴収する(取立て等を行う)ことができる。

これは、租税債権の優先性と迅速かつ効率的にその確保を図る観点から、特別に認められているものである。

(2) 徴収職員が自力執行権を行使できる範囲

徴収職員の自力執行権は、滞納者に帰属する財産に対してのみ行使できる。

そのため、例えば、①第三債務者に帰属する債権、②滞納者に帰属するが登記名義が第三者となっている不動産には、自力執行権を行使できない。

(3) 自力執行権を補完するための手段としての原告訴訟

国税通則法や国税徴収法の規定では対応できない(自力執行権が行使できない)場合には、民法や民事執行法等の一般私法の規定に基づいて、例えば、①差押債権を履行しない第三債務者に対して債権取立訴訟を提起し、勝訴後の強制執行手続により差押債権を強制的に取り立てる、②第三者名義に偽装された滞納者に帰属する不動産を滞納者名義に戻すといった裁判上の手続により、滞納国税等の徴収を図ることが可能となる。

このように、原告訴訟の提起は、滞納整理の一部ということができるものであり、課税ではない徴収独自の手法である。

3 原告訴訟事件の概要

原告訴訟事件とは、訴訟手続(裁判)によって、裁判所に対し、①第三者に債務を履行すべき義務や登記手続を行う義務があること、②原告(国)が権利を有していること等の確認(判決)を求める手続をいう。

(1) 差押債権取立請求訴訟

イ 内容

租税債権者(国)が滞納者の有する債権を差し押さえた場合で、第三債務者が任意に差押債権を履行しないときに、国税徴収法第67条(差押債権の取立権)に基づいて、差押債権を取り立てるために提起する訴訟

留意事項

債権を差し押さえる場合には、その差押えに係る国税の時効の完成猶予及び更新の事由となるものの、被差押債権(差し押さえた売掛金等)の時効の完成猶予及び更新の事由とはならないことに留意(徴基通62-36)

また、差押債権者(国)に差押債権の取立責任があることに留意(徴基通67-7)

□ 勝訴後の方途

勝訴判決の確定後、第三債務者が差押債権を任意に弁済しないときは、確定した判決を「債務名義」(民事執行法第22条)として、裁判所に対し、第三債務者の財産

に対する強制執行の申立てを行うことにより、差押債権を強制的に取立て

(2) 名義変更訴訟（民法第423条：債権者代位訴訟）

イ 内容

名義変更訴訟とは、滞納者が所有権を有しているにもかかわらず、登記名義などが第三者名義となっている場合に、この名義を滞納者名義へと変更することを求める訴訟

対象例

① 所有权移転登記手続請求訴訟

売買等によって滞納者が不動産の所有権を取得したが、前所有者等が滞納者への所有権移転登記手続に協力しない場合

② 所有权移転登記抹消登記手続請求訴訟

滞納者に帰属する不動産について、売買等の所有権移転原因（その事実）がないにも関わらず、滞納者から第三者への所有権移転登記等がされている（登記名義が偽装されている）場合

□ 勝訴後の徴収方途

財産の名義を滞納者に変更した上で、滞納処分（差押え⇒公売）を執行

(3) 詐害行為取消請求訴訟（民法第424条）

イ 内容

滞納者から滞納国税等を徴収するため、債権者（国）が「債務者（滞納者）と第三者の間における債権者（国）を害する行為（詐害行為）」を取り消した上で、滞納者から逸出した財産を第三者から取り戻し、債務者（滞納者）に復帰させるために提起する訴訟（※）

※ 例外的に財産の返還に代えて損害賠償を求める場合もある

要件

① 詐害性のある行為の存在

財産権を目的とする行為が行われたこと

詐害性が存在すること（債務者がその行為により無資力となつたこと）

② 詐害の意思の存在

債務者の悪意及び受益者・転得者の悪意が存在すること

③ 被保全債権の存在

原則として詐害行為の前に被保全債権が成立していること

□ 勝訴後の徴収方途

第三者から取り戻して債務者（滞納者）に復帰させた財産に対して滞納処分を執行

損害賠償を請求した場合には、支払（履行）を受けた金銭を国税に充当

4 非訟事件の概要

非訟事件とは、訴訟手続によらずに申立てに対する裁判所の裁量による審判によって、新たな法律関係を形成する手続をいう。

(1) 相続財産清算人選任申立事件

滞納者が死亡し、相続人全員の相続放棄等により、相続人が不存在となった場合に、滯納処分を執行（滯納処分に関する通知書等を送達）するため、死亡した滯納者の相続財産に係る清算人の選任を裁判所に申し立てる手続

(2) 一時取締役兼一時代表取締役職務代行者選任申立事件

会社の代表取締役が死亡し、後任の代表取締役の就任が見込めない場合等に、滯納処分を執行（滯納処分に関する通知書等を送達）するため、一時代表取締役等の選任を裁判所に申し立てる手続

(3) 清算人選任申立事件

滯納法人の破産手続が終了している、または滯納法人が解散し清算結了している場合等に、滯納処分を執行（滯納処分に関する通知書を送達）するため、清算人の選任を裁判所に申し立てる手続

配付基準 管理運営・徴収担当職員

大分類	共通(法令・通達)
中分類	情報通信類
小分類	徴収情報
保存期間(満了日)	暦3年(令和7年12月末)

徴収情報

令和4年3月16日
第 4 号

大阪国税局
徴収部国税訟務官室

いまさら聞けない 訟務官室の仕事って？



～原告訴訟への第一歩は、事案担当者である「あなたの気付き」から始まります。～

徴収部国税訟務官室は、「徴収関係訴訟や不服申立て」などの業務に携わっています。今回は、私達の業務内容等について簡単にご紹介します。



徴収部の国税訟務官室ってどこにあるんですか？
国税局の徴収部徴収課や特別整理部門にはお邪魔したことがあるんですが・・・。



訟務官室は、徴収課や特別整理部門と同じ国税局の8階にあるよ。
北側の西「816号」の部屋が国税訟務官室だよ。



訟務官室にはどんな職員が何人いらっしゃるんですか？



国税訟務官室長、主任国税訟務官、そして国税訟務官3名に加えて、
主査、連絡調整官、国税実査官、国税徴収官2名と非常勤職員の計11名体制で業務を行っているんだよ。
このほか、大阪法務局にも職員1名が出向しているよ。



訟務官室の皆さん、毎日、どんなお仕事をしているんですか？



徴収関係訴訟や不服申立てなどの業務を行っているよ。
国税訟務官と国税実査官又は国税徴収官がそれぞれペアになって、原告訴訟や被告訴訟の徴収関係訴訟を担当し、主査が不服申立てを担当しているよ。
詳しくは次の頁で訟務官から説明してもらおう。

国税庁組織理念
組織として
目指す姿

信頼で 国の財政 支える組織

職員一人一人の多様性を尊重し、明るく風通しが良く、チームワークで高いパフォーマンスを発揮する組織。

訟務官室では、訴訟（本案）担当、非訟担当及び不服担当の3グループに分かれて業務を行っています。それぞれのグループの業務内容について、私が説明しましょう。

訴訟担当は、原告訴訟（詐害行為取消請求訴訟等、滞納処分の一環として国が原告となって提起する訴訟）及び被告訴訟（納税者が国に対し行政処分の取消しを求める訴訟等）を担当し、



国税訟務官

非訟担当は、原告訴訟のうち、申立てに対する裁判所の裁量による審判によって新たな法律関係を形成する、相続財産清算人選任申立て等の訴訟手続を担当しています。

また、不服担当は、不服申立て（再調査の請求及び審査請求）を担当しています。



実際の裁判では、国税訟務官はどのような役割なんですか？

国が当事者となる訴訟については、法務大臣が国を代表するんだけど、訟務官室の職員は、法務局の検事とともに代理人となって裁判手続を遂行しているんだよ。



裁判手続って、具体的にどのようなことをしているんですか？

裁判では、訴状や答弁書を裁判所に提出する必要があるんだけど、まず、国税訟務官等がそれらの「行政庁案」を作成し、それを基に法務局の検事が訴状や答弁書を作成しているんだよ。



また、弁論期日等に代理人として出廷し、国の主張を陳述することもあるんだよ。

ちなみに、不服申立てでは、再調査決定書や国税不服審判所へ提出する答弁書等を作成しているよ。

原告訴訟は、租税負担の公平を実現するための最終的な手段として、滞納整理上不可欠なものです。



訟務官室は、「全面勝訴」に向けて、日々戦っています。

NOTE

訟務官室では、本年4月から6月の間、原告訴訟に関する職場研修の講師を派遣する予定とされています。

ご希望のある署は、訟務官室（連絡調整官）までお問い合わせください。

(注) 訟務官室では、原告訴訟に関する情報を発遣していますので、是非ご覧ください。

【掲載場所】 大阪WANポータルサイト → 徴収部 国税訟務官室文書ライブラリ → 04 情報
その他不明な点があれば遠慮なく、訟務官室までご連絡ください。

配付基準 徴収担当職員

大分類	共通(法令・通達)
中分類	情報通信類
小分類	徴収情報
記載期間(満了日)	暦3年(令和6年12月末)

徴収情報

令和3年1月14日
第 1 号

大阪国税局
徴収部国税訟務官室



進め！ 原告訴訟への道

注目!! ~ 原告訴訟への第一歩は、事案担当者である「あなたの気付き」から始まります ~

【端緒となり得る事実】

【検討すべき訴訟手続】

それでは、情報 No.1 「差押債権取立訴訟」に係る事例を、次ページで紹介します。



原告訴訟端緒事案 情報 (No. 1)

差押債権取立訴訟

こんなときは「差押債権取立訴訟」を検討しよう！

【差押債権取立訴訟とは？】

差押債権取立訴訟とは、国が差押債権の支払を求めて、第三債務者に対し提起する民事訴訟です。

※ 差押えを行ったのは税務署長ですが、訴訟の場合は「国」が当事者となって争います。

注意！ 被差押債権の時効は止まりません。

滞納国税の時効は、差押えによって完成が猶予され、取立てによって更新されます。一方、被差押債権の時効は滞納処分によって更新されません。差押え後、国が理由もなく放置し、消滅時効が完成した場合には、損害賠償責任を負う場合があります（徴基通67-7）。



配付基準 徴収担当職員

大分類	共通(法令・通達)
中分類	情報通信類
小分類	徴収情報
発行期間(満了日)	暦3年(令和6年12月末)

徴収情報

令和3年3月5日
第4号

大阪国税局
徴収部国税訟務官室

原告訴訟端緒事案 情報 (No. 2)

相続財産清算人選任申立

こんなときは「相続財産清算人選任申立」を検討しよう！

【相続財産清算人選任申立てとは？】

滞納者が死亡し、相続人のあることが明らかでないときは、相続財産は法人となります（民法951条）。この場合、家庭裁判所は利害関係人らの請求によって相続財産の清算人を選任しなければなりません（民法952条）。このように家庭裁判所に申し立てる訴訟手続のことを、相続財産清算人選任申立てといいます。

原告訴訟端緒事案 情報 (No. 3)

一時取締役兼一時代表取締役職務代行者選任申立

こんなときは「一時取締役兼一時代表取締役職務代行者選任申立」を検討しよう！

【一時取締役兼一時代表取締役職務代行者選任申立てとは？】

一時取締役兼一時代表取締役職務代行者（以下「仮代表取締役」という。）選任申立てとは、法人の代表取締役が死亡し、後任の代表取締役の就任が見込めない等の場合に、滞納処分を執行するため、仮代表取締役の選任を裁判所に申し立てる訴訟手続です。

配付基準 徴収担当職員

大分類	共通(法令・通達)
中分類	情報通信類
小分類	徴収情報
保管期間(備考)	暦3年(令和6年12月末)

徴収情報

令和3年3月29日
第 5 号

大阪国税局
徴収部国税訟務官室

原告訴訟端緒事案 情報 (No. 4)

名義変更訴訟

こんなときは「名義変更訴訟」を検討しよう！

【名義変更訴訟とは？】

名義変更訴訟（債権者代位訴訟）とは、滞納処分によっては滞納者から滞納国税の徴収ができない場合に、国が、滞納者に代位して、滞納者に帰属しながら第三者名義となっている財産を滞納者名義に変更することを求めて提起する民事訴訟です。

原告訴訟端緒事案 情報 (No. 5)

詐害行為取消請求訴訟

こんなときは「詐害行為取消請求訴訟」を検討しよう！

【詐害行為取消請求訴訟とは？】

詐害行為取消請求訴訟とは、滞納者から滞納国税を徴収するため、国が滞納者と受益者（滞納法人の代表者）の間における国を害する行為（詐害行為・事例の場合は弁済）を取り消した上で、滞納者から逸出した財産を受益者から取り戻すことを求めて提起する民事訴訟です。

【偏ば行為とは？】

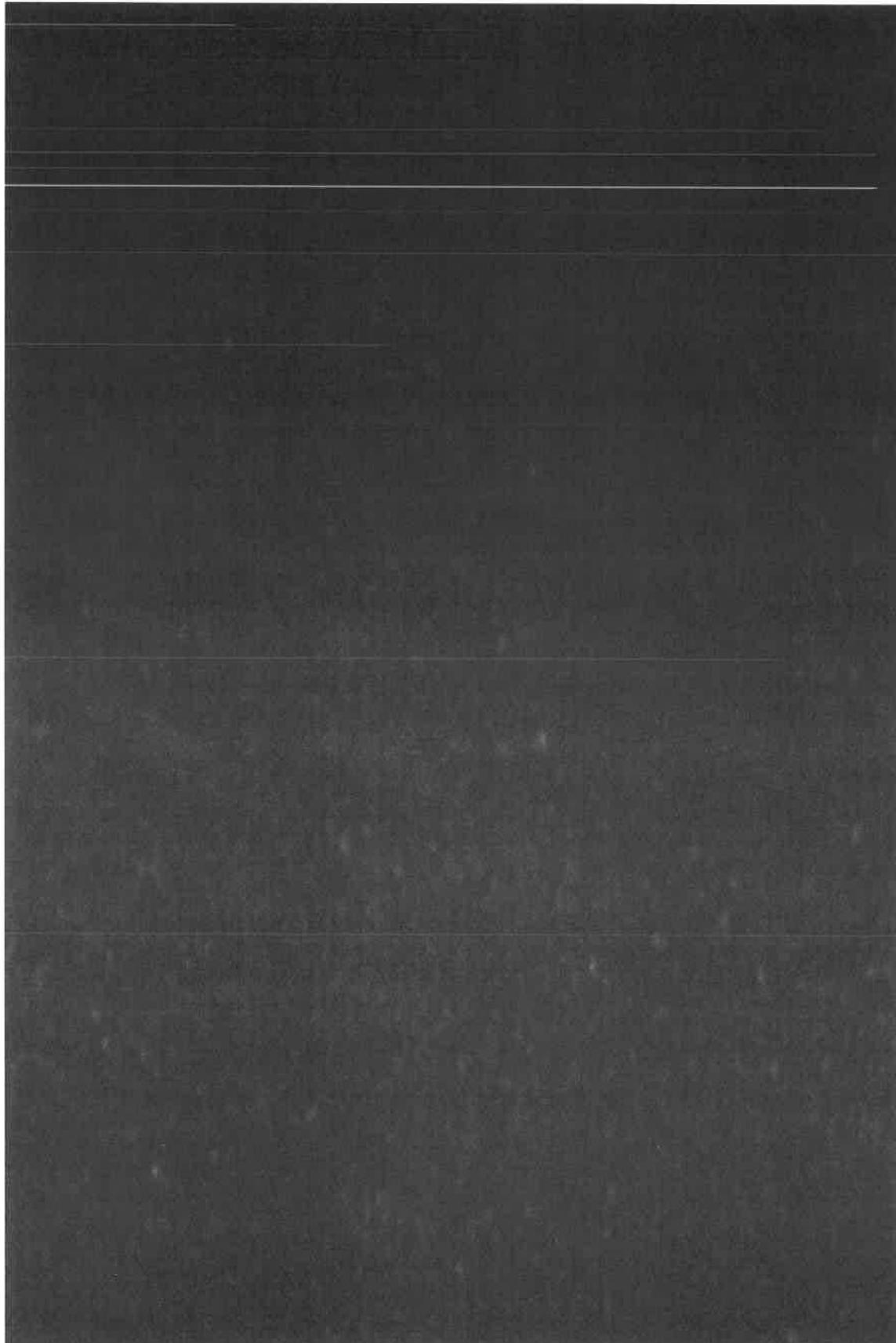
債務者による、特定の債権者にのみ利益を与え、他の債権者を害する行為のことをいい、民法424条の3（特定の債権者に対する担保の供与等の特則）により、詐害行為取消権の対象とされています。

応用事例

【相当価格処分行為とは？】

債務者が、受益者から相当の対価を取得して行った財産の処分行為のことをいい、民法 424 条の 2（相当の対価を得てした財産の処分行為の特則）により、詐害行為取消権の対象とされています。

48 原告・被告訴訟に係る事務処理手順等



49 原告訴訟端緒事案チェック表1・2

整理番号		滞納者	

整理番号		滞納者	

訴訟事務

国が原告となって訴える原告訴訟、国が訴えられた被告訴訟に関わる事務です。法務局とタッグを組んで、国側指定代理人として裁判所に出廷し、国側の主張を答弁します。なお、徴収部証務官室から1名が併任で大阪法務局証務部へ出向しています。

不服事務

不服申立て（再調査の請求、審査請求）に関する事務です。再調査決定書や国税不服審判所へ提出する書類を作成するため調査・審理を尽くし、客観的に公平・公正な判断をします。

裁判所

若手育成

若手職員等に対して、法的手段を活用した徴収方途、原告訴訟等及び不服申立制度に係る知識の向上を図るため、研修の実施及び情報発信を行います。

局間支援

西日本の中心局として、対象局の訴訟・不服申立事務に係る、相談・審理、実地支援、研修等を行います。



小所帯なので、アットホームな雰囲気で情報共有が密にできています。
(配属1年目連絡調整官)

徴収部 国税証務官室

法律の専門知識が身につくため、
仕事に活かしていきたいです。
(配属2年目徴収官)
今後



原告訴訟ができるのは徴収部国税証務官室
だけなので、やりがいを感じています。
(配属3年目実査官)

徴収証明だより

第1号

第1話 相続財産清算人

配付基準	徴収担当職員	令和6年6月24日 徴収情報第1号	大阪国税局 徴収部国税証明官室	大分類	共通 (法令・通達)	中分類	情報 通信類	小分類	徴収 情報	保存期間 (満了日)	暦3年 (令和9年12月末)
------	--------	----------------------	--------------------	-----	---------------	-----	-----------	-----	----------	---------------	-------------------

登場人物紹介



国税太郎 事務官
(徴収1年目)



国税博士 上席
(ベテラン?職員)

うわああ!!

大変だああ!!

太郎くん、そんな大声出して
一体どうしたんだい?

ビックリしたなあ…

そうなんですよ!
確かに、亡くなった滞納者を相
手方に滞納処分はできない
んでしたよね…?

この場合どうすれば…

相続人調査

滞納者が亡くなったら、住民票や戸籍等
を確認して、相続人の有無を調べよう!

こういうこともあるよ。
滞納者の納税義務は相続人に
承継されるんだ。

+ナリナキタクシ・ミタケナシヒレニ

2か月後…

うわああ!!
大変だああ!!

こ、今度はどうした!?

2回目も
ビックリしたなあ…

この前亡くなった滞納者、相続人
が全員相続放棄してるみたいな

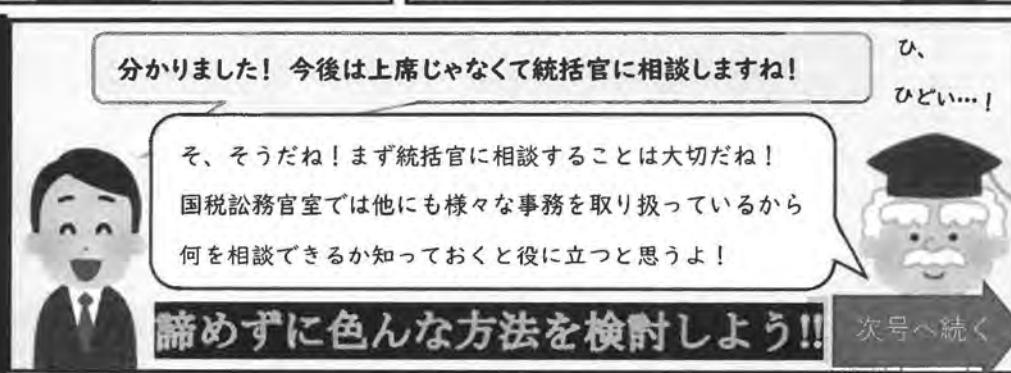
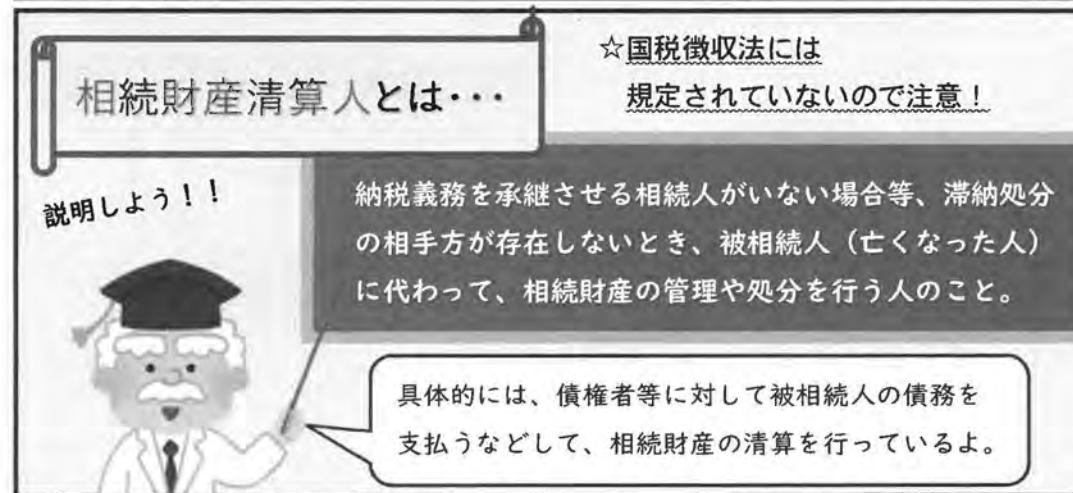
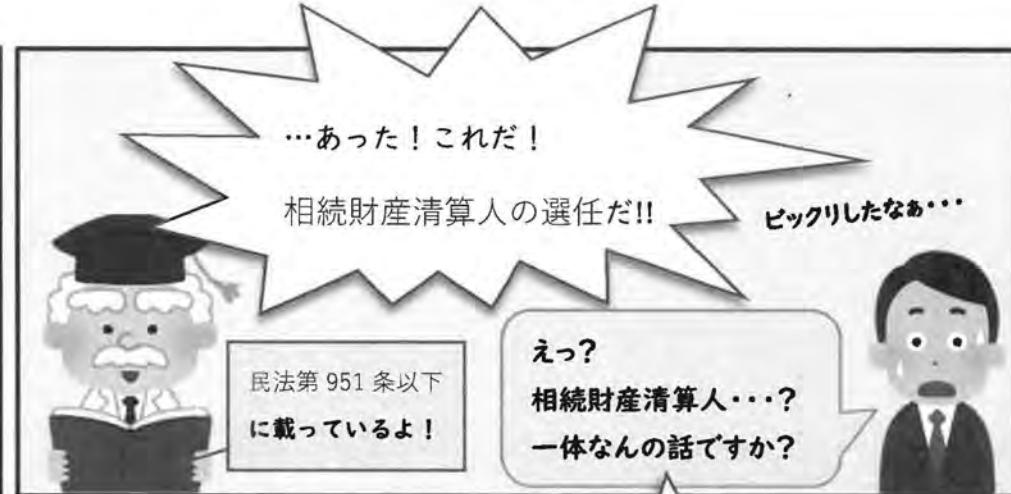
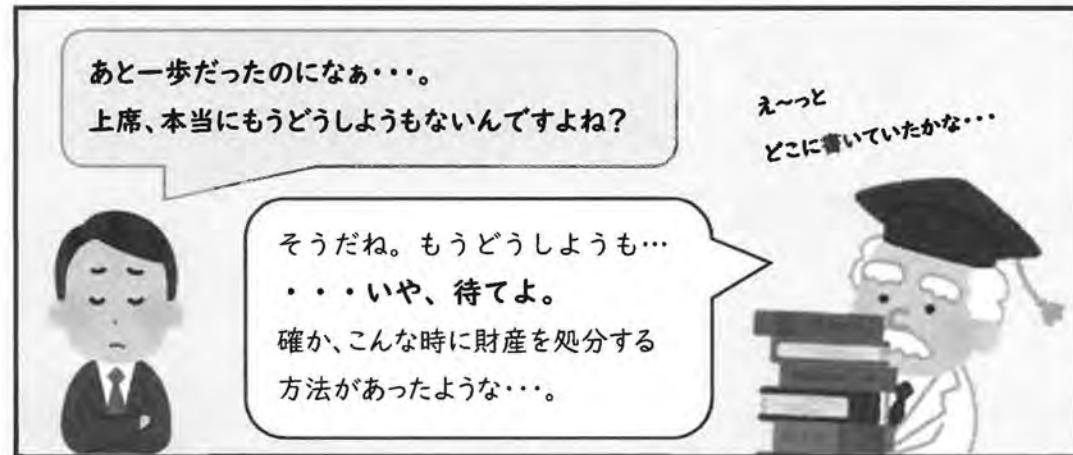
それは残念だね。
この事案は中断して
他の事案を優先しようか。

国税太郎君はもう諦める

相続放棄

相続人が被相続人(亡
くなった人)の権利や義
務を一切承継しないよ
うにする手続のことだ!

次頁へ続く



次号へ続く

徴収証明だより

第2号

第2話 一時代表

配付
基準
徴収担
当職員

令和6年8月26日
徴収情報第2号
大阪国税局
徴収部国税証明官室

大分類
共通
(法令・通達)
中分類
情報
通信類
小分類
徴収
情報
保存期間
(満了日)

暦3年
(令和9年12月末)

登場人物紹介



国税太郎 事務官
(徴収1年目)



国税博士 上席
(ベテラン?職員)

太郎くん、張り切っているね。
どこに行くの？

燃えてるなあ

銀行へ出張してきます!!



2か月後

太郎くん、しょんぼりして
いるけどどうしたの？

調査しても、新しい
代表者になる人が
いないんですよ。

疲れた…

太郎君！方法はあるんだ！
一時取締役兼一時代表取締役
職務代行者の選任だ!!

略して一時代表とも
言うよ

噛みそうな名前ですが、
何をするんですか？

一時代表 とは…

定款に定められた代表取締役等の役員が欠けた場合
に、その職務を代行する人のことだよ。
選任されたら、差押調書謄本等を送達できるんだ。

会社法第346条及び351条
に規定されているよ

やっと差押えできる～

分かりました！ 統括官に一時代表を選任したいと相談してきます！

そのとおり。まずは、統括官に相談だよ。

調べるの
なあ

徴収証務だより第1号(令和6年6月24日発行)も見てね！

さあ！キミも諦めずに挑戦だ!!

次号へ続く

大分類	共通（研修関係）
中分類	講習、研修関係書類
名称（小分類）	研修資料
保存期間（満了日）	会3年（令和10年3月末）

徴収事務新任者研修II
資料 第4号

令和6年9月30日

質問検査権及び書類の送達に関する事例研究

大阪国税局

徴収部 徴収課

徴収事務新任者研修 II

質問検査権及び書類の送達に関する事例研究

質問検査権

徴収職員は、滞納処分のため滞納者の財産を調査する必要があるときは、その必要と認められる範囲内において、滞納者とその他特定の者に質問し、その者の財産に関する帳簿書類（電磁的記録を含む。）その他の物件を検査し、又は当該物件（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求めることができる（徴141）。

※ 以下、本研修資料においては、「質問、検査及び提示又は提出の要求」を「質問検査等」という。

質問検査等をすることができる場合

徴収職員が質問検査等をすることができる原因是、「**滞納処分のため滞納者の財産を調査する必要があるとき**」である。

「**滞納処分のため滞納者の財産を調査する必要があるとき**」とは

国税徴収法第5章（滞納処分）の規定による滞納処分のため、滞納者の財産の有無、所在、種類、数量、価額、利用状況、第三者の権利の有無等を明らかにするため調査する必要があるときをいう（徴基通141-1）。

質問検査等の相手方

質問検査等の相手方	留意事項
① 滞納者（徴141-1）	第二次納税義務者及び保証人などが含まれる（徴2六、九、徴基通2-10）。
② 滞納者の財産を占有する第三者（徴141-2）	正当な権原の有無にかかわらず、滞納者の財産を自己の占有に移し、事実上支配している第三者をいう（徴基通141-2）。
③ 滞納者の財産を占有していると認めるに足りる相当の理由がある第三者（徴141-3）	「相当の理由がある」とは、滞納者等の陳述、帳簿書類の調査、伝聞調査等により、滞納者の財産を占有していると認められる場合等をいう（徴基通141-3）。
④ 若しくはあると認めるに足りる相当の理由がある者（徴141-3）	「相当の理由がある」とは、滞納者等の陳述、帳簿書類の調査、伝聞調査等により、滞納者に対し債権債務があった、若しくはあると認められる場合等をいう（徴基通141-3）。
⑤ 滞納者から財産を取得したと認めるに足りる相当の理由がある者（徴141-3）	「相当の理由がある」とは、滞納者等の陳述、帳簿書類の調査、伝聞調査等により、滞納者から財産を取得したと認められる場合等をいう（徴基通141-3）。
⑥ 滞納者が株主又は出資者である法人（徴141-4）	滞納者が株主である株式会社又は滞納者が出資者である持分会社、各種協同組合、信用金庫、人格のない社団等をいう（徴基通141-4）。

質問検査等の方法

1 「質問」及び「物件の提示又は提出の要求」の方法

口頭又は書面（電磁的記録を含む。）のいずれによっても差し支えない。

この場合において、口頭による質問の内容が重要な事項であるときは、必ずてん末を記録することとし、そのてん末を記載した書類には答弁者の署名を求め、その者が署名をしないときは、その旨を付記しておくものとする（徵基通141-5）。

2 「検査」の方法

質問検査等の相手方に対して財産に関する帳簿書類その他の物件の呈示を求めて行う。

質問検査等の相手方が有する金銭出納帳、売掛帳、買掛帳、土地家屋等の賃貸借契約書、預金台帳、売買契約書、株主名簿、出資者名簿等これらの者の債権若しくは債務又は財産の状況等を明らかにするため必要と認められる一切の帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。）その他の物件について行なうことが出来る（徵基通141-6）。

提出物件の留置き

徴収職員は、滞納処分に関する調査について必要があるときは、当該調査において提出された物件を留め置くことができる（徵141の2）。

ただし、真に必要があると認める場合を除き、原則として行わないものとする。

「真に必要があると認める場合」とは

徴収事務提要（第3編第5章第64の3・1）にて、次の①～④が掲げられている。

- ① 滞納者等の事務所等で調査を行う場所がなく効率的に調査を行うことができない場合
- ② 取引先や財産の情報が極めて多数発見され、帳簿書類等についてその写しが必要であるものの、臨場先又はその周辺にコピー機がなく、かつ、必要な事項を書き写す方法によると調査・検索が長時間に及ぶことが見込まれ、滞納者等の負担が特に大きいと認められる場合
- ③ 訴訟における証拠資料の収集など、証拠保全の必要性が認められる場合
- ④ 財産情報の隠匿や資料廃棄のおそれがあると認められる場合

調査権に基づかない調査

国税徴収法第141条各号に掲げる者以外の者（滞納者の親族、隣人、知人、同業者等の者）について、その承諾を得て、必要な範囲で**任意調査**を実施することができる。



事業者等への協力要請

徴収職員は、**滞納処分に関する調査について必要があるとき**は、事業者又は官公署に、当該調査に関し参考となるべき帳簿書類その他の物件の閲覧又は提供その他の協力を求めることができる（徴146の2）。

「滞納処分に関する調査について必要があるとき」とは

滞納者の所在調査等を含め滞納処分に関し調査が必要と認められるときをいい、
滞納者の財産調査が必要と認められるときに限られない（徴基通146の2－1）。

書類の送達

国税に関する法律の規定に基づいて税務署長その他の行政機関の長又はその職員が発する書類は、郵便若しくは信書便による送達又は交付送達により、その送達を受けるべき者の住所又は居所に送達する（通12①本文）。

書類の送達場所

原則：書類の送達を受けるべき者の住所又は居所（通12①本文）

区分	送達場所
①　納稅管理人がある場合	納稅管理人の住所又は居所（通12①ただし書）
②　住所又は居所が2以上ある場合	送達すべき書類と緊密な関係のある住所又は居所（通基通12-1）
③　法人が事実上解散し、又は清算を結了し、その所在が不明である場合	法人を代表する権限を有する者の住所又は居所（通基通12-2）
④　制限行為能力者である場合	その者の住所又は居所 その者の法定代理人が明らかな場合には、その法定代理人の住所又は居所（通基通12-3）
⑤　破産者である場合	破産管財人の住所又は居所（通基通12-4） その者の住所又は居所
⑥　在監中である場合	ただし、その者の住所又は居所が不明である場合又はその者のために書類を受け取るべき者がいない場合には、その者が在監している刑務所等（通基通12-5）

送達の方法

1 郵便又は信書便による送達（通12①）

2 交付送達（職員による送達）

原則的
交付送達

出会送達

補充送達

差置送達

（通12④本文）

（通12④ただし書）

（通12⑤一）

（通12⑤二）

原則的交付送達

税務署等の職員が、送達すべき場所において、その送達を受けるべき者に書類を交付して行う（通12④本文）。

なお、この原則的交付送達の例外として、出会送達、補充送達、差置送達がある。



出会送達

送達を受けるべき者に異議がないときは、その他の場所において交付することができる（通12④ただし書）。

「その他の場所」とは

送達する場所以外の送達を受けるべき者と出会った場所やその他住所及び居所以外の場所（例えば、送達を受けるべき者の勤務先等）

補充送達

送達すべき場所において書類の送達を受けるべき者に出会わない場合、送達を受けるべき者の使用人その他の従業者又は**同居の者**で書類の受領について**相当のわきまえのある者**に書類を交付する（通12⑤一）。

「同居の者」とは

送達を受けるべき者と同一の建物内で共同生活をしていれば足り、生計を一にしていることを要しない（通基通12-8）。

「相当のわきまえのある者」とは

書類の送達の趣旨を了解し、受領した書類を送達を受けるべき者に交付することを期待しうる能力を有する者をいい、必ずしも成年者であることを要しない（通基通12-9）。

差置送達

書類の送達を受けるべき者若しくは補充送達を受けるべき者が送達の場所にいない場合、又はこれらの者が正当な理由がなく書類の受領を拒んだ場合には、送達すべき場所に書類を差し置く（通12⑤二）。

事例研究

【事案の概要】

- 建設業を営む滞納者Aは、令和5年分消費税及地方消費税の確定申告に係る30万円を滞納している。短期間の分割納付を申し出たため、履行監視を行っていた。ところが納付不履行となつたため、電話催告を行つたものの、一切応答がなかつた。
- 令和6年9月30日徴収官Xは、催告文書を持参の上、A宅へ臨場することとした。
- 課税資料から、Aは配偶者Bと子供1人（中学3年生C（15歳））の3人で同居していることを確認済みである。

事例研究

1 不在であった場合の対応

① 表札等にAの表記を確認できた場合

② 表札等にAの表記を確認できないが、何者かが居住している様子がある場合

③ 表札等にAの表記はなく、郵便受けは郵便物であふれている場合

事例研究

1 不在であった場合の対応

① 表札等にAの表記を確認できた場合

② 表札等にAの表記を確認できないが、何者かが居住している様子がある場合

③ 表札等にAの表記はなく、郵便受けは郵便物であふれている場合

事例研究

1 不在であった場合の対応

① 表札等にAの表記を確認できた場合



② 表札等にAの表記を確認できないが、何者かが居住している様子がある場合



③ 表札等にAの表記はなく、郵便受けは郵便物であふれている場合



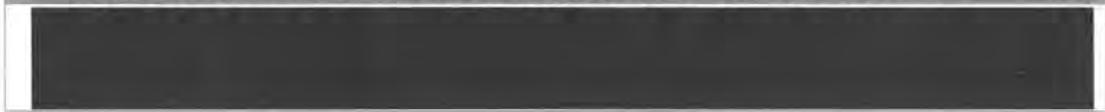
事例研究

1 不在であった場合の対応

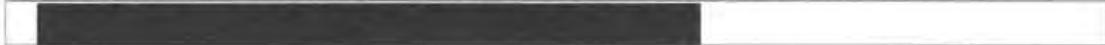
① 表札等にAの表記を確認できた場合



② 表札等にAの表記を確認できないが、何者かが居住している様子がある場合



③ 表札等にAの表記はなく、郵便受けは郵便物であふれている場合



事例研究

2 配偶者Bが応答した場合の対応

- ① Aの専従者であり、経理等の事務に従事している場合

- ② Aの収入で生活しているものの、事業に全く関与していない場合

- ③ Aと確定申告後に離婚しており、Aは転居済みであることが判明した場合

事例研究

2 配偶者Bが応答した場合の対応

- ① Aの専従者であり、経理等の事務に従事している場合

- ② Aの収入で生活しているものの、事業に全く関与していない場合

- ③ Aと確定申告後に離婚しており、Aは転居済みであることが判明した場合

事例研究

2 配偶者Bが応答した場合の対応

- ① Aの専従者であり、経理等の事務に従事している場合



- ② Aの収入で生活しているものの、事業に全く関与していない場合



- ③ Aと確定申告後に離婚しており、Aは転居済みであることが判明した場合



事例研究

2 配偶者Bが応答した場合の対応

- ① Aの専従者であり、経理等の事務に従事している場合



- ② Aの収入で生活しているものの、事業に全く関与していない場合



- ③ Aと確定申告後に離婚しており、Aは転居済みであることが判明した場合



事例研究

3 子供が応答した場合の対応

中学生の子供C（15歳）が応答した場合

事例研究

3 子供が応答した場合の対応

中学生の子供C（15歳）が応答した場合

お疲れ様でした。



大 分 類	共通（研修関係）
中 分 類	講習、研修関係書類
名称（小分類）	研修資料
保存期間（満了日）	令和3年（令和10年3月末）

徴収事務新任者研修Ⅱ
資料 第5号

令和6年9月30日

納税コールセンターの概要

大阪国税局
徴収部 機動課
集中電話催告センター室

納税コールセンター（NCC）の概要

正式名称：集中電話催告センター室

所 在 地：大阪市浪速区難波中3-13-9 浪速税務署5階



令和6年7月 大阪国税局 徴収部

1 設置目的

「徴収システム集中電話催告機能」を活用し、新規滞納発生事案について集中的に電話催告等を行うことにより催告事務の効率化を図るとともに、署（実地）の滞納整理事務量を確保する。

2 設置の経緯

- 平成14年8月 大阪局で試行実施（浪速署、東住吉署、東署を対象）
平成14年11月 大阪局管内83全税務署を対象に本格実施
平成16年5月 浪速署の新庁舎完成に伴い現在の場所へ移転
令和2年4月 (コロナ禍) 「国税局猶予相談センター」を併設
令和4年6月 「国税局猶予相談センター」を閉設

局名	開設年月
東京	平成14年4月
関信	平成15年8月
熊本	平成16年9月
上記以外	平成16年8月

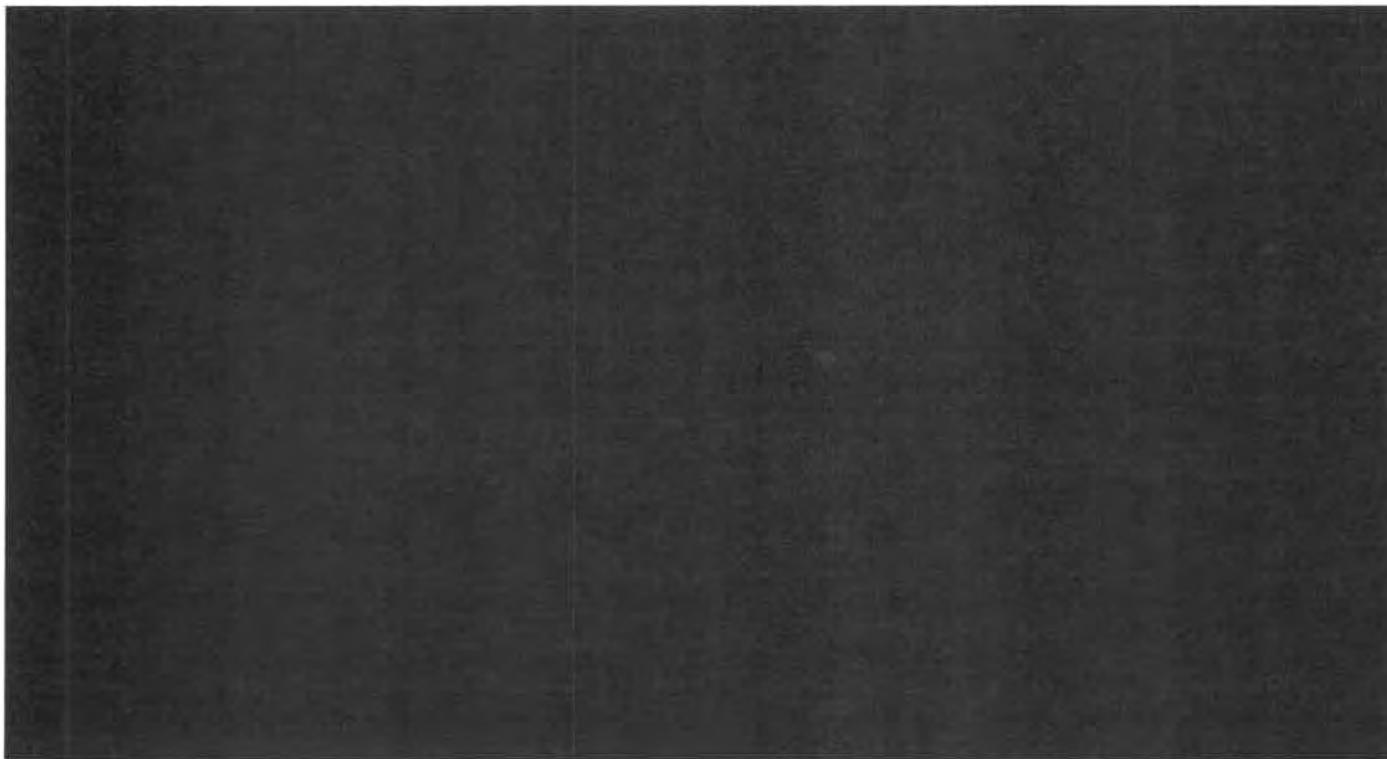
3 事務内容等

- 所掌事務

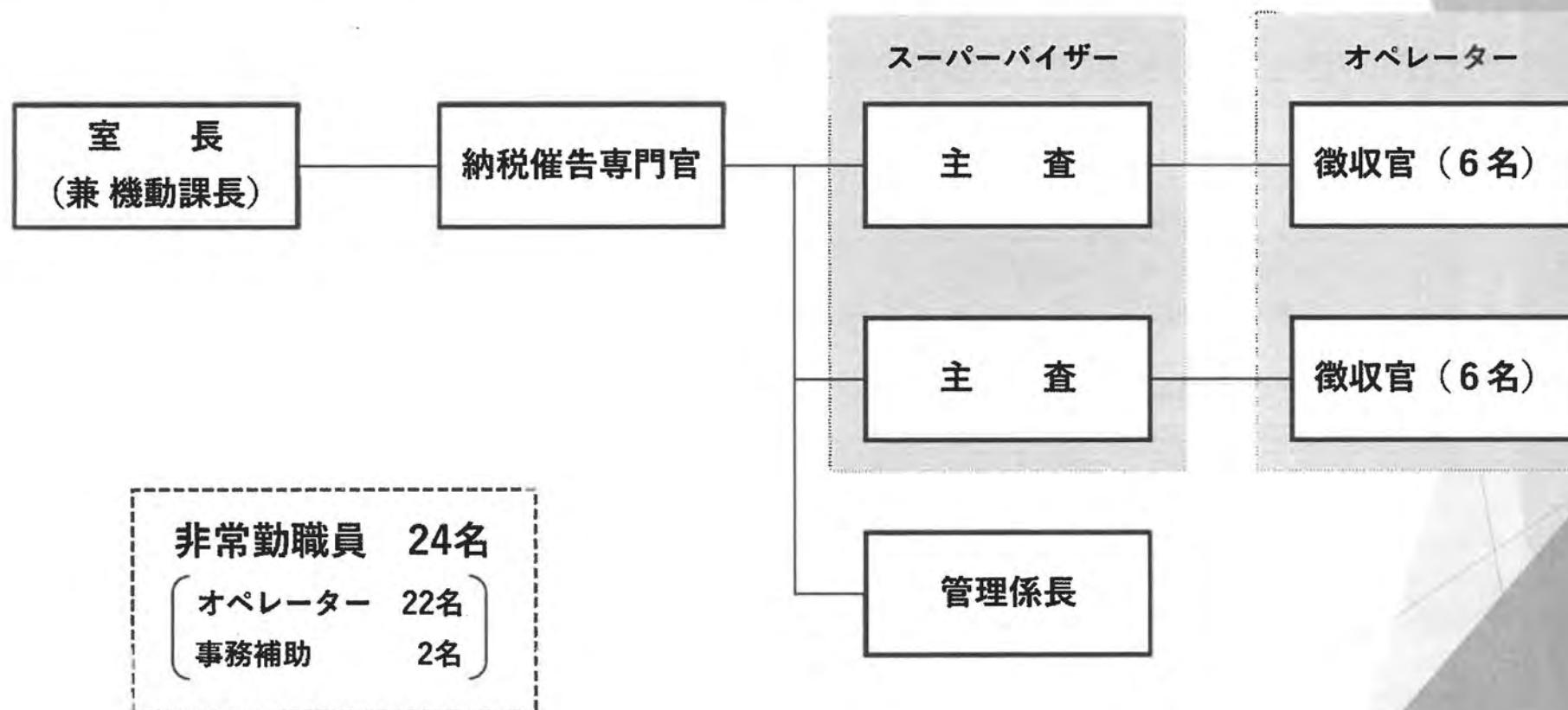
- ・新規滞納発生事案の電話催告
- ・再所掌事案の電話催告等
- ・猶予事案（再所掌事案を含む。）の履行監視
- ・期限前納付指導
- ・督促前納付指導
- ・文書催告（不応答事案等）
- ・定期文書催告の集中処理
- ・事後監査事務の集中化（試行）

4 所掌期間

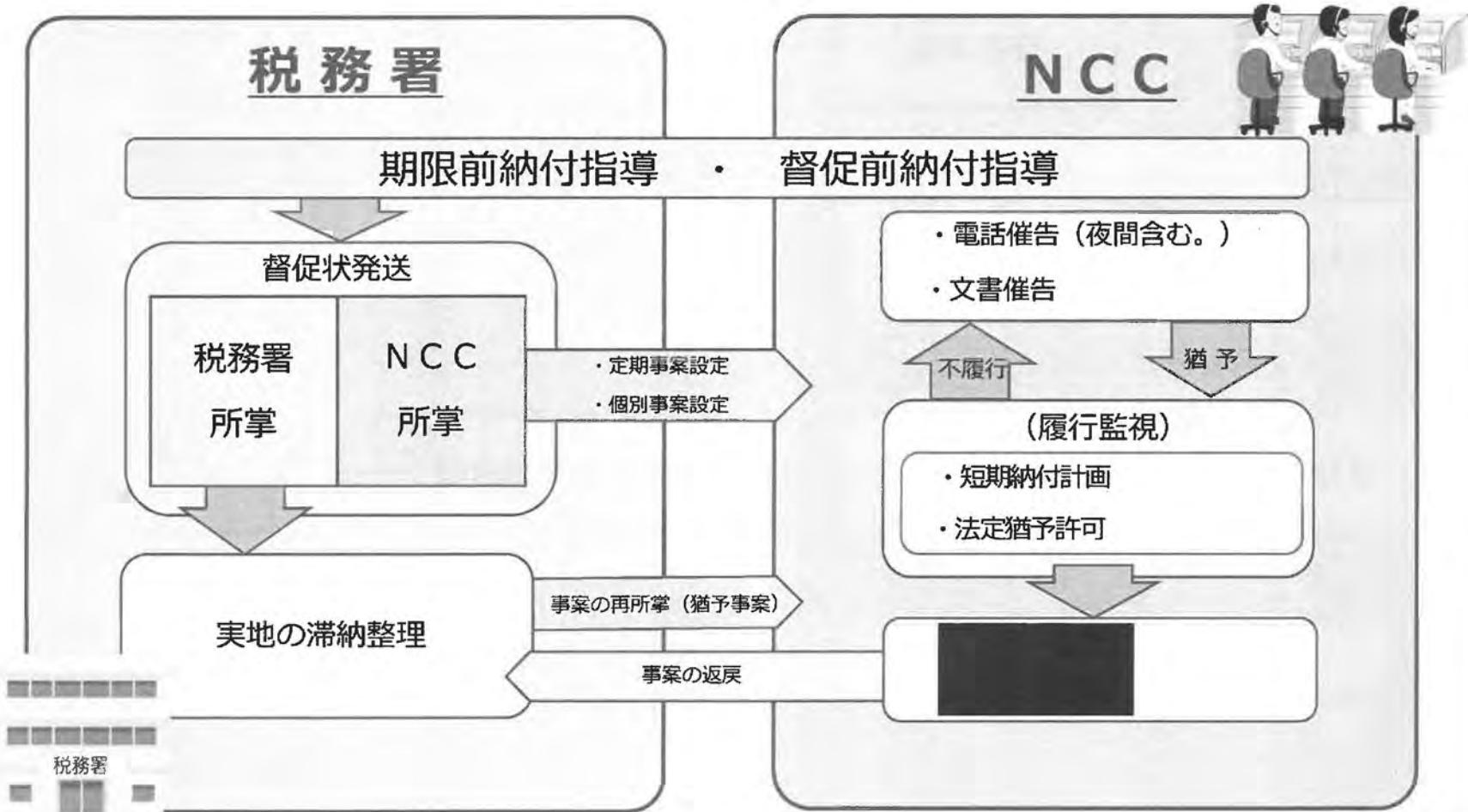
○ 所掌事案及び期間



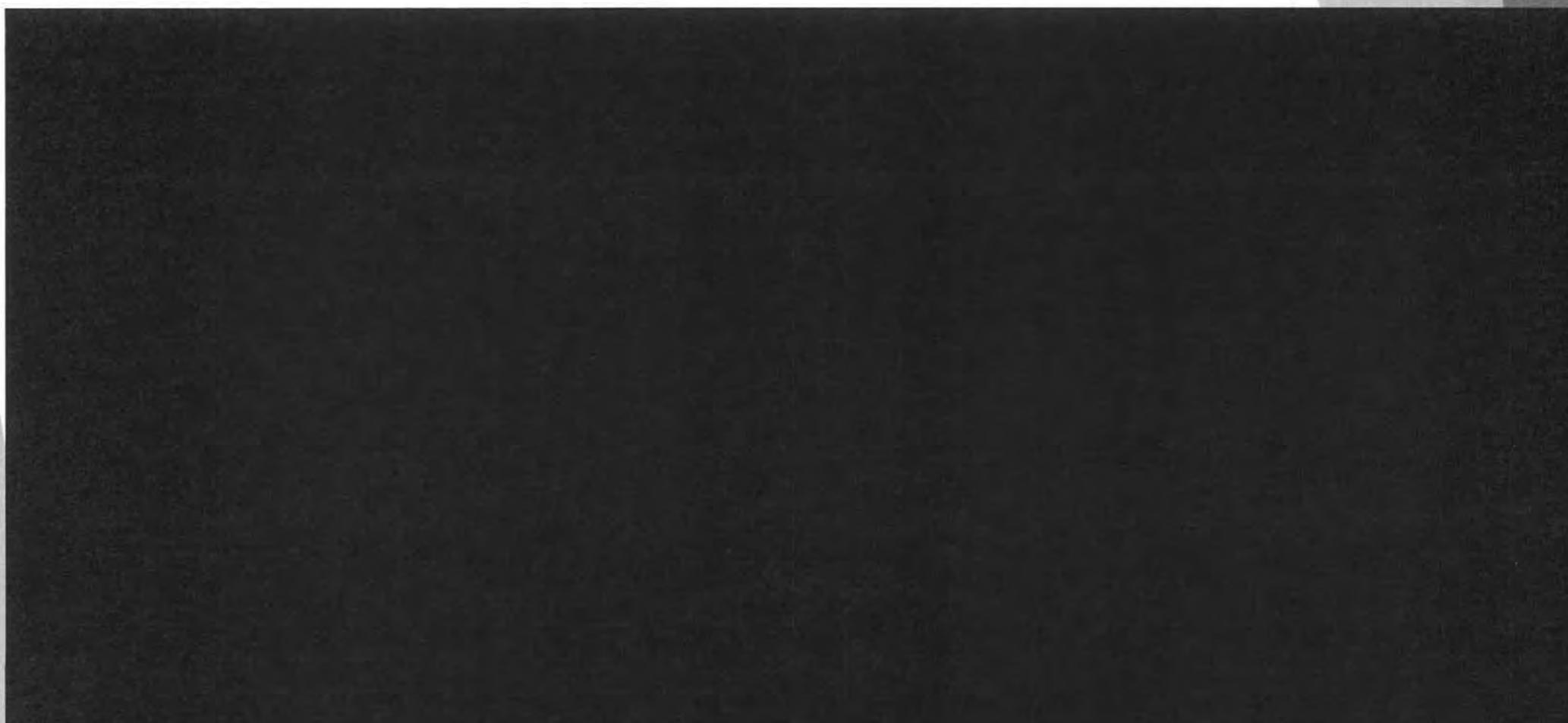
5 職員構成



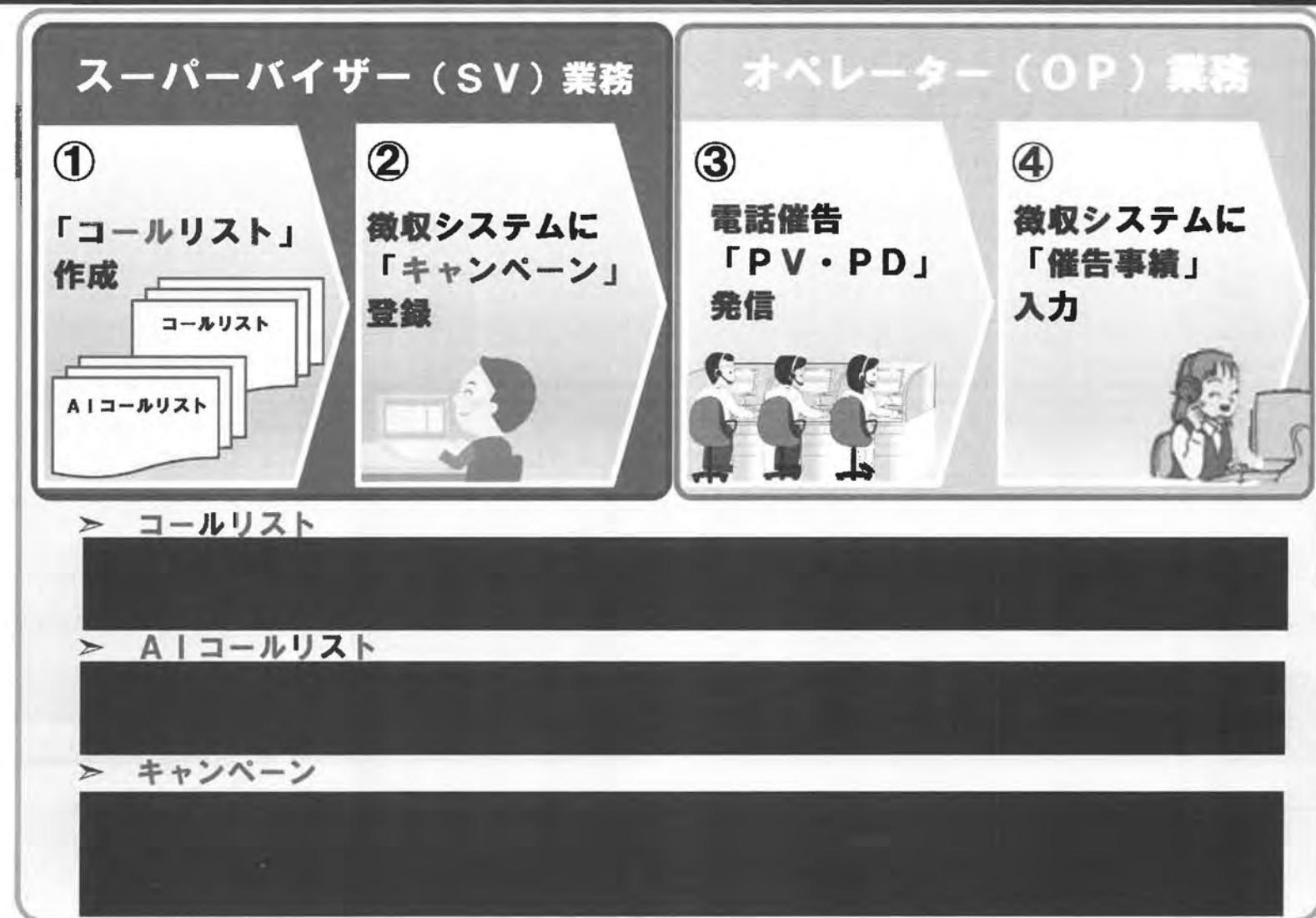
6 事務処理の流れ



7 催告スケジュール（標準月）



8 集中電話催告機能による催告の流れ



9 – 1 架電方式

プレディクティブ
発信（P D）

- ・コールリストに基づき、システムが自動で見込み発信する機能
- ・不応答等の相手方に接続されなかった事案はオペレーターによる対応は不要
- ・短時間に多数の納税者へ架電することが可能

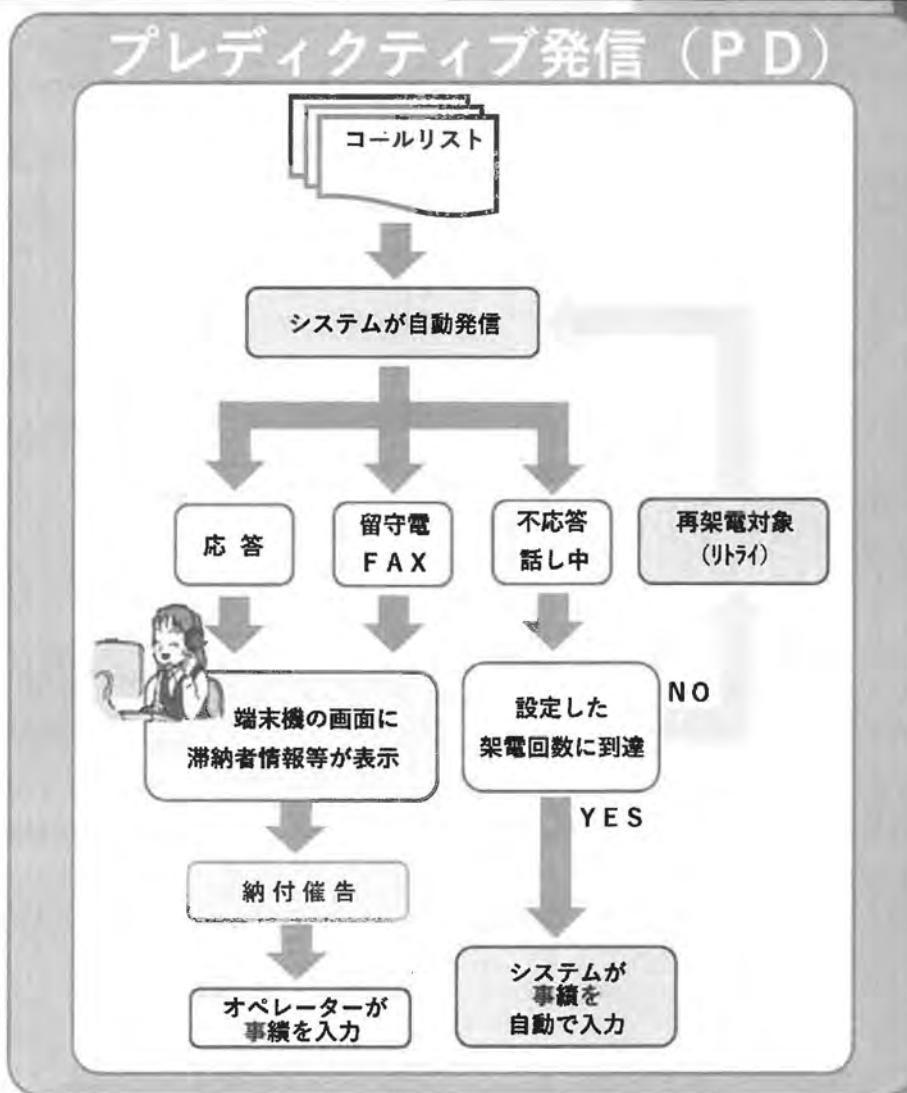
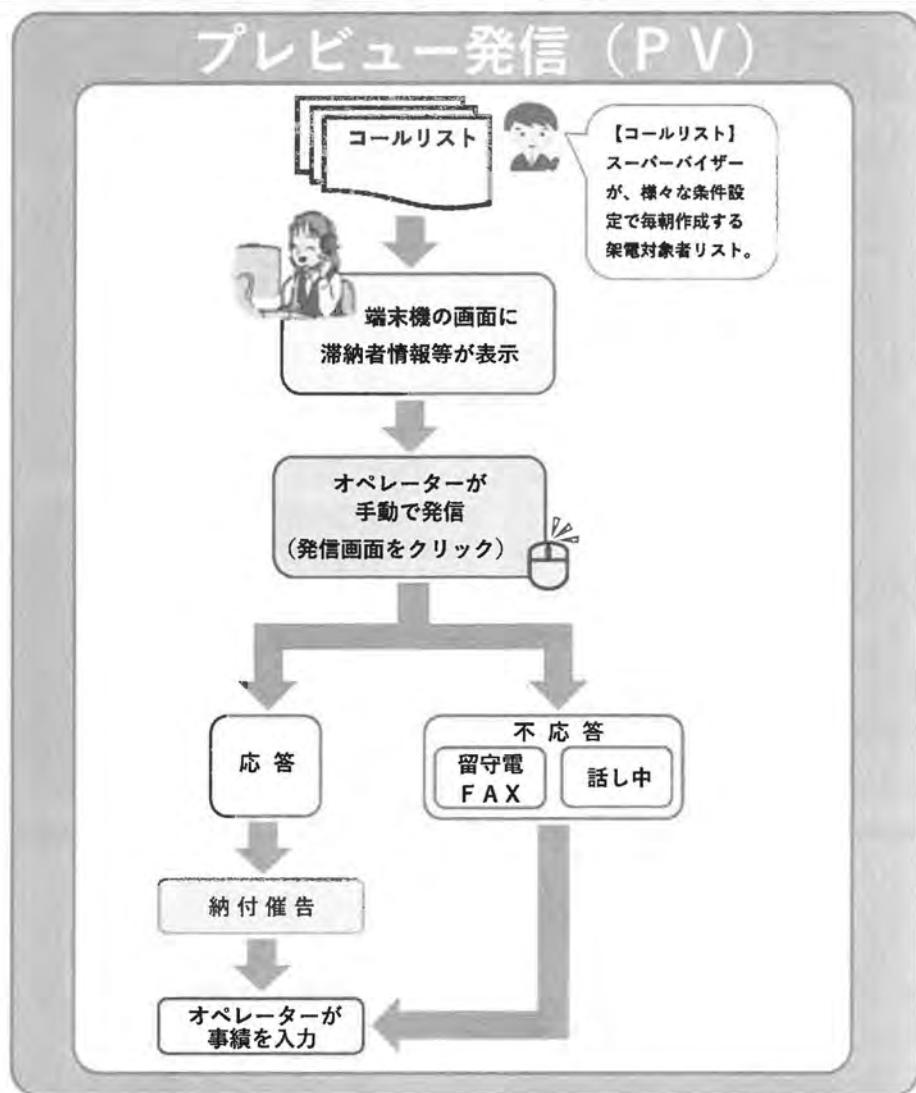
プレビュー発信
(P V)

- ・コールリストに基づき、滞納者の情報を「催告架電業務（プレビュー）」画面に表示し、内容を確認した上で発信する機能

手動発信

- ・コールリストとは無関係に、滞納者の情報を「催告架電業務」画面に表示し、内容を確認した上で発信する機能
- ・特定の滞納者へ架電する場合に発信

9 – 2 PV発信・PD発信

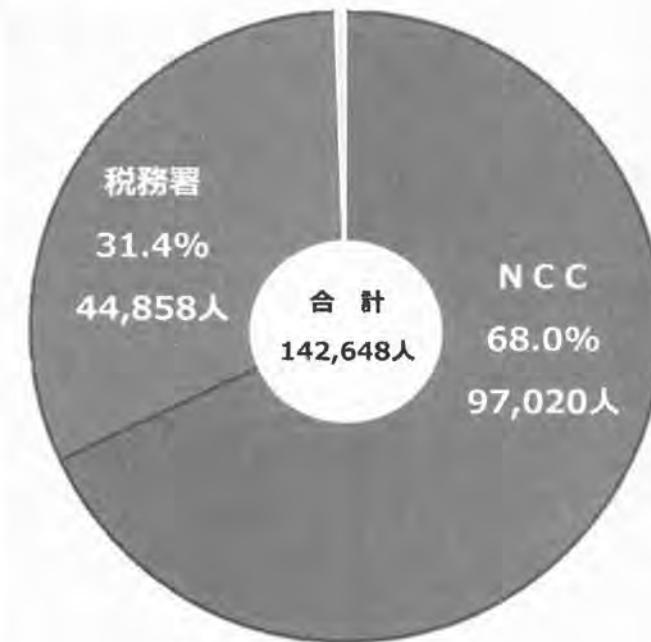


10 催告実績（令和5年7月～令和6年6月）

【催回事数】

事務年度	催回事数			応答回数	応答率	催回事数 (全国)
		架電回数	受電回数			
5	266,945	245,154	21,791	65,313	26.6	2,387,282
4	239,654	221,040	18,614	54,146	24.5	1,940,112
3	184,934	169,747	15,187	42,821	25.2	1,864,253

【整理済人員】



令和6事務年度
徴収事務実施要領

(事務手続編)

第1章 「徴収事務運営」

⇒ 第8節 「効果的・効率的な事務運営への取組」

⇒ 5 「NCCの効果的な活用」

(P. 50~P. 54)

5 NCCの効果的な活用

NCCは、署の滞納整理の前さばき的な役割を担っており、署の滞納整理事務量の確保に有効であることから、署においては、NCC所掌事案となるものは原則として全件引き継ぎ、その運用を図る。

なお、NCCを最大限活用するためには、NCCとの徴収システムを通じた情報共有が不可欠であることから、納税者から聴取した納付計画等については、正確かつ確実に徴収システムに入力する。

(1) NCC所掌事案等

イ 定期事案設定 ⇒

督促状を発付して「滞納」となった事案を、徴収システム上税務署の所掌事案とNCCの所掌事案に振り分けるために行う処理

統括官等は、当月に督促状が発送される新規滞納発生事案のうち、[REDACTED]の滞納事案については、徴収システムの定期事案設定により、NCCへ引き継ぐ（参考資料14「定期事案設定以後における事案の所掌部署」参照）。

なお、定期事案設定前に、

[REDACTED]となる。

ただし、定期事案設定時に再所掌基準に該当する事案については、署所掌の処分対象滞納事案となる（参考資料15「再所掌基準」参照）。

また、定期事案設定後、新規定期事案について、署で納付相談を行い猶予決議（納付誓約を含む。）を行う場合など、署において各種決議を行う場合には、個別事案設定により署へ所掌を変更した上で、決議を行う。 ⇒ 決議後、再所掌機能を使って、NCCへ所掌を変更する

おって、NCC所掌事案の所掌期間については、次のとおりとする。

○ NCC所掌期間



(注) 1 所掌期間の始期は、定期事案設定が行われた日の翌日とNCCへの再所掌が行われた日の翌日のいずれか遅い日となる。

2 換価の猶予（許可）事案については、上記にかかわらず、猶予期間に応じてNCCでの所掌開始から起算して[REDACTED]まで所掌期間を延長する。

3 NCCにおいて履行監視中の事案にあっては、[REDACTED]がある。

4 [REDACTED]

口 引継方法

署において、期限前納付指導、督促前納付指導を行った場合は、NCCからの二重架電を防止するため、徴収システムの滞納整理事績記事又は「督促前納付指導架電業務」画面から納付指導事績（相手方、適任者区分、事績内容、猶予決議）を入力する。

督促後の徴定口座との結合処理の後、定期事業設定によりNCC所掌事業と署所掌事業に自動的に振り分けられる（督促抽出処理日の翌日に、KS Kシステムから徴収システムに滞納口座情報等が連絡されるため、定期事業設定までに滞納整理事績等を確実に入力する。）。

なお、再所掌基準に該当した事業については、再所掌エラー事由を解消した上で、再所掌機能を活用してNCCへ所掌を変更する。

また、定期事業設定後、徴収システムにより自動作成される「集中電話催告センター室所掌事業一覧表（滞納者別）」と「納付相談事績票（徴収担当部門用）」（様式15）及び様式40「期限前納付指導事績票」等を照合することで、滞納整理事績や猶予決議の入力漏れがないことを確認する。

おって、滞納整理事績等の入力漏れを把握した場合は、個別事業設定を行い、適切な入力を行った上でNCCへ所掌を変更する。

- (注) 1 結合処理は、督促抽出後に 출력した「仮滞納者・仮口座登録一覧表」を使用する。
2 課税部門及び管理運営部門において期限前納付指導又は督促前納付指導を実施した事業で、「期限前納付指導事績票」（様式40）又は様式41「実地調査事業の滞納未然防止・納付指導等連絡せん」等の回付を受けたものについても、滞納整理事績等の入力漏れがないよう留意する。

ハ 個別事業設定の確実な処理

次に掲げる事業は、NCC所掌事業としないことから、速やかに個別事業設定を行う。

なお、滞納の整理推進が十分に図れているなどの理由により、複数のNCC所掌事業に対して、弾力的に個別事業設定を行う場合は、可否判断に当たり、必ず局徴収課（指導第一係）と事前協議を行う。



【NCC履行監視事案】

NCCにおいて所掌する次の事案を「NCC履行監視事案」とする（参考資料16「NCCへの引継ぎフローチャート」参照）。

なお、「NCC履行監視事案」は、「実地調査事案の滞納未然防止・納付指導等連絡せん」（様式41）の回付を受けた事案を含む（重加算税が含まれる事案を除く。）。

- ① 署が期限前納付指導又は督促前納付指導を実施した事案のうち、最終納付履行期限が

(注) 様式42「納付誓約書」を徵取している事案であっても、「NCC履行監視事案」の対象とする。

- ② 署における納付相談の結果、最終納付履行期限が

(注) NCCで納付計画を再聴取した場合には、

とする。

- ③ 換価の猶予（許可）事案

(注) 上記①、②にかかわらず、換価の猶予（許可）事案については、猶予期間に応じて履行監視を行う。

- ④ NCCが電話催告を実施した事案のうち、

のほか、署に返戻される事由等については、参考資料17「NCC

所掌事案の返戻事由一覧」を参照する。

(2) 再所掌機能の活用

イ 再所掌処理

担当者は、署所掌の処分対象滞納事案（再所掌基準に該当する事案を除く。）で、次に掲げる事案について、再所掌（手動）機能を活用し、滞納整理事績の起案時にNCCへ所掌を変更する。

統括官等は、起案された事案が、再所掌すべき事案か否かの判断を行った上で、決裁する。

なお、NCCへ所掌を変更した事案については、再所掌時の署の担当者が維持されるため、担当者は必要に応じて処理状況を確認し、NCCへの情報提供や署における滞納整理の実施（署への返戻）の要否を検討する。

【再所掌対象事案】

- ① 定期事案設定時に再所掌基準に該当したが、再所掌エラー事由を解消した事案
- ② NCC所掌事案で、猶予決議入力をするために個別事案設定を行った事案
- ③ 猶予決議又は納付相談予定日時が未入力のため、NCCから返戻された事案について、猶予決議等を入力した事案
- ④ 処分対象事案のうち、滞納国税全額について納付計画を聴取し、『NCC履行監視事案』に該当することとなった事案
- ⑤ 別途、局徴収課が指定する事案

(注) 1 新規滞納事案のほか、繰越、長期及び超長期滞納事案に係るものも対象事案に含む。

2 納付不履行時に直ちに滞納処分を行うこととしている事案等については、NCCに所掌変更（再所掌）を行わないこととして差し支えない。

□ [REDACTED] の実施

署においては、[REDACTED] に対して優先的に事務量を確保するため、署が所掌する [REDACTED] をNCCへ再所掌し、NCCにおいて架電・文書催告を集中的に実施する。

なお、実施署及び実施時期等については、別途連絡する。

(3) NCCにおける期限前納付指導

イ NCC期限前納付指導対象事案

消費税の申告書発送対象者（法人にあっては中間申告分及び確定申告分、個人にあっては確定申告分）のうち、最近の消費税の納付状況において期限後納付の事績があり、かつ、KSKシステムに電話番号の登録がある者とする。

(注) NCC期限前納付指導対象事案に係る「納付指導対象者一覧表」については、徴収部門において出力の上、管理運営部門へ回付する（「『納付指導対象者一覧表』の納付指導区分表」の納付指導区分①及び②が対象）。

□ 実施期間

[REDACTED] の間に実施する。

実施期間については、徴収課ホームページの「事務日程表」に掲載する。

ハ 実施期間中におけるNCCへの連絡

NCC期限前納付指導対象事案について、納付相談を受けた場合や署内領収の事績が確認された場合など、期限前納付指導を行う必要がない場合には、対象から除外する必要があることから、

管理運営部門と連携の上、速やかにNCCへ連絡する（後述(5)「NCCへの確実な連絡」参照）。

- (注) 1 実施期間の開始日までに納付指導を行う必要がないと判明している事案（納付相談済みである場合など）については、実施月10日の翌稼動日（10日が休日の場合は、翌々稼働日）以降、開始日の前日までに連絡することに留意する（保留データリストについては、原則として、開始日の前日に確認する。）。
- 2 管理運営部門において保留データリスト等による収納の事実等を把握し、徴収部門へ連絡があった場合は、速やかにNCCへ連絡する。

二 実施期間中におけるNCCから署への連絡

NCCにおいて、期限前納付指導を行った結果、署へ連絡する必要がある内容については、徴収システムの「催告センター室からの連絡情報」画面から確認する。

なお、署において速やかに対応する必要があるものについては、統括官及び担当者のトピックス「センターからの連絡」画面に表示されるため、定期的にトピックス及び「催告センター室からの連絡情報」画面から確認し、適切に対応する。

(4) NCCにおける督促前納付指導

イ NCC督促前納付指導対象事案

NCCでは、原則として、[REDACTED]を除き実施する。

具体的な実施対象者は、徴収システムの「滞納者一覧（督促前）」画面により、[REDACTED]以降、適宜確認する。

ロ 実施期間

[REDACTED]から各署で定期事案設定を実施するまでの間とする。

ハ 実施期間中における連絡体制

① NCCへの連絡

NCC督促前納付指導対象事案について、納付相談を受けた場合や署内領取の事績が確認された場合など、督促前納付指導を行う必要がない場合には、個別事案設定を実施し、NCC督促前納付指導対象事案から除外する。

- (注) 1 実施期間の開始日までに納付指導を行う必要がないと判明している事案（納付相談済みである場合など）については、[REDACTED]に仮滞納者・仮口座を登録した上で滞納整理事績を入力することに留意する。
- 2 管理運営部門において保留データリスト等による収納の事実等を把握し、徴収部門へ連絡があった場合は、速やかにNCCへ連絡する。

② NCCによる連絡

NCCにおいて納付指導を実施した結果、納税者の死亡・転出等など督促状を送付すべきでない事実を把握した場合は、実施月の最も早い督促状発付予定日の2稼働日前に局WANメールにより管理運営第一部門統括官及び管理運営部門文書箱へ連絡する（センター対象署にあっては、業務センターの債権管理グループ主任国税管理官及び債権管理グループ文書箱へ連絡する。）。

なお、連絡後は、原則として、督促状の引き抜きは行われない。そのため、苦情に発展する可能性がある等、連絡後に対応が必要となる事案が生じた場合は、納税コールセンターから徴収部門へ連絡するため、徴収部門は連絡内容を記載した「連絡せん」（様式 16）を作成する。

おって、管理運営第一部門統括官へ連絡し（センター対象署にあっては、局WANメールにより業務センターの債権管理グループ主任国税管理官及び債権管理グループ文書箱へ連絡する。）、引き抜きが可能か確認の上で、対応を依頼する。

【督促状発布予定日】

督促状発付予定日は、毎月末に更新される大阪局WANポータルサイト上の「月間処理状況整理・確認表」において、原則、各月 3 稼働日程度の期間に設定される。

なお、具体的な督促状発付日は、実施月の毎月 3 稼働日目までに徴収部門と管理運営部門（センター対象署にあっては、業務センターの債権管理グループ）で共有する。

おって、徴収部門とセンター対象署との督促状発付日の共有については、大阪局WANポータルサイト内に開設している共有フォルダを活用する。

（5） NCCへの確実な連絡

NCC所掌事案、NCC期限前納付指導対象事案及びNCC督促前納付指導対象事案について、滞納者等から納付相談等を受けた場合は、次に掲げる方法によりNCCへ連絡する。

イ 滞納整理事績の共有

NCC所掌事案、NCC期限前納付指導対象事案（既滞納あり）及びNCC督促前納付指導対象事案（既滞納あり）について、署で入力した滞納整理事績は、一時保存の状態であっても、NCCとリアルタイムに共有されるため、これらの事案について、納付相談等を受けた場合は、速やかに滞納整理事績を入力することにより、NCCと情報を共有する。

ロ 連絡情報機能による連絡

NCC期限前納付指導対象事案（既滞納なし）は、滞納整理事績の共有ができないため、徴収システムに滞納整理事績を確実に入力するとともに、徴収第一部門統括官は速やかに連絡情報機能によりNCCに連絡する。

なお、連絡情報機能によるNCCへの連絡については、内部担当者等が行っても差し支えないが、送信後、徴収第一部門統括官は徴収システムの「集中電話催告システムへの連絡」画面において、内部担当者が送信した連絡情報（連絡番号・送信日時・連絡件数・送信者・自動／手動）を確認し、連絡漏れが発生しないよう留意する。

ハ NCCへ連絡を要する事項

確実に滞納整理事績に入力する事項及びその他連絡を要する事項は次のとおりであるが、連絡内容に不備があれば、NCCから署へ照会や返戻を行う必要があり、双方の事務負担となるため、連絡内容に不備がないよう留意する。

【確実に滞納整理事績に入力する事項】

- ① 納付計画（猶予決議の入力）
- ② 納付相談予定日時（又は連絡期限）
- ③ 猶予申請書の提出予定日（又は提出期限）
- ④ 新たに把握した電話番号（優先電話番号として連絡先を登録）

⇒

NCCにおいて、履行・不履行が判定できるよう、確実に入力

(注) 1 本税の収納等により延滞税が確定した場合、NCCから延滞税の納付書が送付（「延滞税等のお知らせ」を同封）されるため、既に各署において滞納者へ納付書を交付しているなど、NCCからの送付を要しないときは、滞納整理事績記事の入力が必要である（催告保留期間中に個別事案設定した場合で、本税の収納等により延滞税が確定した場合も同様である。）。

2 紳税者から納付の申出があった場合、面接（受電）日から1週間以内の納付申出であれば、滞納整理事績記事のみの入力で差し支えない。

【その他連絡を要する事項】

1 NCC所掌事案

- | | |
|------------------------|----------------|
| ① 署内領収、還付金の充当等による税額の異動 | ⑤ 督促取消し |
| ② 滞納者等からの納付相談等の申入れ | ⑥ 科目更正処理 |
| ③ 他署での納付 | ⑦ 更正処理（減額） |
| ④ 電話番号の把握 | ⑧ 紳税義務の承継による完結 |

2 NCC期限前納付指導対象事案

上記①～④のほか、次のとおりである。

- ⑨ 転出
- ⑩ 保留データリスト等により収納を確認（実施期間の前日までに連絡情報機能により連絡）
- ⑪ 預貯金口座振替依頼書の提出
- ⑫ 死亡、休廃業、解散法人等の事実が判明
- ⑬ 確定申告書等の返戻
- ⑭ 紳付指導に適さない事案（実施期間の前日までに連絡情報機能により連絡）

3 NCC督促前納付指導対象事案

上記①～④、⑥～⑨、⑫、⑭のほか、次のとおりである。

なお、連絡情報機能による連絡によらず、個別事案設定を実施した上で滞納整理事績に入力する。

⑮ 局特整への引継見込事案

(注) 滞納者等に対しては、行き違いによりNCCから電話する場合があることを説明する。

【参考】

NCC所掌事案	事案の内容等	連携（作業）内容				NCCとの連携（作業）内容
		①	②	③	④	
催告対象事案	全件	●	-	-	-	① 徴収システムに滞納整理事績記事を入力 ② 連絡情報機能によりNCCへ連絡 ③ 個別事案設定の実施 ④ 仮滞納者・仮口座の登録
	既滞納あり	-	●	-	-	
期限前納付指導事案	既滞納なし	●	●	-	-	
	納付指導期間中	●	-	●	-	
(※)	うち、納管未取得者	●	-	-	●	

※ 督促実施月の11稼働日目までに仮滞納者・仮口座を登録した事案は、納付指導対象から除外される。

大分類	共通(研修関係)
小分類	講習、研修関係書類
名称(小分類)	研修資料
保存期間(満了日)	令和3年(令和10年3月末)

徴収事務新任者研修Ⅱ
資料 第6号

令和6年9月30日

換価事務

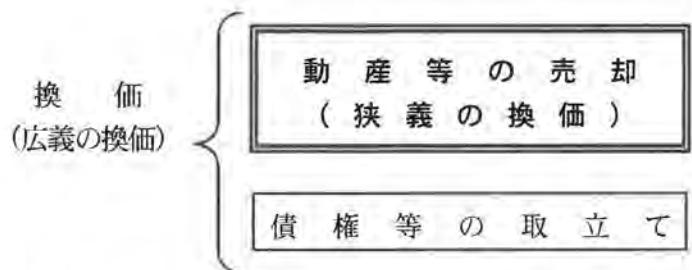
大阪国税局

徴収部 徴収課

1 差押財産の換価

(1) 換価の意義

滞納処分による換価とは、差押えに係る国税を徴収するため、債権者である国が、差し押された財産を強制的に金銭に換える手続である。



(注) 以下、「換価」とは「狭義の換価」をいう。

(2) 換価の対象となる財産

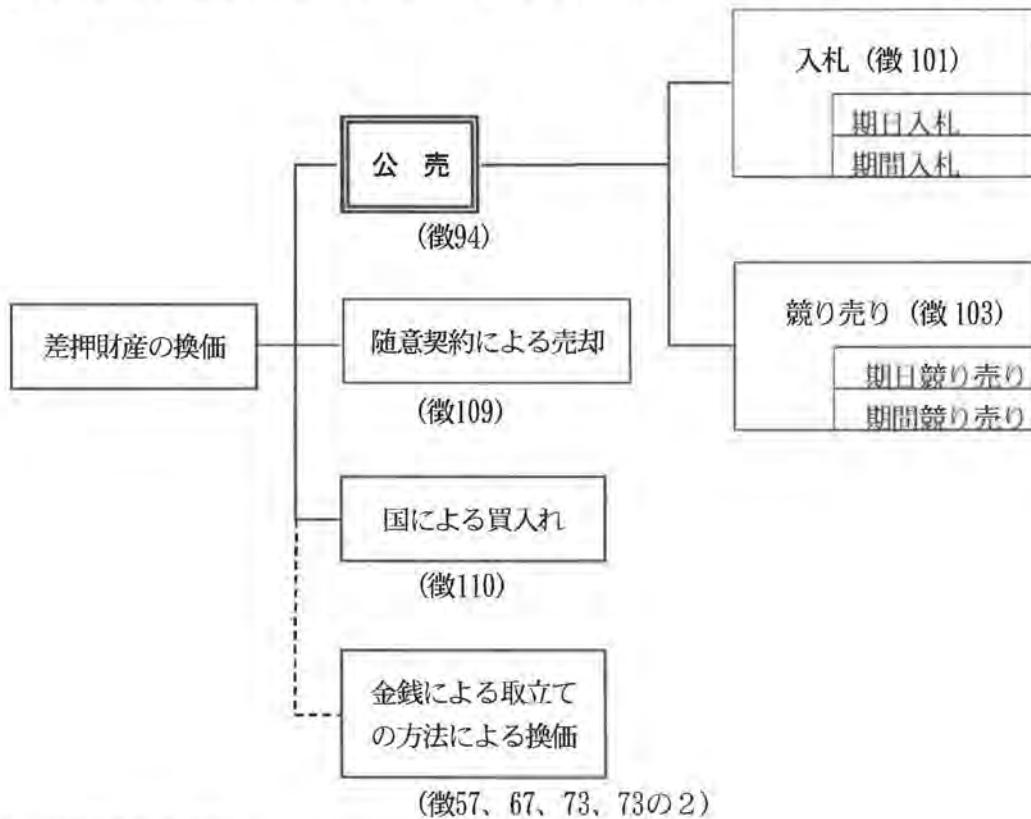
差し押された財産は、次に掲げるものを除き、これを売却して金銭に換えなければならない。

差 押 財 産	換価する財産	下記以外の差押財産(微89①)
		金銭(微56③)
		債権(弁済期限が取立てをしようとする時から6か月以内に到来しないもの等である場合には換価できる)(微67①③、89②)
	換価の対象とならない財産	取立てすべき有価証券(微57)
		取立てすべき無体財産権等(微73⑤)
		取立てすべき振替社債等(微73の2④)

(3) 換価の方法

差押財産を換価するときは、原則として公売（入札、又は競り売り）に付さなければならぬ（微94）。

公売に付すことが適当でないと認められるとき等、一定の要件に該当する場合は、公売に代えて、随意契約による売却（微109）及び国による買入れ（微110）をすることができる。



イ 公売による方法

区分	意義
入 札	入札者が他の入札者の入札価額を知り得ない状況の下、その財産の入札者に必要な事項を記載した入札書を提出させ、見積価額以上でかつ最高価額の入札者に売却する方法（微基通94-2）
期日入札	1日のうちの入札期間内において入札書の提出を行わせた後、同日中に開札を行う入札（微基通94-3(1)）
期間入札	2日以上の連続した入札期間内において入札書の提出を行わせた後、開札期日に開札を行う入札（微基通94-3(2)）
競り売り	買受申込者が他の買受申込者の買受申込価額を知り得る状況の下、その財産の買受申込者に、口頭等で順次高価な買受申込みをさせ、見積価額以上でかつ最高価額の買受申込者に売却する方法（微基通94-4）
期 日 競り売り	買受申込みをできる始期を定めて、1日のうちに順次買受申込みを行わせる競り売り（微基通94-5(1)）
期 間 競り売り	2日以上の連続した競り売り期間内において、順次買受申込みを行わせる競り売り（微基通94-5(2)） (例) インターネット公売

□ 隨意契約による売却

(i) 意義

随意契約とは、差押財産の換価に当たり、入札や競り売りの方法によることなく、税務署長が、買受人及び価額を決定して売却する契約のことをいう（微基通109-1）。

(ii) 要件

次の区分のいずれかに該当する場合は、随意契約による売却をすることができる。

区分	要件
法令の規制を受ける財産等	<ul style="list-style-type: none">○ 法令の規定により、公売財産を買い受けることができる者が1人であるとき○ 法令の規定により、その財産の最高価額が定められている場合において、その価額により売却するとき○ その他公売に付することが公益上適当ないと認められるとき
取引所の相場がある財産	<ul style="list-style-type: none">○ その日の相場で売却するとき
買受希望者がない財産等	<ul style="list-style-type: none">○ 公売に付しても入札又は競り売りに係る買受けの申込み（以下「入札等」とする。）がないとき○ 入札等の価額が見積価額に達しないとき○ 買受人が買受代金をその納付の期限までに納付しないため税務署長が売却決定を取り消したとき

(iii) 手続

見積価額の決定	最高価額が定められている財産をその価額で売却するとき及び取引所の相場がある財産をその日の相場で売却するときを除き、その財産の見積価額を決定する（微109②）。【公告は不要】
---------	--



売却の通知	随意契約による売却をする日の7日前までに、 ① 滞納者 ② 利害関係人のうち知れている者 に対して随意契約によって売却する旨を通知する（微109④）。
-------	--



買受人となるべき者の決定の通知等	売却財産が不動産等の場合は、買受人となるべき者の決定の通知を滞納者及び利害関係人のうち知れている者に対して行うとともに公告を行う（微109④）。
------------------	--

ハ 広告によって行う随意契約による売却

広告によって行う随意契約（以下「広告隨契」という。）による売却とは、随意契約による売却の一方法として、直前の公売における見積価額以上の価額で、一定の期間内に、差押財産を随意契約により売却する旨を広告し、最初の買受申込者に売却することをいう。

なお、この広告隨契による売却は、差押財産を再公売に付しても売却できない場合に、それを補完する目的で行う。

(参考) 公売と広告隨契による売却の対比

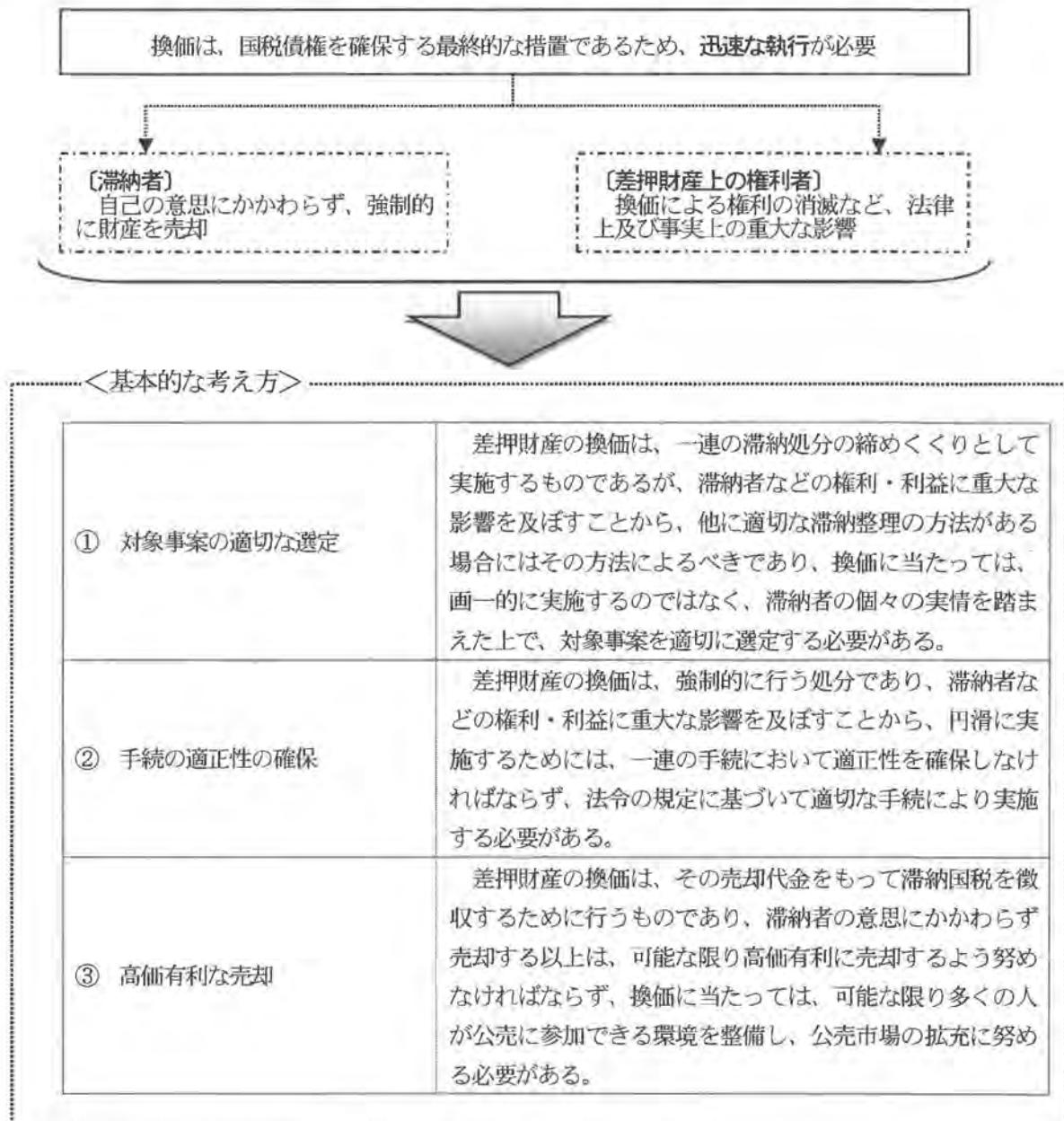
項目	公 売	広告隨契による売却
当該売却方法によるための要件	特に無し	差押財産を再公売に付しても売却できないとき
公売公告等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公売公告（公売の日の少なくとも10日前までに、公売を実施する国税局又は税務署の掲示場等に掲示。日刊新聞紙に掲げる方法等をあわせて用いてよい。） ・ 見積価額の公告（不動産等の場合は公売の日から3日前の日までに公告） 	随意契約による売却をする旨の広告（見積価額（売却価額）等を示し、売却実施期間の始期までに、広告隨契による売却を実施する国税局又は税務署の掲示場に掲示。）
売却価額	見積価額以上で、かつ、入札等の価額の中で最も高い価額	直前の公売における見積価額以上の価額
買受人の決定方法	入札又は競り売りの方法により決定	売却実施期間内における、最初の買受申込者に決定
公売保証金の有無	原則、必要	不要
売却決定の日	不動産等：公売期日等から起算して7日を経過した日 動産等：公売をする日	不動産等：買受人となるべき者を決定した日から起算して7日を経過した日 動産等：買受人となるべき者を決定した日
買受代金の納付	売却決定の日	同左
所有権の移転	買受代金の納付の時	同左

2 換価に当たっての基本的な考え方

差押財産の換価は、国が差し押された滞納者の財産を売却し、その売却代金をもって滞納国税を早期かつ確実に徴収することを最終の目的として実施するものである。

その一方で、滞納者にとっては、自己の意思にかかわらず、強制的に財産を売却されることになり、また、その財産の上に抵当権、貸借権などを有する権利者にとっては、それらの権利が換価によって消滅することとなるなど、これらの者の権利・利益に法律上及び事実上の重大な影響を及ぼす効果を有している。

したがって、このような性格及び効果を有する換価の重要性に鑑み、次に掲げる点の基本的な考え方を踏まえ、その事務を適切に実施しなければならない。



3 超過換価の制限等

次に掲げる場合は、超過差押え及び無益な差押えを禁止する国税徵収法第48条の趣旨から、換価が制限されることになる。

換価が制限される場合	制限及び措置
換価しようとする財産の見積価額が、その財産から徵収しようとする国税の額（その財産の換価代金から配当すべき他の国税、地方税、公課その他の債権があるときは、それらの額を含む）を著しく超える場合	その財産が不可分物であるときを除き、その超過する部分に対応する財産は、換価せず、差押えを解除（微48①）
換価手続を開始した後、差押財産の価額がその差押えに係る滞納処分費及び差押えに係る国税に優先するほかの国税、地方税等の合計額を超える見込みがなくなった場合	換価を中止し、差押えを解除（微48②）

4 買受人の制限

次に掲げる者は、買受人となることができない。

買受人となることができない者	
滯 納 者	滞納者は、換価の目的となった自己の財産（微24③の譲渡担保財産を除く。）を、直接であると間接であると問わず（※）、買い受けることができない（微92）。
税 務 職 員	国税庁、国税局、税務署又は税關に所属する職員で国税に関する事務に従事する職員は、換価の目的となった財産を、直接であると間接であると問わず、買い受けることができない（微92）。

※ 自己が直接買受人となることだけではなく、实际上自己が取得する目的のもとに自己の計算において、他人を買受名義人とすることをいう（微基通92-4）。

(注) 次に掲げる者は、買受人となることができることに留意する。

- 1 公売財産が担保物である場合における物上保証人（微基通92-1(1)）
- 2 公売財産が連帶納付義務を負う者の所有物である場合における他の連帶納付義務を負う者（微基通92-1(2)）
- 3 公売財産が国税徵収法第24条第3項（譲渡担保財産に対する執行）の規定の適用を受ける譲渡担保財産である場合における譲渡担保権者及び譲渡担保設定者（微基通92-2）

5. 公売参加者の制限

税務署長は、次のいずれかに該当すると認められる事実がある者については、その事実があつてから2年間公売の場所に入ることを制限し、若しくはその場所から退場させ、又は入札をさせないことができる。

また、その事実があつた後2年を経過しない者を使用人その他の従業者として使用する者及びこれらの者を入札等の代理人とする者についても、同様となる（微108①）。

公売参加を制限する者	国税 徴収法 第108条 第1項 第1号	入札等をしようとする者（以下「入札者等」という）の公売への参加又は入札等を妨げた者（微基通108-2、3）
	第2号	最高価申込者又は次順位買受申込者（以下「最高価申込者等」という（微100①））の決定を妨げた者（微基通108-4）
	第3号	買受人の買受代金の納付を妨げた者（微基通108-5）
	第4号	公売に際して不当に価額を引き下げる目的をもって連合した者（微基通108-6）
	第5号	偽りの名義で買受申込みをした者（微基通108-7）
	第6号	正当な理由がなく、買受代金の納付の期限までにその代金を納付しない買受人（微基通108-8）
		故意に公売財産を損傷し、その価額を減少させた者（微基通108-9）
		上記に掲げる者のほか、公売又は随意契約による売却の実施を妨げる行為をした者（微基通108-10）

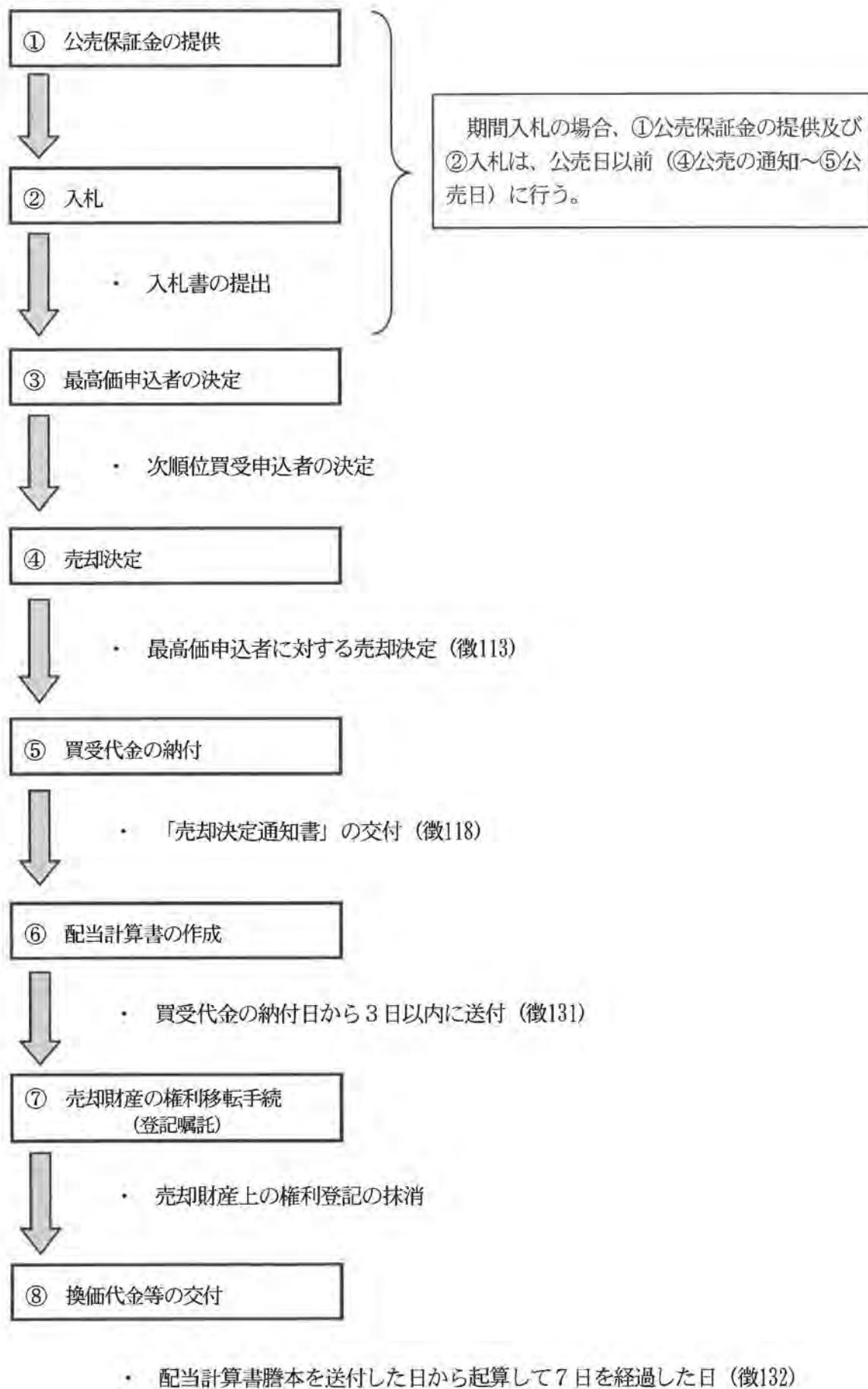
- ※1 公売参加制限を受けた者の入札等又はその者を最高価申込者等とする決定については、税務署長は、その入札がなかったものとし、又はその決定を取り消すことができる（微108②）。
- 2 取消処分等を受けた者が納付した公売保証金があるときは、これを返還せず、その公売保証金は国庫に帰属する（微108③）。
- 3 税務署長は、公売参加者の制限に関し必要があると認めるときは、入札者等の身分に関する証明を求めることができる（微108④）。

6 公売事務の流れ

(1) 公売日までの事務の流れ（不動産の場合）



(2) 公売日以降の事務の流れ（不動産の場合）



(3) 期間入札におけるカレンダーの例

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3 公売公告	4
5	6	7	8	9	10	11
		(10日前の日まで)			不・船・航 見積価額の 公告	
12	13	14	15	16	17	18
(3日前の日まで)		入札期間				
19	20	21 開札日	22	23	24	25
		(動) 売却決定と代 金納付期日	(公売日起算7日を経過した日) (3日以内)		(動) 配当計算書膳 本送付期日	
26	27	28 (不) 売却決定と代 金納付期日	29	30	31 (不) 配当計算書膳 本送付期日 (動) 換価代 金 交付期日	翌月7日 (送付日起算7日を経過した日) ④ 換価代 金 交付期日
		(送付日起算7日を経過した日)				

(注) 略称(動)=動産等(微法111)、(不)=不動産等(微104の2①)

不・船・航=不動産・船舶・航空機(微99①一)

その他財産=不・船・航以外(微99①二、三)

(4) 期日入札におけるカレンダーの例

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3 公売公告	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14 公売日 (3日前) その他財産 見積額の 公告	15 (公売日起算7日を経過した日) 動 売却決定と代 金納付期日	16 (3日以内)	17 動 配当計算書贈 本送付期日	18
19	20	21 不 売却決定と代 金納付期日	22 (3日以内)	23	24 不 配当計算書贈 本送付期日 ④換価代 金 交付期日	25
26	27	28 (送付日起算7日を経過した日)	29	30 (送付日起算7日を経過した日)	31 ④換価代 金 交付期日	

(注) 略称④=動産等(微法111)、⑤=不動産等(微104の2①)

不・船・航=不動産・船舶・航空機(微99①→)

その他財産=不・船・航以外(微99①二、三)

不動産換価事務マニュアル

(公売準備編)



令和元年 10月
大 阪 国 税 局
徵 収 部 徵 収 課

参考 3

「処分予定価額計算表」記載例

第1 「不動産（土地・建物）の処分予定価額計算表」の記載要領

- 1 この計算表は、不動産（土地・建物）を差し押さえる場合に作成する。
なお、計算表は、差押調書の直後に編てつする。
- 2 この計算書の作成は、原則として財産差押前に現地確認の上行うものとし、権利関係が複重しているため差押前に作成できないなどやむを得ない場合には、できる限り早い時期（おおむね差押後から10日以内）に物件の確認を行い、作成する。
- 3 換価の特殊性による調整率は、30%以内とする。
なお、公売財産の種類、数量、性状等は財産によって異なるものであるから、具体的な事情に適合した妥当な範囲で減価するが、これらが不明の場合は20%として差し支えない。
- 4 算出した処分予定価額に1,000円未満の端数が生じたときは、四捨五入する。
- 5 処分予定価額の種類別算出要領は次による。
 - (1) 土地
 - イ 宅地
 - ① 更地＝見込時価
 - ② 貸地＝更地価額 - 借地権価額
 - ③ 借地権価額＝更地価額 × 借地権割合

註1 見込時価は、路線価×時価倍率、精通者意見、売買実例を基準として求める。
路線価・・・財産評価基準書により算出した価額をいう。したがって、対象土地の地形等を考慮して、奥行価格補正等各種面地調整を行った金額であることに留意する。

時価倍率・・・財産評価基準書により表示される路線価は、時価の80%とされていることから、路線価を時価にするために1.25を乗じる。

精通者意見・・・不動産鑑定士による鑑定評価額を採用する場合は、当局が鑑定依頼をした鑑定士による鑑定評価額のみを採用する。

また、地元不動産業者等の意見を採用する場合は、複数業者から意見を聴取する。

売買実例・・・収集する資料については、対象不動産と地域、面積等が類似の取引事例を選ぶ。

なお、使用する金額は、収集した資料による価額をそのまま使用することなく、事情補正、時点修正を加えるなど取引事例比較法により算出した金額とすることに留意する。

 - 2 貸地とは、借地権の目的となっている土地又は建物が現存する土地をいう。
 - 3 借地権割合は付近の慣行によるが、不明の場合は財産評価基準書又は路線価設定地図による。
 - ロ 農地
 - ① 自作地＝更地に準ずる。
 - ② 小作地＝自作地価額 - 小作権価額

③ 小作権価額＝自作地価額×小作権割合

註 小作権割合は付近の慣行によるが、不明の場合は財産評価基準書による。

ハ 山林＝宅地に準ずる。

二 宅地見込地＝宅地に準ずる。

註 宅地見込地とは、宅地以外の土地であって、将来、宅地として使用又は収益することが客観的に見て経済的合理性に合うと見込まれる土地をいう。

(2) 建物

イ 空家

① 建物自体の価額＝復成現価

② 借地権付空家＝建物自体の価額＋借地権価額

③ 宅地付空家＝宅地価額＋建物自体の価額

ロ 貸家

① 借地権付貸家＝借地権付空家価額－借家権価額

② 宅地付貸家＝宅地付空家価額－借家権価額

③ 借家権価額＝借地権付空家価額×借家権割合

ハ 自用建物

① 借地権付自用建物＝借地権付空家価額－占有排除に要する費用

② 宅地付自用建物＝宅地付空家価額－占有排除に要する費用

二 マンション

① 自用マンション＝宅地付空家価額－占有排除に要する費用

② 貸マンション＝宅地付空家価額－借家権価額

註 1 復成現価は、固定資産税評価額×1.0とする。

なお、著しく破損減耗し、又は陳腐化（建物の構造、様式その他が時代遅れとなって、著しく価値が減少している場合をいう。）しているなどの事情があるものについては、その現況に応じ相当と認める価格を減価修正して差し支えない。

2 借家権割合は付近の慣行によるが、大阪国税局管内全域 30%となっている。

3 占有排除に要する費用は、借地権付空家価額の 20%と 300 万円のいずれか低い方の価額とする。

第1 更地の場合

不動産(土地・建物)の処分予定価額計算表

滞納国税額		所在地・地目・家屋番号・種類等			確認調査	現地調査	実施年月日	年月日										
		(土地の表示) 所在 大阪市中央区〇〇町1丁目 地番 3番 地目 宅地 地積 1,205.00m ²						特官・統括官										
差押 物件 の表示	(注)路線価図から、普通住宅地区で実行 価格補正率1.00の物件とする。							令和 年月日										
								省略										
		評定事項		更地				評定上参考となる事項										
			金額・面積・割合	金額・面積・割合	金額・面積・割合													
土地	更地	1 m ² 当たりの金額 ①	55,000 円	円	円	円	1,205.00m ²	〇〇審見込時価										
		面積 ②	1,205.00 m ²	m ²	m ²	m ²		路線価=路線価×実行価格補正率	路線価×1.25 円									
		更地価額 ① × ② ③	66,275,000 円	円	円	円		=44,000円/m ² × 1.25 =44,000円/m ²	固定資産税評価額									
		借地権割合 ④						見込時価=路線価×1.25										
		借地権価額 ③ × ④ ⑤		円	円	円		44,000円/m ² × 1.25 =55,000円/m ²	土 48,000,000 円									
建物	貸地価額	1 m ² 当たりの復成価額 ⑦	円	円	円	円	円	〇〇公道表示による	地 家 田 畑									
		面積 ⑧	m ²	m ²	m ²	m ²			円									
		復成価額 ⑦ × ⑧ ⑨	0 円	円	円	円			円									
		現価率 対用年数 経過年数 ⑩	年 年	年 年	年 年	年 年			円									
		復成現価 ⑨ × ⑩ ⑪	0 円	円	円	円			円									
建物	借地権付空家価額 ⑫ + ⑬ ⑯		0 円	円	円	円			賃借権等の内容									
		借家権額 ⑭ × ⑮ ⑯	円	円	円	円			円									
		借地権付空家価額 ⑯ - ⑯ ⑯	0 円	円	円	円			円									
		宅地付空家価額 ⑯ + ⑯ ⑯	円	円	円	円			円									
		宅地付貸家価額 ⑯ - ⑯ ⑯	円	円	円	円			円									
建物	換価の特徴性 ⑯	20%	13,255,000 円	円	円	円		極度額 25,000,000 円										
		処分予定価額 ③ ⑥ ⑭ ⑯ ⑯ ⑯ - ⑯ ⑯	53,020,000 円	円	円	円		債権元本額 25,000,000 円(令〇〇〇現在)										
		国税に優先する債務の額 ⑯	25,000,000 円	円	円	円												
		国税充足見込額 ⑯ - ⑯ ⑯	28,020,000 円	円	円	円												
		判定																

(注) 評定上参考となる事項欄には番号を付し採用した根基を記す。

(概 1306)

第2 貸地の場合

不動産(土地・建物)の処分予定価額計算表

滞納国税額		所在地・地目・家屋番号・種類等			確認調査	現地調査	実施年月日	年月日										
		(土地の表示) 所在 大阪市中央区〇〇町1丁目 地番 3番 地目 宅地 地積 1,205.00m ²						特官・統括官										
差押 物件 の表示	(注)路線価図から、普通住宅地区で実行 価格補正率1.00の物件とする。							令和 年月日										
								省略										
		評定事項		貸地				評定上参考となる事項										
			金額・面積・割合	金額・面積・割合	金額・面積・割合													
土地	更地	1 m ² 当たりの金額 ①	55,000 円	円	円	円	1,205.00m ²	〇〇審見込時価										
		面積 ②	1,205.00 m ²	m ²	m ²	m ²		路線価=路線価×実行価格補正率	路線価×1.25 円									
		更地価額 ① × ② ③	66,275,000 円	円	円	円		=44,000円/m ² × 1.25 =44,000円/m ²	固定資産税評価額									
		借地権割合 ④						見込時価=路線価×1.25										
		借地権価額 ③ × ④ ⑤	39,765,000 円	円	円	円		44,000円/m ² × 1.25 =55,000円/m ²	土 46,000,000 円									
建物	貸地価額	1 m ² 当たりの復成価額 ⑦	円	円	円	円	円	〇〇公道表示による	地 家 田 畑									
		面積 ⑧	m ²	m ²	m ²	m ²			円									
		復成価額 ⑦ × ⑧ ⑨	0 円	円	円	円		④ 路線価設定地域による	円									
		現価率 対用年数 経過年数 ⑩	年 年	年 年	年 年	年 年			円									
		復成現価 ⑨ × ⑩ ⑪	0 円	円	円	円			円									
建物	借地権付空家価額 ⑫ + ⑬ ⑯		0 円	円	円	円			賃借人:義〇〇〇〇									
		借家権額 ⑭ × ⑮ ⑯	円	円	円	円			1ヶ月の賃料50万円で 平成〇〇年〇月〇日より 賃貸中									
		借地権付空家価額 ⑯ - ⑯ ⑯	0 円	円	円	円												
		宅地付空家価額 ⑯ + ⑯ ⑯	円	円	円	円												
		宅地付貸家価額 ⑯ - ⑯ ⑯	円	円	円	円												
建物	換価の特徴性 ⑯	20%	53,020,000 円	円	円	円		極度額 25,000,000 円										
		処分予定価額 ③ ⑥ ⑭ ⑯ ⑯ ⑯ - ⑯ ⑯	11,208,000 円	円	円	円		債権元本額 10,000,000 円(令〇〇〇現在)										
		国税に優先する債務の額 ⑯	10,000,000 円	円	円	円												
		国税充足見込額 ⑯ - ⑯ ⑯	11,208,000 円	円	円	円												
		判定																

(注) 評定上参考となる事項欄には番号を付し採用した根基を記す。

(概 1306)

第3 宅地付自用建物の場合

不動産(土地・建物)の処分予定価額計算表

滞納国税額		4,500,000 円		年月日	
所在地・地目・家屋番号・種類等				特許・括り言	担当者
(土地の表示) 所在 大阪市中央区〇〇町3丁目 地番 4番 地目 宅地 地積 52.31m ²				現地調査	実施年月日 令和 年 月 日
(建物の表示) 所在 大阪市中央区〇〇町3丁目4番地 家屋番号 5番 居宅 木造瓦葺2階建 1階 37.66m ² 2階 35.23m ²				省略	遠隔地・物件多数 その他()
(注)土地について、普通住宅地区で施行価格補正率1.00の物件とする。また、借地権割合を80%とする。				公園及び住宅地図	○・無
				物件写真	○・無
評定事項		宅地付自用建物		評定上参考となる事項	
金額・面積・割合		金額・面積・割合		金額・面積・割合	
土地	1 m ² 当たりの金額	①	118,750 円	円	1着見込地価を採用する。 路線価=路線価×施行価格補正率
	面積	②	52.31 m ²	m ²	= 52.31 × 118,750 = 6,211,813 円
	更地価額 ① × ②	③	6,211,813 円	円	0 円
	借地権割合	④	80%		80% = 0.80
	借地権価額 ③ × ④	⑤	3,770,888 円	円	0 円
建物	賃地価額 ③ - ⑤	⑥	2,484,725 円	円	0 円
	1 m ² 当たりの復成価額	⑦		円	0 円
	面積	⑧		m ²	0 m ²
	復成価額 ⑦ × ⑧	⑨	0 円	円	0 円
	現価率 貸用年数 経過年数	⑩	1.0 1.0	年	1.0 = 古賃地価の費用
備考欄	復成現価 ⑨ × ⑩	⑪	6,986,070 円	円	0 円
	借地権付空家価額 ⑤ + ⑪	⑫	10,713,158 円	円	0 円
	借家権利合	⑬			0 円
	借家権価額 ⑫ × ⑬	⑭	2,142,632 円	円	0 円
	借地権付賃家価額 ⑪ - ⑭	⑮	8,844,000 円	円	0 円
充足利定	宅地付空家価額 ③ + ⑮	⑯	13,197,883 円	円	0 円
	宅地付貸家価額 ⑯ - ⑪	⑰	11,055,251 円	円	0 円
	換価の特殊性	⑱	20%		平10.2.20付抵当権
	処分予定価額 ③ ⑥ ⑪ ⑯ ⑰ ⑱	⑲	6,844,000 円	円	0 円
	国税充足見込額 ⑲ - ⑳	⑳	5,393,720 円	円	0 円
(注)土地について、普通住宅地区で施行価格補正率1.00の物件とする。				国税充足見込額 ⑳ - ㉚	
				3,450,180 円	

(注) 評定上参考となる事項欄には番号を付し採用した根基を記記する。
(微 1306)

第4 宅地付貸家の場合

不動産(土地・建物)の処分予定価額計算表

滞納国税額		4,500,000 円		年月日	
所在地・地目・家屋番号・種類等				特許・括り言	担当者
(土地の表示) 所在 大阪市中央区〇〇町3丁目 地番 4番 地目 宅地 地積 52.31m ²				現地調査	実施年月日 令和 年 月 日
(建物の表示) 所在 大阪市中央区〇〇町3丁目4番地 家屋番号 5番 居宅 木造瓦葺2階建 1階 37.66m ² 2階 35.23m ²				省略	遠隔地・物件多数 その他()
(注)土地について、普通住宅地区で施行価格補正率1.00の物件とする。				公園及び住宅地図	○・無
				物件写真	○・無
評定事項		宅地付貸家		評定上参考となる事項	
金額・面積・割合		金額・面積・割合		金額・面積・割合	
土地	1 m ² 当たりの金額	①	118,750 円	円	1着見込地価を採用する。 路線価=路線価×施行価格補正率
	面積	②	52.31 m ²	m ²	= 52.31 × 118,750 = 6,211,813 円
	更地価額 ① × ②	③	6,211,813 円	円	0 円
	借地権割合	④	60%		60% = 0.60
	借地権価額 ③ × ④	⑤	3,770,888 円	円	0 円
建物	賃地価額 ③ - ⑤	⑥	2,484,725 円	円	0 円
	1 m ² 当たりの復成価額	⑦		円	0 円
	面積	⑧		m ²	0 m ²
	復成価額 ⑦ × ⑧	⑨	0 円	円	0 円
	現価率 貸用年数 経過年数	⑩	1.0 1.0	年	1.0 = 古賃地価の費用 6,986,070 × 1.0 = 6,986,070 円
備考欄	復成現価 ⑨ × ⑩	⑪	6,986,070 円	円	0 円
	借地権付空家価額 ⑤ + ⑪	⑫	10,713,158 円	円	0 円
	借家権利合	⑬			0 円
	借家権価額 ⑫ × ⑬	⑭	2,142,632 円	円	0 円
	借地権付賃家価額 ⑪ - ⑭	⑮	8,844,000 円	円	0 円
充足利定	宅地付空家価額 ③ + ⑮	⑯	13,197,883 円	円	0 円
	宅地付貸家価額 ⑯ - ⑪	⑰	9,983,935 円	円	0 円
	換価の特殊性	⑱	20%		平5.11.28付抵当権
	処分予定価額 ③ ⑥ ⑪ ⑯ ⑰ ⑱	⑲	7,987,000 円	円	0 円
	国税充足見込額 ⑲ - ㉚	㉚	5,393,720 円	円	0 円
(注)土地について、普通住宅地区で施行価格補正率1.00の物件とする。				国税充足見込額 ㉚ - ㉚	
				2,593,280 円	

(注) 評定上参考となる事項欄には番号を付し採用した根基を記記する。
(微 1306)

第5 借地権付空家の場合

不動産(土地・建物)の処分予定価額計算表

滞納国税額		所在地・地目・家屋番号・種類等		確認調査	実施年月日 現地調査 者略	年月日			
		(種類の表示)				令和年月日			
		(参考・底地) 所在 大阪市中央区〇〇町2丁目13番地 地番 13番 地目 宅地 地積 41.65m ² 所有者 ○○○○ (注)土地について、普通住宅地区で施行価格修正率1.00の物件とする。				追附地・物件多数 その他()			
						公園及び住宅地図 物件写真			
						○○署見込時価 路線価=路線価×施行価格修正率 固定資産評価額 土 地 15,600,000 円 建 物 3,062,000 円 賃借権等の内容 賃貸人:○○○○ 平成〇年〇月〇日から 月額50万円で賃借中			
評定事項		借地権付空家		評定上参考となる事項					
		金額・面積・割合		金額・面積・割合					
土 地	更地	1 m ² 当たりの金額 ①	512.500 円	金額・面積・割合	金額・面積・割合	○○署見込時価 =1.00倍を採用する。			
	地	面 積 ②	41.65 m ²			路線価=路線価×施行価格修正率 =418,000円/m ² × 1.00 = 418,000円/m ²			
地	地	更地価額 ① × ② ③	21,782,125 円	0 円	0 円	路線価×1.25 円 固定資産評価額			
地	地	借地権割合 ④	70%			更地価額=路線価×1.25% 土 地 15,600,000 円			
地	地	借地権価額 ③ × ④ ⑤	15,334,885 円	0 円	0 円	14,160,000円/m ² × 1.25% = 5,725,000円/m ²			
地	地	貸地価額 ③ - ⑤ ⑥	0 円	0 円	0 円	○○署見込時価による。			
地	地	1 m ² 当たりの復成価額 ⑦	円	0 円	0 円	○○署見込時価による。			
地	地	面 積 ⑧	円	0 円	0 円	4.路線価乗算による。			
地	地	復成価額 ⑦ × ⑧ ⑨	0 円	0 円	0 円	○○署見込時価による。			
地	地	現価率 貸用年数 経過年数 ⑩	年 年	年 年	年 年	○○署見込時価による。			
地	地	復成現価 ⑨ × ⑩ ⑪	3,062,000 円	0 円	0 円	○○署見込時価による。			
地	地	借地権変更価額 ⑤ + ⑪ ⑫	18,295,488 円	0 円	0 円	3,062,000 × 1.0 = 3,062,000円			
地	地	借家権割合 ⑬	0%	0%	0%	○○署見込時価による。			
地	地	借家権価額 ⑫ × ⑬ ⑭	0 円	0 円	0 円	○○署見込時価による。			
地	地	借地付貸家価額 ⑫ - ⑭ ⑮	0 円	0 円	0 円	○○署見込時価による。			
地	地	宅地付空家価額 ③ + ⑯ ⑯	円	0 円	0 円	子5,112.8倍を採用する。			
地	地	宅地付貸家価額 ⑯ - ⑯ ⑯	0 円	0 円	0 円	被抵当権者:株式会社〇〇銀行			
地	地	換価の特徴性 ⑯	20% 3,659,098 円	0 円	0 円	換価額 25,000,000円			
地	地	処分予定価額 ③⑤⑯⑯⑯ - ⑯ ⑯	14,836,000 円	0 円	0 円	換価元本額 10,000,000円(令〇〇〇〇現在)			
地	地	充足国税に優先する債権の額 ⑯ ⑯	10,000,000 円	0 円	0 円				
地	地	国税充足見込額 ⑯ - ⑯ ⑯	4,836,000 円	0 円	0 円				

(注) 評定上参考となる事項欄には番号を付し採用した根基を記載する。

(値 1306)

第6 自用マンションの場合

不動産(土地・建物)の処分予定価額計算表

滞納国税額		所在地・地目・家屋番号・種類等		確認調査	実施年月日 現地調査 者略	年月日			
		(一棟の建物の表示)				○○署見込時価			
		(注)土地について、普通住宅地区で施行価格修正率1.00の物件とする。				路線価=路線価×施行価格修正率 固定資産評価額			
		(敷地権の目的である土地の表示)				土 地 11,134,000 円			
		(専有部分の建物の表示)				賃借権等の内容			
		家屋番号: 〇〇町5番の606 建物の番号: 606 居宅 鉄骨鉄筋コンクリート造1階建 6階部分 35.10m ²							
		(敷地権の表示)							
		土地の符号: 1 敷地権の権利者 拘束権の割合 1億分の183,000							
評定事項		自用マンション		評定上参考となる事項					
		金額・面積・割合		金額・面積・割合					
土 地	更地	1 m ² 当たりの金額 ①	1,056,250 円	金額・面積・割合	金額・面積・割合	○○署見込時価 1.00倍を採用する。			
地	地	面 積 ②	13,05 m ²			路線価=路線価×施行価格修正率 =1,056,250 × 1.00 = 1,056,250 円/m ²			
地	地	更地価額 ① × ② ③	13,784,063 円	0 円	0 円	路線価×1.25 円 固定資産評価額			
地	地	借地権割合 ④	60%			更地価額=路線価×1.25% 土 地 11,134,000 円			
地	地	借地権価額 ③ × ④ ⑤	8,270,438 円	0 円	0 円	845,000円/m ² × 1.25% = 1,056,250円/m ²			
地	地	貸地価額 ③ - ⑤ ⑥	0 円	0 円	0 円				
地	地	1 m ² 当たりの復成価額 ⑦	円	0 円	0 円	○○署見込時価による。			
地	地	面 積 ⑧	円	0 円	0 円	○○署見込時価による。			
地	地	復成価額 ⑦ × ⑧ ⑨	0 円	0 円	0 円	○○署見込時価による。			
地	地	現価率 貸用年数 経過年数 ⑩	年 年	年 年	年 年	○○署見込時価による。			
地	地	復成現価 ⑨ × ⑩ ⑪	11,134,000 円	0 円	0 円	○○署見込時価による。			
地	地	借地権変更価額 ⑤ + ⑪ ⑫	19,404,438 円	0 円	0 円	○○署見込時価による。			
地	地	借家権割合 ⑬	0%	0%	0%	○○署見込時価による。			
地	地	借家権価額 ⑫ × ⑬ ⑭	3,000,000 円	0 円	0 円	○○署見込時価による。			
地	地	借地付貸家価額 ⑫ - ⑭ ⑮	0 円	0 円	0 円	○○署見込時価による。			
地	地	宅地付空家価額 ③ + ⑯ ⑯	14,918,063 円	0 円	0 円	○○署見込時価による。			
地	地	宅地付貸家価額 ⑯ - ⑯ ⑯	21,918,063 円	0 円	0 円	○○署見込時価による。			
地	地	換価の特徴性 ⑯	20% 4,383,613 円	0 円	0 円	○○署見込時価による。			
地	地	処分予定価額 ③⑥⑯⑯⑯ - ⑯ ⑯	17,534,000 円	0 円	0 円	○○署見込時価による。			
地	地	充足国税に優先する債権の額 ⑯ ⑯	10,000,000 円	0 円	0 円	○○署見込時価による。			
地	地	国税充足見込額 ⑯ - ⑯ ⑯	7,534,000 円	0 円	0 円	○○署見込時価による。			

(注) 評定上参考となる事項欄には番号を付し採用した根基を記載する。

(値 1306)

第7 自用マンション（売買実例を使用）の場合

不動産（土地・建物）の処分予定価額計算表

滞納国税額		5,000,000 円				年月日						
差押 物件 の 表示	所在地・地目・家屋番号・種類等				確認 調査	実施年月日	令和 年月日					
	(一括の建物の表示)											
	所在 大阪市中央区〇〇町6丁目6番地 建物の名称 〇〇マンション											
	(敷地権の目的である土地の表示)											
	土地の符号 1 大阪市中央区〇〇町6丁目6番 宅地 74.384m ²											
	(専有部分の建物の表示)											
家屋番号 〇〇町6番の707 建物の番号 707 屋宅 鉄骨鉄筋コンクリート造1階建 7階部分 80.73m ²		(注)土地について、普通住宅地区で施行価格修正率1.00の物件とする。										
(敷地権の表示)												
土地の符号 1 敷地権の権利 所有権 敷地権の割合 1225分の1												
評定事項		自用マンション				評定上参考となる事項						
全額・面積・割合		金額・面積・割合		全額・面積・割合		評定上参考となる事項						
更地価額		1 m ² 当たりの金額		1 m ² 当たりの金額		〇〇署見込時価						
面積		面積		面積		面積の対象物件の総面積の割合を基準に算出した						
更地価額 × 面積		更地価額		105,400円		105,400円						
借地権割合		借地権割合		105,400 m ² × 80.73 = 8,400,942円		固定資産税評価額						
倍地権価額		倍地権価額		105,400 m ² × 80.73 = 8,400,942円		土 地						
賃地価額		賃地価額		賃地価額		5,000,000円						
建物自体		1 m ² 当たりの復成価額		1 m ² 当たりの復成価額		賃借権等の内容						
面積		面積		面積								
復成価額 × 面積		復成価額		300万円とのいずれか低い価額とする。								
現価率 計用年数 繰年数		現価率 計用年数 繰年数		借地権付空家価額 × 2% = 8,400,942 × 2% = 1,681,884円								
復成現価		復成現価		1,681,884円								
借地権付空家価額 × 1% - ⑥		借地権付空家価額 × 1% - ⑥		借地権付空家価額 × 1% - ⑥								
借地権割合		借地権割合		30%								
借家権価額 × 1% × ⑪		借家権価額 × 1% × ⑪		借地権付空家価額 × 1% × 10% = 1,681,884円								
借地権付空家価額		借地権付空家価額		1,681,884円								
宅地付空家価額		宅地付空家価額		1,681,884円								
宅地付空家価額 × 1% - ⑫		宅地付空家価額 × 1% - ⑫		1,681,884円								
倍地権価額 × 1% × ⑬		倍地権価額 × 1% × ⑬		1,681,884円								
倍地権価額		倍地権価額		1,681,884円								
借地権付空家価額 × 1% × ⑭		借地権付空家価額 × 1% × ⑭		1,681,884円								
借地権付空家価額		借地権付空家価額		1,681,884円								
宅地付空家価額 × 1% - ⑮		宅地付空家価額 × 1% - ⑮		1,681,884円								
倍地権価額 × 1% × ⑯		倍地権価額 × 1% × ⑯		1,681,884円								
倍地権価額		倍地権価額		1,681,884円								
借地権付空家価額 × 1% × ⑰		借地権付空家価額 × 1% × ⑰		1,681,884円								
借地権付空家価額		借地権付空家価額		1,681,884円								
宅地付空家価額 × 1% - ⑱		宅地付空家価額 × 1% - ⑱		1,681,884円								
倍地権価額 × 1% × ⑲		倍地権価額 × 1% × ⑲		1,681,884円								
倍地権価額		倍地権価額		1,681,884円								
借地権付空家価額 × 1% × ⑳		借地権付空家価額 × 1% × ⑳		1,681,884円								
借地権付空家価額		借地権付空家価額		1,681,884円								
宅地付空家価額 × 1% - ㉑		宅地付空家価額 × 1% - ㉑		1,681,884円								
倍地権価額 × 1% × ㉒		倍地権価額 × 1% × ㉒		1,681,884円								
倍地権価額		倍地権価額		1,681,884円								
借地権付空家価額 × 1% × ㉓		借地権付空家価額 × 1% × ㉓		1,681,884円								
借地権付空家価額		借地権付空家価額		1,681,884円								
宅地付空家価額 × 1% - ㉔		宅地付空家価額 × 1% - ㉔		1,681,884円								
倍地権価額 × 1% × ㉕		倍地権価額 × 1% × ㉕		1,681,884円								
倍地権価額		倍地権価額		1,681,884円								
借地権付空家価額 × 1% × ㉖		借地権付空家価額 × 1% × ㉖		1,681,884円								
借地権付空家価額		借地権付空家価額		1,681,884円								
宅地付空家価額 × 1% - ㉗		宅地付空家価額 × 1% - ㉗		1,681,884円								
倍地権価額 × 1% × ㉘		倍地権価額 × 1% × ㉘		1,681,884円								
倍地権価額		倍地権価額		1,681,884円								
借地権付空家価額 × 1% × ㉙		借地権付空家価額 × 1% × ㉙		1,681,884円								
借地権付空家価額		借地権付空家価額		1,681,884円								
宅地付空家価額 × 1% - ㉚		宅地付空家価額 × 1% - ㉚		1,681,884円								
倍地権価額 × 1% × ㉛		倍地権価額 × 1% × ㉛		1,681,884円								
倍地権価額		倍地権価額		1,681,884円								
借地権付空家価額 × 1% × ㉜		借地権付空家価額 × 1% × ㉜		1,681,884円								
借地権付空家価額		借地権付空家価額		1,681,884円								
宅地付空家価額 × 1% - ㉝		宅地付空家価額 × 1% - ㉝		1,681,884円								
倍地権価額 × 1% × ㉞		倍地権価額 × 1% × ㉞		1,681,884円								
倍地権価額		倍地権価額		1,681,884円								
借地権付空家価額 × 1% × ㉟		借地権付空家価額 × 1% × ㉟		1,681,884円								
借地権付空家価額		借地権付空家価額		1,681,884円								
宅地付空家価額 × 1% - ㉟		宅地付空家価額 × 1% - ㉟		1,681,884円								
倍地権価額 × 1% × ㉟		倍地権価額 × 1% × ㉟		1,681,884円								
倍地権価額		倍地権価額		1,681,884円								
借地権付空家価額 × 1% × ㉟		借地権付空家価額 × 1% × ㉟		1,681,884円								
借地権付空家価額		借地権付空家価額		1,681,884円								
宅地付空家価額 × 1% - ㉟		宅地付空家価額 × 1% - ㉟		1,681,884円								
倍地権価額 × 1% × ㉟		倍地権価額 × 1% × ㉟		1,681,884円								
倍地権価額		倍地権価額		1,681,884円								
借地権付空家価額 × 1% × ㉟		借地権付空家価額 × 1% × ㉟		1,681,884円								
借地権付空家価額		借地権付空家価額		1,681,884円								
宅地付空家価額 × 1% - ㉟		宅地付空家価額 × 1% - ㉟		1,681,884円								
倍地権価額 × 1% × ㉟		倍地権価額 × 1% × ㉟		1,681,884円								
倍地権価額		倍地権価額		1,681,884円								
借地権付空家価額 × 1% × ㉟		借地権付空家価額 × 1% × ㉟		1,681,884円								
借地権付空家価額		借地権付空家価額		1,681,884円								
宅地付空家価額 × 1% - ㉟		宅地付空家価額 × 1% - ㉟		1,681,884円								
倍地権価額 × 1% × ㉟												

第9 共同担保財産（両方の財産を公売）の場合

不動産（土地・建物）の処分予定価額計算表

滞納税額		100,000,000 円			年月日			
差押 物件の表示	所在地・地目・家屋番号・種類等			①と②の両方を公売する場合		実施年月日		
	①(土地の表示) 所在 大阪市中央区〇〇町7丁目 地番 47番 延呴 60m ² (建物の表示) 所在 大阪市中央区〇〇町7丁目47番 延呴 木造瓦葺2階建 1F延 150.00m ² 2F延 100.00m ²			現地調査 認 調 査	省略	令和 年月日		
	③(本体の表示) 所在 大阪市中央区〇〇町7丁目47番 延呴 木造瓦葺2階建 1F延 150.00m ² 2F延 100.00m ² (建物の表示)					追加地・物件多款 その他()		
	④(本体の表示) 所在 大阪市中央区〇〇町7丁目47番 延呴 木造瓦葺2階建 1F延 150.00m ² 2F延 100.00m ²					(注)土地について、普通住宅地区で施行価格補正100%の物件とする。また、借地権割合を50%とする。		
評定事項		宅地付自用建物(①)	宅地付自用建物(②)	評定事項				
土地	1 m ² 当たりの金額	金額・面積・割合	金額・面積・割合	金額・面積・割合	金額・面積・割合	金額・面積・割合		
更地	1 m ² 当たりの金額 ①	150,000 円	150,000 円	150,000円見込時価を採用する		〇〇番見込時価		
地	面積 ②	500.00	800.00	面積価=面積×施行価正率		面積価×1.25 円		
借地権	更地価額 ① × ② ③	75,000,000 円	90,000,000 円	0 円 =120,000円/m ² × 1.00=120,000円/m ²		固定資産税評価額		
借地権割合 ④	60%	60%		馬鹿価値=面積価×1.25		士 ①60,000,000 円		
借地権価額 ③ × ④ ⑤	45,000,000 円	54,000,000 円	0 円 =120,000円/m ² × 1.25=150,000円/m ²		地 ②70,000,000 円			
貸地価額 ③ - ⑤ ⑥	30,000,000 円	36,000,000 円	0 円 計公清敷定による		家 ③8,000,000 円			
建物	1 m ² 当たりの建築価額 ⑦	円	円	円 ④占有地額に準する適用		借地権等の内容		
自体	面積 ⑧	円	円	円 ⑤占有地額×1.0=8,000,000円		士 ①8,000,000 円		
借地権	建築価額 ⑦ × ⑧ ⑨	0 円	0 円	0 円 13,000,000円×1.0=13,000,000円		地 ②13,000,000 円		
現価率	耐用年数 経過年数 ⑩	年	年	0 円 ⑥占有地額に準する適用		家 ③13,000,000 円		
借地権付空家価額 ⑤ + ⑪ ⑫	6,000,000 円	13,000,000 円	0 円 ⑦借地権付空家価額×20% = 13,000,000円		借地権付空家価額×20% = 13,000,000円			
借地権付空家価額 ⑫ × ⑬ ⑭	53,000,000 円	67,000,000 円	0 円 ⑧借地権付空家価額×20% = 67,000,000円×20% = 13,400,000円		借地権付空家価額×20% = 67,000,000円×20% = 13,400,000円			
借地権付空家価額 ⑭ - ⑮ ⑯	3,000,000 円	3,000,000 円	0 円 ⑨借地権付空家価額×20% = 67,000,000円×20% = 13,400,000円		借地権付空家価額×20% = 67,000,000円×20% = 13,400,000円			
宅地付空家価額 ⑬ + ⑯ ⑯	13,000,000 円	103,000,000 円	0 円 ⑩借地権付空家価額×20% = 13,400,000円		借地権付空家価額×20% = 13,400,000円			
宅地付貸家価額 ⑯ - ⑯ ⑯	89,000,000 円	100,000,000 円	0 円 ⑪借地権付空家価額×20% = 13,400,000円		借地権付空家価額×20% = 13,400,000円			
換価の特殊性 ⑯	10% 16,000,000 円	20% 20,000,000 円	0 円 ⑫借地権付空家価額×20% = 13,400,000円		借地権付空家価額×20% = 13,400,000円			
処分予定価額 ③⑥⑦⑨⑩⑪⑯ - ⑯	64,000,000 円	80,000,000 円	0 円 ⑬借地権付空家価額×20% = 13,400,000円		借地権付空家価額×20% = 13,400,000円			
充足国税に優先する債権の額 ⑯	10,000,000 円	25,000,000 円	0 円 ⑭借地権付空家価額×20% = 13,400,000円		借地権付空家価額×20% = 13,400,000円			
判定国税充足見込額 ⑯ - ⑯ ⑯	44,000,000 円	55,000,000 円	0 円 ⑮借地権付空家価額×20% = 13,400,000円 (各〇〇〇現在)		借地権付空家価額×20% = 13,400,000円 (各〇〇〇現在)			

(注) 評定上参考となる事項欄には番号を付し採用した根拠を記載する。

(做 1306)

処分予定価額で案分した。

- ① 64,000 千円 × 45,000 千円 / 144,000 千円 = 20,000 千円
- ② 80,000 千円 × 45,000 千円 / 144,000 千円 = 25,000 千円

自動車・動産等換価事務マニュアル



平成 30 年 6 月
大 阪 国 税 局
徵 収 部 徵 収 課

第2章　自動車

第2章は、自動車に係る調査から引揚動産等の管理までの流れや手続を示したものである。

第2 事前検討事項

自動車の差押えに当たっては、署において次の事項等を事前に把握・検討した上で、局徵収課（指導第三係）にその検討結果を連絡する。

1 保管施設の検討

差押えを実施した後、滞納者又は保管業者に保管させるのか、署又は局に搬出して保管するのかを検討する。

なお、署又は局等において保管する場合は、保管施設（駐車場等）が自動車の高さ、幅、長さ等に問題がないか確認する。

2 運行を制限するための備品の手配

滞納者等に保管させた場合は、その運行を許可する場合を除き、その運行をさせないための適当な措置を講じなければならない（微71⑤）ことから、ハンドルロックやタイヤロックを事前に手配しておく必要がある。

なお、ハンドルロックを使用する場合は所轄の特整特官、タイヤロックを使用する場合は局徵収課（指導第三係）へ連絡する。

3 搬出費用の見積り

搬出業者により搬出させることを検討している場合は、搬出費用を見積もる必要がある。

なお、搬出費用の見積りに当たっては、最低2社から見積りを徴取することに留意する。

おって、搬出業者の手配に当たっては、インターネット等を活用して搬出業者を把握する。

4 処分予定価額の算定

換価価値の有無を判断するため、現地調査時に把握した事項を基にインターネット等を活用して処分予定価額を算定する。

第3 差押え

自動車の差押えを行う場合は、「差押調書（不動産等用）」を作成し、滞納者に対して「差押書」の送達により行う（微71①）。

なお、自動車を差し押さえたときは、その自動車の本拠の所在地を管轄する運輸支局等に差押えの登録を嘱託しなければならない（微71①、微基通71-4～6）。

また、差押えの登録を嘱託する場合は、「登録嘱託書（第6号様式）」、「登録の目的等」及び「登記原因証明書（差押調書謄本）」を添付し、運輸支局等に送達する。

おって、「登録嘱託書（第6号様式）」が不足する場合は、局徵収課（指導第三係）へ連絡する。

（注）自動車の差押えは運輸支局等に差押えの登録を行う必要があるため、「差押調書（不動産等用）」を使用する。

【「差押調書」、「差押書」、「差押調書謄本」及び「別紙 財産目録」の例】

【「登録嘱託書（第6号様式）」、「登録の目的等」の記載例】

添付ファイルダウンロード

様式分類: 様式ファイル名:

様式分類: 様式ID: 様式ファイル名:

滞納整理事務 滞納区分 50000047 47登録の目的(自動車登録).pdf

大 分 類	共通（研修関係）
中 分 類	講習、研修関係書類
名称（小分類）	研修資料
保存期間（満了日）	令和3年（令和10年3月末）

徵 収 事 務 新 任 者 研 修 II
資 料 第 6 号

令 和 6 年 9 月 3 0 日

演 習 問 題

大 阪 国 稅 局

徵 収 部 徵 収 課

〔演習問題1〕

次の内容を基に、処分予定価額計算表を作成しなさい。

1 差押物件

- (1) 所在 ○○市××町
地番 567 番 8
地目 宅地
地積 303.30 m²

2 参考事項

- (1) 路線価 65,000 円
(2) 固定資産税評価額 土地 12,000,000 円
(3) 奧行価格補正率 1.0
(4) 差押物件上に建物は存在しない。

3 充足判定の参考となる事項

- (1) 大阪税務署 差押対象国税 5,000,000 円
差押年月日 平成 25 年 1 月 10 日
法定納期限等 平成 22 年 3 月 15 日
- (2) A銀行 抵当権設定 20,000,000 円
抵当権設定登記 平成 18 年 1 月 25 日
現在債権額 13,000,000 円
- (3) B金融 根抵当権設定 20,000,000 円
根抵当権設定登記 平成 23 年 6 月 1 日
現在債権額 17,850,000 円

〔演習問題2〕

次の内容を基に、処分予定価額計算表を作成しなさい。

1 差押物件

- (1) 所在 □□市△△町
地番 1番1
地目 宅地
地積 320.01 m²
- (2) 所在 □□市△△町 1番地1、1番地2
家屋番号 1番1
種類 店舗
構造 木・鉄筋コンクリート造スレート葺2階建
床面積 1階 176.01 m² 2階 157.11 m²

2 参考事項

- (1) 路線価 15,000円
(2) 借地権割合 60%
(3) 固定資産税評価額 土地 3,500,000円
建物 3,000,000円
(4) 建物解体工事費 16,000円/m²
(5) 建ぺい率 60%
(6) 容積率 200%
(7) 奥行価格補正率 1.0
(8) 滞納者及びその親族が居住している。

3 充足判定の参考となる事項

- (1) 大阪税務署 差押対象国税 6,000,000円
差押年月日 平成24年3月5日
法定納期限等 平成23年11月17日
- (2) C銀行 抵当権設定 20,000,000円
抵当権設定登記 平成10年2月20日
現在債権額 5,500,000円
- (3) D市 対象地方税 900,000円
参加差押年月日 平成25年3月27日
法定納期限等 平成24年10月11日

大 分 類	共通（研修関係）
中 分 類	講習、研修関係書類
名称（小分類）	研修資料
保存期間（満了日）	令和10年3月末

徴収事務新任者研修II
資料 第6号

令和6年9月30日

演習問題回答用紙

大阪国税局

徴収部 徴収課

令和 年 月 日

特官・統括官	担当者

演習問題1 解答用

不動産（土地・建物）の処分予定価額計算表

整理番号		氏名 (名称)	住所 (所在地)			滞納額	5,000,000 円
差押 物件 の表示	所在地・地目・家屋番号・種類等 (土地の表示) 所在 ○○市××町 地番 567番8 地目 宅地 地積 303.30m ²				確認調査	実施年月日	令和 年 月 日
						省略	遠隔地・物件多数 その他()
					公図及び住宅地図	有・無	
					物件写真	有・無	

評定事項			金額・面積・割合			金額・面積・割合			金額・面積・割合			評定上参考となる事項						
土地	更地	1 m ² 当たりの金額	①	円		円		円	①	署見込時価を採用する。		署見込時価	路線価=路線価×奥行価格補正率					
		面積	②	m ²		m ²		m ²	路線価×1.25 円									
		更地価額 ①×②	③	円		円		円	固定資産税評価額									
	借地権	借地権割合	④	%		%		%	土地	円	家屋	円						
		借地権価額 ③×④	⑤	円		円		円	借地権等の内容	円		円						
建物	建物 自体	貸地価額 ③-⑤	⑥	円		円		円	⑯ 1,000円未満四捨五入 ⑰ 優先する債権額									
		1 m ² 当たりの復成価額	⑦	円		円		円										
		面積	⑧	m ²		m ²		m ²										
		復成価額 ⑦×⑧	⑨	円		円		円										
		現価率 耐用年数 経過年数	⑩	年	年	年	年	年										
	借家 権	復成現価 ⑨×⑩	⑪	円		円		円										
		借地権付空家価額 ⑤+⑪	⑫	円		円		円										
		借家権割合	⑬	%		%		%										
		借家権価額 ⑫×⑬	⑭	円		円		円										
		借地権付貸家価額 ⑫-⑭	⑮	円		円		円										
充足 判定	宅地付空家価額 ③+⑪			⑯	円		円		⑯	1,000円未満四捨五入								
	宅地付貸家価額 ⑯-⑮			⑯	円		円		⑰	優先する債権額								
	換価の特殊性			⑯	%	円	%	円										
	処分予定価額 ③⑥⑫⑯⑯-⑯-⑯			⑯	円		円											
充足 判定	国税に優先する債権の額			⑯	円		円											
	国税充足見込額 ⑯-⑯			⑯	円		円											

令和 年 月 日

特官・統括官	担当者

演習問題2 解答用

不動産（土地・建物）の処分予定価額計算表

整理番号	氏名 (名称)	住所 (所在地)			滞納額	6,000,000 円		
差押 物件 の表示	所在地・地目・家屋番号・種類等			確認 調査	現地調査	実施 年月日		
	(土地の表示) 所在 □□市△△町 地番 1番1 地目 宅地 地積 320.01m ²					令和 年 月 日		
	(建物の表示) 所在 □□市△△町 1番地1、1番地2 家屋番号 1番1 種類 店舗 構造 木・鉄筋コンクリート造ストレート葺2階建 床面積 1階 176.01m ² 2階 157.11m ²				省略	遠隔地・物件多数 その他()		
						公図及び住宅地図 有・無		
						物件写真 有・無		

評定事項			評定上参考となる事項					
土地	1 m ² 当たりの金額	①	円	円	円	①	署見込時価を採用する。 路線価=路線価×奥行価格補正率	署見込時価
	面積	②	m ²	m ²	m ²			路線価×1.25 円
	更地価額 ①×②	③	円	円	円			固定資産税評価額
	借地権割合	④	%	%	%			土地 円
	借地権価額 ③×④	⑤	円	円	円			家屋 円
	貸地価額 ③-⑤	⑥	円	円	円			賃借権等の内容
建物	1 m ² 当たりの復成価額	⑦	円	円	円			
	面積	⑧	m ²	m ²	m ²			
	復成価額 ⑦×⑧	⑨	円	円	円			
	現価率	耐用年数	経過年数	⑩	年	年	年	年
	復成現価 ⑨×⑩	⑪	円	円	円			
	借地権付空家価額 ⑤+⑪	⑫	円	円	円			
借家権	借家権割合	⑬	%	%	%			
	借家権価額 ⑫×⑬	⑭	円	円	円			
	借地権付貸家価額 ⑫-⑭	⑮	円	円	円			
	宅地付空家価額 ③+⑪	⑯	円	円	円			
	宅地付貸家価額 ⑯-⑭	⑰	円	円	円	⑯	1,000円未満四捨五入	
	換価の特殊性	⑱	%	円	%	円	⑰ 優先する債権額	
処分予定価額 ③⑥⑫⑮⑯⑰-⑱			⑲	円	円	円		
充足 判定	国税に優先する債権の額	⑳	円	円	円			
	国税充足見込額 ⑲-⑳	㉑	円	円	円			

大 分 類	共通（研修関係）
中 分 類	講習、研修関係書類
名称（小分類）	研修資料
保存期間（満了日）	会3年（令和10年3月末）

徵 収 事 務 新 任 者 研 修 II
資 料 第 6 号

令 和 6 年 9 月 3 0 日

演 習 問 題 解 答

大 阪 国 稅 局

徵 収 部 徵 収 課

〔演習問題1〕

令和 年 月 日	
特官・統括官	担当者

不動産(土地・建物)の処分予定価額計算表

整理番号	氏名・名称	住所(所在)	滯納額	5,000,000 円
差押 物件 の表示	所在地・地目・家屋番号・種類等			確認調査 実施年月日 現地調査 遠隔地・物件多数 省略 その他() 公図及び住宅地図 有・無 物件写真 有・無
	(土地の表示) 所在 ○○市××町 地番 567番8 地目 宅地 地積 303.30m ²			
評定事項		更地		評定上参考となる事項
		金額・面積・割合	金額・面積・割合	
土地	1 m ² 当たりの金額	① 81,250 円	円	① 署見込時価を採用する。 路線価=路線価×奥行価格補正率 $65,000\text{円}/\text{m}^2 \times 1.0 = 65,000\text{円}/\text{m}^2$ 路線価×1.25
	面積	② 303.30 m ²	m ²	
	更地価額 ① × ②	③ 24,643,125 円	円	
	借地権割合	④ %	%	見込時価=路線価×1.25 $65,000\text{円}/\text{m}^2 \times 1.25 = 81,250\text{円}/\text{m}^2$
	借地権価額 ③ × ④	⑤ 円	円	固定資産税評価額 土 12,000,000 円 地 円
貸地価額 ③ - ⑤	⑥ 円	円	② 公簿表示による。	
建物	1 m ² 当たりの復成価額	⑦ 円	円	家屋 円
	面積	⑧ m ²	m ²	
	復成価額 ⑦ × ⑧	⑨ 円	円	賃借権等の内容
	現価率 耐用年数 経過年数	⑩ 年 年 年 年	年	
	復成現価 ⑨ × ⑩	⑪ 円	円	
物	借地権付空家価額 ⑤ + ⑪	⑫ 円	円	
	借家権割合	⑬ %	%	
	借家権価額 ⑫ × ⑬	⑭ 円	円	
	借地権付貸家価額 ⑫ - ⑭	⑮ 円	円	
	宅地付空家価額 ③ + ⑪	⑯ 円	円	⑯ 1,000円未満四捨五入
宅地付貸家価額 ⑯ - ⑭	⑰ 円	円	⑰ 優先する債権額	
換価の特殊性	⑱ 20 % 4,928,625 円	%	平18.1.25付抵当権	
処分予定価額 ③⑥⑫⑯⑰ - ⑱	⑲ 19,715,000 円	円	抵当権者: A銀行	
充足判定	国税に優先する債権の額	⑳ 13,000,000 円	円	現在債権額: 13,000,000円
	国税充足見込額 ⑲ - ⑳	㉑ 6,715,000 円	円	

〔演習問題2〕

令和 年 月 日	
特官・統括官	担当者

不動産(土地・建物)の処分予定価額計算表

整理番号		氏名・名称		住所(所在)		滞納額		6,000,000 円			
差 押 物 件 の 表 示	所在地・地目・家屋番号・種類等		確認調査	実施年月日		令和 年 月 日					
	(土地の表示) 所在 □□市△△町 地番 1番1 地目 宅地 地積 320.01m ²			現地調査		遠隔地・物件多数					
(建物の表示) 所在 □□市△△町 1番地1、1番地2 家屋番号 1番1 種類 店舗 構造 木・鉄筋コンクリート造ストレート葺2階建 床面積 1階 176.01m ² 2階 157.11m ²		省略		その他()							
		公図及び住宅地図		有・無							
		物件写真		有・無							
評定事項			宅地付自用建物			評定上参考となる事項					
土地	1 m ² 当たりの金額		① 18,750 円	円	円	① 署見込時価を採用する。		署見込時価			
	面積		② 320.01 m ²	m ²	m ²	路線価=路線価×奥行価格補正率		路線価×1.25			
	更地価額 ① × ②		③ 6,000,188 円	円	円	15,000円/m ² × 1.0 = 15,000円/m ²		円			
	借地権割合		④ 60 %			見込時価=路線価×1.25		固定資産税評価額			
	借地権価額 ③ × ④		⑤ 3,600,113 円	円	円	15,000円/m ² × 1.25 = 18,750円/m ²		土 3,500,000 円			
	貸地価額 ③ - ⑤		⑥ 2,400,075 円	円	円	② 公簿表示による。		地 円			
建物	1 m ² 当たりの復成価額		⑦ 円	円	円						
	面積		⑧ m ²	m ²	m ²						
	復成価額 ⑦ × ⑧		⑨ 円	円	円						
	現価率 耐用年数 経過年数		⑩ 年 年	年	年						
	復成現価 ⑨ × ⑩		⑪ 3,000,000 円	円	円	① 固定資産税評価額×1.0					
	借地権付空家価額 ⑤ + ⑪		⑫ 6,600,113 円	円	円	3,000,000円×1.0 = 3,000,000円					
物	借家権割合		⑬ %								
	借家権価額 ⑫ × ⑬		⑭ 1,320,023 円	円	円	⑭ 占有排除の費用					
	借地権付貸家価額 ⑫ - ⑭		⑮ 円	円	円	⑫ × 20% = 1,320,023円					
	宅地付空家価額 ③ + ⑪		⑯ 9,000,188 円	円	円	1,320,023円 ≤ 3,000,000円					
	宅地付貸家価額 ⑯ - ⑭		⑰ 7,680,165 円	円	円	⑯ 1,000円未満四捨五入					
	換価の特殊性 ⑱		20 % 1,536,033 円	%	%	⑰ 優先する債権額					
処分予定価額 ③⑥⑫⑯⑰ - ⑱		⑲ 6,144,000 円		円	円	平10.2.20付抵当権					
充足 判定	国税に優先する債権の額 ⑳		5,500,000 円	円	円	抵当権者:C銀行					
	国税充足見込額 ⑲ - ⑳		㉑ 644,000 円	円	円	現在債権額: 5,500,000円					

大 分 類	共通（研修関係）
中 分 類	講習、研修関係書類
名称（小分類）	研修資料
保存期間（満了日）	会3年（令和10年3月末）

徵 収 事 務 新 任 者 研 修 II
資 料 第 7 号

令 和 6 年 9 月 3 0 日

公 売 事 例 紹 介

大 阪 国 稅 局

徵收部 特別整理総括第二課

公売事例紹介

1 はじめに

2 公売制度概要

(1) 入札（期日、期間）

(2) 競り売り（期日、期間（インターネット公売））

3 公売実施に向けた調査事項

(1) 動産

精通者意見の聴取

(2) 不動産

イ 鑑定士への鑑定依頼

ロ 各種調査（事前調査、官公庁調査、現地調査、その他）

4 大切な買受勧奨

5 公売事例紹介

6 まとめ

直近の公売実績

● 不動産

主に期間入札にて実施



令和6年5月 21日開札分

27区分のうち、11区分が売却

→売却率 40.7%

(参考)

令和5事務年度 累計売却率

45.7% (63区分 / 138区分)

● 動産

主にインターネット公売にて実施

競り売り期間 令和6年2月5日～7日

4区分のうち、4区分が売却

→売却率 100.0%

(参考)

令和5事務年度 累計売却率

100.0% (7区分 / 7区分)



公売実施した物件の紹介

● 不動産



六麓荘町の物件

見積価額

63,979,000 円



売却価額

80,100,000 円

125.2% 上昇！

● リバート会員権



東京ベイコート俱乐部

見積価額

1,787,000 円



売却価額

2,444,100 円

136.8% 上昇！

● 動産



カルティエの時計

見積価額

4,900,000 円



売却価額

8,111,000 円

165.5% 上昇！！



メルセデス・ベンツ

見積価額

3,640,000 円



売却価額

5,532,111 円



152.0% 上昇！！

令和6事務年度 公売スケジュール表

特別整理総括第二課

公売方法	実施年月	広報原稿締切日	公 売 公 告	入札期間	開札日	売却決定日※1	充 当 日※2	追加入札	備 考※3
期間	令6. 9	農地 令6. 4. 26(金)	令6. 6. 6(木)	令6. 8. 23(金) ～令6. 8. 30(金)	令6. 9. 3(火)	① 令6. 9. 3(火) 令6. 9. 20(金) ② 令6. 9. 10(火) 令6. 9. 20(金) ③ 令6. 9. 24(火) 令6. 10. 4(金)	令6. 9. 20(金) ～令6. 10. 25(金)	令6. 10. 21(月) ～令6. 10. 25(金)	15階 第2会議室
		一般 令6. 6. 7(金)	令6. 8. 1(木)						
期間	令6. 10	農地 令6. 6. 7(金)	令6. 7. 4(木)	令6. 9. 27(金) ～令6. 10. 4(金)	令6. 10. 8(火)	① 令6. 10. 8(火) 令6. 10. 25(金) ② 令6. 10. 15(火) 令6. 10. 25(金) ③ 令6. 10. 29(火) 令6. 11. 8(金)	令6. 10. 25(金) ～令6. 11. 8(金)	令7. 1. 20(月) ～令7. 1. 24(金)	15階 第1会議室
		一般 令6. 6. 21(金)	令6. 9. 5(木)						
期間	令6. 11	農地 令6. 6. 7(金)	令6. 8. 1(木)	令6. 11. 8(金) ～令6. 11. 15(金)	令6. 11. 19(火)	① 令6. 11. 19(火) 令6. 12. 6(金) ② 令6. 11. 26(火) 令6. 12. 6(金) ③ 令6. 12. 10(火) 令6. 12. 20(金)	令6. 12. 6(金) ～令6. 12. 20(金)	令7. 1. 20(月) ～令7. 1. 24(金)	15階 第1会議室
		一般 令6. 9. 6(金)	令6. 10. 10(木)						
期間	令7. 1	農地 令6. 9. 6(金)	令6. 10. 10(木)	令7. 1. 10(金) ～令7. 1. 17(金)	令7. 1. 21(火)	① 令7. 1. 21(火) 令7. 2. 7(金) ② 令7. 1. 28(火) 令7. 2. 7(金) ③ 令7. 2. 10(月) 令7. 2. 20(木)	令7. 2. 7(金) ～令7. 2. 20(木)	令7. 4. 7(月) ～令7. 4. 11(金)	15階 第1会議室
		一般 令6. 11. 1(金)	令6. 12. 5(木)						
期間	令7. 2	農地 令6. 10. 4(金)	令6. 11. 7(木)	令7. 2. 7(金) ～令7. 2. 14(金)	令7. 2. 18(火)	① 令7. 2. 18(火) 令7. 3. 7(金) ② 令7. 2. 25(火) 令7. 3. 7(金) ③ 令7. 3. 11(火) 令7. 3. 21(金)	令7. 3. 7(金) ～令7. 3. 21(金)	令7. 4. 7(月) ～令7. 4. 11(金)	15階 第1会議室
		一般 令6. 12. 6(金)	令7. 1. 16(木)						
期間	令7. 3	農地 令6. 11. 1(金)	令6. 12. 5(木)	令7. 3. 7(金) ～令7. 3. 14(金)	令7. 3. 18(火)	① 令7. 3. 18(火) 令7. 4. 4(金) ② 令7. 3. 25(火) 令7. 4. 4(金) ③ 令7. 4. 8(火) 令7. 4. 18(金)	令7. 4. 4(金) ～令7. 4. 18(金)	令7. 6. 16(月) ～令7. 6. 20(金)	15階 第1会議室
		一般 令7. 1. 17(金)	令7. 2. 13(木)						
期間	令7. 5	農地 令7. 1. 17(金)	令7. 2. 13(木)	令7. 5. 9(金) ～令7. 5. 16(金)	令7. 5. 20(火)	① 令7. 5. 20(火) 令7. 6. 6(金) ② 令7. 5. 27(火) 令7. 6. 6(金) ③ 令7. 6. 10(火) 令7. 6. 20(金)	令7. 6. 6(金) ～令7. 6. 20(金)	令7. 6. 16(月) ～令7. 6. 20(金)	15階 第1会議室
		一般 令7. 2. 21(金)	令7. 3. 27(木)						

※1 ①動産、有価証券、電話加入権 ②船舶、航空機、自動車、建設機械、小型船舶、債権又は電話加入権以外の無体財産権等 ③不動産

※2 公売財産が動産の場合、買受人の代金納付日によっては、充当日が変更となる場合がある。

※3 公売会場または開札の場所を表示している。

【インターネット公売】

実施年月	広報原稿締切日	公 売 公 告	買 受 申 込 (入 札) 期 間	売 却 決 定 日※1	買 受 代 金 納 付 期 限	充 当 日	備 考
令6. 9	令6. 6. 7(金)	令6. 8. 8(木)	令6. 9. 2(月) ～令6. 9. 4(水)	① 令6. 9. 6(金) ② 令6. 9. 13(金) ③ 令6. 9. 27(金)	令6. 9. 17(火)	令6. 9. 27(金)	
令6. 11	令6. 9. 6(金)	令6. 10. 15(火)	令6. 11. 11(月) ～令6. 11. 13(水)	① 令6. 11. 15(金) ② 令6. 11. 22(金) ③ 令6. 12. 6(金)	令6. 11. 26(火)	令6. 12. 6(金)	
令7. 2	令6. 12. 6(金)	令7. 1. 9(木)	令7. 2. 4(火) ～令7. 2. 6(木)	① 令7. 2. 10(月) ② 令7. 2. 17(月) ③ 令7. 2. 28(金)	令7. 2. 18(火)	令7. 2. 28(金)	
令7. 5				未 定			

※1 ①動産、有価証券、電話加入権 ②船舶、航空機、自動車、建設機械、小型船舶、債権又は電話加入権以外の無体財産権等 ③不動産

令和6年度インターネット公売実施日程表

	手 続 等	第1回	第2回	第3回	第4回
	実施期間 (公売に係る作業開始から終了まで)	令和6年4月上旬 ～ 令和6年6月下旬	令和6年7月上旬 ～ 令和6年10月上旬	令和6年9月中旬 ～ 令和6年12月下旬	令和6年11月下旬 ～ 令和7年3月中旬
参 加 申 込 前 込	オークションサイトへの 公売財産情報等の登録可能期間	令和6年4月上旬 ～ 令和6年4月24日(水)	令和6年7月上旬 ～ 令和6年8月9日(金)	令和6年9月中旬 ～ 令和6年10月16日(水)	令和6年11月下旬 ～ 令和7年1月10日(金)
	公売公告及び見積価額公告	4月23日(火)	8月8日(木)	10月15日(火)	1月9日(木)
買 受 申 込 開 始 終 了	※ 公売参加申込みの受付期間	4月24日(水)午後1時 ～ 5月8日(水)午後5時	8月9日(金)午後1時 ～ 8月23日(金)午後5時	10月16日(水)午後1時 ～ 10月30日(水)午後5時	1月10日(金)午後1時 ～ 1月24日(金)午後5時
	※ 現金等による公売保証金の提供期限	5月16日(木)午後2時	8月29日(木)午後2時	11月7日(木)午後2時	1月31日(金)午後2時
	※ 公売参加申込みに当たって必要な書類(本人確認書類等)の提出期限	5月16日(木)午後5時	8月29日(木)午後5時	11月7日(木)午後5時	1月31日(金)午後5時
	参加申込者の確定(本申込登録処理)	5月17日(金)午後5時	8月30日(金)午後5時	11月8日(金)午後5時	2月3日(月)午後5時
	※ 買受申込期間	5月20日(月)午後1時 ～ 5月22日(水)午後1時	9月2日(月)午後1時 ～ 9月4日(水)午後1時	11月11日(月)午後1時 ～ 11月13日(水)午後1時	2月4日(火)午後1時 ～ 2月6日(木)午後1時
	最高額買受申込者の応報告	5月23日(木)正午	9月5日(木)正午	11月14日(木)正午	2月7日(金)正午
買 受 代 金 込 納 終 付 後	※ 最高値申込者の決定 (公売情報HPでの告知)	5月24日(金)午前10時	9月6日(金)午前10時	11月15日(金)午前10時	2月10日(月)午前10時
	入札終了ボタン押下	5月24日(金)午前10時～正午	9月6日(金)午前10時～正午	11月15日(金)午前10時～正午	2月10日(月)午前10時～正午
	※ 売却決定(動産等)	5月24日(金)午前11時	9月6日(金)午前11時	11月15日(金)午前11時	2月10日(月)午前11時
	※ 売却決定(不動産以外の不動産等)	5月31日(金)午前10時	9月13日(金)午前10時	11月22日(金)午前10時	2月17日(月)午前10時
	※ 売却決定(不動産)	6月14日(金)午前10時	9月27日(金)午前10時	12月6日(金)午前10時	2月28日(金)午前10時
	※ 買受代金の納付期限(不動産以外)	6月4日(火)午後2時	9月17日(火)午後2時	11月26日(火)午後2時	2月18日(火)午後2時
	※ 買受代金の納付期限(不動産)	6月17日(月)午後2時	9月30日(月)午後2時	12月9日(月)午後2時	3月3日(月)午後2時
	入札確定処理期限	6月18日(火)午後5時	10月1日(火)午後5時	12月10日(火)午後5時	3月4日(火)午後5時
	公売保証金納付の請求期限 (オークションサイト業者へ必着)	6月25日(火)	10月8日(火)	12月17日(火)	3月11日(火)

(注) ※印は、公売公告事項を表す。

令和6年度第1回インターネット公売の実施日程

日付	時刻	手 続
令和6年 4月上旬		公売情報HP・オークションサイトへのアップロード作業開始
~		
4月23日 (火)	13:00	公売(見積価額)公告、公売情報HP公開日 オークションサイト公開(参加申込・保証金受付開始)
4月24日 (水)		
4月25日 (木)		
4月26日 (金)		
4月27日 (土)		
4月28日 (日)		
4月29日 (月)		
4月30日 (火)		
5月1日 (水)		
5月2日 (木)		
5月3日 (金)		
5月4日 (土)		
5月5日 (日)		
5月6日 (月)		
5月7日 (火)		
5月8日 (水)	17:00	公売参加申込み受付終了
5月9日 (木)		
5月10日 (金)		
5月11日 (土)		
5月12日 (日)		
5月13日 (月)		
5月14日 (火)		
5月15日 (水)		
5月16日 (木)	14:00	公売保証金の提供期限
	17:00	本人確認書類・委任状等の提出期限
5月17日 (金)	(17:00)	公売参加申込者の確定(本申込登録処理期限)
5月18日 (土)		
5月19日 (日)		
5月20日 (月)	13:00	買受申込み受付開始
5月21日 (火)		
5月22日 (水)	13:00	買受申込み受付終了(呼び上げボタン押下)
	(14:00)	最高額買受申込者の確定
5月23日 (木)	(12:00)	最高額買受申込者の報告(最高価申込者告知一覧表) 最高価申込者の決定(動産等)
	10:00	最高価申込者の決定(不動産等、要公告・通知) 最高価申込者の氏名等の告知(5分間公売情報HP上に公開)
5月24日 (金)	(10:05)	競り売り終了の告知(5分間公売情報HP上に公開)
	11:00	売却決定(動産等)
5月25日 (土)		
5月26日 (日)		
5月27日 (月)		
5月28日 (火)		
5月29日 (水)		
5月30日 (木)		
5月31日 (金)	10:00	売却決定(不動産以外の不動産等)
6月1日 (土)		
6月2日 (日)		
6月3日 (月)		
6月4日 (火)	14:00	買受代金の納付期限(動産及び不動産以外の不動産等) 引渡し方法等の登録期限
	(17:00)	公売財産の引渡し(直接引渡し、運送業者等) 滞納処分費の確定(徴収の決議)
6月5日 (水)		【勘】配当日は配当計算書発送の一週間後の日(6月10日～13日)
6月6日 (木)		
6月7日 (金)		
6月8日 (土)		
6月9日 (日)		
6月10日 (月)		
6月11日 (火)		
6月12日 (水)		
6月13日 (木)		
6月14日 (金)	10:00	売却決定(不動産)
6月15日 (土)		
6月16日 (日)		
6月17日 (月)	14:00	買受代金の納付期限(不動産) オークションサイト業者へ公売保証金納付の請求 オークションサイト業者へ証明書類の返還 滞納処分費の確定(徴収の決議)
	(17:00)	入札確定処理期限(入札取消ボタン押下期限)
6月18日 (火)		
6月19日 (水)		
6月20日 (木)		【不】配当日は配当計算書発送の一週間後の日(6月24日～27日)

* 時刻で()書きしているものは、公売公告に記載しないことに留意する。

* 配当計算書に係る記載については、買受代金納付期限に領収手続を行った場合の記載である。

令和6年度第2回インターネット公売の実施日程

日付	時刻	手 続
令和6年 7月上旬		公売情報HP・オークションサイトへのアップロード作業開始
~		
8月8日 (木)		公売(見積価額)公告、公売情報HP公開日
8月9日 (金)	13:00	オークションサイト公開(参加申込・保証金受付開始)
8月10日 (土)		
8月11日 (日)		
8月12日 (月)		
8月13日 (火)		
8月14日 (水)		
8月15日 (木)		
8月16日 (金)		
8月17日 (土)		
8月18日 (日)		
8月19日 (月)		
8月20日 (火)		
8月21日 (水)		
8月22日 (木)		
8月23日 (金)	17:00	公売参加申込み受付終了
8月24日 (土)		
8月25日 (日)		
8月26日 (月)		
8月27日 (火)		
8月28日 (水)		
8月29日 (木)	14:00	公売保証金の提供期限
	17:00	本人確認書類・委任状等の提出期限
8月30日 (金)	(17:00)	公売参加申込者の確定(本申込登録処理期限)
8月31日 (土)		
9月1日 (日)		
9月2日 (月)	13:00	買受申込み受付開始
9月3日 (火)		
9月4日 (水)	13:00	買受申込み受付終了(呼び上げボタン押下)
	(14:00)	最高額買受申込者の確定
9月5日 (木)	(12:00)	最高額買受申込者の報告(最高値申込者告知一覧表)
	10:00	最高値申込者の決定(動産等)
	(10:05)	最高値申込者の決定(不動産等、要公告・通知)
9月6日 (金)	(10:05)	最高値申込者の氏名等の告知(5分間公売情報HP上に公開)
	11:00	競り売り終了の告知(5分間公売情報HP上に公開)
9月7日 (土)		
9月8日 (日)		
9月9日 (月)		
9月10日 (火)		
9月11日 (水)		
9月12日 (木)		
9月13日 (金)	10:00	売却決定(不動産以外の不動産等)
9月14日 (土)		
9月15日 (日)		
9月16日 (月)		
9月17日 (火)	14:00	買受代金の納付期限(動産及び不動産以外の不動産等)
	(17:00)	引渡し方法等の登録期限
		公売財産の引渡し(直接引渡し、運送業者等)
		滞納処分費の確定(徴収の決議)
9月18日 (水)		
9月19日 (木)		
9月20日 (金)		【勤】配当日は配当計算書発送の一週間後の日(9月24日～27日)
9月21日 (土)		
9月22日 (日)		
9月23日 (月)		
9月24日 (火)		
9月25日 (水)		
9月26日 (木)		
9月27日 (金)	10:00	売却決定(不動産)
9月28日 (土)		
9月29日 (日)		
9月30日 (月)	14:00	買受代金の納付期限(不動産)
		オークションサイト業者へ公売保証金納付の請求
		オークションサイト業者へ証明書類の返還
		滞納処分費の確定(徴収の決議)
10月1日 (火)	(17:00)	入札確定処理期限(入札取消ボタン押下期限)
10月2日 (水)		
10月3日 (木)		【不】配当日は配当計算書発送の一週間後の日(10月7日～10日)

* 時刻で()書きしているものは、公売公告に記載しないことに留意する。

* 配当計算書に係る記載については、買受代金納付期限に領收手続を行った場合の記載である。

令和6年度第3回インターネット公売の実施日程

日付	時刻	手 続
令和6年 9月中旬		公売情報HP・オークションサイトへのアップロード作業開始
~		
10月15日(火)		
10月16日(水)	13:00	公売(見積価額)公告、公売情報HP公開日 オークションサイト公開(参加申込・保証金受付開始)
10月17日(木)		
10月18日(金)		
10月19日(土)		
10月20日(日)		
10月21日(月)		
10月22日(火)		
10月23日(水)		
10月24日(木)		
10月25日(金)		
10月26日(土)		
10月27日(日)		
10月28日(月)		
10月29日(火)		
10月30日(水)	17:00	公売参加申込み受付終了
10月31日(木)		
11月1日(金)		
11月2日(土)		
11月3日(日)		
11月4日(月)		
11月5日(火)		
11月6日(水)		
11月7日(木)	14:00	公売保証金の提供期限
	17:00	本人確認書類・委任状等の提出期限
11月8日(金)	(17:00)	公売参加申込者の確定(本申込登録処理期限)
11月9日(土)		
11月10日(日)		
11月11日(月)	13:00	買受申込み受付開始
11月12日(火)		
11月13日(水)	13:00	買受申込み受付終了(呼び上げボタン押下) 最高額買受申込者の確定
11月14日(木)	(14:00)	(12:00) 最高額買受申込者の報告(最高価申込者告知一覧表)
	10:00	最高価申込者の決定(動産等)
	10:05	最高価申込者の決定(不動産等、要公告・通知)
11月15日(金)	(10:05)	最高価申込者の氏名等の告知(5分間公売情報HP上に公開)
	11:00	競り売り終了の告知(5分間公売情報HP上に公開)
11月16日(土)		
11月17日(日)		
11月18日(月)		
11月19日(火)		
11月20日(水)		
11月21日(木)		
11月22日(金)	10:00	売却決定(不動産以外の不動産等)
11月23日(土)		
11月24日(日)		
11月25日(月)		
11月26日(火)	14:00	買受代金の納付期限(動産及び不動産以外の不動産等) (17:00) 引渡方法等の登録期限
		公売財産の引渡し(直接引渡し、運送業者等)
		滞納処分費の確定(徴収の決議)
11月27日(水)		【動】配当日は配当計算書発送の一週間後の日(12月2日～5日)
11月28日(木)		
11月29日(金)		
11月30日(土)		
12月1日(日)		
12月2日(月)		
12月3日(火)		
12月4日(水)		
12月5日(木)		
12月6日(金)	10:00	売却決定(不動産)
12月7日(土)		
12月8日(日)		
12月9日(月)	14:00	買受代金の納付期限(不動産) オークションサイト業者へ公売保証金納付の請求 オークションサイト業者へ証明書類の返還 滞納処分費の確定(徴収の決議)
12月10日(火)	(17:00)	入札確定処理期限(入札取消ボタン押下期限)
12月11日(水)		
12月12日(木)		【不】配当日は配当計算書発送の一週間後の日(12月16日～19日)

* 時刻で()書きしているものは、公売公告に記載しないことに留意する。

* 配当計算書に係る記載については、買受代金納付期限に領収手続を行った場合の記載である。

令和6年度第4回インターネット公売の実施日程

日付	時刻	手 続
令和6年 11月下旬		公売情報HP・オークションサイトへのアップロード作業開始
~		
1月9日 (木)		公売(見積価額)公告、公売情報HP公開日
1月10日 (金)	13:00	オークションサイト公開(参加申込・保証金受付開始)
1月11日 (土)		
1月12日 (日)		
1月13日 (月)		
1月14日 (火)		
1月15日 (水)		
1月16日 (木)		
1月17日 (金)		
1月18日 (土)		
1月19日 (日)		
1月20日 (月)		
1月21日 (火)		
1月22日 (水)		
1月23日 (木)		
1月24日 (金)	17:00	公売参加申込み受付終了
1月25日 (土)		
1月26日 (日)		
1月27日 (月)		
1月28日 (火)		
1月29日 (水)		
1月30日 (木)		
1月31日 (金)	14:00	公売保証金の提供期限
	17:00	本人確認書類・委任状等の提出期限
2月1日 (土)		
2月2日 (日)		
2月3日 (月)	(17:00)	公売参加申込者の確定(本申込登録処理期限)
2月4日 (火)	13:00	買受申込み受付開始
2月5日 (水)		
2月6日 (木)	13:00	買受申込み受付終了(呼び上げボタン押下)
	(14:00)	最高額買受申込者の確定
2月7日 (金)	(12:00)	最高額買受申込者の報告(最高値申込者告知一覧表)
2月8日 (土)		
2月9日 (日)		
2月10日 (月)	10:00	最高値申込者の決定(動産等) 最高値申込者の決定(不動産等、要公告・通知) 最高値申込者の氏名等の告知(5分間公売情報HP上に公開)
	(10:05)	競り売り終了の告知(5分間公売情報HP上に公開)
	11:00	売却決定(動産等)
2月11日 (火)		
2月12日 (水)		
2月13日 (木)		
2月14日 (金)		
2月15日 (土)		
2月16日 (日)		
2月17日 (月)	10:00	売却決定(不動産以外の不動産等)
	14:00	買受代金の納付期限(動産及び不動産以外の不動産等)
2月18日 (火)	(17:00)	引渡し方法等の登録期限 公売財産の引渡し(直接引渡し、運送業者等) 滞納処分費の確定(徴収の決議)
2月19日 (水)		
2月20日 (木)		
2月21日 (金)		【動】配当日は配当計算書発送の一週間後の日(2月25日～28日)
2月22日 (土)		
2月23日 (日)		
2月24日 (月)		
2月25日 (火)		
2月26日 (水)		
2月27日 (木)		
2月28日 (金)	10:00	売却決定(不動産)
3月1日 (土)		
3月2日 (日)		
3月3日 (月)	14:00	買受代金の納付期限(不動産) オークションサイト業者へ公売保証金納付の請求 オークションサイト業者へ証明書類の返還 滞納処分費の確定(徴収の決議)
3月4日 (火)	(17:00)	入札確定処理期限(入札取消ボタン押下期限)
3月5日 (水)		
3月6日 (木)		【不】配当日は配当計算書発送の一週間後の日(3月10日～13日)

* 時刻で()書きしているものは、公売公告に記載しないことに留意する。

* 配当計算書に係る記載については、買受代金納付期限に領収手続を行った場合の記載である。

大 分 類	共通（研修関係）
中 分 類	講習、研修関係書類
名称（小分類）	研修資料
保存期間（満了日）	会3年（令和10年3月末）

徵 収 事 務 新 任 者 研 修 II
資 料 第 8 号

令 和 6 年 9 月 30 日

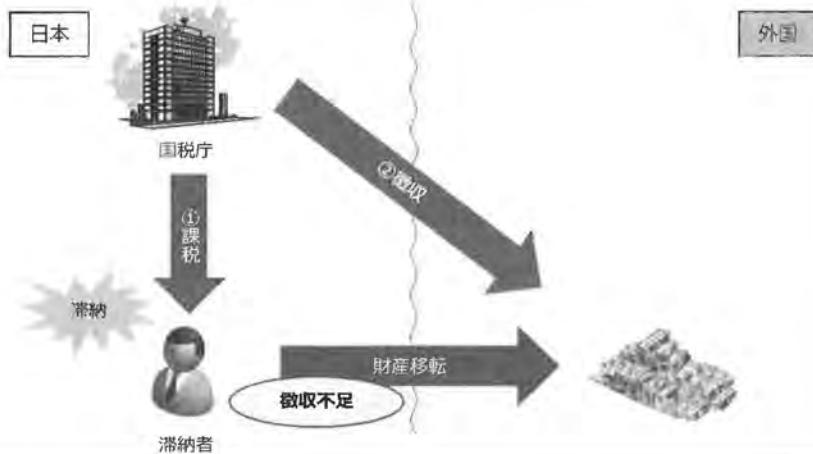
国際徵収について

大阪国税局

徵収部 国際税務専門官

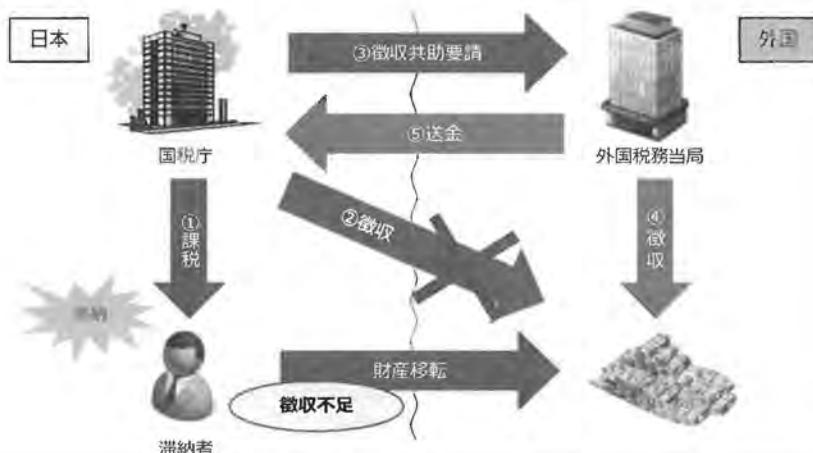
国際徴収（徴収共助）とは

滞納者が、財産を外国に移転させてしまい、国内財産について徴収方途を尽くしても、徴収不足の状態です。
外国にある財産を滞納処分（差押え・換価）できれば・・・



国際徴収（徴収共助）とは

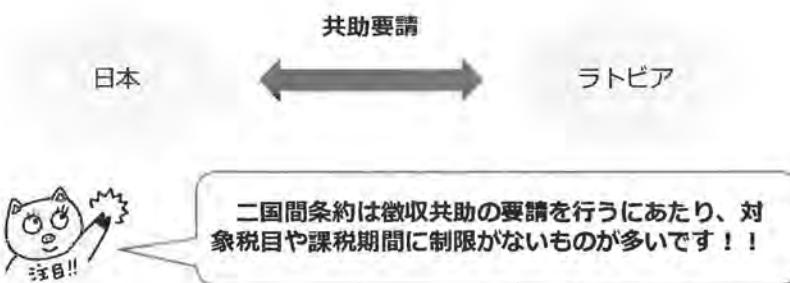
租税債権を徴収するための強制的な公権力の行使が自国領域内に制限される（執行管轄権）という制約がある中で、各国の税務当局が互いに相手国の租税を徴収する租税条約上の枠組みです。



租税条約（二国間条約）

2つの国間で締結する条約

所得税等の二重課税の防止に関する二国間租税条約に、一般的な徵収共助の規定を追加する条約改正が順次行われており、課税期間の制限なく徵収共助の要請ができる国は、順次増加しています。



租税条約（マルチ条約①）

「租税に関する相互行政支援に関する条約」

Convention on Mutual Administrative Assistance in Tax Matters

条約の参加国間で租税に関する3種類（徵収共助、情報交換、送達共助）の行政支援を相互に行うことの目的としています。

徵収共助事務提要上は、「税務行政執行共助条約」（以下「マルチ条約」という。）と定義しています。

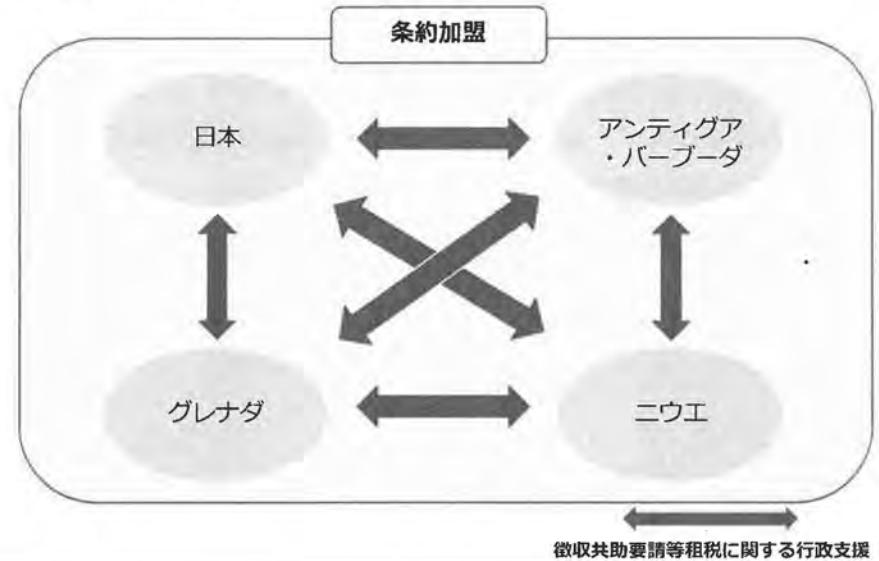


【送達共助】

租税に関する文書の宛人が他の締約国にいる場合、他の締約国にその文書の送達を依頼すること。

租税条約（マルチ条約②）

【マルチ条約イメージ図】



租税条約（マルチ条約③）

○ 日本のマルチ条約への参加時期

条約発効日 平成25年10月1日

- 「条約発効の流れ」
【協議】⇒【合意】⇒【署名】⇒
【批准】⇒【発効※】
※ 条約の効力が発生

条約に署名済の国

フィリピン、ガボンなど

発効済みの国

中国、カナダ、シンガポールなど

徴収共助を実施

日本、英国、韓国、オーストラリアなど

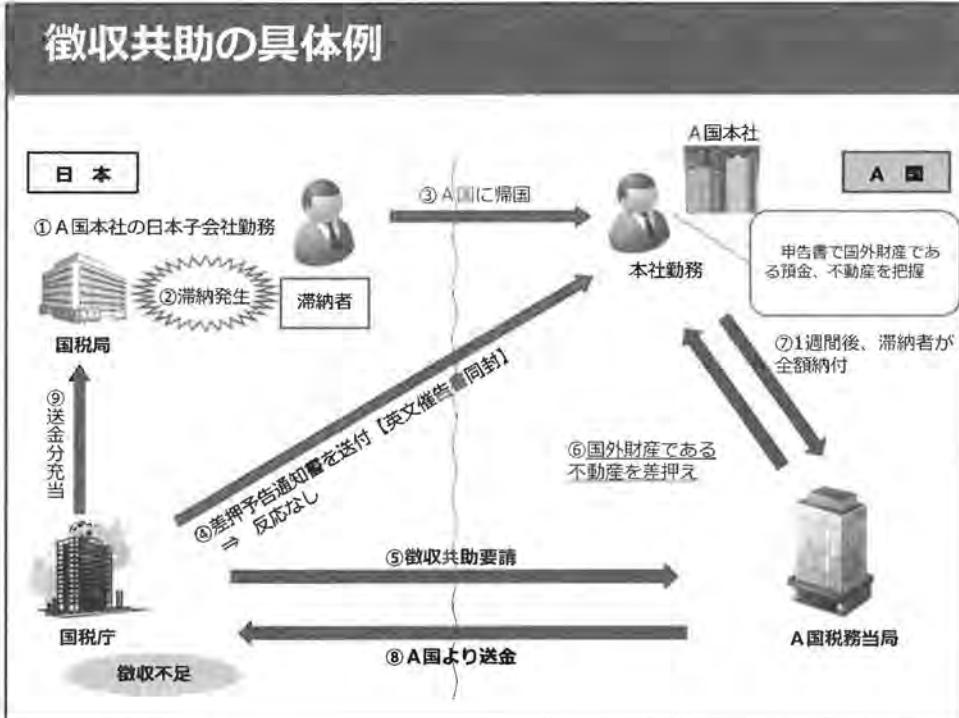
徴収共助の要件①

- ① 税目が条約の適用対象となっていること。
- 所得税（復興特別所得税を含む。）
 - 法人税（復興特別法人税、地方法人税を含む。）
 - 相続税 贈与税 消費税（地方消費税を除く。）

※ 二国間条約の場合、地方消費税を含む場合あり

徴収共助の要件②

徴収共助の具体例



情報交換制度

情報交換とは、租税条約等の規定に基づき、租税条約相手国の税務当局と特定の事案に関連する情報を交換する仕組みです。

【情報交換の類型】

○ 要請に基づく情報交換

個別の納税者に対する調査・徴収において、国内で入手できる情報だけでは事実関係を十分に解明できない場合に、条約相手国等の税務当局に必要な情報の収集・提供を求めるもの（以下「情報提供要請」という）。

○ 自発的情報交換

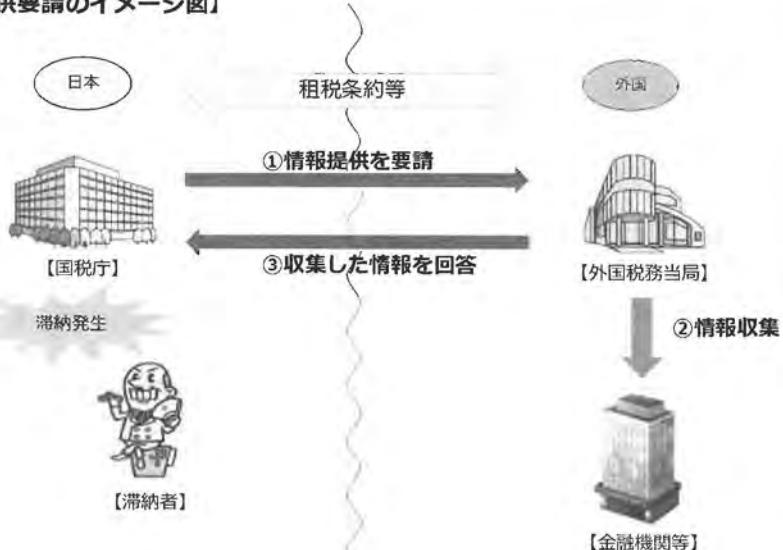
自国の納税者に対する調査・徴収等の際に入手した情報で外国税務当局にとって有益と認められる情報を自発的に提供するもの。

○ 自動的情報交換

法定調書等から把握した非居住者への支払等に関する情報を、支払国等の税務当局が、受領国の税務当局に一括して提供するもの（CRS情報など）。

情報提供要請

【情報提供要請のイメージ図】



情報提供要請の要件

① 対象税目・課税年度

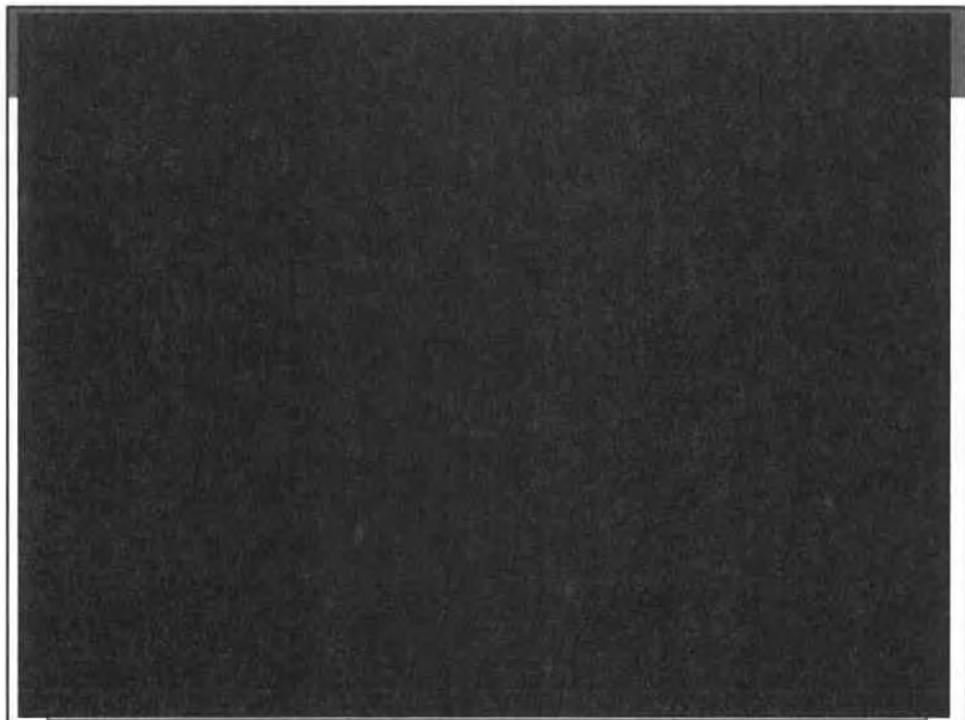
滞納国税が租税条約等の情報交換規定の対象税目、課税年度に該当する。

② 要請の目的

次のいずれかに該当する。

- ・ 徴収の共助要請の検討のために必要
- ・ 国内の滞納処分の手続のために必要
- ・ 第二次納税義務の検討、日本国内への資金還流、第三国に所在する財産の追及等のために必要

情報提供要請を行う事案の例



海外関連事案の定義



海外関連事案の端緒（国外送金等調書・C R S）①

○ 国外送金等調書とは？

国外送金等調書とは、1回100万円を超える国外送金（国外からの送金を含む。）があった場合に、金融機関から提出される法定調書です。

○ C R Sとは？

外国の金融機関口座を利用した国際的脱税・租税回避に対処するため、OECD（経済協力開発機構）が非居住者の金融口座情報を各国の税務当局間で効率的に交換できるよう策定した国際基準です。

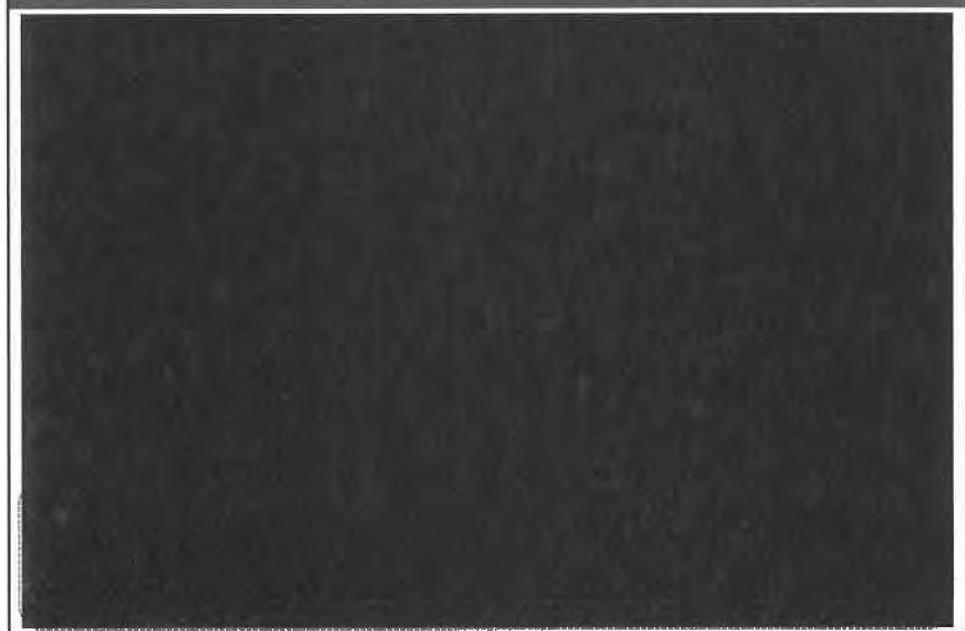
【提供される情報とは？】

外国の金融機関に口座を有する日本居住者及び内国法人等の氏名、住所、居住地国、生年月日、口座番号、年末の口座残高、利子・配当等の年間受取総額等

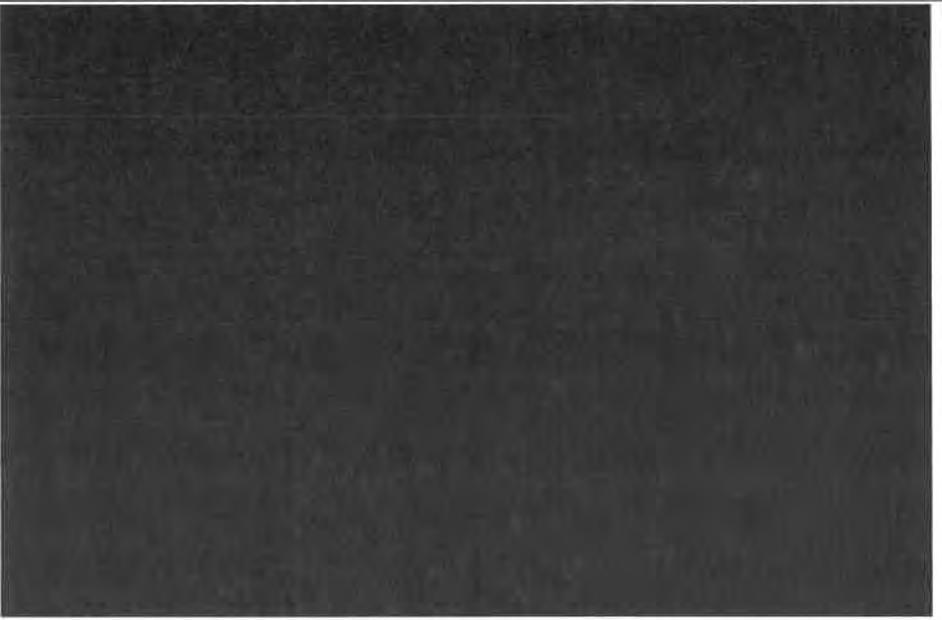
海外関連事案の端緒（国外送金等調書・C R S）②



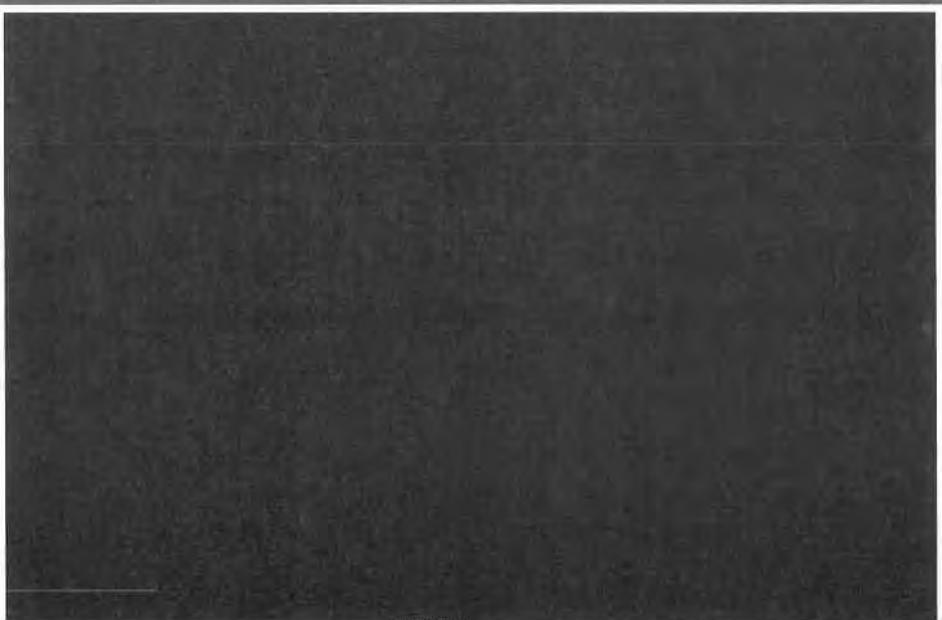
海外関連事案の端緒（国外送金等調書・C R S）③



海外関連事業の端緒（課税資料）

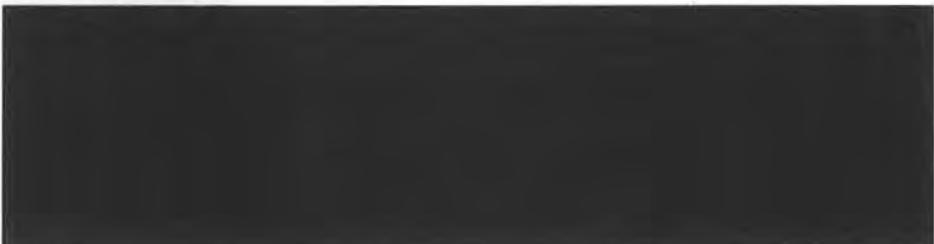


海外関連事業の管理



国外財産等の調査（金融機関）①

○ 金融機関調査



国外送金等調査では得られない情報を入手できるかも！



金融機関では、SWIFT（スイフト）という国際通信手段を用いて国外との送受金を行っています。

国外財産等の調査（金融機関）②



国外財産等の調査（インターネット）



国外財産等の調査（レキネキ・ダンレポ）

○ 民間企業情報を活用した情報収集

取引先、勤務先、関係会社等の概要を把握した場合に活用

これらを活用する場合は
局国際担当へ連絡して下さい。

情報収集

取扱

レクシスネクシス
(レキネキ)

インターネット上のリサーチデータベースのプロバイダ
➢ 世界各国の簡易な企業情報（企業名や所在地等）、米国の不動
産情報等について把握可能

ダンレポート
(ダンレポ)

海外企業の信用調査レポート
➢ 世界各国の詳細な企業情報（企業概要や財務情報等）について
把握可能

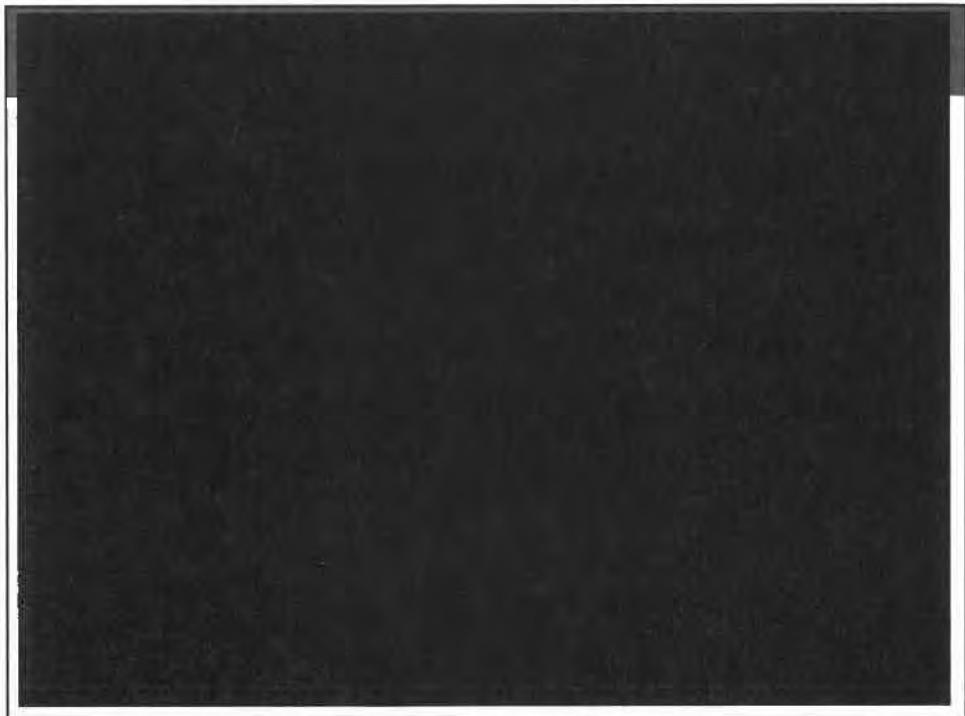
ダンレポート 情報イメージ



「滞納者が海外企業の役員欄に
記載されている！」などの事実
が確認できるかも・・・

まずは取得してみましょう！

国外財産等の調査（官公庁等）



大 分 類	共通（研修関係）
中 分 類	講習、研修関係書類
名称（小分類）	研修資料
保存期間（満了日）	会3年（令和10年3月末）

徵 収 事 務 新 任 者 研 修 II
資 料 第 9 号

令 和 6 年 1 0 月 1 日

国税徵収法第142条「搜索」について

大 阪 国 稅 局

徵収部 特別整理総括第一課

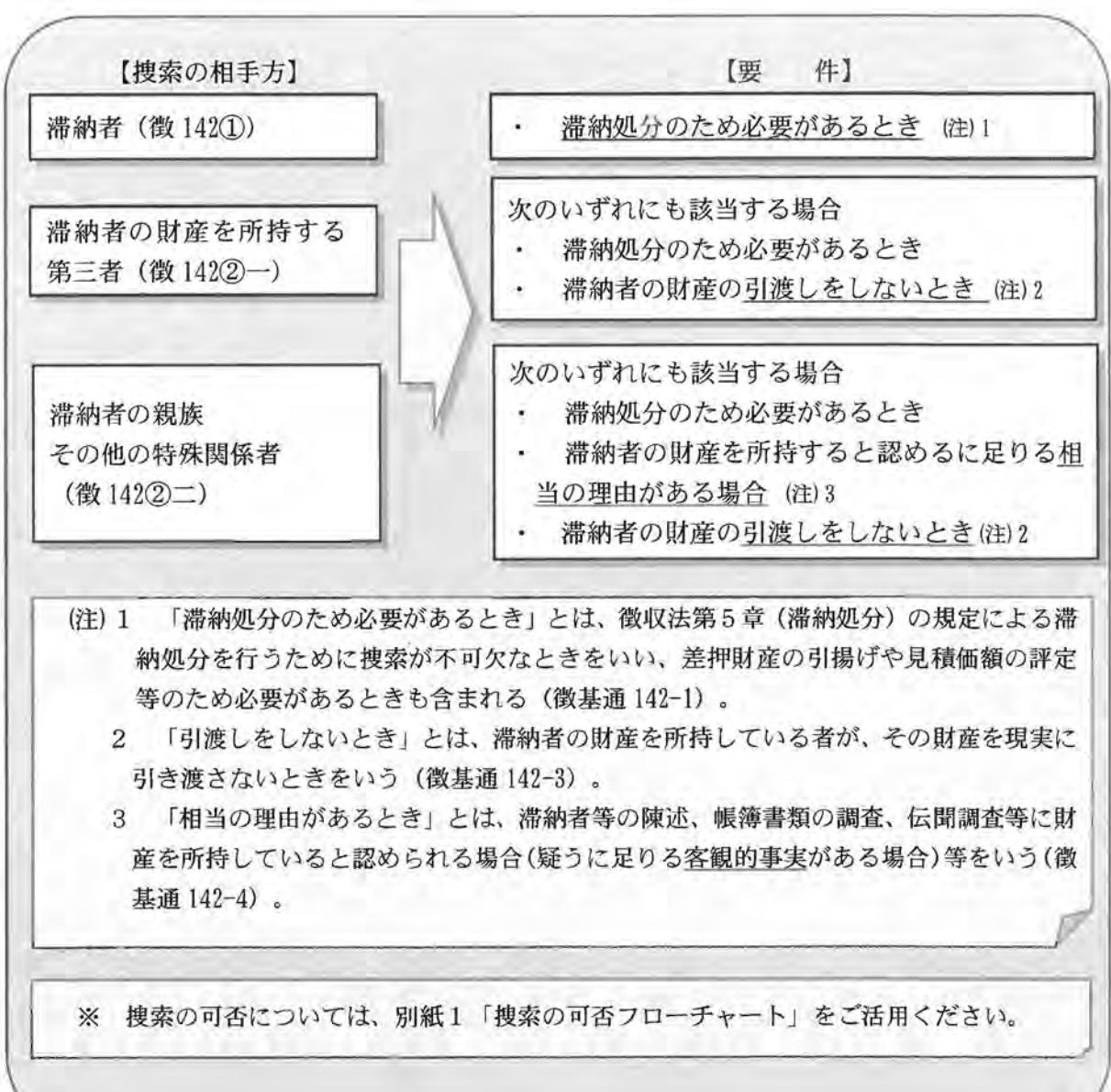
1 検索の性質

徴収法 142 条の検索は、滞納処分という行政手続の一環として行われるものであつて、犯則事件の調査のための検索、差押え（通 132）等のように犯罪検査を目的とするものではないことから、裁判所の許可状（令状）は必要ない。

したがつて、検索を受ける者の意思に拘束されない強制調査であり、極めて強力な権限であることから、滞納者が質問に応じないために財産の所在等が明らかにならない場合など、滞納処分のため必要があるときに行う。

2 検索ができる場合

徴収職員は、滞納処分のため必要があるときは、滞納者又は特定の第三者の物又は住居その他の場所について検索することができる（徴 142①、②）。



3 検索の立会人

検索の実施に当たっては、滞納者若しくは第三者又はその同居の親族若しくは使用人その他の従業者を立ち会わせなければならない（微 144）。

なお、滞納者等が立会いを拒絶した場合において、地方公共団体の職員又は警察官の立会いを求めるときは、統括官等を通じて総務課長に調整を依頼する。

また、これまでの滞納整理事績等から、滞納者等が立会いを拒絶することが想定されるときは、あらかじめ、警察官等に立会いを依頼する。

【検索の立会人】

- ・ 検索を受ける滞納者又は第三者
- ・ 検索を受ける滞納者又は第三者の同居の親族で相当のわきまえのある者
- ・ 検索を受ける滞納者又は第三者の使用人その他の従業者で相当のわきまえのある者

不在である時又は立会いに応じない時

成年に達した者2人以上又は地方公共団体の職員若しくは警察官

（注）1 徴収法第142条第1項の検索の場合の立会人は、滞納者又は滞納者の同居の親族若しくは滞納者の使用人その他の従業者をいい、同条第2項の検索の場合の立会人は、第三者又はその第三者の同居の親族若しくはその第三者の使用人その他の従業者をいう（微基通144-2）。

- 2 「同居の親族」とは、滞納者又は第三者と同居する親族をいい、生計を一にするかどうかを問わない。（微基通144-3）
- 3 「相当のわきまえのある者」とは、検索の立会いの趣旨を理解することができる相当の能力を有する者であり、成年に達した者であることを見しない。（微基通144-5）
- 4 「地方公共団体の職員」は、検索する場所を管轄する市町村（特別区含む）の職員をいい、都道府県職員も該当する。（微基通144-6）
- 5 「警察官」は、検索する場所を管轄する警察署の警察官とする。（微基通144-7）

4 検索ができる場所等

検索ができる場所等は、滞納者又は滞納者の財産を所持する第三者若しくは滞納者の親族その他特殊関係人（本項において「親族等」といい、滞納者及び第三者と併せて「滞納者等」という。）の住居、事務所、営業所、工場、倉庫等の建物、間借り、宿泊中の旅館の部屋等の場所のほか、滞納者等が使用し又は使用していると認められる金庫、貸金庫、たんす、書箱、かばん、戸棚、衣装ケース、封筒等の物がある（微基通142-5、6）。

～ 第三者又は親族等の住居等を捜索することができる場合 ～

第三者が滞納者の財産の引渡しをしないとき又は親族等が滞納者の財産を所持すると認めるに足りる相当の理由がある場合で、その引渡しをしないときに限られます。

したがって、これらの者が滞納者の財産を任意に徴収職員に提供し、当該財産を差し押さえができる場合は、捜索はできません。

特に、「第三者」については、滞納者の財産を所持している「疑い」がある場合でも、所持している財産を徴収職員が特定していない場合には、捜索ができません。

～ 滞納法人の代表者を相手方とする捜索について ～

滞納法人代表者の自宅を捜索する場合、代表者は滞納者でなく、かつ「滞納者の親族その他特殊関係者」に該当しない（微令13①二、四の特殊関係者に該当する場合を除く）ことから、捜索の相手方としては「第三者」に該当します。

したがって、代表者を相手方として捜索を行う場合は、滞納法人の財産を所持している場合（財産を特定している場合）で、徴収職員の任意提供の求めに応じず、その財産の引渡しを拒んだ場合にしかできません。

～ 貸金庫の捜索について ～

貸金庫の内容物に対しては、滞納者と銀行がともに占有を有しているので、①滞納者を相手とする捜索、②滞納者の財産を所持する第三者として銀行を相手とする捜索のいずれも可能である。

捜索の相手方	立会人	根拠条文
滞 納 者	滞 納 者	微 142①
銀 行	銀行（銀行員1名で可）	微 142②一

5 捜索を行う時間

捜索は、日没後から日出前までの間はすることはできないが、日没前に着手した捜索は、日没以降も継続することができる（微143①）。

(1) 捜索の時間制限の例外（次のいずれにも該当する場合）（微143②）

- 飲食店等夜間のみ営業している場合は、日没後も捜索可（微基通143-4）
- 滞納処分の執行のためやむを得ない必要があると認めるに足りる相当の理由があること（微基通143-5）。

(2) 休日等の捜索

休日等において個人の住居に立ち入って行う捜索については、特に必要があると認められる場合のほかは、行わないものとする。（微基通143-3）

6 検索の実施

(1) 戸、金庫等の開扉

閉鎖してある戸、扉、金庫等を開かせなければその目的を達することができない場合は、滞納者等に開かせ、又は自ら開くため錠の除去等必要な処分をすることができる（微 142③）。

なお、開扉に応じないとき、不在のときなどやむを得ない場合は、自ら又は鍵屋等の専門家に依頼して、開扉することができる（微基通 142-7）。

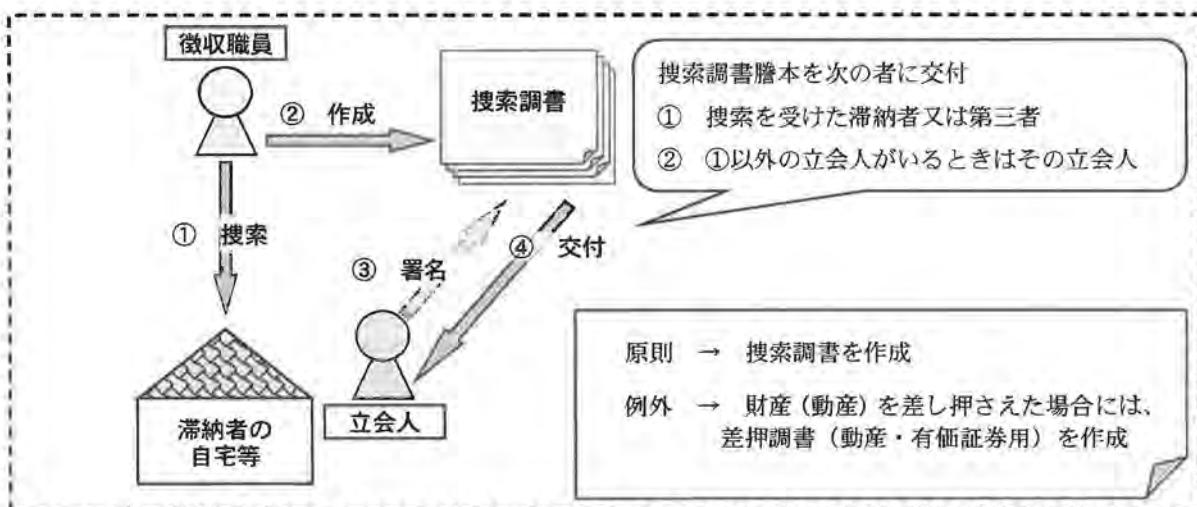
(2) 出入禁止

検索、差押え及び財産の搬出等を執行する上で、支障があると認められるときは、これらの処分に関する者以外の出入りを禁止することができる（微 145）。

(3) 検索調書の作成

担当者は、検索を実施したときは、検索調書を作成し、その謄本を検索を受けた滞納者又は第三者及びこれらの者以外の立会人がいるときは、その立会人に交付しなければならない。

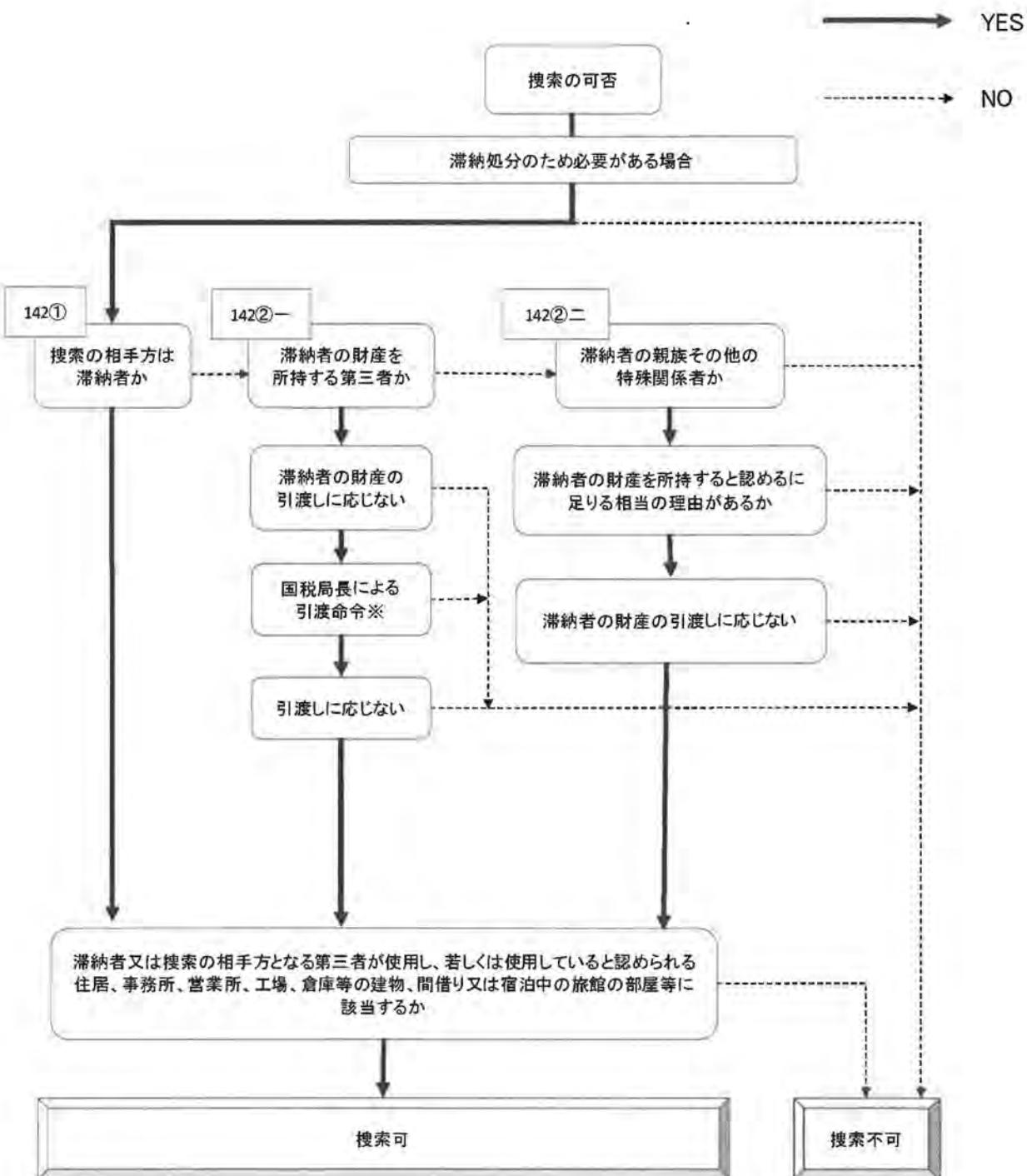
なお、検索により差押調書を作成した場合には検索調書の作成を要しないが、差押調書謄本を滞納者等及び立会人に交付する（微 146）。



※ 検索調書の記載例 … 別紙2「検索調書(その1)記載例」

※ 検索調書謄本の交付先等 … 別紙3「検索調書の受領欄記載・検索調書謄本の交付先」

検索の可否フローチャート



※引渡命令を行うには、財産を特定しておく必要があります。

● 検索調書（その1）記載例

(住所又は所在地) 大阪市中央区大手前1		検索調書（その1） 令和〇年7月1日								
(氏名又は名称) 国税興業 株式会社 殿		大阪 税務署 財務事務官 徵収 太郎								
滞納者 番号 5 国 税 等	住(居)所	大阪市中央区大手前1								
	年度	税目	納期限	本 税	加算 税	延滞 税	利子 税	滞納処分費	法定納期限等	備 考
		消費税及び 地方消費税	令和〇年2月28日	8,000,000	—	法規に定むる金額 内 要す	—	内 法規に定むる金額 内 —	令和〇年2月28日	令和〇.1.1～ 令和〇.12.31
				以下空白						
						—				
検索した 場所又は物	大阪市中央区1-5 国税興業株式会社 事務所内									
検査した日時	令和〇年7月1日 一 年前 午後2時00分から 一年前 午後3時30分まで									
備考	上記事務所内を検索したが、差押えすべき財産がなかったことから、差押えは見合わせた。									
上記の検索に立ち会い、検索調書謄本を受領しました。 (代表取締役) 神戸 太郎					検索調書謄本（検索を受けた者あて）を受領しました。 () 令和〇年〇月〇日					
(連絡先 徵収部門 電話 06-1234-5678 担当 徵収太郎 (微 1081))										
備考 1 この検査調書は、国税徴収法第142条の規定により滞納者又は第三者の物又は住所その他他の場所を検査した場合に作成するものです。 2 検査を受けた滞納者に対しては検査調書の謄本を交付します。 3 財産を差し押されたときは、滞納者に対して、差押証又は差押調書謄本を交付します。										

【作成目的】

この検査調書は、徴収法142条第1項及び第2項の規定により、滞納者及び第三者の物又は住所その他他の場所を検査した場合に作成する。

【記載要領】

- 「延滞税」欄は、延滞税が確定しているときはその金額を、未確定のときは「要す」と記載する。
- 「検査した場所又は物」欄には、検査した物又は場所をできるだけ詳しく記載する。
- 「備考」欄には、検査のてん末、第三者を相手方とする検査を行った理由等を必要に応じ記入する。
- 「上記の検査に立ち会い検査調書謄本を受領しました。」欄には立会人の署名を受ける（署名を拒否されたときは、その旨記載し、末尾に徴収職員が署名する。）。

なお、かっこ内は検査を受けた者と、検査に立ち会い「検査調書謄本（立会人用）」を受領した者との続柄又は関係を記載する。

- 「検査調書謄本（検査を受けた者あて）を受領しました。」欄には、検査に立ち会った者と検査を受ける者が異なる場合に、「検査調書謄本（滞納者用）」を受領した者の署名を受ける。

なお、かっこ内には、検査を受けた者と「検査調書謄本（滞納者用）」を受領した者との続柄又は関係を記載する。

(注) 「検査調書謄本（滞納者用）」を滞納者へ郵送する場合は、当該受領欄への署名を求める必要はない。

検索調書の受領欄記載・検索調書謄本の交付先

【滞納者が個人の場合】

検索場所	立会人	検索調書の受領欄記載		検索調書謄本の交付先		送達適用条文
		左受領欄	右受領欄	滞納者宛	立会人宛	
滞納者の住所地等	本人(滞納者)	<input checked="" type="radio"/>	×	滞納者	不要	通12④
	配偶者 同居の親族	<input checked="" type="radio"/>	(注1)	配偶者 同居の親族	配偶者 同居の親族	通12① 通12⑤一
	従業員	<input checked="" type="radio"/>		従業員	従業員	"
	市町村職員 警察官	<input checked="" type="radio"/>	×	滞納者へ郵送	市町村職員 警察官	通12①
	成人2名	<input checked="" type="radio"/>		滞納者へ郵送	各立会人 (注2)	※送達すべき相手方 ではないため、補充 送達・差置送達不可

【滞納者が法人の場合】

検索場所	立会人	検索調書の受領欄記載		検索調書(謄本)の交付先		送達適用条文
		左受領欄	右受領欄	滞納法人宛	立会人宛	
本店	代表者	<input checked="" type="radio"/>	×	代表者	不要	通12④
	役員・従業員	<input checked="" type="radio"/>	(注1)	役員・従業員	役員・従業員	通12① 通12⑤一
	市町村職員 警察官	<input checked="" type="radio"/>		滞納法人へ郵送	市町村職員 警察官	通12①
	成人2名	<input checked="" type="radio"/>	×		各立会人 (注2)	※送達すべき相手方 ではないため、補充 送達・差置送達不可
支店等	代表者	<input checked="" type="radio"/>	×	代表者	不要	通12④但書
	役員・従業員	<input checked="" type="radio"/>	×	滞納法人へ郵送	役員・従業員	通12① ※送達すべき場所で ないため、補充送 達・差置送達不可
	市町村職員 警察官	<input checked="" type="radio"/>			市町村職員 警察官	
	成人2名	<input checked="" type="radio"/>			各立会人 (注2)	

※ 検索調書謄本の受領を拒否された場合には、差置送達を行い、その旨を受領欄に記載する。
 検索調書謄本を受領したが、署名押印を拒否された場合には、その旨を受領欄に記載する。
 検索調書謄本を滞納者へ郵送する場合は、時効中断の関係上(通基通73-2)差押調書謄本の送達に
 準じて送付する必要がある。

※ 「滞納者の財産を占有する第三者」を相手方とする検索を実施した場合には、その相手方、立会人に
 対し、上の表に準じて検索調書謄本を交付するとともに、滞納者に対しても検索調書謄本を交付する
 必要がある。

(注1) 滞納者・滞納法人に郵送する場合、右受領欄への署名・押印は求める必要はない。
 (注2) 検索調書謄本を別途1部作成

大 分 類	共通（研修関係）
中 分 類	講習、研修関係書類
名称（小分類）	研修資料
保存期間（満了日）	令和3年（令和10年3月末）

徵 収 事 務 新 任 者 研 修 II
資 料 第 1 0 号

令 和 6 年 1 0 月 1 日

搜 索 實 習

大 阪 国 稅 局

徵 収 部 徵 収 課

検索実習（その1）

- ① 滞納発生以降、代表者とはたびたび接触しているが、「金がないので払えない。」「倒産するしかない。」との申出のみであり、納付事績はない。
なお、土木業を営んでいるが、詳しい情報を聴取できていない。
- ② 令和6年9月25日、大阪北弁護士事務所から受任通知が届く。
- ③ 事務所、代表者に架電したが応答はなかった。
- ④ 租税債権回収のため、臨場することとした。

● 滞納者の概要

名 称	国税興業株式会社
業 種	土木建築業
所在地	大阪市中央区大手前1
代表者	国税 太郎
従業員	経理担当者1名 外従業員2名
滞納税金	消費税及び地方消費税（令和5.1.1～令和5.12.31) 700,000円 督促日 令和6.4.25

● 公表財産等

金融機関	大手前銀行 大手前支店（店番777） 普通 1234567 ※ 反対債権過多である。
所有不動産	大阪市中央区谷町の土地及び建物 ※ 国税に優先する抵当権が設定されている。
取引先	株式会社国税建設

【検索実習（その1）】

滞納者概況票

整理番号	00111111
名称	国税興業（株）
業種	土木建築業
所在地	大阪市中央区大手前1
代表者	国税 太郎

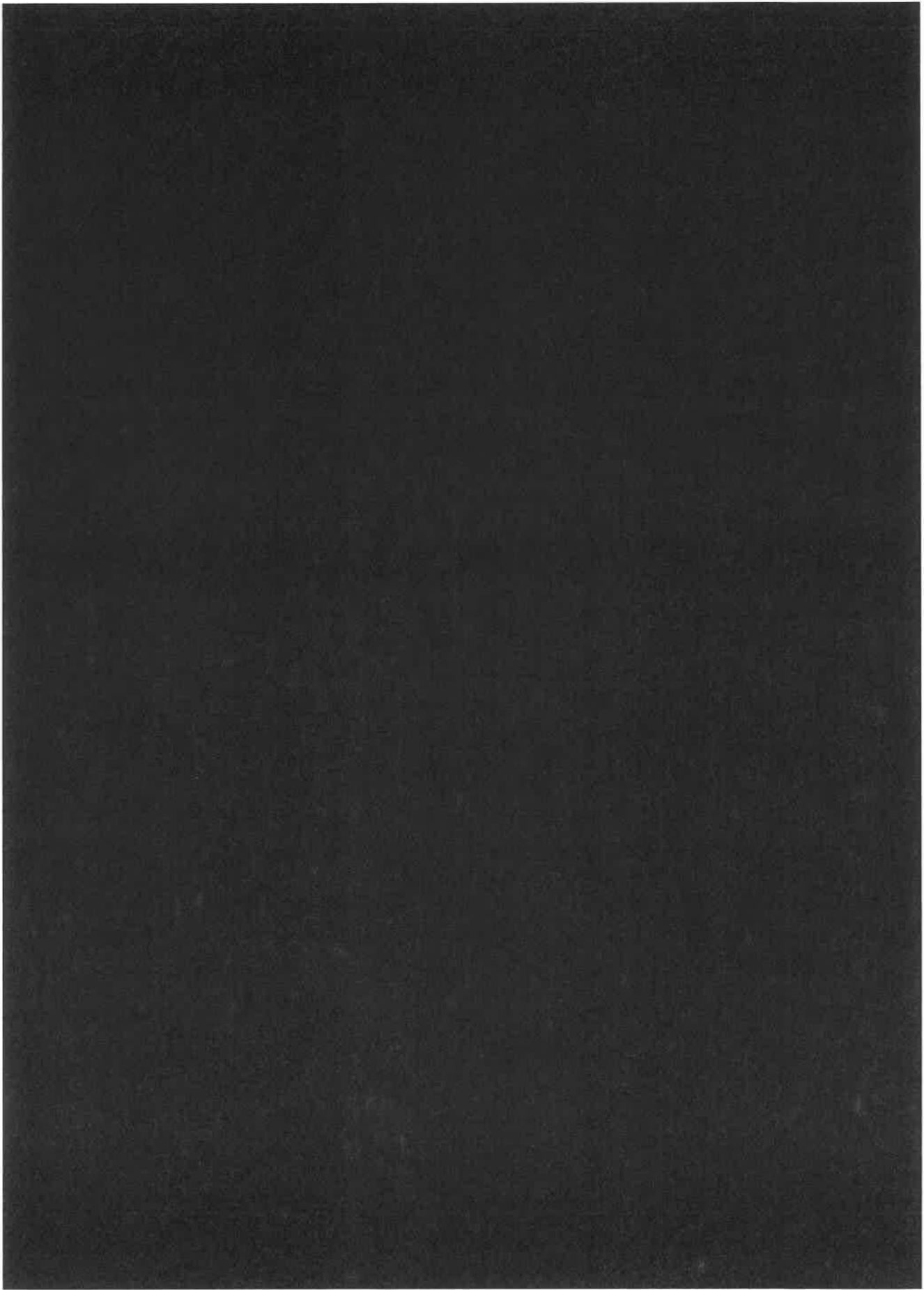
(単位：人、千円)

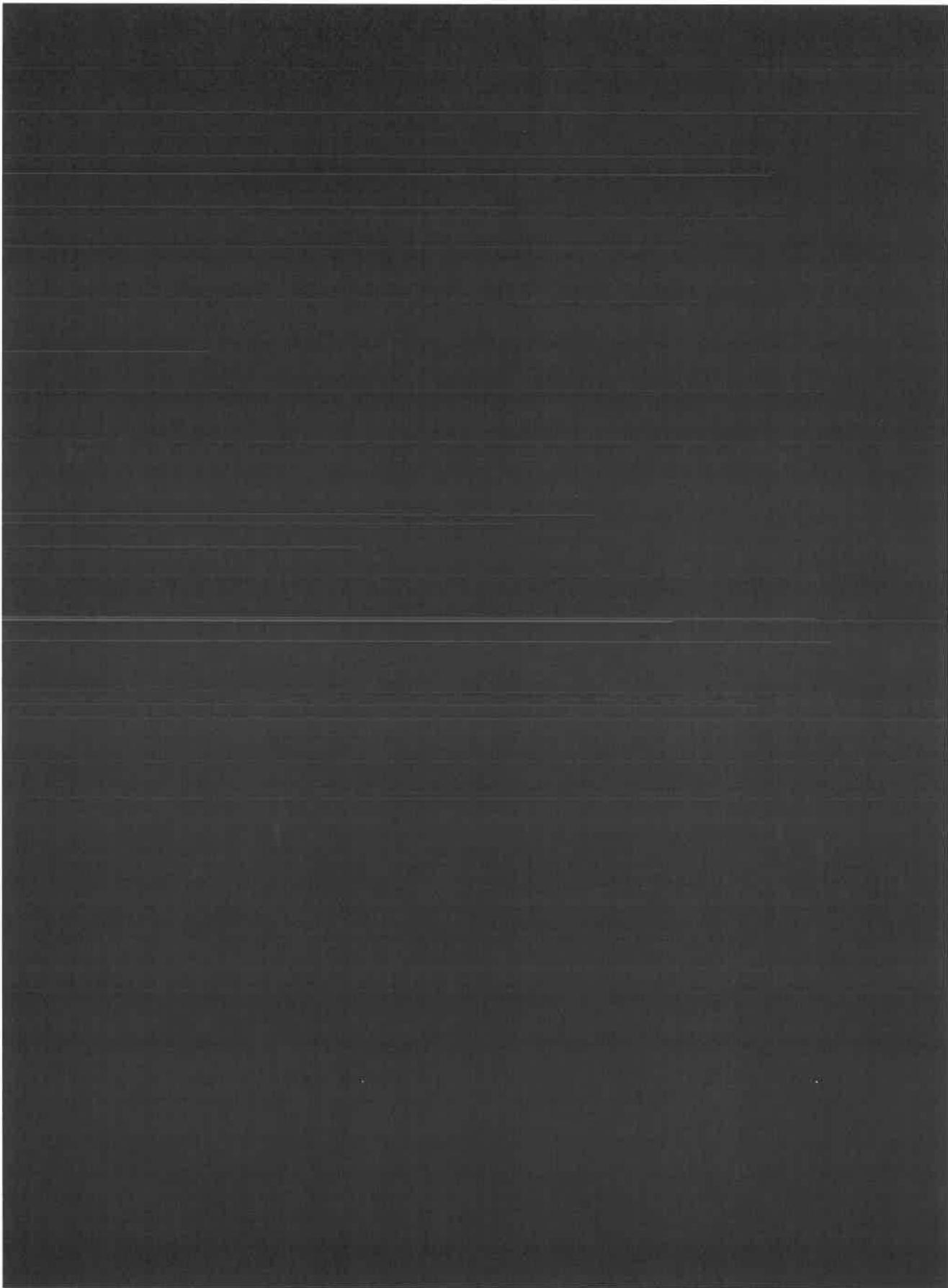
資本金	10,000	申告状況	令和2年12月	(売上) 74,000 (所得)	0
同非区分	同族		令和3年12月	(売上) 67,000 (所得)	-8,500
青白区分	白		令和4年12月	(売上) 43,000 (所得)	-17,890
従業員数	3		令和5年12月	(売上) 23,000 (所得)	-20,000

異動状況

年月日	摘要	発生額	収納済額	収納未済額
6.4.25	滞納発生	700,000 円		700,000 円







検索実習（その2）

- ① 滞納発生以降、「金ができたら納付する。」等の発言を繰り返しており、誠意がない。
- ② 署内面接にて納付計画を立てるよう指示したが、指定日までに連絡等がなかったため、差押予告書を配達証明郵便で送付した。
※ 出署指定日時 9月25日 午前10時
- ③ 差押予告書を受け取った代表者が出署したが、具体的な納付計画の提示がなかったため、差押処分を行うことを説明した。
- ④ 徴収部門で [] を立ち上げ、事業所の検索に着手することとした。
検索に当たっては、代表者と納付折衝を図るほか、公表外財産の把握に努める。

● 滞納者の概要

名称	国税興業株式会社
業種	解体業
所在地	大阪市中央区大手前1
代表者	国税 太郎
従業員	経理担当者1名 外従業員2名
滞納税金	消費税及び地方消費税（令和5.1.1～令和5.12.31） 8,000,000円 督促日 令和6.4.25

● 公表財産等

金融機関	財務銀行 税大支店（店番222） 普通 987654321 ※ 反対債権過多である。
取引先	株式会社 天満組
	株式会社 京橋不動産
	株式会社 北浜土木
	株式会社 淀屋橋建築
所有不動産	大阪市中央区谷町の土地及び建物 ※ 国税に優先する抵当権が設定されている。

【検索実習（その2）】

滞納者概況票

整理番号	00111111
名称	国税興業（株）
業種	解体業
所在地	大阪市中央区大手前1
代表者	国税 太郎

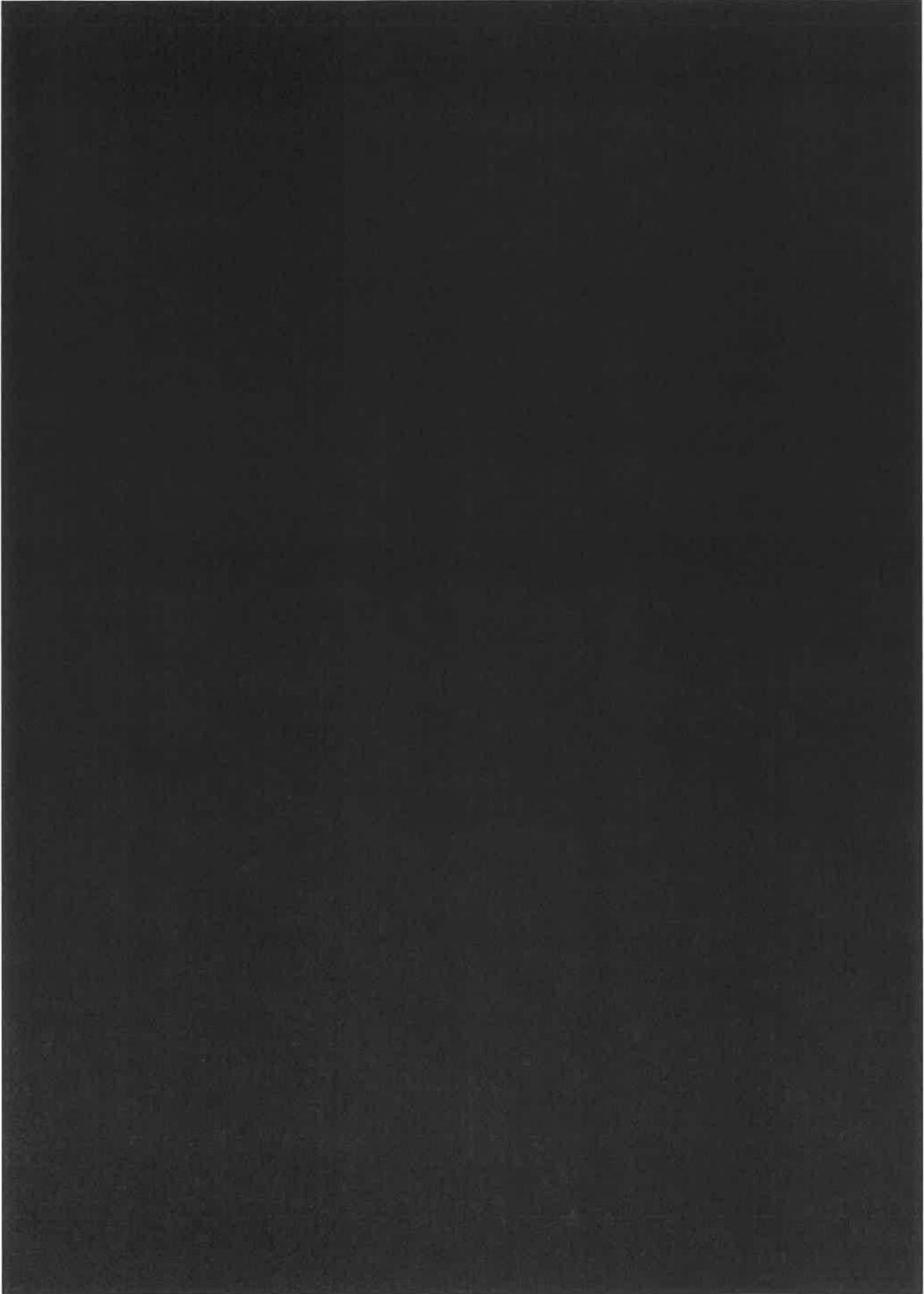
(単位：人、千円)

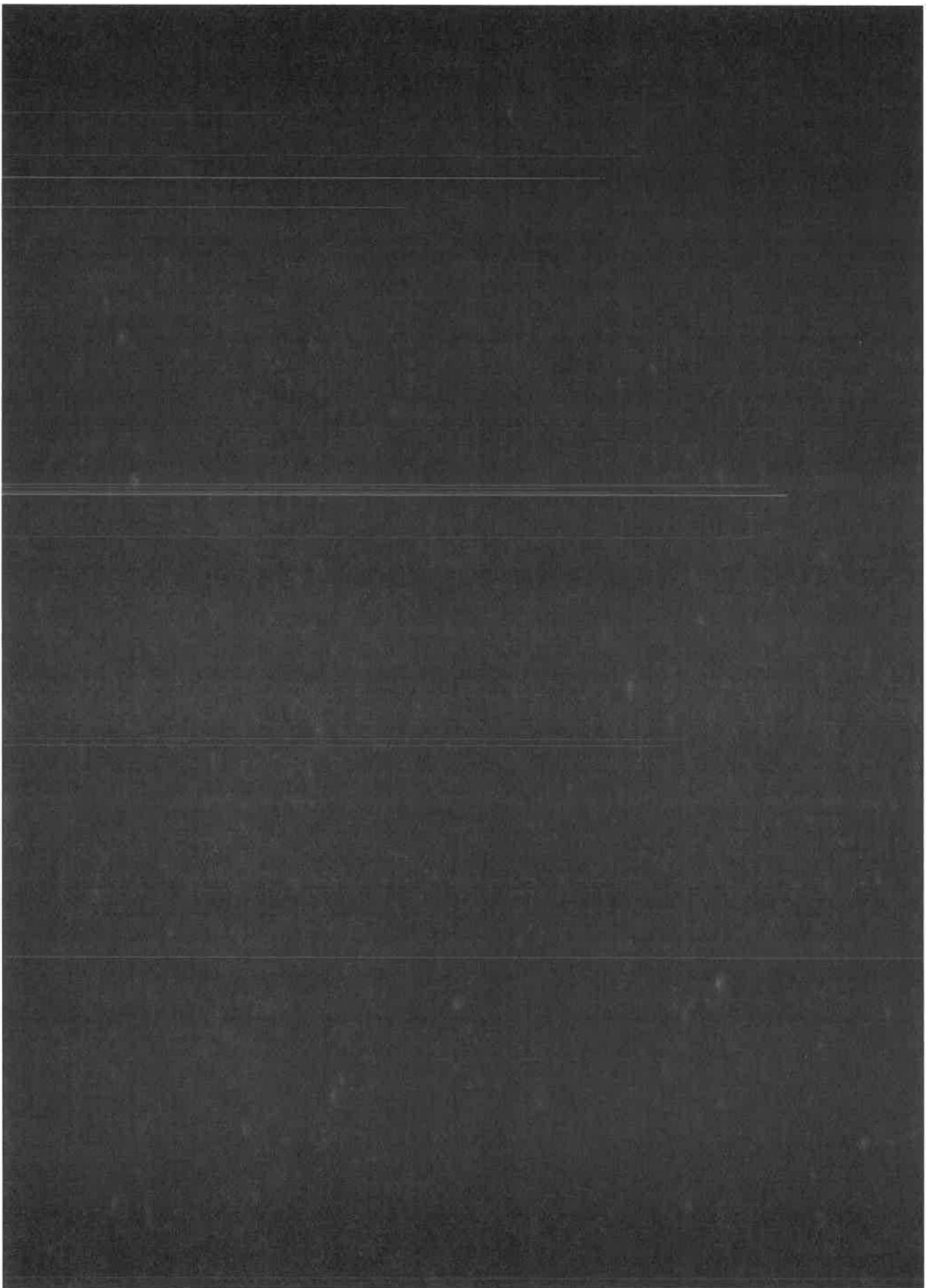
資本金	10,000	申告状況	令和2年12月	(売上) 174,000 (所得) 1,200
同非区分	同族		令和3年12月	(売上) 193,000 (所得) 3,530
青白区分	白		令和4年12月	(売上) 201,000 (所得) 5,000
従業員数	3		令和5年12月	(売上) 300,000 (所得) 8,000

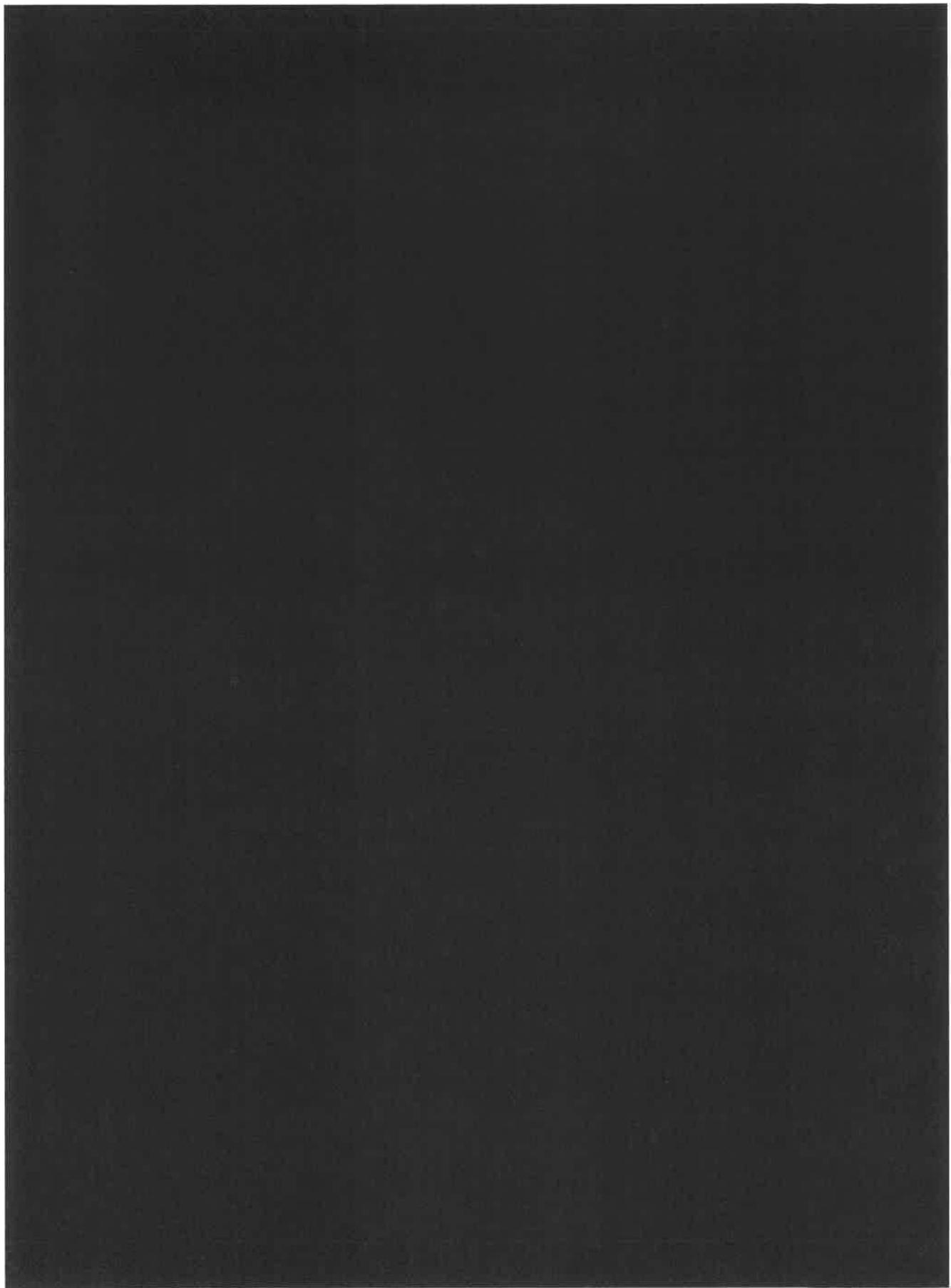
異動状況

年月日	摘要	発生額	収納済額	収納未済額
6.4.25	滞納発生	8,000,000 円		8,000,000 円









検索実習（その3）

- ① 滞納発生以降、滞納者との接触を図るため、居住地への臨場及び電話連絡を行ったが、滞納者は常に不在で接触することができず、経理担当者である妻が対応している。
- ② 妻は、「税金についての話は私ではすることができない。連絡があったことは夫に伝える。」と申し立てるのみで要を得ない。また、滞納者からの連絡も一切ない。
- ③ 滞納者に納税に対する誠意が見受けられないことから、財産調査の上滞納処分へ移行することとし、「差押予告通知書」を発送した。

※ 出署指定日時 9月25日 午前10時

- ④ 課税資料等により把握した財産について調査を実施するも、徴収上有効な情報を得ることができなかった。

また、「差押予告通知書」の指定日までに滞納者からの連絡がなかったことから、徴収部門で [] を立ち上げ、居所兼事務所の検索に着手することとした。

- ⑤ 検索に当たっては、滞納者と納付折衝を図るほか、滞納者の現況や動産の差押えに努める。

● 滞納者の概要

業種	内装工事業
所在地	大阪市中央区大手前2
滞納者	天満 次郎
従業員	経理担当者1名 外従業員2名
滞納税金	消費税及び地方消費税（令和5.1.1～令和5.12.31） 3,000,000円 督促日 令和6.4.25

● 公表財産等

金融機関	財務銀行 税大支店（店番222） 普通 9431585 ※ 反対債権過多である。
取引先	株式会社 東梅田住建
	株式会社 堺筋配管
	株式会社 南森町土木
	株式会社 中津地所
所有不動産	大阪市中央区谷町の土地及び建物 ※ 国税に優先する抵当権が設定されている。

【検索実習（その3）】

滞納者概況票

整理番号	1234567
滞納者	天満 次郎 (48歳)
業種	内装工事業
所在地	大阪市中央区大手前2 TEL 06-1234-9999

(単位：千円)

申告状況	令和2年	(売上) 74,000 (所得) 5,200
	令和3年	(売上) 93,000 (所得) 8,530
	令和4年	(売上) 10,000 (所得) 2,700
	令和5年	(売上) 75,000 (所得) 8,000

異動状況

年月日	摘要	発生額	収納済額	収納未済額
6.4.25	滞納発生	3,000,000円		3,000,000円

